

金 光 教 學

金光教教學研究所紀要

27

1987

金 光 教 教 學 研 究 所

金光教 学 — 金光教教学研究紀要 —

1987

No. 27

- 「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」とレトリック
——「覚書」「覚帳」のテキスト分析ノート——
……………早川 公明……………1
- 佐藤範雄の感化救済活動
——両大戦間期における大逆事件連座者及び
無政府主義者達との交渉を中心に——
……………渡辺 順一……………42
- 戦後民主改革と教団「統合」の課題
……………橋本 美智子……………77
- 「広前歳書帳」（教祖御祈念帳）について
……………小関 照雄……………117

資料 金光大神事蹟集四……………	159
教団史資料目録(10)——教団史資料八……………	201
昭和61年度研究論文概要……………	235
紀要掲載論文検討会記録要旨……………	244
教学研究会記録要旨……………	248
彙報 ——昭和61.4.1～62.3.31——……………	262

(第26号正誤表 p.272)

「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」とレトリック

——「覚書」「覚帳」のテキスト分析ノート——

早 川 公 明

へは じ め に

本稿では、「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」（以下それぞれ「覚書」「覚帳」と略記）両書に共通して見出され得る記述表現上の特徴を、主として修辭的観点から検討することによって探り、それらが両書の記述上にあつて如何なる働きを担う結果になっているのかを考察することを試みる。そしてそれに基づいて、それら記述表現上の特徴と創作意図との関わりや、更には両書が我々にとって有する、作品としての基本的性格について明らかにしていきたい。

考察の背後にある筆者の問題意識については、結びに述べることにして、ここで付記しておきたいことは、この場合にいう修辭、即ちレトリックとは、とかくそう受取られがちな、弁論のための優れた説得技術だとか、文芸上の文飾技法だとかいった技巧的な役割の面を重視する意味でのみ考えているのではない、ということである。もちろん修辭が結果的にそうした役目を果たすことになっている点是否めないし、また次に述べる役割もそうした効果と無関係ではないのだが、むしろここでは、修辭がその根底にもつ今一つの重要な役割、「発見的認識の造形」^①と言われる役割を重視し

て考えていくつもりである。

なお、本稿での「覚書」「覚帳」からの引用及び典拠箇所^①の指示については、『金光教典』収録分の章節項番号をもって示した。また、同一の出来事の記述が両書で表現上に大差のない場合は、原則として「覚帳」に拠ることとし、かつ「覚帳」の場合には、章節項番号のみを示した。

一、ありのままの表現

「覚書」「覚帳」の記述スタイルについて、全体から受ける印象を先ずもって述べれば、端的には「率直」「平明」といった形容が当てはまるそれ、一口に言って「ありのままの表現」ということが言えよう。このことは、従来から屢々指摘されてきていることである。^②では、この「ありのままの表現」といった印象は、記述上のどういう面からもたらされてきているのであろうか。以下では、それを主として修辭的な側面に注目することによって探ってみたい。

所謂文飾の感 先ず始めに、修辭学上で取上げられる文章表現術としての様々な修辭法について略述しておく。^③

じられなさ 修辭法は、大まかに言って、比喩表現（転義表現）と、その他の修辭表現とに分けられる。そのうち

比喩表現には、直喩・隱喩・換喩・提喩という四つの基本型が区別でき、またそれらとは別に、一連の同系列の比喩

を重ねて文を構成する調喩（寓喩）が区別される。以上に加えて、派生的な広義の比喩表現として、転喩、張喩（誇張

法）、引喩（暗示引用）、活喩（擬人法）、詞喩・字喩、声喩（擬声語）を含める場合がある。一方、比喩表現以外の修辭

法として、以上の他に、対比法、列叙法、緩叙法（曲言法）、反語、逆説・対義結合、中断・黙説・未決などが挙げら

れる。

筆者は、過去二年「覚書」「覚帳」の記述を、これらの修辭法に照らしつつ検討してきた（本稿末尾の補注Ⅰ「修辭法用例一覽」参照）。今、その結果のみをここに記すと、次のようなことが言える。確かに、隠喩や換喩などの基本的な比喩表現は語句のレベルで結構見出せるものの、その大部分は、当時の常套句と言えるものである。誇張法や擬人法といった、特に文飾の際立てに用いられがちな修辭法は、量の割合からすれば極めて少なく、それらもまた殆どが常套句的である。俚諺・格言の引用（引喩）は時々認められるが、どれも当時の言い習わしとして一般的なものであったと思われ、それもさして頻繁なわけではない。擬声語・擬態語の類もわずかに見られるに過ぎない。以上に対して両書の記述から比較の見出し易いのは、対比法と列叙法である。しかしこれらは、修辭法とはいっても文章表現術の基本的作法と言つてよく、必ずしも文飾技巧に結びつくものではない。結局のところ、両書からは様々な修辭表現が認められはするものの、殆どは既に常套句化・慣用語化されていた用語によるものであつて、もし、文飾や技巧としての意味でその頻度を問題にするのであれば、その限りでは一般の文章記述と比べてさしたる特異性が見当たらない、とひとまず判断できるであろう。⑤。即ち、「覚書」「覚帳」の記述には、突飛な比喩、殊更な誇張や擬人化など、奇を衒つた表現、所謂文飾としての技巧的效果を狙つた表現は、何ら特徴的に見出されない。語彙は当時のこの地方の日常的基礎語に限られ、表現は単刀直入で、淡々として、むしろ飾り気のない記述と言つていよう。それが「ありのままの表現」という印象を我々に与える先ず第一の要因であると言えよう。

列叙法*　ところで、両書の記述中で比較的頻度が目立つ修辭法の一に列叙法による表現があることを前記した。そこで次に、この点について特に考えておきたい。というのは、それがまた「ありのままの表現」という印象を深めさせる原因となつていふと思えるからである。列叙とは、出来事を表現する上での最も素直な述べ方であると言えらる。それは、例えば誇張法の如く見方を現実以上に上乘せしたり、その他種々の比喩表現のように、見方を転ずることによつて間に

合わせたりせず、その逆に、言葉の量を敢えて現実に対する感じ方とつり合わせ、文章の外形とそれによって造形される現実とを極力似せて表現しようとする時に生ずる。その列叙法には、列挙法と漸層法という二種の型があって、それぞれに性格・作用を異にする。^⑤「覚書」「覚帳」に多いのは前者であって、後者の例は極めて少ない。

。神のこと家内中忘れぬ。人を頼むことすな。良し悪しし、神任せにいたせし。心配すな。世は変わりもの、五年の辛抱いたし。とにかく、内輪きげんよういたし。もの言いでも、あなたこなたと申してよし。何事もあだ口申すな。(17・1・316)

両書には、右の用例や、或いは「覚書」における立教神伝の記述に見られるように、対比的な語尾を伴った列叙表現が数多く認められる。それらは、くどくどしさを感ぜさせるよりも、むしろ表現の長さのみあった内容が、繰返しのリズムと融合して、結果的には却って懇ろな説得の調子を生じさせている。また、列叙法は、要件を簡略に整理して記すための、一打ち書きや「……こと」といった箇条列挙型の表現による備忘録・記録文の類、或いは日記・伝記などの年代記的記述には、当然ながら伴いがちなものである。その上、両書には文末に独特の連用中止法（後述）がとられていて、それらのことも、列叙表現を頻繁にする一因となっている。

以上、両書に多く認められる列叙法のような連鎖形式による表現について概括して言えば、それは、事柄の軽重にみあった分だけの言葉の姿態が造形化されたもの、或いは箇条列挙型・年代記的記述の性格や連用中止の文体から来る必然的なものであって、事柄の漸層法的強調や様々な言葉による色づけのためのものではないことが知れる。それ故、両書における列叙法の多用もまた「ありのままの表現」という印象をもたらす第二の要因に挙げ得ると思えるのである。

連用中止 「覚書」「覚帳」の記述にあって注意を惹かれることの一つに、文末を連用中止形で閉じている箇所が随所に見られるということがある。一般の文章記述においても、文の流れを続ける場合、接続言を置かずして連用止めで繋

いでいく仕方は屢々見受けられよう。ところが両書では、そうした場合に限らず、①通常なら終止形か、さもなければ「候」を加えて文が閉じられるところ、或いは②通常なら命令形で記述されるところ、にまで多く連用止めが用いられている。こうした連用中止の多用は何に起因するのか？ 確かな原因は擱み得ないが、筆者はそこに以下のような推測をしている。日本語には、「言挙げせぬ国の美德」として理詰めめ接続語を嫌う習性があり、表現上から接続詞を排して接続関係を弱いほうに解消していくと、行きつく先は接続関係を全く説明しない用言の連用形による終止法になってしまう、という指摘がある。^⑦つまり接続言（接続詞・接続助詞）は、文章の順逆や因果の関係などについての作者の論理的思考を直接反映させる言葉である。即ち、接続言を多用すれば、その分文間が狭くなって論筋の運びの作者の側に依存する面が強くなり、接続言が少なければ、それだけ文間が広くなって、筋の読みとりの読者の側に委ねられる面が強まる。さて、両書の記述には接続言が殆ど認められず、連用中止形が極めて多い。いわば、作者の主観と論理的思考とを殊更表面にもち出さないという意味で、人間の大きな、理詰めとは逆の、極力それを控えた文章記述であると言える。そして、もちろんそれは「言挙げせぬ国」の人としての習性として片付けてしまってはならないだろう。恐らくそのことは、両書の記述が、出来事の論理的な帰結を読者に説くために書かれていたのではなく、作者自身がむしろ読者としての立場の先頭に立って、先ず一つ一つの出来事について努めて主観を離れて見つめようとしていたこと、即ち出来事を「ありのまま」に見つめようとして書かれたことを示しているのではなからうか。^⑧そしてそのことが、両書から「ありのままの表現」という印象のもたらされる第三の要因、しかも前記二つの要因をも説明づけ得る根本要因となっていると考えられるのである。なぜならば、以上三つの要因のいずれもが、実は、以下に述べるような意味における両書の創作上の意図との深い関連によるものと思えるからである。

「どいつしてどいついふこと」

筆者は、両書が創作された意図に関わる重大な中身は、そのうちの一方の作品である「覚

「書」の、次の記述部分に明示されていると考える。

。金光大神、其方の悲しいのでなし。神ほとけ、天地金乃神、歌人なら歌なりとも詠むに、神ほとけには口もなし。うれしいやら悲しいやら。どうしてこういふことができたじやろうかと思ひ、氏子が助かり、神が助かることになり、思うて神仏悲しゅうなりたの。また元の書き口を書けい。

〔「覚書」3・6・2〜4〕

即ち、右の「どうしてこういふことができたじやろうか」という言葉の上に、「覚書」「覚帳」という作品が書かれた、それぞれに共通する意図が、はからずも告白された結果になっていると思われるのである。ここでの問いかけ（傍点部）は、次に続く「氏子が助かり、神が助かることになり」を指している、つまり神と教祖との関係のとり結びの中で次々に生まれた不思議な働きを経緯全体を指摘している、と解し得よう。それは「こういうことができ」るようになった重大なきっかけの一つとしての具体的な四十二歳大患時の神と教祖との出会いのみを指すのではなく、そのようにして神・教祖が関係を結ぶに至った過程と、以後その関係のもとで次々に生まれた不思議な働きの経緯との、その全歷程に対してこの問いかけの意味が向けられていた、とみなされ得る。また、その問いかけは、直接には神自身による自問として表現されているが、同時にそれは、同じ感慨のもとに神の表白を言葉にもたらず教祖自身の思いともあい呼応するもの、即ち教祖自身による自問としての言葉でもあった、とみなし得よう。このように考えてみると、この問いかけは、たまたま「覚書」の上で、教祖の大患の出来事を記述する際に神の側からの表白として示されているものの、実は「覚書」執筆の命が下って以来、ずっとその思いが神・教祖双方に保持し続けられていた、つまり、「どうしてこういふことができたじやろうか」という双方に共通の問いに促されて「覚書」が執筆され続けた、と思われてくるのである。否、そればかりではなく、この問いかけは、両書の執筆である教祖の思いに限って言えば、既に「覚帳」の執筆意図の中にも共通してあったものであると推察される。⑨少なくとも「覚帳」の場合にも、後年のある時期から振返って、

安政四年十月十三日の神の頼みはじめ——とりも直さず神・教祖の關係のとり結ばれる重要な一起点——が創作上の書出しに選ばれていること、そしてそれ以来の「お知らせ事」が、後年になるほど詳しく、しかも「覚書」に記述された明治九年までの出来事以降のことも、ずっと生涯にわたって書継がれていっていること、に思いを至らせる時、そこからは「覚書」「覚帳」それぞれに執筆上の意図がはっきり区別されていたというよりは、そこでは共通して、先の「どうしてこういうことができたじやろうか」という問いかけによる執筆への促しが、作者の心に強く働いていたことを思わざるを得ないのである。

信仰の内 　そして、もし右のような問いかけが両書の創作上に共通する意図としてあったことが認められるとするならば、この「どうしてこういうことができたじやろうか」という問いは、自ずから、先ず教祖の信仰上における生の歷程を、努めて客体化してみることを要請したと言えるであろう。極力主観による価値判断を排して、過去の信仰上の出来事を、客観的に「ありのまま」に見つめ直すことを。即ちそこでは、どうして氏が助かり神も助かるようになったのか、ということの内省的な確認が、作者としての教祖に、或いは神に求められていたと考えられるのである。そして、そのためには、出来事の記述上に文飾を施したり殊更な感情移入を持ち込むことは何ら必要とされなかった（文飾技巧の感じられなさ）。出来事の因果關係の論理的帰結を記述上に直接反映させてしまう言葉は努めて差控えられた（接続省略と運用止めの多用）。先ずは、出来事をそれが生起した時間的順序に従ってありのままに記述する（列叙法の多用）ことをもって、とにかく過去の歷程を一旦客体化して捉えてみるものが求められ、それが実際の文章上に実現されている、と考えられるわけである。つまるところ、作者によるそうした両書の創作上の意図が、作者による修辭意識の有無如何に拘わらず、前記してきたような記述上の文体に反映している、とみなし得よう。

本章の終わりにあたり、「覚書」「覚帳」両書の、読者として把握すべき基本的性格について、以上の考察から帰結

するところを断っておきたい。それが、手控えふうであれ、或いは自叙伝風であれ、要するに両書とその作者、両書とその読者との関係において先ず留意さるべきことは、以上述べたように、両書の記され方が、作者による他の読者に対しての外向きの主張や応答を目的としたそれではなくて、何よりも作者自身を先ず最初の読者の位置につかせ、出来事の記述を通して、改めてそこでの自己の生のあり方を見つめ直すための、内への謙虚な自省を目的とする自問的形式のそれである、という点である。そしてその場合、読者としての作者に向けられていた自問とは、神・教祖の關係のとり結びによって、神・人双方の助かりがなぜ可能になったのか、を確認することであった^⑧。即ち、両書は先ずもって、右のような問いかけのもとでの信仰的な内省を、その作者と共に読み手にも迫る書である、と結論づけられる。

二、対比

前章で述べたように、基本的には殊更な修辞技巧の認められない両書の記述にあつて、修辞法上最も頻繁に観察できるのは、対比法による表現である。そして、そのことを通して筆者に印象づけられることは、両書の記述が、特にお知らせ部分にあつては、二項対立の構図を強く示している、と思われることである^⑨。これが、両書の記述スタイルについて、その全体から受ける印象の第二に挙げられる。そこで本章では、両書中のお知らせの記述から伺い得る二項対立的な事項に注目して、それらが両書で果たしている作用を考察し、更にそのことを、前章に述べたような両書の創作意図との関わりにおいて考えていきたい。

対比法 両書のお知らせ記述中に見出される対比表現のうち、その頻度に基づいて様式別に示してみたのが、本稿末尾に付した補注Ⅱである。以下では、それをもとに検討してみたい^⑩。

対比とは、世界の事象を見分けるための、ごく一般的な認知法ではある。けれどもその見分け方は、それを捉える側の関心に応じて異なり、従って見分けられた世界は、それぞれに異なる姿を見せる。無関心な傍観者には全面的に一樣にしか見えない表面にも、ある特別な関心をもって観察する者の目には、様々な差異が見分けられたり、意外な裏面が見抜かれたりする。そして鋭敏な洞察力や透視力が通念を打ち砕いて、既成の範疇の組替え・転換を生じさせるのは、多くそのようにして見出される差異を際立った形で単純化し、二項対立形式での認知がなされる時なのだとと言える。

そのような観点を念頭に置きつつ両書のお知らせ記述全体を見わたす時、第一に認められることは、端的には「此方」 $\uparrow\downarrow$ 「世間」という対比で言いあてることができる、教祖の側での信仰的な生活態度と世間の人々一般の生活態度との差異の見分けを示す対比表現の頻出することであり、そして、それらの記述を通して明らかなのは、当時の「世間」の有様が、「此方」の眼から極めて批判的に捉えられていることである。ここでは家業の営み方から信仰の在り方に至るまで、世間のしきたり・習わし、世間的通念といったものが、「此方」の在り方との対比のもとで、対立的に映し出されている。^⑧

次に、両書を通じて今一つ注目されるのは、時間に関する対比表現に伺われる一つの特徴的傾向である。両書には、過去・現在・未来の時間対比がこれもまた屢々認められるが、その多くは、現在までと現在以後との対比によって、前者と後者における状態の、負から正への価値の転換を予告的に示唆するものである。^⑨そこから伺えるのは、将来を価値づけて来るべき時への注視を促し、それに基づいて、過去ないしは目先の難儀や不安に囚われがちな心を解き放ち、先を楽しみにして今月今日を送るといった、ここからの将来を迎えるための心の仕構えについての指示がなされていることである。このように、現在及びそれ以前と、現在以後との時間対比による負から正への価値転換が繰返し示唆されていることが、やはり両書の記述上の今一つの大きな特質として指摘されなくてはならないだろう。^⑩

要するに両書のお知らせ記述上では、「此方」 $\uparrow\downarrow$ 「世間」と「現在及び過去」 $\uparrow\downarrow$ 「将来」という二つの対比を基

本の軸として、それが緊密に絡み合わされることによって、「此方」の信仰的理想世界と、「世間」という現実世界との、それぞれの時空の有様が対照的に描かれるという結果が生み出されており、その構図のもとで、既成の世間的通念の覆しがなされていっていると思われるのである。では、それらの対比構造に基づいた差異の見分けの中で、通念の転覆・範疇の組替えといったことがどのように示されてきていると言えるであろうか。

逆説*

ところで、以上のような対比表現に注意してみる時、それらが、同時に逆説の形式を伴って記述されている場合の少なくないことに気づかされる(本稿末尾の補注Ⅲ参照)。逆説とは、一般的常識・通念における意味連関の接続を逆転させることによって、そこに通念(定説)とは反対の意味を生じさせる表現形式のことである。従って、両書においてこの形式を伴った対比表現は、まさしく当時の世間的通念と対立し、それを覆すべきこととなる。以下に幾つかの例を示そう。

(1) 難儀の諸相の見方

。 一つ、盗人は貧から、両方の難。一つ、ばくちは重々の罪。人をかけることとして取り、罪はほろびるということあり。一つ、人にかけられるは同罪の罪、欲から。一つ、押し取りは悪事者がすること、末は刈られ。(16・2・1~4)

ここには、盗む側と盗まれる側、人を掛ける側と掛けられる側、両者を対比しつつ、そのどちらの側にも同様に難・罪のあることが指摘されている。通常からすれば、盗人・博徒は、悪人・罪人(難をしむける側)という概念の枠に納められ、一方、盗みにあった者・掛けられた者は、被害者(難を被った側)という別の概念の枠に納められている。けれども一旦その枠をとり外してみれば、難をしむけた前者の側にも「貧から」という難が見抜かれ、被害に遭った後者の側にも「欲から」(盗まれた者についての指摘はないが、暗にその場合も含めて「油断から」と言換えてもよいだろう)という罪が

見抜かれる。こうして盗人の「貧」も、被害者の「欲」も、改めて、世の中の難儀の諸相をまとめた一つの概念の枠へと收納のし直しながなされているわけである。^⑧

(四) 対義結合

次に、両書の記述中には、難儀とおかけの関係について対義結合の形式で示される表現が散見する。「今般、結構なおかけを知らせ、知っておかけ受けん人あり」「よいが難、難がよくなり、難逃れ」「神の道を勤め、神を知らず」「世間には死んで難儀、此方には死んで先でのおかけ」等々。これらもまた、難儀とおかけの関係について、通常当然と思われる両者の関係概念に矛盾を生じさせることよって、却ってその関係への注意を喚起し、両者の対立的構造の見直しと、それぞれについての意味の再確認を促す仕掛けをもっていることに気づかせられよう。

(イ) 通念の意外な「裏」

一般に、ある事柄の認知には、その反対ないし裏の認知が同時に伴っているはずで、普段はそれが当然了解ずみのこととして、裏まで示されることはない。しかし、時には強いて裏を示すことによって事柄を一層印象づける場合がある。それが対比表現を生む一つの原因でもあるのだが、むしろ、裏の認知が通念として理解されていなかった、或いは裏も同時に真だとは思われていなかったような事柄が新しく指摘されることで、従来の観念の転換が迫られる場合があり、これがまた逆説を生みだす。「氏子あつての神、神あつての氏子」という今日では本教内に周知の言葉も、前半の指摘が、当時の一般的真理として認知されていたであろうか。また、「天地乃神にはお上もなし、其方にはお上もあり」はどうか。諸宗教を統制し、人々を絶対的な力で支配する当時の「お上」に対する観念のもとでは、その言葉によって指摘されていることが、世間の通念からすれば如何に思いがけぬ斬新なことであったか、が了解されねばならないだろう。以上、対比表現中に認められる逆説的言表を幾つか例示してみたが、他にも、対比表現中に限らず、両書のお知らせ記述には、当時の世間的な常識・固定観念を覆す逆説的表現を多く見出すことができるのである。^⑨

反語^{*} 両書の対比表現を伴う記述にあって今一つ気づかされることは、その文脈上に、反語の形式をもって示された記述が屢々認められることである。

。村中の氏子が此方の宮のこしらえたの建てると言えは、石までも、くれと言えはやれ、……。 (21・27・7)

右の例では、そのすぐ前に記述されている対比的文脈^⑩によって、それが決して本意として表明されているのではなく、「あてこすり」以外の何ものでもないことが明白となる。これと同様に、宮建築の動きに関わるお知らせ記述中には、前後に対比的記述がおかれることによって、そのどれもが真意の裏返しであることの明らかに察知される反語表現が屢々出現する。その他にも「仲ようせず末の難儀したければ、もちをせい」「日天四、月天四、金神をどうなりともしてみいと申しておれい」といった反語的肯定をもって、却って、現実への拘泥よりも先を見通すことの大切さへの促しだが、或いは神の確固たる不変性が強調されている場合がある。つまり、これら反語形式で表現された記述箇所においては、いずれも前後の文脈上に表現とは裏腹の真意が対比的に暗示されていて、そこには、表現面に述べられている当時としての世間的通念に則った行動や態度に対する、否定や覆しの意図がこめられている。いわば真意そのものは既成の観念の打ち砕きを促しているのである。けれども、通念の側の支持が余りにも強力に働いている中では、それと対立する観念は幾分なりとも皮肉な調子を帯びた言葉として表明されざるを得ないのだと言えよう。

こうして、逆説や反語は、両書の記述全体の対比構図を捉える時に察知されてくるところの、両書に特有の修辭的アクセントとなっている。^⑪

人代と神代 以上、両書の記述上に、対比構図に基づいた差異の見分けによって既成通念の覆しや転換がどのように

示されてきているかにつき、そこに認められる修辭上の働きに注目して見てきた。^②このことから、「覚書」「覚帳」が、「此方」という神・教祖の關係場を立脚点にして、その内なる世界と外なる世界について、「此方」↑↓「世間」という基本的な対比構造に基づきつつ、神・教祖・人々の關係の束の中から、現在を軸にした「これまで」と「これから」の事態の轉換や、「難儀」と「おかげ」の諸相についての対立的な対比を際立たせて示すことによつて、現実の世界と信仰に基づく世界との差異が見分けられるべく記述されていることが読みとれてくる。そのような両書のお知らせ記述に認められる対比構造の全体を端的に言い表わすとすれば、次のお知らせの表現を置いて他にないであろう。

。 人代と申し、わが力で何事もやり。今般、神が知らしてやること、そむく者あり。神の教えどおりをする者は神になり。昔は神代と申し、今は人代。昔へもどり、神代になるように教えてやる。難儀はわが心、安心になるもわが心。 (24・25・1~3)

右は、両書の記述中、とりわけ強く読者に印象づけられる箇所の一つであると言えよう。それは、右の表現が、基本的に対比構成でなっており、しかもお知らせ中の記述全体を通して繰返し現れる様々の二項対立的パターンの基調が、ここに集約的に示されてきているからであろう。そして、それらが「人代」と「神代」という二つの言葉に収斂されている右の構成、それはいわば両書のお知らせ中に示された世界の一つの縮図であると言つてもよい。即ち、両書にみられる対比表現の基底に一貫して潜在しているのは、「神代」の原理と「人代」の原理の差異の提示であるとみなし得よう。こうみてくると、対比表現の仕組みは「覚書」「覚帳」という作品の性格を規定づけるほどの作用を及ぼしていると言つてもよいのではないか。それは両書にあって、その作品世界を讀みとろうとする人々をして、日常的世界の通念の枠を打破し、新しい世界構成の枠組を形成せしめるための、一つの根本的な修辭上からの仕掛けとなっている。では、そのことは、一章で述べたような両書の創作上の意図と、どういふ関わりをもつことになるのであろうか。

通念批判の書 筆者は、それが、「どうしてこういうことができたであろうか」という作者の問いかけの姿勢から導かれてきた一つの必然的帰結を示すものとして、結果的に両書が実現している意図、換言すれば両書に内在化された意味内包としての意図を表わしていると考ええる。一章では、この問いかけによって、先ずは出来事を、それが生じた時

間的順序に従ってありのままに記述することをもって、とにかく努めて客体化することが作者に求められ、それに際しては、因果的思考に基づいた出来事間の論理的説明づけを記述上に反映させることが極力差控えられたのだ、ということとを断った。ただ、出来事の中にお知らせがもたらされ、そのお知らせに従って出来事を生きたその歷程が、そのまま書きとめられたのであった。その結果として、右の問いから導き出されるべき根拠を説明する役割は、それぞれの出来事の中に「お知らせ」として記述されたその世界の上に託されていたのだと言えよう。それは、作者である教祖が、読者としての立場に立つて先ず最初に求めたであろう世界であり、その意味ではもはや必ずしも作者のものではなくて、両書が内在することになった自立的な世界である。そして、その世界は、本章に見てきたような強い二項対立の原理に貫かれて、「此方」と「世間」の差異が対比的に描かれている。このことのうちにこそ、先の創作上の問いに応答すべき根拠が、読者としての作者に見出されようとしていたのではないか。

自叙伝は、必ず自他の峻別を強く示すことによって、他とは異なる自己の内面的本質が一体何であるのかを問うと言われ、また、神話は必ず強い対立の原理に基づいて語られ、その対極性こそは、その神話にとつての根拠に関わる根本原理の説明の役割を担っている、と言われている。^②「覚書」「覚帳」両書が自叙伝的性格を有しているとは時々指摘されてきていることである。^③但し、両書にあっては、出来事の記述上に、他とは異なるところの自己の内面的本質に向けての問いとそれに関わる言表が、作者自身によって直接的に示されているのではなく、神の「お知らせ」として記されたその世界の中に、右の問いを反映させることによって果たそうとされている、という点で、一般的な自叙伝とは著しく異なるとされねばならない。つまり、両書の自叙伝的性格のもう一方に神話としての性格が押さえられねばならない

だろう。²⁰ 本章にみてきたような、両書のお知らせ記述部分に認められる強い対比的構成の叙述は、今述べたような両書がもつ二つの性格に負うていると思われる。そしてそのことは、結局両書が、「此方」という、世間とは別のところに設けられた中心に視点を据えて、当時の世間の有様との対置のもとで新しい世界の原理を描き出すべく織り成された書物であることを示唆するものである。

「覚書」「覚帳」両書の、読者として把握すべき基本的性格について、以上の考察から導かれる第二の帰結を断れば、それは、両書はまた、神に基づく世界との差異の見分けのために、その一方で、世間の通念に向けての批判的な問いかけを迫る書でもある、ということができよう。²¹

三、比喩

両書のお知らせ記述中で、今一つ注目されるのは、たとえ方言・俗言としての意味や背景の状況を知り得ても、それを字義通りに解しただけでは、そのお知らせ全体の意味が明らかにされ得ないような、暗示的で象徴性に富んだ記述が目にとまることである(本稿末尾の補注IV参照)。つまり、当時の教祖をとりまいていた日常的な生活世界への直接的指示(いわば時々の具体的状況や特定の個人に向けられたもの)にとどまらず、というより、むしろその具体的意味が頭になされなるところから、更に別の何かを暗示し、志向しているように感じとれる、そうしたお知らせ記述が散見することである。要するに、そのような印象は、その部分の記述全体が、比喩的言表としてなされているところから来ている、と筆者には思われる。

そこで本章では、右のような場合を例に取り上げ、それが両書中で果たしている修辞上の役割、及びそれと創作上の意図との関わりを考察していきたい。

比喩　比喩とは、「従来見出されなかつた二つの事情の間に、感情上の一致を見出す」時に生ずるものであり、二つの事柄間に類推能力を喚起することによって、一つの新しい見方を導き出すことに外ならない。

この比喩（特に隠喩）と、そこに関わる類推喚起の力について、そこに我々の世界認知の仕方に関わる重要な働きがあることが指摘され、言語学や哲学上で注目されている^⑧。それらの指摘を筆者なりに概括してみると、

(一) 未知（無名）なるものの命名……我々は、既知のものから未知のものへと向かうにつれて比喩の上に比喩を作りあげている。語の比喩的使用こそは新しい意味の発見・世界の創造的認知のための主要な道具であり、それなくしては、この地上の経験的世界の範囲内で更に発見されるかもしれない何ものをも語り得なくなる。

(二) 概念の流動による多義性の活性化と革新……(一)が可能になるのは、比喩が、日常言語のもつ素晴らしい富「多義性」に与って、通常概念や論理的な文法規則からの逸脱による意味の流動性や膨張を促し、我々の感覚・情動に直接訴え、想像力を刺激して、意味の創発を作動せしめるからである。

(三) 範疇の交ぜ合せによる日常性のひっくり返し……そのようにして比喩は、通常意識では、全く異質なものと認識されている諸概念の仕切りを取払い、範疇の交ぜ合せを生じさせることによって、事柄の見方に新たな実在感を呼び覚まさせる^⑨。

いわば、言葉を通してなされる、世界の創造的認知にとって、比喩が重要な働きをなすものとして注目されているわけである。そうした指摘を踏まえて、以下、両書のお知らせ記述中の比喩的言表につき、具体例を示しつつ暫く論じてみたい。

* 隠喩

○ 日天四月天四耕鬼門耕金乃神社、生神金光大神社、当年で十三年に相成り。辛抱いたし、信徳をもって、天地のしんと同根なり。六根のお板、心経お読みなされ。金光大神社口で天地乃神御礼申し。このうえもなし。

(14・3・1~4)

右のお知らせ記述において「(生神)金光大神社」という語は、語句自体何ら突飛な造語とは言えないが、状況的背景を調べてもそうした社殿が実在したわけではなく、また「……口で天地乃神御礼申し」という文脈の中で使用されることによって、極めて暗示性を秘めた言葉となつて示されてきている。この言葉が表現されている他の幾つかのお知らせ記述と照らしてみても、そこには、従来の「社」という語に一般的な意味として定着していなかった諸特性が付与されてきていると考えざるを得ないのである。^④ それらにあっては、その語が置かれている文脈との照応関係の中から、「社」に纏わる既存の概念を有縁の契機とし、それとの比較において概念の拡張が要求されることによって、集団性・共同性・統合性・精神性・人格性等の一連のイメージが湧出し、我々を多義の豊饒性へと誘い出す。これまでにこの語について様々に定義づけがなされてきてはいるものの、^⑤ しかし、本来それはリアリティの直接の運び手として、かつて言葉に捉えられたことのない何かについての、これこそを新規の命名と言わざるを得ないような、その意味で他の語への置換が不可能でそれ自身を新たな範疇と受けざるを得ないところの「根元的隠喩」と言うべきだろう。こうして右の言葉は、我々をして、言語上の未知なる世界に足を踏み入れさせ、認識と想像力と感覚との間を探索する冒険へと誘うのである。

構造化された隠喩

。此方には油入れな。うんかが食うか食わんか、今夜此方広前来て寝てみい。蚊が食うか。其方は、日ごろ蚊に負けてほろせが出る。ほろせが出るか負けるか。蚊が食わねば、うんかも食わんと思え。しせん封じ残りが食うたら、手でござえおき。いつでも少々はうんかもおる。蚊に負けねば食わんのじゃ。

(「覚書」5・6・1～5)

右は、現実上の出来事をもって、将来の事態(うんかの発生)への対処の仕方を予知せしめようとしているお知らせである。記述中、蚊の話とうんかの話は、互いに「実話」と「譬話」の関係におかれ、その交錯によって構造化された隠

喩（²⁴諷喩）を成立たせていると言える。つまり、ここでは、隠喩（教祖と稲、蚊とうんか）と換喩（^{*}教祖に蚊が障らない↓田に油を入れない↓稲をうんかが食い荒らさない）の組合せによる関係構造が用意された中で、受け手の選択が、神への信頼の有無に関わって試されているのである。こうして右の指示は、二つの話を、何らの因果関係も見出せない別事として理解させようとする常識的世界からの呼びかけと、それらが照応する事柄として重ね合わされてしまうという、常識的には馴染みのない世界からの呼びかけとをもちたすことによって、相異なる世界観の衝突という事態を惹起せしめている。いわば、前者の呼びかけのままに慣れ親しんでいる世界に留まるか、或いは後者の呼びかけに心を委ねて譬えを了解する道を選ぶか、という二つの世界の選択を強いる言語上の事件であると言える。前者の世界に住まう側の性向からは、右の指示は、世界の常識的構造理解のための言語使用の仕方からして全くナンセンスな、得体の知れぬこととして片付けられようとする。しかし、もし後者の世界に踏み入る道を選ぶとすれば、その譬えが喚起する奇妙な生々しさに自らを適応させ、むしろその「異常」さこそ、既存の言葉の使用でなされる構造理解の枠を突破して新しい世界了解のために神から仕向けられた気づけの装置であることを悟って、自らが神の語り出す世界の实在性を具体化すべく、その指示に自身の将来を託さなければならぬ。右の譬えは、こうして神体験のための新たな可能性を引き出す刺激を与えているのである。

引喩^{*}

。一つ、なにかのこと、淵が瀬になり瀬は淵となり、たとえのこと。大水の時、海のごとくと申すことあり。……一つ、備中逆川と元より申し、昔より申し、水が逆し流れるようになり。

(15・10・1〜2)

右のお知らせでは、当時の言い習わしであったろう文言が、引喩として列記されている。それは、ここに記されている字義通りの事態が、具体的事件として起きているのを指して言われているのではなく、そのこと自体はあくまで「た

とえのこと」としてもち出されているに過ぎない。この引喩の積重ねをもって構成された譬えが告知しているのは、世の中全体の、大きな、それも異変としか映りようのないカラストロフィー的な変動であろう。その名状し難い様相を寸分違わず言いあて得る決定的本名なるものは存在せず、かといって千言万句を重ねようと、むしろ益々茫漠たる表現にしかならない、そんな世相が三つの引喩をもって表現されてきていると思われるのである。そこには、まだ言葉として経験される以前の、無定形な混沌の中に立ち現れようとしている観念を、それと類比し得べき既によく知られている現象の中に発見して、それとの対比を通してしか伝えられない、そのような隠喩的役割を担わされた引喩の姿を認め得よう。格言・俚諺等の前言引用は、概念的理解とは違った仕方での理解への接近を可能にする。何よりもまずその経験的機能^⑤に与って、類似性注視への喚起を促すと共に、その幾つかは、右の例のように生々しい臨場感を伴った視覚的典型場面を示すことによって、感性に直接訴えかける。そして、そうした思考に基づけられた表現は、類推の喚起力の故に、イメージが自己増幅しこそすれ、決して閉じてしまうことはない。その類推力こそは、想像力の因であり、直観的・包括的に事象を捉えることを可能にする源でもあるからである。^⑥

詞喩・字喩

一つ、黒物、くろずみ、すみは黒し。世は黒むがよしということあり。暗うては物事見えんと言うが。
一つ、金光とは金光と書き。明い方はだれでも見ようが。おいおいには明い方へ人が来る。(21・30・1〜2)

右の例では、「黒」と「金」というイメージを対照的に取出し、各イメージに付随する価値づけの確かさ加減の比較を通して、神の確信性を強烈に暗示する結果を生み出していると言えよう。両書の記述中には、こうした詞喩・字喩による所謂語呂合せの表現が散見する^⑦。このような意外な一面を両書の記述が具えていることは留意されてよいと思う^⑧。その多くについては、語呂によって結合された二つの事柄を論理的な因果の連関から説明づけることが殆ど困難であり、

またそうすることが無意味に等しいであろう。それらは概念組織に基づいてではなく、同音異義語故の対照性・二重性から生ずる何らかの感覚的相同性を契機にした、極めて直観的なイメージをもって結合されたものであるうから。けれどもその結び合せが、論理的な連関を辿ることによって見出されるどんな帰結よりも遙かに興味深い洞察を提示し、またその意外性が不思議な共感を呼び起こして、我々の常識の垣根を取払い、訴えかけを迫る場合がある。それにしても、例えば「天地」が「雨土」に、また「神」が「上」に字喩的に対置され、「日天子」が「日天四」、「信心」が「心甚・心神」などと当てて記されているところからは、単に読み手の感じとり方とのみは言えない、抑々の「お知らせ」を言葉にもたらずに際しての、作者自身によるそれら信仰上の常套語に対する意図的な「異化」の試みが察せられ、そこから既成観念に囚われないイメージの広がり・進りが、表現上にもたらされているのだと思えてならない。

信仰表現と比喩 以上、両書に認められる比喩表現の幾つかを示してみたが、要するにそれらのお知らせ記述は、いづれも通常の論理的思考法による概念的意味把握を越えて、むしろ、表現上の字義と、その背後に感知される隠された比喩としての意味との間の緊張——それは文脈との葛藤によって生ずるとされる——の中から湧き上がってくるイメージの、それ自身による増幅の働きのほうへと我々の関心を向かしめている、と言えよう。

そして、その観点から両書の記述に向かう時、前章で述べた「人代」と「神代」についての一方の「変動」の相と一方の「不変」の相が、様々な比喩をもってイメージ化されていることに気づかされるように思う。今それを概括的に述べれば……

先ず、「変動」の相については、前掲の引喩の例を始め、所謂天災地変を通してそのイメージが造形されている場合が多い^⑧。それらは単なる自然界の異変事象として語られているのではなくして、「天地の道つぶれとる」とされる、その世相の如何にたわいなく移ろい易いものであるか、またその変化が神の眼からすれば如何に「狂い」の様相を呈し、

「気ざわり」なものであるか、を察知させるための、神の啓示の言葉として語られていると言えよう。

それに対して「神代」の『不変』の相については、関係性と共同性の両面を通してイメージ化が果たされているように思われる。先ず前者については、天（日月）の運行が地上にもたらしている恩恵的事象の永続的な繰返しとの関係、或いは親と子の間柄に通い合う慈愛の情の時代や状況に左右されぬ関係をもつて、不変なるもののイメージが造形されている。また後者については、先の金光大神社の例を始め、宮・社のイメージをもつて、その共同性を培うための聖なる中心の象徴化が図られると共に、その根づきどころは、例えば「天地のしんと同根」という表現の示すように、中心の不動性がイメージ化されている。これらもまた、神に基づく世界の、如何に確かで堅実なものであるかを知らしめるための、神の啓示の言葉であることは言うまでもないであろう。

こうして、両書における比喩表現の多くは、「人代」の変動性と「神代」の不変性のイメージを際立たせ、しかも、それらが繰返し出現することによって強調されるという役目を果たしていると思えるのである。④では、両書における以上のような比喩的言表は、何によってもたらされてきているのか、またそれは、両書の創作上の意図との関わりから言うてどういうことになるのか。

思うに両書の比喩表現は、作者である教祖が、神の啓示を「お知らせ」として言葉にもたらず時に必然的に成立してきたものである。なぜなら抑々の「お知らせ」とは、単に言葉と同一視できない、その意味で、それを直接言葉としては表現し難い何かであったはずである。④しかも、ここまでに見てきたようなお知らせの多くが指示しているのは、本章冒頭に断ったように、現実世界の具体的な出来事に対して向けられている公然たるそれではない。もしくは、単にそれにとどまるものではない。それは、教祖によって初めて経験された、その不思議な宗教体験の本身としての信仰上の世界における出来事、まさしく新しい神話の世界の出来事を指示するものなのである。いわば、かつて現実世界のものとなり得たことのなかった何かが、「お知らせ」として新たに言葉にもたらされているわけである。しかし、それに際し

て用い得る言葉は、現実世界を見分けるために教祖が用いていた既成のそれしかない。とすれば、現実世界の中に発見される事柄とのイメージ上の結びつきによって類推され得る言葉、即ち比喩をもってしか、その信仰上の世界は言葉に造形化し得ない、ということになるのではないか。従って、「お知らせ」の言葉化とは、教祖自身にとっても極めてフイクティブな創造行為に外ならなかった、と言わねばならないだろう。^④

新しい神の世　そして、以上本章に述べたこともまた、前章の終りに述べたことと同じく、「どうしてこういうこと

界開示の書　ができたじやろうか」という作者の問いかけの姿勢から導かれてきている一つの必然的帰結として、結

果的に両書に実現されているところの、両書に内在化された意図を示すものであり、右の問いから導き出されるべき根拠を説明する役割が、こうした比喩的言表での記述のうちに担われているのだ、とされねばならないだろう。即ち比喩こそは、イメージに従って思考する神話的思想性^④として、不可避な言語的戦術として存するからであり、それなくしては、神の意図が書物の上に言葉をもって内在化されることも、従って書物を通して、我々が教祖の見出した神と出会うことも、殆ど不可能であることを、以上に見てきたことが示しているからである。こうして、両書のお知らせ記述には、様々な比喩的言表によって、作者に体験された信仰世界での出来事が、神話として示されてきていると言える。それは作者による問いかけが、自ずから然らしめた結果のものであり、またそのような表し方をもって、まず作者自身が読者の立場で、その記述から「氏が助かり、神が助かることにな」ったその筋道を辿り、意味を読みとるためのものであった。

本章の終りにあたり、以上から導かれてくる「覚書」「覚帳」の我々にとって把握さるべき基本的性格についての第三の帰結を述べれば、それは、両書はまた、新しい神に基づいた信仰世界を、ここに見てきたような仕方^④で開示している書、即ち新たな神の世界開示の書としてもある、ということになる。そこには新しい神によって意図されている原

初的な救済の世界が提示され、我々それを読む者の運命に関わる戒めと救いのメッセージが秘められている。そしてその読みとりに際しては、以上のような仕方での言語化を通して、人々の既成の存在様態を根底から覆すべく仕向けられている、宗教の言葉のもつ戦術的側面としての修辞の働きに、もっと注意が向けられてよいと思うのである。

へお わ り に 〱 — 「作品」としての「覚書」「覚帳」 —

以上三章にわたり、「覚書」「覚帳」に記述された表現の修辞的側面に注目することによって、両書が我々にとって有する書物自体としての性格を考察してきた。最後に、考察の背後に抱いていた問題意識を記すことで、結びに代えたい。

近年、「作品」(と)いっても、ここでは文字言語で記述された、一方に作者、一方に読者を想定できるそれに限定しておく)の読解についての新しい取組みが提起されている。その特質を手短に述べれば、作品を作者の絆から解放して、作品自体の自立性・自律性を一層前面に押し出そうというものである。^④即ち、かつての多くがそうであったように、作者の人生・人格やその境遇等、作品に外在する作者の意図の想定から出発して作品に向かうよりも、もっと作品自体に内在するもの——作品として構成された世界とその構造の仕組みがもつもの——が直接読者に訴えかけてくる面に注意を集中しようというのである。従って、ここでは、作品読解に際して従来以上に、(1)作品世界を築く記述言語のフィクティブな創造的側面に注意が払われ、また(2)作者と作品の絆(創作行為の面)より、作品と読者の絆(受容行為の面)のほうへと関係考察の比重が移されることになる。もちろん、だからといって創作主体たる作者を無視するわけではないが、その場合にも従来とは趣が異なり、(1)作者との絆(人となりであれ、創作意図であれ)は、作品から帰納的に求められるそれが重視

され、関連して(二)意図を作品に向ける作者の面のみでなく、むしろ結果として作品に内在化された意図を受けとる最初の読者としての面に関心が寄せられてきているのである。

そうした点々を念頭に置きつつ「覚書」「覚帳」読解への取組み方に照らして考えてみる時、私達は、諸々の出来事記述によって構成された両書の、その構築物としての作品自体に内在化された意味や性格について、果たして十分な注意を払ってきたと言えるであろうか。ともすれば作者たる教祖の生や人格の歴史的究明を眼目とするあまり、両書そのための材料として用いたり、或いは、そこに記された出来事を通時的な相において把握することに力点を置き、作品全体の共時相を見落したりしがちではなかったか。

そのような反省に立って、「覚書」「覚帳」についても、改めてそれを自立した作品として見据え、その作品としての特徴的性格や、作品から帰納的に求められる作者との関係、或いはその作品に描かれた世界が我々に訴えかけてくるものを概括的に捉え直してみたかったのである。それに際して、特にその修辭的側面に注目したのは、両書の作品としての個性や特徴を割出す上にも、また作者の意図をそこから帰納的に求める上にも、そして作品自体に内在化された意味を捉える上にも、それが一つの枢要な仕方であると思えたからである。それは、作品の「内」なる独特の世界を開く鍵を求めるに際して、筆者なりに作者との距離を確認し、作品の言葉へ向かう姿勢を整えようとする上で、とりあえず自身を作品とのコミュニケーションの位置につかせるために必要な前提として選んだ一つの恰好な基本的コードである、と考えてみたのだが。

考察を通して、現在、筆者が抱く思いはこうである。教祖の信仰的な生の、教祖自身による捉え直しとして書かれた創作品としての「覚書」「覚帳」は、今やそれ自身の自立性・自律性を具えた、教祖自身にとっても一人の他者に比肩し得る人格を有する存在として押さえられる必要がある。それは、いわば教祖とその同時代との全てをコンテキストとして創造された、新たなテキストであり、そこでこそ何かが明らかとなってくる場所として、力動的に捉えられること

を要請している。即ち、両書の上に記述された言葉と、それによって創造され、構成されている作品世界の中に秘められた意味に、更なる想像力を働かせなくてはならない、と。

(教学研究所員)

注

① 佐藤信夫『レトリック感覚』一〇～一九頁参照。著者は同書において、古代ギリシャで発達したレトリックは、第一に《説得する表現の技術》、第二に《芸術的表現の技術》という二つの役割を引受けつつ近代にまで継承されてきたが、それが学問的に仕上げられていく過程で、あまりにも技巧や文飾としての効果のみが強調されてきたため、元来レトリックが発生する当初の役割としてあったであろうはずの「発見的認識の造形」という働きが見落とされてきているという点を指摘して、次のように述べている。

……森羅万象のうち、じつは本名をもたないもののほうがはるかに多く、辞書にのっている単語を辞書の意味どおりに使っただけでは、たかの知れた自分ひとりの気もちを正直に記述することすらできはしない、というわかりきった事実を、私たちがはいつたい、どうして忘れられたのだろう。本当は、人を言い負かすためだけではなく、ことばを飾るためでもなく、私たちの認識をできるだけありのままに表現するためにこそレトリックの技術が必要だったのに。(同書一九頁)

② 例えば、「覚書」については、高橋正雄による指摘(『「金

光大神」を頂いて』下巻二〇五～二〇六頁)や、福嶋義次による論文上の言及(「秋浮塵子の事蹟について」紀要『金光教学』第八号二頁及び四～五頁)がある。なお、大淵千仞による「無目的の純粹性」という「覚書」に関する規定(「御伝記『金光大神』について」『とりつき』第一集六～七頁)も、多分に出来事の記事方についての表現上の特徴に注目するところからなされたものと考えることが出来る。また、こうした印象は、「覚帳」についても殆どそのままではまると言ってもいだろう。因みに、両書の宗教学的意味を考察した荒木美智雄の最近の論文でも、「単純・簡略な、形式にとられない記述」といった表現で、両書の記述スタイルに関しては区別なく取扱われている(「宗教的自叙伝としての『金光大神御覚書』『お知らせ事覚帳』」紀要『金光教学』第二三三～三頁)。

③ 以下の修辭法の名称については、佐藤信夫前掲書、同『レトリック認識』、中村明『比喩表現辞典』等を参照した。

④ 本稿でとりあげる各修辭法の名称についての解説と用例は、本稿末尾に掲載した補注Ⅰ「修辭法用例一覧」にまとめて示してあるので、以後において修辭法の名称に*印が付してある場合には、それを参照されたい。

- ⑤ とはいえ、筆者は、それらのうちの幾つかの修辭表現が結果としては両書中で重要な役割を果たしていると考えられるのであるが（そのことは以下で論述していくことになる）、但し、この場合のように、文飾や技巧としての意味でその頻度を問題とする限り、特徴として挙げるに至るほどのものではない。
- ⑥ 本稿末尾の補注Ⅰ「修辭法用例一覧」参照。
- ⑦ 大出晃『日本語と論理』一一五～一二二頁参照。要するにそれは、体言・用言のような客体化された語（時枝文法にいう「詞」）に対し、接続言（接続詞・接続助詞）が、助動詞・助詞・副詞等と同様、作者の主観的感情を反映する語（時枝文法にいう「辞」）である、ということに深く関係している。
- ⑧ もっとも、以上の理由からは、両書の連用中止形のうち、④の場合のそれについては説明し得ても、⑨の場合のそれまでも充分満足させる説明づけにはなり得ていず、その点については、今は不明としておくはかばかしい。
- ⑨ もちろん、神命による執筆の促しの有無、執筆の開始された時点と執筆に要した期間、及びその間に作者が置かれていた境遇、また、扱われている出来事の时期的範囲や記された出来事の内容上の相違などによって、両書の執筆動機や意図にも自ずから相違点があったであろうことは断るまでもない。また、出生時にまで遡ったところから記されている、どちらかと言えばより自伝的性格の強い「覚書」と比較して、「覚帳」の場合には、「お知らせ事」のその都度の手控え・メモといった性格がより色濃く、従って、素材とされたであろう「覚帳」と、それを素材に用いたであろう「覚書」とでは、問いかげの姿勢自体にも幾分の性格的相違があったろうことは認めざるを得ない。それ故、そうした点を考慮して、それぞれの意図を厳密に区別して明らかにすることも一方では大切なことであろう。
- しかしながら、創作意図についての大局的な観点からすれば、両書に共通する見地を見出すことも大切であり、少なくとも、先の問いかげに関する限り、それが両書に共通する意図としてあったことは認められてよいのではなからうか。
- ⑩ この点こそ、かつて「覚書」の解釈が、「諸々の記された出来事の背後に一貫して流れる、神と教祖の關係の深まりと展開のダイナミックスへの近づきを求めての問い」を問う試み（福嶋義次・前掲論文、紀要『金光教学』第八号二頁）でなくてはならない、とされた由縁を示すものであるろう。
- ⑪ 対比法もまた、列叙法と同様、文章表現上最も基本的で、ごく一般に認められる修辭法である。それは、対象を捉えようとする場合の認識の仕方の一つの基本に、この修辭が深く関わっているからに外ならない。対比とは、一つの言語体系に属する全ての語の觀念が、それ自体で成り立つのではなく、他の全ての語との差異によって成っている、ということと大いに關係しているよう。即ち、言葉の基本的特性としての、「ことわけ」——言葉が自分自身を分節することによって表現対象である世界を分節する——の働きによって、世界の諸觀念が我々に認識さ

- れているからである。そして、その観念が最も単純に見え易い形で現れるのは、二項対立の形式でその差異が観察された時である。上下・内外・大小・長短・前後・左右・明暗・遠近等々、それは「意味作用の原子的模型」（佐藤信夫『レトリック認識』二二〇頁）として、言語によってなされる世界分節の基底にあって、その基礎構造を形造っているものである。
- ⑫ 紙数の関係上、本文からは具体例を極力割愛せざるを得ないので、以下の論述については、補注Ⅱを参照されたい。
- ⑬ 拙論「『此方』考」紀要『金光教学』第二五号六二〜六三頁の注⑤及び表Ⅳを参照。
- ⑭ それらのうちには、これまでの負の状態から、将来の正の状態への転換を、(a)明示的に告知する場合――「今までは、だんだん難を受け↑↓これからは、医師、法人いらぬように」（2・1・5）「みな目先のこと申し、先のため知らず↑↓此方は、先のため、……末々まで繁盛すること」（24・28・2）①3）「天地の間のおかげを知った者なし↑↓おおい……万国まで残りなく……おかげ知らせいたしてやる」（26・22・3）①4）と、(b)暗示的に告知する場合――「なにかのこと、淵が瀬になり↑↓瀬は淵となり」（15・10・1）「海川山でも、ずりこまんとは言われぬ。いかなる大社、金刀比羅でも↑↓此方でも船着きにならんということもなし」（17・29・1）①5）との両様がある。
- ⑮ 島蘭進は、「新宗教の宗教意識と聖典」の中で、天理教教祖中山みきの『おふでさき』をもとに分析を行い、その文体から、世直りの願望と結びついた時間意識をもつことを読みとっている（『日本人の宗教の歩み』三〇〇頁）。「覚書」「覚帳」についても、それと同様に、将来に対する価値づけが指摘できようが、但し、そこには「おふでさき」の場合のような「過去の負の状態が急速に好転するといったラディカルな「世直り」願望」は認められない。むしろ、時間のより長い尺度での転換、ラディカルと言うよりは、時が自ずからに成熟することによってなされる転換の待望が読みとれよう。
- ⑯ なお、補注Ⅲに示した例は、対義結合の形式のものを除いて殆どが、修辞学上にいう厳密な意味における表現形式そのものの逆説とは言えない。あくまで、そこに取出した例は、通念と対比して表現上に明示されている字義通りの意味内容が、もう一方に対置されている通念に対して、『逆説的』関係にある、ということに過ぎない。しかし、今日一般の言葉づかいからすれば、むしろその場合を「逆説」と呼ぶことが多いし、修辞学上も、広義の意味において、そのことを認めざるを得なくなっているようである。ここでは厳密に表現形式自体が考察上の問題なのではなく、通念とは反対の意味そのものを問題にすることこそ重大であると考えるわけであるから、広い意味に解して用いたい。
- ⑰ その他にも、「体毒と申すが、腹の内の毒とること知らんから氏子が難儀するのじゃ。好きな物食べて体の丈夫をつけてお

かげを受け」(23・3・4～6)において、「毒断ち」の習俗に従って毒の除去されるのを待ち、却って体力の消耗を招いて身体を傷めがちであったその当時の一般的養生の仕方に対し、その観点を全く逆転させた見方が提示されている例などを見出せる。

⑮ その最たるものこそ、「天地乃神が宮へ入りておつては、この世が闇になり」(「覚書」13・1・5)「神仏の宮寺社、氏子の屋敷家宅建て、みな金神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかり見て無礼いたし」(17・25・4)等に伺われるところの、金神の神性に関わる従来の観念の転換を示すお知らせ中の言説と言うべきだろう。

⑯ 「氏子は大谷村の金神社と申し。天地金乃神、生神金光大神日本開き、唐、天竺、おいおい開き」(21・27・5～6)

⑰ 「金光大神、仰のけだま取りて休みあり」(21・26・3)をはじめ、「無理に氏子がほかへ建てると言えば、どこへなりとも建てい。しかけたの、まるでやってしまえい」(24・21・10)「氏神のように思えばどこへなりとも宮建て」(25・21・1)「(守り札について)無理にすすめれば祠堂をゆずりてやり」(22・24・2)など。

⑱ もとよりそれは、作者の意図的な修辞意識とは無関係な、結果的に両書の記述表現上から生じている修辞作用であるが、こうした点を考慮に入らずに、ただ出来事の場面場面の記述の字面のみを辿ると、例えば、宮の建築や守り札の配布に関するお

知らせの指示が、全く逆の意味を受けとられかねなくなるだろう。

⑲ 本章でとりあげた逆説や反語は、そのいずれも対置的な二事項間の関係において機能するという意味において、元来、対比と同様に二項対立形式と深い関わりをもつものであると言える。つまり、逆説は、意味連関上の定説に対してその逆説を提示することにより、また反語は、表面上の意味に対してその裏返しとしての真意を暗に提示することにより、対立する二項の関係に注意を仕向けさせるべく作用しているのであるから。

⑳ 中川久定『自伝の文学』一七二～一七四頁参照。

㉑ 磯谷孝「物語におけるヴィジョンと記憶」『記号学研究6』一八頁参照。

㉒ 瀬戸美喜雄『金光教祖の生涯』教学叢書2、二二二～二二三頁、荒木美智雄前掲論文など。

㉓ この点についても、荒木美智雄によって既に指摘されている。荒木前掲論文三頁参照。

なお、ここで「神話」の概念に関して付言しておきたい。神話の定義づけについては、神話の研究者間で統一を見ないばかりか、むしろ厳密な定義づけこそが却って神話の理解を拒むものであるとまで言われている。そうしたところから、筆者においてもその言葉を「神について語られたもの」というごく一般的な意味でひとまず押さえることとする。但し、「神話としての性格」という時には、宗教学や文化人類学上で、世界各地に

存在する神話の中に共通して認められる特徴的性格として指摘されてきているそれを踏まえる意味で用いるつもりである。

⑲ そのことこそは、かつて竹部教雄によって、「覚書」の記述に人間批判・文明批判の問題が入りこんで来ている点に注目するところから、その批判の書としての面が強調された由縁を示すものであろう(竹部教雄「『覚』のわれわれにおける意義」第26回教学研究所総会発表)。そしてそれは、教祖晩年の記述が中心となる「覚帳」においても、むしろ一層あてはまるとされてよいだろう。

⑳ 波多野完治「国語文章論」前篇の三(佐藤信夫「レトリック感覚」五三―五四頁から孫引)。

㉑ 以下に本稿で参照した主な文献を列挙してみる。P・リクル「生きた隠喩」、G・レイコフ他「レトリックと人生」、K・パーク「文学形式の哲学」、J・M・エディ「ことばと意味——言語の現象学」(特に第V章)、N・ペリン「聖書解釈における象徴と隠喩」、佐藤信夫前掲書、菅野盾樹「メタファーの記号論」、赤祖父哲二「日本のメタファー」、『思想』一九八一年四月号、『現代思想』一九八一年五月号。こうした比喩の中でも特に注目されているのが隠喩、しかも用法的に慣用化されていない、文脈上にあつてイメージの喚起力を發揮する創造的な隠喩、リクルの言う「生きた隠喩」である。

㉒ こうした働きについては、前章で対比に関して述べたことに大いに通ずる点が気づかれよう。それは、比喩においても、字

義通りの意味と、譬えられた意味との二つの観念の緊張のもとで働きが生じているわけであるから、その意味で、表現形式として異なっているとしても、働きの上では必ず対比のそれと通じて当然であると言えよう。

㉓ 本文に挙げた箇所の他に、「金光大神社」という語句の現れる箇所を指摘しておく。(15・12・1) (15・13・4及6) (16・19・1及2) (16・27・1) (『覚書』22・3・1)。そのいずれの場合にも、単なる建造物としての宮・社の意味では捉えきれない。

㉔ 橋本真雄「出社の成立とその展開(上)」紀要『金光教学』第四号六四―六五頁、高橋行地郎「生神金光大神社についての一考察」紀要『金光教学』第一五号五四頁、石河道明「天地書付の生成過程に関する一考察」紀要『金光教学』第一九号二一―二二頁、参照。

㉕ 字義的翻訳によって消去し得ない存在理由をもつ隠喩で、先在する観念の単なる翻訳などではなく、実に範疇そのものの創造と言ふべきもの。菅野盾樹前掲書三二頁参照。

㉖ ここに挙げたような例は、聖書神学の立場からすれば、聖書の様式分類上「譬」又は「譬話」とされ、「寓喩」とは区別された広義の隠喩(物語化された隠喩)の問題として扱われることになろう。一方、修辭学や言語学の立場からすれば、それは、同系列に属する隠喩を連結して言述のレベルへと拡大されたもの——「諷喩」とされて、それが隠喩の延長上に位置づけられる

ることになろう。筆者としては、あえて名称や定義の問題にこだわらなければならない、両者がそれぞれに機能的に評価する点で一致しているその共通面に目を向けようとしているのであるから、ここではそれを「構造化された隠喩」という表現で言い表しておきたい。

③⑤ 諺や格言の機能として、(1)攻撃的機能(批判的機能)(2)経験的機能(3)教訓的機能(4)遊戯的機能などが挙げられている。菅野盾樹前掲書二七七頁参照。つまり経験的機能とは、その現象・出来事が、経験上、日常的によく知られていることによって類推が及び易いことを言う。

③⑥ なお、比喩による類推喚起の仕方には、次の二方法が区別されている。

「エピソード(転用喩法)」——通常のよく知られた意味を、もっと漠然として問題を孕んだ意味へと広く拡大し、それとわかるようにしむけるもの。

「ディアファー(並置喩法)」——並置された異質な語句の総合によって、見たり経験したりしたことのない、思いがけぬ視点を強制するもの。

P・リクル前掲書二八三頁、J・M・エディ前掲書二八六～二八八頁参照。

ここに挙げた例は、前者の例に相当し、エピソードの使用によって、混沌の現実や構造不明の対象の感知を可能にしようとするものであることが察せられよう。なお、本文に前記した

「金光大神社」の例も前者に、また「うんかと蚊」の譬えや、次に「詞喩・字喩」の項でとり挙げる例が後者に相当すると言えよう。

③⑦ それらは、(イ)漢字の同音異義語によるもの——「天地とは雨土。あめつちなくては、木、竹、草、五穀、実入らず。信心いたせば、でき、実入りよし」(20・18・7)「妙丹柿を食い。明丹、明らかになり、先年年には」(24・20・2)「此方普請こと、今のかかりの人では不信」(24・24・1)「巳の年より、家内中、身の改まり」(25・1・1)、(ロ)詞の類似語調の連結によるもの——「人には、なになりとも言い抜けして、銀子貸した人は、家内中夜抜けいたし」(21・38・3)「地の狂い、またまた世の狂い。山川海、天地のこと」(24・20・3)、(ハ)数詞による語呂合せ——「四月四日、此方始終仕合せ」(12・5・1)「正神こと巳生まれ三十八の年、三八足ろうたと申すことあり」(24・15・1)など様々である。尤も、こうした点については、両書が、わずか千字に満たない漢字と仮名の組合せになる自由な当て字を駆使して書綴られたところからもたらされてきている面が多分にあるうし、それ故、その幾つかは意図的な使用でそうなっているとは必ずしも言えない。

③⑧ 鎌田東二は、「語呂合せの修辭学——宗教的レトリックの一面——」の中で、日本語の音声が語呂合せに適しているところから、日本の宗教にあっては、それが教義の支柱的觀念として用いられる場合のままあることを指摘し、そこにコモンセン

スの破壊によるセンスの異化としての、ノンセンス発生・ダブルセンス顕現・マルチセンス形成の三層構造を見てとっている。

『現代思想』一九八四年二月号二六一―二七一頁参照。

③⑨ 例えば、「海川変わり、船着き場所ともなり。世は変わりも」の(16・20・1)。「海川山でも、ずりこまんとは言われぬ」(17・29・1)。「地の狂い、……山川海、天地のこと」(24・20・3)など。またそのことは、たとえ「地震いり、天地乃神気ざわり、……世の狂いに相成り」(16・3・1)や「大雷。この驚きにて病人でき」(25・17・1)の例のように、背後に現実の事象を伴っていると考えられる場合であっても、全く相違ないと言えよう。

④⑩ 「何事も変わるることなし。月と潮の満ち干、変わらんから」(17・22・2)。「天地とは雨土、あめつちなくては……五穀、実入らず」(20・18・7)。「日天四がおる間は苦世話にすな。……日天四が死ぬることはあるまい」(26・3・2)など。

④⑪ 「親にかかり子にかかり、あいよかけよで立ち行き」(「覚書」9・3・7)。「子供のことは親が頼み、親のことは子が頼み、天地のごとし」(「覚書」13・1・7)。「日天四がおる間は苦世話にすな。親のようなもの。子供が、親がおればよからうが」(26・3・2)など。

④⑫ 「子供五人、五か所宮建て、それぞれの役さする」(17・31・1)。「宮殿楼閣七堂伽藍、いらかをならべて建て続けさする」(22・36・1)、他に(26・20・1)(27・5・2)など。

④⑬ ここでは、現代に住まう我々の認知の仕方——とかく対象化して概念的に把握しようとする思考性向——の中で、次第に喪失されてしまいがちな、海山をはじめ我々をとりまく全ての事象と人間との間に存する親密な関係性、及びその関係のもとに認め合える互いにかけてがえなきアイデンティティーを感受する力、換言すれば、事象の働きに生命を感得する鋭敏な精神、しかもそれを包括的に透視する眼力、そうした意味での直観的な想像力・類推能力が要求されてきているのではないだろうか。

なお、総じて、一方が「驚く・狂う・変わる・つぶれる・ずりこむ」といった形容で、対照的に他方は「おさまる・たつ・たてぬく・できる」といった形容で示されてきていることも、それぞれのイメージの強調に深く関わっているよう。

④⑭ 抑々のお知らせが両書に記述されている表現通りの言葉をもって教祖に送り届けられたのであれば、同一のお知らせが両書において別様の表現で示されることがある(例えば、安政六年十月二十一日、元治元年正月朔日のお知らせなど)、というような事態は起こり得ないだろう。

④⑮ こう考えを進めてみると、結果的に、一章で述べた「ありのままの表現」という印象を否定する、それとは全く逆の印象を述べているように見受けられるかもしれない。が、筆者としては、決してそうは考えていない。確かに、「どうしてこういうことができたじゃろうか」という問いに導かれて、努めて「ありのまま」に過去の歷程が振返られたのであり、それが記述上

に反映しているということについては、一章で述べた通りであつて、二・三章の場合も、一章の意図から導かれた必然的帰結だと考えている。むしろ、一・二・三章にわたって見てきたところから改めて確認しなければならぬことは、「ありのまま」に表現する、ということ自体のうちに、既に文章記述上の修辭作用が働いている、換言すれば、何らの修辭を用いずしては「ありのままの表現」すらなし得ない、ということである。もちろんその場合の修辭作用とは、技巧的文飾としてのそれではなく、世界の「発見的認識の造形」の役割としてのそれであることは断るまでもない（本稿注①参照）。

④⑥ 長谷正当「宗教的言語の特性」『宗教哲学研究』（京都宗教哲学会）第一号一七頁参照。

④⑦ 主要な著作をもとに述べると、先ず美学一般の上では、U・エーコの『開いた作品』、文学上では、一つに構造主義的新批評といわれる立場からのもの（R・バルト『批評と真実』）「作品からテクストへ」など）、もう一つに受容美学とか美的作用理論といわれる立場からのもの（H・G・ヤウス『挑発としての文学史』、W・イーザー『行為としての読書』など）、哲学上では、テクスト解釈学といわれる立場からのもの（H・G・ガダマー『真理と方法』、P・リクール『解釈の革新』所収の諸論稿など）、そうした著作の上で提起されている取組みを念頭に置く。それらはいずれも、作者との絆を作品読解上の規範として立て、それをもとに正しい解釈と正しくない解釈とを分

ける、といった旧来の読み方を否定した点で一致している。（但し、バルトやヤウス、イーザーの立場では、更に読者の側の読み行為に力点が置かれ、単に自立性、自律性を説くことを越えているが。）以下の論述では、多く、佐々木健一『作品の哲学』において説かれている立場や論に負うた。

補注I

修辭法用例一覧（本文3頁参照）

☆用例は、「覚書」「覚帳」両書で表現上に大差のない場合、原則として「覚帳」から示した。なお（ ）内の数字は『金光教教典』収録分の章・節・項番号を示すが、「覚帳」の場合には、番号のみを示した。

〔直喩（明喩）〕……「xはyのようだ」の如く、二つの事柄間の何らかの類似性に基づく比喩表現で、その転義が説明的に言表されているもの。

〔例〕○子供ことは親が頼み、親のことは子が頼み、天地のごとし、（覚書 13・1・7）○日天四がおる間は苦世話にすな。類のようなもの（26・3・2）

〔隱喩（暗喩）〕……直喩同様に、二つの事柄間の何らかの類似性に基づく比喩表現であるが、その転義を示す説明的言表がないもの。

〔例〕○金光煮だしにいたし（覚書 19・11・2）○谷中の若葉…

…提灯ともしあげ(「覚書」22・9・3) ○天地の道つぶれとる(20・16・2) ○大神虫入りた(25・24・1)

〔換喩〕……隱喩が類似關係に基づいてのに対して、二つの事柄間の隣接關係・緣故關係(原因と結果、部分と全体、容器と内容、地名と産物や人、發明者と發明品、所有者と所有物等)に基づく比喩表現。

〔例〕おうえ頼みおき(「覚書」2・19・7) ○まあ、たばこいたし(「覚書」5・9・5) ○肥灰さしとめに相成り候(3・14・2) ○ご膳食べかけ(27・8・6)

〔提喩(代喩)〕……類・種・數量の含有被含有といった大小關係、外延と内包の關係に基づく比喩表現(部分と全体という意味では、広義の換喩に包括される場合もある)。その中でも同類一般を示すものは〔換称〕とも言われる。

〔例〕○屋敷内四つ足埋もり(「覚書」6・9・3) ○丸い穀食べず(「覚書」15・6・5) ○笠岡での出世(20・17・3) ○五穀、実入らず(20・18・8) ○夏物(21・10・4)

〔引喩(寓喩)〕……前記の四つが語句のレベルで觀察できる比喩表現であるのに対して、それを文以上のレベルへと拡張したもので、ひとつの比喩から、それに基づいて話を展開する表現形式。

〔例〕○世間の氏子がみな、天に一家がないから……此方には、天に一家をこしらえてやるぞ(「覚書」5・13・1)

○私には、手を水へつけな、かけな。……母が……湯をわかしてやれば水を打ちこみ(12・40・2~4)

〔転喩(側写法)〕……換喩の一種で、因となる事柄をもって結果を表わす(或いはその逆)表現形式。様態を一般的に述べたのでは抽象的になる場合に、視点を變えて側面的に描写し、具体性を与えるという意から側写法とも言われる。

〔例〕○医師、法人いらぬようにしてやるぞ(「覚書」5・1・4) ○十七か年の間に七墓築かした(2・10・7) ○二反の田地おしゅうては畳の上の住みかならん(21・38・2)

〔張喩(誇張法)〕……事柄を、實際以上に拡大(或いは縮小)して、言い表わす表現形式。

〔例〕○ばかの天上(「覚書」8・7・6) ○仰のけだま取りて休みおり(21・26・3) ○海へ流すごとく……其方の着物みな負わしていなせ(22・8・4)

〔引喩と暗示引用〕……故事・格言などを前言として援けにとつて引用し、もつて当面の事柄を示す表現法。明示的な単なる借用による場合(引喩)と、本歌取り・パロディなど前言をもじって真似る場合(暗示引用)とがある。

〔例〕○かり末代ということあり(「覺書」8・5・1) ○三八足ろうたと申すことあり(24・15・1) ○引別のこと、骨おり損のくたびれもつけ、湯をわかつて水にしたということあり(25・13・2)

〔活喩(擬人法)〕……抽象的・観念的な事柄や無生物に、人間の性質を付与し、描写に生氣を与える表現法。

〔例〕○日天四が、戌の年、頭の上を、屋の九つには日々舞うて通つてやりおるぞ(「覺書」3・7・6) ○地の狂い、またまた世の狂い(24・20・3)

〔詞喩・字喩)〕……語呂合せ・地口・掛詞など、同(類似)音異義語を用いて、文章に洒落気・諧謔性・調子を与える表現法で、詞と字の両レベルがある。

〔例〕○ほう、そう、種ぞろいぞ(「覺書」7・9・3) ○天地とは雨土、あめ、つち、なくては……(20・18・6) ○妙丹柿を食い。明丹、明らかになり(24・20・2) ○巳の年より、家内中、身の改まり(25・1・1)

〔声喩(擬声語・擬態語)〕……音声や動作・状態を、音感的に模写して言語化する表現法。

〔例〕○つるりと寝入り(「覺書」5・4・2) ○ぼとぼと、農業しおつてくれ(「覺書」9・3・5) ○腹がごろ、ごろと鳴り(23・5・)

2) ○屁が、かつ、かつ出(26・19・2)

〔対比法)〕……二つの観念の間に対照關係を設けて並置し、両者が互いに引立て合うようにする表現形式。

〔例〕※後に掲げる補注Ⅱ(次頁)参照。

〔列叙法)〕……形式もしくは内容の上で、同格の様々な言葉を重ねて、事柄を念入りに示す表現法。以下の二様が区別される。

〔列挙法)〕……同類の言葉を羅列的に配し、事柄の印象を濃くする表現法。

〔例〕○外家業はいたし、農業へ出、人が願ひ出、呼びに来、もどり。願ひがすみ、また農へ出、またも呼びに来。農業する間もなし、……なんと家業やめてくれんか。……欲を放して、天地金乃神を助けてくれ。家内も後家になったと思うてくれ。……ぼとぼと農業しおつてくれ(「覺書」9・3・2~6)

〔漸層法)〕……同類の言葉を重ねるに従つて、段々と語調を高め、事柄の印象を強めていく表現法。

〔例〕○神様へは信心すなと申し、心得の悪い母親と、この度思ひ知り。黒住のおかげもないはず。取り欲張り、彦助しは入用むしん申し。見限りた女(「覺書」11・8・8~9)

〔緩叙法(曲言法)〕……或る事柄について、肯定する代わりに、逆を否定したり、または程度を弱めて表わすことで、却つて

積極的肯定の意を強調する結果を生じさせる表現形式。

- 〔例〕○海川山でも、ずりこまんとは言われぬ。いかなる大社
金刀比羅でも。此方でも船着きならんということもなし。
世の狂いになれば変わるもの(17・29・1)

〔反語〕……表現されている意味が、真意の裏返しになっている
ような言葉の用い方で、所謂修辭疑問の形式のものと、真意
とは反対の意味をはっきり表現しきってしまうものがある。
また広義には「あてこすり」「あげ足とり」など、皮肉の文
言も含まれる。

- 〔例〕○悪うなつたというて、なんの来るにおいびゃあ。……死
んだとてどうなりゃあ(「覚書」2・19・5) ○氏神のように思
えばどこへなりとも宮建て(25・21・1)

〔逆説〕……一般的常識ないし通念における意味連関の接続を逆
転させることによって、そこに通念(定説)とは反対の意味
を生じさせる表現形式。次項の「対義結合」は、その一種。

- 〔例〕○うちうちのこと考えてみい。十七年の間に七墓築かした。
年忌年忌に知らせいたし(「覚書」6・9・7)

※後に掲げる補注Ⅲ(38頁)参照。

〔対義結合〕……「負けるが勝ち」など、通常からすれば意味的
に正反対であると思われる概念を並べて(その意味では

〔対比〕の一種でもある)一見矛盾した形の二項を一項に結
合させてしまう表現法。

- 〔例〕○妻はおかげ知って知らず(「覚書」6・2・4)
※後に掲げる補注Ⅲ(38頁)参照。

〔中斷・黙説・未決〕……文を途中で放置し、そこから全く別の
内容に移る、或いは全く別個の事柄を間に挟んだあと、元の
文に戻る(中斷)とか、「そして、否、それだけである」
「何々なのだが……」など、文の流れの途中で絶句して突然
文を閉じてしまう(黙説・未決)とかすることに、判
断や推察を読み手に委ねる情緒的な表現形式。

- 〔例〕○氏神はじめ神々は、みなここへ来とるぞ。○ここまで書
いてから、おのずと悲しゅうに相成り候。……また元の書き
口を書けい。神々みな来ておるぞ(「覚書」3・5・773・7・1)

↓〔中斷〕

○六月十五日、早々、大神、身。(25・12・1) ↓〔黙説〕

補注Ⅱ

お知らせ記述中の対比表現 (本文8頁参照)

☆以下、「覚書」「覚帳」のお知らせ記述に認められる対比表現の中から、そ
の頻度をもとにして、主なものを様式別に示す。原則として「覚帳」から抜
き出すこととし、「覚帳」に同様の記述がないものに限り、「覚書」から抜
き出した。

A、神もしくは此方↑↓人もしくは世間の対立的な対比

a₁、〔此方↑↓世間〕

〔例〕○世間の人は命延ばしと申し、出。……此方には神があるから、命延ばしにはおよはずこと。(16・26・10↗11)

a₂、〔神↑↓人〕

〔例〕○神のこと家内中忘れな。人を頼むことすな。良し悪しし、神任せにいたせい。(17・1・3)

※ 他にも、以下に挙げる例は全て、潜在的にこの a₁ a₂ の対立に負うていると言える。(2・1・5) (2・5・3↗4) (3・4・1↗2) (3・5・1) (16・12・2) (16・1・1) (18・21・4) (19・7・2) (20・16・1↗2) (20・23・2) (21・27・5↗6) (23・2・1) (23・17・5) (24・21・9) (24・28・1↗3) (25・28・2) (25・36・1↗3) (〔覚書〕5・13・1) (同6・1・8) (同7・8・5) (同10・4・6↗7) (同11・1・4↗5及8) なお、次の例も、特定個人に向けられているとはいえず、a₁ a₂ に準ずるものと言える。(22・34・2↗3) (24・10・2↗5) (24・21・9) (25・8・4↗6)

a₃、〔此方(の広前)↑↓他神仏(の宮寺)〕

〔例〕○一つ、黒物、くろずみ、すみは黒し。世は黒むがよしということあり。暗うては物事見えんと言うが。

一つ、金光とは金光ると書き。明い方はだれでも見ようが。おいおいには明い方へ人が来る。(21・30・1↗2)

※ 他にも、以下に挙げる例は全て、潜在的にこの a₃ の対立に負うていると言える。(17・29・1) (21・27・5↗6) (22・11

・3) (22・16・5) (23・23・4) (25・21・1↗2) (〔覚書〕7・8・7)

B、神——金光大神もしくは氏子或いはお上の並列的な対比

b₁、〔神——金光大神〕

〔例〕○日月天地金乃神は、氏子の目がつぶれても病気で、えい治さん。金光大神は、氏子の家内、鳥畜類までの目、……なんでも諸事のことかなえてやり。(25・27・4↗5)

※ 他に(17・19・1) (〔覚書〕13・1・2)

b₂、〔神(又は此方)——氏子)、或いは〔親——子〕

〔例〕○神も助かり、氏子も立ち行き。氏子あつての神、神あつての氏子、末々繁盛いたし、親にかかり子にかかり、

あいよかけよで立ち行き、……。 (〔覚書〕9・3・7)

※ 他に(17・25・7) (18・3・3) (26・15・2) (〔覚書〕13・1・7) なお、以下の例のような〔神——親〕の並列的対比も、この b₂ に含め得る。(22・4・4) (22・9・2) (26・3・2)

b₃、〔神——お上〕

〔例〕○お上ご変革に相成り、此方も天地乃神も変革。(18・13・4)

※ 他に(12・10・1) (22・9・2) (25・22・2)

b₄、〔神 a——神 b〕
〔例〕○日天四回り月天四回り、日と夜の長短のこと、南北を回り。(12・9・1)

※ 他に (7・11・1₁~c) (10・5・1) (13・3・2) (14・3・1)

(17・26・1) (17・26・3)

C、過去・現在・未来など、時間の対比

c₁ (今(現在) 又は今まで(過去) ↑↓これから(将来))

〔例1〕○みな目先のこと申し、先のため知らず。此方は、先のため、おかげを受ける氏子のためになること、末々まで繁盛すること。(24・28・2~3)

〔例2〕○今までは広前へ向き、きょうより、金光大神、表口へ向き。(「覚書」21・11・1)

※ 他に、以下の例は、一方の時間が、直接言葉に明示されていない場合もあるが、内容的には明らかに現在もしくは過去と将来との対立を示すものであり、全て潜在的に、このc₁の対立に負うていると言える。(2・1・5) (3・11・1) (16・2・1) (15・10・1) (17・29・1) (20・7・4) (20・10・2) (21・30・1~6) (24・25・2~3) (26・22・3) (「覚書」7・7・2) (同10・4・6~7)

c₂ (昔(過去) ↑↓今(現在))

〔例〕○昔は神代と申し、今は人代。昔へもどり、神代になるように教えてやる。(24・25・2~3)

* 但し、この場合「昔へもどり、神代になるように……」とは、現在に対して、これから将来のことを指示するものであり、従ってc₁に準ずるものである、と解し得よう。

c₃ (将来における事柄どうしの対比)

〔例〕○なにかのこと、淵が瀬になり瀬は淵となり、……。(16・10・1)

※ 他に (21・26・2) (25・28・2)

D、述語部分における語尾の対立的対比

d₁ (禁止(もしくは否定) ↑↓許可(もしくは肯定))

〔例1〕○何事も法どおりにはさせず、神の指図いたし。(16・1・1)

〔例2〕○七夜に子供広前連れてまいり。氏神連れまいるにおよばず、……。(22・16・5)

※ 他に、以下の例は全て、潜在的にこの対立に負うていると言える。(3・11・1) (13・2・1~2) (16・2・1) (16・8・1) (16・19・3) (16・26・10~11) (17・1・3) (17・27・1) (19・7・2) (20・23・2) (21・3・2) (21・30・4~6) (21・38・4) (22・11・1) (22・11・3) (22・34・2~3) (23・2・1) (24・4・3~4) (24・5・5~6) (「覚書」7・8・7) (同8・7・8)

d₂ (有↑↓無)

〔例〕○天地乃神にはお上もなし、其方にはお上もあり。(「覚書」13・1・2)

※ 他に、以下の例は全て、潜在的にこのd₂の対立に負うていると言える。(15・12・2) (17・29・1) (20・18・7) (25・36・3) (「覚書」5・13・1) (同7・7・2)

E、事柄の内容上における主な対比

e₁〔難儀(不安)↑↑おかげ(安心)↓〕

〔例1〕○仲よういたして未繁盛するがよければ、もちをすな。仲ようせず末の難儀したければ、もちをせい。(17・27・1)

〔例2〕○世間には死んで難儀。此方には死んで先でのおかげ。(25・28・2)

※他に、以下の例は全て、潜在的にこのe₁の対立に負うていると言える。(11・7・3~4)(15・2・2・1)(16・2・1~4)(17・25・4)(17・26・1)(20・7・4)(23・3・4~5)(23・17・5)(23・18・2)(24・25・3)(24・28・2~3)(26・22・2~3)

e₂〔祈念・祈禱↑↓説論・理解〕

〔例〕○教導にまぎらわしきことせず、まじないもせず、説教も。出て歩く道でもなし。内で説論とも理解とも話をして聞かせ。(24・5・5~6)

※他に(21・3・2)(21・26・2)(22・11・1)(22・34・2~3)(23・2・1)なお、次の二例もe₂に準ずると言える。(16・19・3)(24・4・3~4)

e₃〔直筆・書付↑↓守り札〕

〔例〕○此方には拝まいでもかまわん。守り札出さん。書付だけ出せい。(22・34・3)

※他に、以下の例も、潜在的にこのe₃の対立に負うていると言える。(23・23・4)(25・36・1~3)なお、その他に、前者どうし、または後者どうしの並列的な対比として、以

下の例がある。(18・3・1~2)(22・19・3~4)

補注Ⅲ

お知らせ記述中の逆説的言表(本文10頁及び注⑥参照)

☆以下、「覚帳」を例にして、お知らせ記述にみられる主な逆説的言表の箇所を、それが同時に対比的言表を伴っている場合に限定して示す。また、↓印の後へ、当時の一般の連念(連想)と言える内容を示した。なお、◎印のものは「対義結合」であることを示す。

○日柄方角見るばかり、天地乃神に願うことなし。見ても見いでも願い断り申し(15・12・2)

↓日柄方角をみれば、神に願ったも同然と思ふ。

○何事も法どおりにはさせず、神の指図いたし(16・1・1)

↓法(世間のしきたり)こそ、従うべきもの。

○一つ、盗人は貧から、両方の難。一つ、ばくちは重々の罪……

…一つ、人にかげられるは同罪の罪、欲から……(16・2・1~4)

↓盗人が難を与える側、罪人は人を掛ける側にあるとする。

○拝むと言うな、願ひ届けいたしてあげましょうと申してよし。頼む氏子の心で頼めいと申して聞かせい、わが心におかげはあり(16・19・3)

↓おかげは、拝むことによって神から授かるもの。

○一つ、物見聴聞のこと、むたいにとび出な。……世間の人

命延ばしと申し、出。一つ、此方には神がおるから、命延ばしにはおよばずこと(16・26・10~11)

↓命延ばしとして、物見聴聞を樂しむ。

○物事、使い物してよい者になるうと思ふな。よいと思ふことは、神が指図いたしてやる(17・15・2)

↓とかく、使い物して人の氣にいろうとしがち。

◎日天四月天四丑寅未申鬼門金神 日本に知らん者なし、おかげ受けた者もなし。今般、結構なおかげを知らせ、知っておかげ受ける人あり(17・26・1~2)

↓おかげを知らば、おかげが受けられるはずと思ふ。

○海川山でも、ずりこまんとは言われぬ。いかなる大社、金刀比羅でも。此方でも船着きにならんということもなし(17・29

・1)

↓金刀比羅の様な大社に異変が起きようなど、思いもよらない。

○一つ、子供三人縁談、かえことにいたせば、のしやらず。：

…世間は内輪相談と申し候。此方は神の指図(18・21・1~4)

↓世間では内輪相談によって結納を交わす。

○子供のこと神に任せ、義理を言ふな。義理を言う者は親類たりともおかげなし(19・7・2)

↓世間的な交際の上では義理が大事にされる。

◎よいが難、難がよくなり、難逃れ(20・7・4)

↓現状からのみ良し悪しを判断しがち。

○氏は大谷村の金神社と申し。天地金乃神、生神金光大神、日本開き、唐、天竺、おいおい開き(21・27・5~6)

↓村内秩序の保持にとつては村落祭祀の安定こそが大切。

○黒物、くろずみ、すみは黒し。世は黒むがよしということあり。暗うては物事見えんと言うが(21・30・1)

↓俚諺には「世はくろむがよし」と言われるが。

○この人をにくいと思わず、かわいと思ひ、二反の田地やつてしまふ氣になれば…(21・38・4~6)

↓憎い人をいとおしんで田地を譲る氣にはなれないもの。

○金光大神、神じゃ。拍手打つな。拍手打つは法人のこと。神に案内(22・11・3)

↓法人に限らず、神道では拍手はつきものはず。

○体毒と申すが、腹の内の毒取ること知らんから氏が難儀するのじゃ。好きな物食べて体の丈夫をつけて、おかげを受け(23・3・4~5) * (23・8・2~4)も同様。

↓毒を取り去るためには毒断ちこそが当時の習慣。

○札の、守りの代、初穂、益を取るのといふ神とは、此方は神がちがう(23・23・4)

↓お札や初穂料による収益は神社の運営上不可欠と思ふ。

◎人代と申し、わが力で何事もやり。…昔は神代と申し、…昔へもどり、神代になるように教えてやる。難儀はわが心安心になるもわが心(24・25・1~3)

↓実学優先・立身出世の世相こそが肯定される。また、難

儀や安心は、外部からもたらされてくると思いがち。

◎神の道を勤め、神を知らず、……みな目先のこと申し、先のため知らず。此方のは、先のため(24・28・113)

↓神の道を勤めるものは、それだけ神のことをよく承知しているはず。

◎世間には死んで難儀。此方には死んで先でのおかげ。……先で、むかわりの、年忌申いといふことなし(25・28・214)

↓死が難儀をまねくと考える。また年忌申いを管む。

○書付やるを見合わせ。……ほか守り札、無理から言う者には金光明神に出させ。……此方には、氏子の身信心の話だけいたし、聞かせ。天地へ身を任せば、難なく安心のこと(25・36・113)

↓守り札に頼り、また教導職説教の聴聞によって安寧を願う。

補注IV

暗示的・象徴的なお知らせ記述の様態(本文15頁参照)

☆お知らせの記述からは、それが単に、現実世界に起きている特定の状況や特定の個人に対する具体的指示にとどまらず、或いはその具体的意味が頭に残らないところから、もっと別の何かを更に暗示し、志向しているような言述の様態を見出すことができる。以下に、「覚帳」を中心にして、その様な箇所を示す。

a、物語や譬話の形式をもって告知されている言述。

○先祖のことお知らせ。これより南前、多郎左衛門屋敷つぶれに相成り。元は海のへりに柴のいおりかけいたし、おいおい出世、これまでに四百三十一兩二年になり。この家位牌ひきうけ、この屋敷も不繁盛、子孫続かず。二屋敷とも金神ふれ。海々の時、屋敷内四つ足埋もり、無礼になり……。

(「覚帳」2・10・118)

※他に、「覚書」から(5・5・618)(5・6・215)(5・

13・1)(6・1・118)、 「覚帳」から(15・10・112)(17

・25・317)(19・7・1)(21・12・114)(21・30・115)(

25・27・115)(26・24・113)など。

b、神から宗教上の行い・振舞についての取決めや約束事が告知されている言述。

○金光、生まれ変わり。十か年ぶり風呂に入るからおさし許しください。生まれ日改め。(「覚帳」17・4・1)

※他に、「覚帳」から(2・1・215)(7・4・1)(8・3・

1)(11・6・1)(12・16・113)(13・2・113)(16・27・1

17・10・1)(17・25・2)(17・31・112)(17・32・1)(18・13

・5)(19・21・1)(21・14・213)(22・7・617)(22・11・1

12)(22・18・112)(25・1・3)(27・15・2)など。また、

神名・神号に関する指示や、「覚書」の安政六年十月二十一日の記述(9・3・117)元治元年正月朔日の記述(13・1・117)も、この形式に含み得よう。

c、未来を予告し、または未来の状況について指示する言述。

○何事もみな天地乃神の差し向け、びっくりということもあるぞ。夫婦、子供五人夫婦十人になり、干支の十二組み合わせ末の楽しみ。(「覚帳」17・14・112)

※他に、「覚帳」から(16・20・1)(17・22・2)(17・29・1)2(17・31・112)(20・12・1)(21・6・1)(21・27・516)(21・38・1)(24・20・213)(25・17・1)(25・24・1)(25・25・1)(25・26・2)(25・30・213)(26・22・213)(27・5・112)(27・15・2)など。

d、神から、知恵・教えについて諭し、指示する言述。

○総氏子のこと、素人、玄人と申すことなし、大人、子供、鳥畜類にいたるまで、人間が無礼いたす、当たりいたし。同じく氏子から断り申すこと天地乃神が教えてやる……。

(「覚帳」24・5・314)

※他に、「覚帳」から(7・3・1)(11・7・118)(12・10・1)(15・12・2)(15・13・416)(16・19・113)(17・25・317)(20・16・113)(20・18・117)(21・6・1)(21・30・117)(24・25・113)(25・36・3)(26・3・113)(26・22・213)など。

e、神から教祖に対して謝意や称賛の意が表されてくる言述。

○一つ、天地金乃神同様と申し、生神金光大神。恐れ入りますと申しあげ。恐れ入ることなし。金光大神がきたらこそ

氏子が助かることになり。日月天地金乃神は、氏子の目がつぶれても病気でも、えい治さん……。 (「覚帳」25・27・1115)

※他に、「覚帳」から(11・7・118)(14・3・114)(15・12・112)(22・7・617)(22・11・112)(26・24・113)など。

佐藤範雄の感化救済活動

——両大戦間期における大逆事件連座者及び

無政府主義者達との交渉を中心に——

渡 辺 順 一

はじめに

本稿は、日露戦争後から約一〇年間、教監として本教の教团的布教や社会的諸事業を推進してきた佐藤範雄（一九四三年）が、教監を辞職（一九一七年）した後も、なお継続して行なった社会的諸活動、特に大正末から昭和初期にかけての治安維持法（以下治維法と略記）下で行なった、無政府主義者を始めとする左翼活動家達や大逆事件（幸徳事件）連座者武田九平（一九三五年）との交渉^①に注目し、彼等に対する感化救済活動の内容を究明しようとするものである。

日露戦争終結後に地方改良運動の一環で内務官僚達が奨励した感化救済事業は、国家の制度的・財的な救済保障・責任を回避しつつ、国民の「隣保相扶」による自力更生を、「天皇の慈恵」とイデオロギー的に結び付けることによって、天皇制支配秩序の再編を成し遂げようとする、内務省の新たな社会政策の具体化としての公・私の慈善救済事業であっ

た。^②そしてそれを受けた佐藤の活動は、もとより教団的社會対応の一環に位置付けられるものではある。しかし佐藤の意識では、「我國体に調和し、信仰によりて人に死生の安心を授け、人を善良に感化し、憐むべき者を真実に救済し得る教義を有するもの」との宗教観^③や、教祖の「手代り」として、「世を救い、人を助くる」救済者としての生を生きようとする信念^④から、その事業を本教信仰者の本来的活動として遂行しようとしたものであった。すなわち、内務省の説く事業を宗教的立場から受けとめた彼の感化救済観は、「聖旨に背ける憐むべき我等の同胞」をも「一視同仁」視する、とされた天皇の慈愛を実体的なものとして教示し、「忠良の臣民」に感化することと、一宗教家として「死生の安心」をも含むその者自身の全的救済を希求することが、一枚のものと観念される特徴を持っていた。そして、その「信忠一致」の救済観・信仰は、神と天皇の具体的慈恵に浴さしめるため、内務省主導型国家政策へ積極的に協力する形での、被差別部落・遊廓等の「改善」や、不良少年感化・出獄人保護等の感化救済活動に佐藤を駆り立て、また、同時に、武田とともに大逆事件に連座した森近運平（一九二一年刑死）の助命の嘆願運動へ彼を向かわせもしたのである。

本稿では、以上のような明治末期の佐藤の感化救済観の特徴や、同時期の本教及び佐藤の社会的諸活動を扱った『金光教学』第二六号所収坂本論文の成果を踏まえ、次の二点を中心に、主に彼が晩年に展開した感化救済活動を考察する。一つは、一般に「大正デモクラシー」と呼ばれる関東大震災（一九三三年）前後の天皇制の動揺・再編成期から、昭和恐慌期満州事変（一九三二年）を経て天皇制ファシズムへ移行する日本の政治過程の中で、佐藤の諸活動がどう位置付けられ、その軌跡や内容にどのような個性的特徴と意味が認められるのか、という点である。そして二つには、それら佐藤の諸活動が、当時の時代状況や人間状況に対する彼の本教信仰に基づく認識とどう切り結ばれることによって発動されていたのか、また、武田等との実際の交渉を通して、佐藤が「救済」をどのような形で実現しようとしたのか、という点である。したがって本稿では、彼の諸活動の持つ教団的意味を問うことよりもむしろ、国家神道体制という歴史制約下、両大戦間期の日本の政治過程の中でなされた彼の社会的救済活動の具体的展開相を、彼の当時にあつての信仰の実

際に即して把握し、その社会的信仰実践としての可能性を探ることに努めることとなる。

なお、資料については、旧漢字は新漢字に、歴史的仮名遣いは現代仮名遣いに、片仮名表記は平仮名表記に改め、適宜句読点・送り仮名を付したことを断っておく。

一、大正末期の佐藤の危機意識

一九一七年（大正六）一月、佐藤範雄は教監職を畑徳三郎に譲り、教団運営を直接担う立場からは退いた。「教祖直信」世代から次の世代へのこの教監更迭は、教祖の信心の体得による「内的信仰の充実」こそ本教の喫緊の課題と考えていた青年教師層に、本教の新機運の到来と受けとめられた。すなわち、一〇年におよぶ佐藤教監時代の布教・社会事業中心の教政方針は、青年教師の間に、本教の「第一事業を閑却」するものとの反発を起こさしめる状況を生んでいたのである^⑥。このような教内事情を背景に教団運営を次代に委譲した佐藤は、教監辞職直後、昔教祖に初めて出会った時の一信者に帰って、新たな信仰的生を歩みたいという、還暦（一九一六年）に際しての心境を改めて表明するとともに、今後の自らの活動を、青年に従って進み、青年の利用に任せようとするものであると提示した^⑦。教団運営についての自己批判も受け取れる佐藤の表明ではあったが、実際には、「上より下まで、神に遠ざかり人間に近づきつつある」現状に対する批判的認識と、「犠牲的的信心と精神」を欠如しつつある本教青年に対する飽き足らなさからの、全教に対する問題提起の言葉であった。

それでは、明治末期本教の社会的諸事業を推進するに際して、宗教の生命は「信念力」「感化力」「実地実行」であるとし、全教に「信心の復活」を呼びかけていた佐藤は、還暦後のその新たな信仰的生を、どう歩むこととなったのだろうか。

佐藤は還暦を迎えるにあたって、「氏子（佐藤―筆者）は必ず金光大神の世の通りにせよ」との神伝を拝受した（一九一五年二月）^⑧というが、教監辞職後も彼は、それまでの活動を継続する形で、その年六月には「敬神崇祖憲政自治の精神」という「御前講演」を行ない、一〇月には『敬神崇祖憲政自治大精神』『皇国経典』を刊行、さらに全国各地で両書に基づいた幻灯講演を実施するなど、本教が「世界的日本教」であることを世に知らすよう努めながら、国体観念涵養のための社会教化活動を行なっていた。^⑨ そのような佐藤が、主に大都市部において、社会状況に対する具体的でより実践的な活動を試み、その過程で数多くの社会主義者・労働運動家達と出会うようになったのは、関東大震災（一九二三年）前後の時期である。左翼活動家達と佐藤との交渉については次章以下に譲るとして、ここでは先ず、当時、佐藤が行なった主な社会活動を示しながら、彼の国家状況に対する危機意識の内容を明らかにしておきたい。

米騒動（一九一八年）以後、全国各地において、組織的で大規模な労働争議・小作争議が激発する社会状況にあつて、原敬内閣の内相・文相・陸相主催の人心指導協議会（一九一九年五月）に出席した佐藤は、以後、先の二書の幻灯講演や「現下の思想界と吾人の覚悟」と題する本教教師への講演を各地で実施し、内相床次竹二郎が主唱する民力涵養運動への協調を示した。また一九二〇年（大正九）には、神道各教派代表とともに、佐藤は、「危険的思想の伝播」の原因や防止方途に関する協議をも開催意図に含めて、当時、美濃部達吉との間で国体論争を行なっていた、憲法学者上杉慎吉の支援懇談会を主催した。^⑩ さらに一九二二年（大正一一）二月、彼はその上杉や神崎一作（第五代神道管長）等と、「壬戌会」なる思想善導団体を東京で結成している。

一昨九年九月、「ハルピン」より赤化の秘密書を入手す。次いで十年、浦塩を経て渡来したる危険極まる秘密書を入手し、憂国の至情禁ずる能わず。仍て携えて上京し、宮内省御用掛国府種徳、文部次官南弘の両氏と会見後、同志文学博士芳賀矢一、畑徳三郎、神崎一作、加藤房蔵、法学博士上杉慎吉、山本信哉、湯本武比古の諸氏と協議し、壬戌会を組織……^⑪

ここに示された共産主義宣伝文書に対する佐藤の危惧は、ロシア革命干渉戦争（シベリア出兵）で日本軍が全面撤退を余儀なくされた状況（一九二三年）下において、非合法政党であった「共産党」の発覚や、アナルコ・サンジカリズムの傾向^⑨を帯びて急進化した労働争議の続発を背景とするものであり、そこに「赤化」への脅威を感じ取ったことを物語るものである。こうした危機感は、一九二五年（大正一四）頃まで継続された、雑誌『日本主義』の発刊や、大都市工場労働者並びに資本家に対する、赤化防止・労資協調を主張する小冊子「醒めよ兄弟」「資本家に告ぐ」「露国革命の真相」の配布・郵送などの活動へと展開するものであった。

米騒動鎮静化直後、佐藤は、騒動勃発の原因を「今回の暴徒騒擾事件は、今や我国に忠実穩健なる氣風欠乏し来たれる事を証するものなり。是れ従来^⑩の教育にも社会政策にも、欠陥ありての事」と指摘し、主に「家業」や「我情我欲」に関わる内容の「神誠」・「神訓」を、今後一層力説すべきことを本教師に説いている。このことは、戦後の人間状況全般を、生命の根元たる地^⑪の大恩を忘却し、天皇が「知食^⑫す」国土上^⑬の一切を私有財視する、我情我欲に呪縛されたものと把握する視座からの、「教祖遺訓」に基づく布教・教導の徹底を求めたものである。壬戌会結成当時には、佐藤は「実意丁寧の心がだんだん薄らぎつつある」との言葉でその状況を把握し、教祖の信心によって「御国を救わねばならぬ」と説いている。これらの内容からすれば、壬戌会を通じて労資の争闘状況へ向けてなされた佐藤の活動は、より根源的には、社会主義や自由主義等の「外来思想」を蔓延せしめた要因として彼が捉える、「新中間層」の享樂主義的風潮に象徴される大戦後の国民意識・生活価値観全般の変容、に対^⑭する問題意識に根差すものであり、「教祖遺訓」を根拠として、労資間に伝統的秩序^⑮（^{マヤカタ}）や「互助」的関係^⑯（^{世は}）の回復を求めるものであった。その活動は、すでに教团的^⑰社会対応の範囲を超え出た、独自の社会的信仰実践としてなされたものであったが、しかし政治史的には、当時台頭し始めた「維新」運動、特に上杉や平沼騏一郎等官僚層が領導するその潮流と軌を一にするものと位置付けられる性格のものである。

ところで、この佐藤の「赤化」に対する危機感は、大震災後の国内外の政治状況の変化とも関わって、大正末には国家衰亡の危機感にまで深められて行つた。一九二五年（大正一四）の元旦に際して、その年七〇歳を迎える佐藤は、次の如き「憂国」の思いを抱いたという。

明治御維新以来、未だ曾て今日ほど国家危急存亡の秋はあらず。更に未だ曾て今日ほど我が国民が我俛放埒になりたる事をも聞かざるなり。国を憂うる者の実に寢食を安んぜざるの秋なり。老いたる余も亦其の一人なり。今年新年を迎うるも心常ならず。^⑧

彼はその年の賀状で、「平和の感冒」に罹つた国民全体の意識を治療するべく、「平和の土氣」作興に一石を投ずる意欲を示した。そして元旦、彼は「国家の現状と近き将来」と題する講演を行ない、三月にはその筆記録を自ら刊行、枢密顧問官・各大臣・貴衆両院議員等政治家や全国四六〇有余の新聞社へ合計五〇〇〇部寄贈している。その講演では、国際情勢の中での日本の孤立的立場を踏まえ、さらに国際連盟・ワシントン軍縮条約体制下での「平和」外交が常態化する中で行なわれた、ソビエトの思想宣伝やアメリカの太平洋軍事演習を問題視している。また国内状況については、近年の労働争議・小作争議の続発や、政府の普通選挙（以下普通選と略記）実施声明（一九二三年）以降活発化した「無産政党」樹立の動きを問題にし、大震災の二か月後（一九二三年一月）に発布された「国民精神作興に関する詔書」を受けて、「悪宣伝のため日本魂は占領せられ蹂躪されつつある現状である」、「恐れながら陛下が仰せ出された通り、質実剛健以て皆元気で立ち働き、今の内に明治大帝の大御代に復す心がなくては日本国は滅亡するぞ」と、国体破壊の危機を吐露しているのである。佐藤が大正末に抱いた「憂国」の思いは、当時の国内外の情勢から、近い将来、現実に起こり得るものとして予感される、戦争勃発と革命情勢進展への危惧^⑨であった。佐藤はその危機意識から、「自由」「平和」を謳歌する国民全体の国家観念欠如を嘆き、そして「日本国を呪う所の主義」たる社会主義や自由主義が蔓延する状況下で実施される、普選を通じた「赤化」を憂慮したのである。

二、思想緩和懇談会「社交核心会」

一九二五年（大正一四）当時、佐藤は、同年五月普通選挙法（以下普通法と略記）並びに治維法が公布されるという政治状況下で、壬戌会活動を母胎とする二つの社会活動を並行して行なっている。その一つは、普通法公布の翌々月七月、壬戌会が発起者となって、同会顧問有松英義（枢密顧問官）を会長に擁立し、神道諸団体・教派幹部や学者・政治家五一名を本部委員に、井上哲次郎・平沼騏一郎等、天皇制イデオログ五二名を本部指導会員に迎えて結成された「大成会」^②における、明治欽定憲法精神に基づく普選精神啓蒙の運動である。この大成会の組織化にあたっては、内務・文部両省や神道各教派・諸団体、国学院と連動して大々的になされており、また本教においても、畑徳三郎・長谷川雄次郎が本部常任委員に名を連ね、兵庫（九月）・大阪（二月）・岡山（同上）の各地支部とは別に金光教支部が設置（二〇月）されるなど、教団規模での社会対応の態勢確立がはかられていった。そして今一つは、「思想の緩和は思想家との接触を必要」と考えた佐藤が、大阪府知事中山望と協議の上秘密裏に行なった、「社交核心会」と称する社会主義者・労働運動家達との三度にわたる懇談会の開催である。佐藤は、一九二五年（大正一四）、金光教難波教会を会場に開催した第一回会合（四月）では一〇名、玉水教会における第二回会合（六月）では一七名、真砂教会における第三回会合（二〇月）では二四名に及ぶ「在阪の各種思想の代表的人物」を集め、彼等に思想緩和を試みた。そして、この社交核心会は、後に佐藤が大逆事件連座者武田と交渉を持つ契機ともなったものである。そこで本章では、大成会における活動内容をも視野に含めつつ、主に社交核心会での社会主義者・労働運動家達との交渉に注目し、一章に見た国家状況への危機意識を持った佐藤が、彼等に対して何をなそうとしたのかを捉えて行きたい。

ところで、社会主義運動及び労働運動は、大震災（一九三年）以降、その様相を変化させていた。先ず、大正中期の

労働運動に多大な影響を与えた無政府主義が、軍部による大杉栄虐殺や「虎の門事件」(一九二三年)等を経て凋落し、したがって直接行動論者やアナルコ系組合が労働運動内で力を失い、代わってマルクス主義理論(ボルシェヴィキズム)が影響力を伸ばしていった。次に、労働組合の代表的全国組織「日本労働総同盟」(以下総同盟と略記)が、治維法・普選法実施後の路線を共産主義的要素を除去した議会政策路線として示した指導者層の方針をめぐって、左右両派に分裂(一九二五年四月)することとなった。以下、この点に留意しながら、佐藤の同会開催意図を探る。

佐藤の呼びかけに応じて、同会会合に参加した者達は、総同盟分裂後結成(五月)されたボルシェヴィキ派の代表的合法組織「日本労働組合評議会」(以下評議会と略記)の中央委員長野田律太(第一回〜第三回)、「日本農民組合」(以下日農と略記)組合長杉山元治郎(第三回)を始め、「朝鮮人会」「水平社」をも含む各種無産者団体指導者達や、左翼思想家・労働組合活動家達であった。それら参加者・参加団体を概観して言えることは、全会合を通じて、総同盟からはほぼ姿を見せておらず、主に「日本労働組合連合」や評議会等反(非)総同盟系全国組織の代表者達や、共産党員花岡潔(第三回)を始めマルクス主義者、さらには大正末には少数派となっていた無政府主義者・アナルコ系組合活動家達が会同している点である。これらことから、佐藤による同会開催の背景には、一つには、「国体」「政体」の变革や私有財産制の否認を目的とする結社に関わる一切の行為(組織加入)を処罰対象に明記した治維法公布によって、共産主義・無政府主義を標榜する活動家達に対する官辺の監視が一層強化されることとなり、それらの活動家達は存亡の窮地に立たされていたこと、そして今一つには、普選法公布によって総同盟だけではなく反(非)総同盟系無産者諸団体の間にも無産政党創出の気運が高まっていたことが挙げられよう。

第二回社交核心会が開催された普選法公布の翌月六月、日農の提唱で、総同盟分裂後頓挫していた無産政党創出への準備が再開され、八月には「無産政党組織準備委員会」が結成されている。そしてその準備委員会には、社交核心会参加者の中では、提唱者日農杉山を始め、評議会野田、日本労働組合連合坂本孝三郎(第一回〜第三回)、官業総同盟花岡

が、各々の団体を代表して参画している。彼等は無産政党组織運動を中心的に担おうとしていた者達であった。そのような彼等にとって、さまざまな対立的立場を持つ労働運動からは部外者であり、かつ政府筋とも交流が深い、宗教家佐藤の主催する懇談会への参加は、普選実施を目前にした当時、治維法下での無産政党的な在り得べき可能性を探る上で、またその場に集まった他の無産者諸団体活動家達の気運を、単一無産政党组織へと導く上で、意味がなかったとは言えない。一方、佐藤は、先述したように七月には大成会を結成し、普選の意義を「億兆心を一にして、天壤無窮の皇運を扶翼」するための「政治上の国民総動員」と捉える立場から、大成会支部組織化に奔走するとともに、一〇月には「普選準備臣民翼賛の道」を刊行、各地に一万部を寄贈し、その精神普及に尽力した。彼は同書の中で普選実施に際しての国民への願いを次のように述べている。

普選に臨んでは前未述ぶる如く社会主義者でも赤化運動者でも無政府主義者でもない、偏に万世一系天皇陛下の御民として惟神の御政事を翼賛し奉る普選なれば愛国奉公の誠意を實現願いたい。——中略——今や経済上にも外交上にも思想上にも国家危急存亡の秋なる事を国民が理解せずんば、社会主義者も愛国者も共に苦痛をなめねばならぬ事になるのである。^②

普選実施を目前に、無産政党组織誕生必至の情勢下で、その創出運動を中心的に担う諸団体の代表者達や、各種無産者団体の活動家達を集めてなされた佐藤の思想緩和懇談会開催は、右に窺える国家の命運に対する危機意識と、さらには彼等への家族国家観的同胞意識からの、彼等自身に対する思想的矯化の試みであった。そしてさらに言えば、無産政党组織運動に対するより積極的な働きかけとして、その総同盟を除外しての開催には、かつて三教会同実現へ向けて彼がキリスト教に対して示した姿勢と同様、^③国家的危機打開への協力を得るべく、「国体に調和する」つまり「惟神の御政事を翼賛」する無産政党组織を、参加者達に促そうとする意図が含まれていたとも推察される。

また、同会参加者達には、普選とは無縁な無政府主義者・アナルコ系組合活動家達も多数含まれている。このことは、

佐藤の同会における思想的矯化の試みが、必ずしも無産政党創出運動とは関わらなくとも、府警特高課が要注意人物・団体と目した者達に対する、感化救済の働きかけとしての性格をも持つことを示しているのである。大震災直後府知事に赴任した、往年の感化救済事業推進者中川望(内務省市町村課長)は、同会開催経緯を次のように回顧する。

(大震災後は一筆者) 特に思想方面の注意人物として目される大物は悉く大阪を中心として活動しました。予て思想界の傾向に対して深憂を抱いて居た佐藤師は、有為の士にして赤化して社会を毒し一身を誤るものあるを歎き、身を挺して之が救済に当り、囿圍に在るものを訪れて赤誠を以て教誨し之を転向せしめ、更に転向後の自活の道を講ずる等献身的活動をつづけられました。——中略——一日長官室に私を訪ねられ、思想犯人矯化の方策を述べられ共に相謀る所がありました。佐藤師はこれ等の人士を集めて「社交桜心会」を組織し、金光教大阪支部を集会所として、毎月一回は必ず来阪して親しく指導に当られました。而して其都度経過の報告があり、此事業は全く師と唯二人の間の秘密の関係で行われたのであります。

中川の回顧からは、佐藤の社交桜心会事業が、彼が大震災頃から行なってきた、思想のために「一身を誤り獄舎に囚われることとなった青年達に対する教誨活動を、思想的影響力を持つ在阪の中心的活動家達に対しても行なうことよって、治維法公布に伴う処罰者続出を未然に防止しようとするものでもあったことがわかる。その意味で彼の試みは、社会運動の飛躍的發展・組織化の時代を反映して、かつての森近への感化救済をより大掛かりな形で再現するものであった。

それでは、社会主義自体に対して「国家の害毒」との見解を示していた佐藤は、彼等との実際の懇談を通して何を感取したであろうか。第三回会合について記した彼の記録によれば、懇談は朝一〇時から夜九時まで終日行なわれており、その内容の一端は次のようなものであった。

二八名席定まるや、今日は何の故に斯く時間を遅れしやと問いしに、昨夜天王寺公会堂にて失業問題演説会のため

検束されたる者あり。其を警察署に貰いに行きしなどにて遅れたりと云う。然れば昨夜如何なる事を言わんとせし、其を縮尺して此席にて皆述べては如何にやと云いしに、各々所信を述ぶる所あり。余静かに聴取し、各自の意見に就ては考えあり、今述べたる所を今夜より明夜までに記録して、大西黒洋氏の手許まで送られよと。

佐藤は懇談後、各々の主張内容の要約を自らの手許へ届けさせているが、失業問題に凝縮された構造不況下での社会的現実に対する彼等の批判的発言を、彼はどう聞き受けたのであろうか。参加者達(第三回)は各自、「寒いこと公園に眠る人の群」(野田)、「自由と平等の世界へ」(杉山)、「寒空におもえやられる失業者の群」(北島元一郎)、「餓えたる労働者にパンを与えよ」(藤岡房一)、といった言葉を一言ずつ書き残している。それらの言葉からは、彼等の社会主義理論よりも、資本制の犠牲となった無産者達の状態に対する怒りや、そこからの解放への熱い思いが、端的に読み取れるのである。

これに対して佐藤は、次のように自らの実感を歌に表わした。

(A)よるたびに人の心もしられけり かたる言の葉皆国の為め

また彼は、第一回会合では三首(B)、(C)、(D)、「社交桜心会」と命名した第二回会合では二首(E)、(F)の歌を詠んでいる。

(B)よの人はとまれかくまれあひよりて かたりかたれば吾友にぞある

(C)筆のあとみればうれしや皆ともに、皇国みくにのためにつくす人かも

(D)此のままにすすみゆきなば皆共に うきせにしづむ世とはなりなむ

(E)風ふかば花とちらなむ心もて 手をやとらなむともにすすまむ

(F)生ひしげる浪花のよしのよかれよと 老を忘れてかたるもつきじ^②

これらの歌からは、懇談会を開催するに際して佐藤が抱いていた、社会主義者も「同胞」との信念が、彼等との實際

の交渉を通してより強固なものになっていたことが窺われる。しかも、(A)(B)(C)(F)の歌には、当局から「注意人物」と見做された彼等との間に、「御国を救」うべく奔走する自らとの共通点なり、社会的現実に対する認識の一致点を発見し得た、佐藤の率直な感慨が読み取られるべきであろう。必ずしも天皇制国家利益のために活動していたわけではない彼等に対して、佐藤はその信條的立場の相違、「皇国のためにつくす人」との認識的枠組みや、その規定性にも拘わらず、彼等もまた自らの「吾友」と呼びかけ得る人間観を抱懐していたのである。このような懇談を通じての、参加者達に対する佐藤の心情的共感、彼の希望的理解という側面も勘案されねばならないとは言え、単にそれだけでなく、腐敗した既成政党・議會政治の現状への不信や、社会の底辺に押し込められた者達の「救済」へ寄せる熱情において、両者が極めて近い基盤に立脚していたことを示すものでもある。また公認教団設立（一八八五年）以前、青年佐藤は、他の数多くの教祖時代の布教者達と同様、その非合法の布教・救済行為に対する官辺からの干渉を受けながらも、教祖の信心への無条件の帰依心から、また人々を助けんとする使命感から、取締りに遭うことを覚悟の上で布教活動を継続した^④。そのような青年期を送り、そして還暦を過ぎた今、彼が信念とする教祖の信心に基づいて、一教団金光教の利益のためではなく、彼にとっては「公」としての意味を持つ「御国」の危機を救わんがために奔走していた佐藤は、彼等が把持する思想自体に対して理解を示した訳ではなかったが、時代の享樂主義的風潮に逆行するその「犠牲的」精神や、一家のためではなく無産者階級全体の解放のために突き動かされて行く熱情に対して、共感的理解を示したのである^⑤。

(D)(E)の歌には、危機に瀕した日本の中で共に生き、国家破局の際にはもろともに滅びざるを得ない者同士として、佐藤が彼等に対して抱いた運命共同体的な、また家族国家観的な同胞意識が表わされている。また、(E)の歌には、「同胞」である故に普選を通じた挙国一致体制実現への協力を彼等に要請しようとする、佐藤の姿勢も窺えるのである。そして同時にまた、飲食を共にしつつ行なわれた終日の懇談による、社会主義活動家達に対する共感と理解は、しかしながら、彼等の思想緩和に努力する自らの試みを正当なものとして、佐藤をより一層確信せしめるものでもあったろう。

社交核心会は、中川知事退任の事情から三回で終了せざるを得なくなり、佐藤の思想緩和の試みがどれ程の効果を挙げたかは明らかでない。ただ、同会での、武田九平の実弟で大杉派無政府主義者である武田伝次郎との邂逅は、佐藤に大逆事件連座者との再度の交渉をもたらす契機ともなった。因に武田は第三回会合時の寄せ書に、「十五年前の森近を想う」と記している。その言葉は佐藤の胸に、三〇歳の若さで刑死した森近との交渉をどう甦らせるものであったろうか。次章では、昭和初年に展開された佐藤の、該事件連座者仮釈放の請願運動や、社交核心会参加者である武田、大西昌（黒洋）、木本正胤（凡人）との引き続きの交渉内容を明らかにしたい。

三、大逆事件連座者仮釈放の請願運動

佐藤が、長崎県諫早刑務所に無期囚として収監されていた大逆事件連座者四名（武田九平、岡林貞松、小松丑治、成石勤三郎）の仮釈放を求めて奔走することとなるのは、一九二七年（昭和二）一月一四日、芸備教会（教会长佐藤龍雄、広島県深安郡）を訪れた武田伝次郎（以下武田）（伝と略記）大西、木本の、武田九平（以下武田）（九）と略記）救出の懇請を受けてからのことである。佐藤は同月二六日上京して、林司法次官並びに立石行刑局長に面会を求め、林から「今回は該件に関する者には何等の恩典なし、別に研究すれば仮出獄の道あり、之には引受人が必要」との示唆を得た。この司法次官の言葉に力を得た佐藤は、同年四月二日、秘書井上鍵之助（豊岡教会长）と共に諫早へ出張して、根本刑務所長等と懇談の上、武田（九）とも面会し、帰郷後、同刑務所収監の事件連座者全員の仮釈放を請願する司法当局との交渉を展開したのである。そして翌年（一九二八年）三月一日、彼は井上を伴い再度同刑務所へ出頭、後任江藤所長に司法省との交渉経過を説明し、「機を見て仮出獄を取計う」との確約を得るに到った。^⑧なお佐藤は、この間、宗教制度調査会特別委員（一九二六年五月任命）として、一九二七年（昭和二）一月、貴族院で否決された文部省宗教法案の再上程（一九二九年）のための協議・運動に精力を注いでいた

が、彼は度重なる上京の都度、大阪に立寄り武田（伝）等と頻繁に連絡を取り、大阪府警特高課や司法省との交渉を重ねている。^⑧

それでは、森近等一二名の刑死（一九二一年一月）後、該事件を天皇に詫びるべき「吾人五千有余万の同胞」全体の「大不孝」と受けとめていた佐藤は、事件から二〇年近くを経た後、当時の国家政策をどのように見、改めてその連座者達の仮釈放を国家に請願する自らの行為の意味を確認していたのだろうか。

「三・一五事件」（一九二八年）後、佐藤は他の宗教教派代表とともに文相水野練太郎（田中義一内閣）から思想善導対策への協力要請を受け、五月二三日、大臣官邸へ出向いている。^⑨ところがその三日後に、彼は、当時野党・立憲民政党顧問の立場にあった床次竹二郎と対談し、政府当局に対する自らの意見を開陳している。

八時五十分床次民政党顧問と会談のため訪問。九時より約一時間語る。十時十分より司法省に出頭し、泉二刑事局長松井行刑局長と面談、大審院の林検事次長を訪いしに不在なれば名刺を置きて辞去す。十一時十分内務省に三橋保安課事務員と面談。野田先生と省の玄関にて出会う。十二時過退所す。今日床次氏に語りたるところは、「新聞紙の伝うる所によれば已に御自重の由なるが、目下は内閣、時局問題に対しては自重して無言の態度をとられ度し。若槻氏（前首相、民政党顧問―筆者）にも言うつもりなり。党や若き者の言論までも圧迫するには及ばじ」と。^⑩

右に見られる佐藤の司法省出頭は第二回諫早出張報告のためであったが、その前になされた床次との会談内容には、第一回普通実施の翌月惹起した三・一五事件前後、彼が、金融恐慌勃発直後政権を担当した田中内閣（一九二七―一九二九）の、強硬な対外（中国）政策や嚴罰主義的治安方針に対して批判的視角を有していたことが窺える。「已に御自重の由」とは、国民党革命軍の北上を阻止し張作霖政権を擁護すべく敢行した「山東出兵」（一九二七年五月）失敗の後、日本政府が五月一八日、張に満州引揚げを勧告、それを受けて関東軍が満州で待機するに到った情勢を、また言論圧迫についての言葉は、評議会・労働農民党・全日本無産青年同盟に対する解散命令（四月一〇日）や、閣議での国体変革罪に最高

死刑を課す治維法変更案の緊急勅令による公布決定(六月二日)を、受けてのものである。大正末から普選精神を国民に啓蒙しつつ、評議会の野田(三・一五で起訴)や日農の杉山(労働農民党 初代委員長)等との懇談を重ねてきた佐藤は、大規模な恩赦や賑恤が予定されていた「御大礼」(二月、昭和 天皇即位式)を前にした政府の嚴罰主義的思想統制を、一つには時局問題への政府の動搖によるものとして、二つには無産者大衆を天皇からかえって離反せしめるものとして、批判的に捉えた。加えて、出兵後悪化の一途を辿った日中關係を憂慮し、政府に中国内戦への非干涉的態度の堅持を願ったのである。^④そして、この佐藤の国家政策に対する批判的認識は、武田(九)等の仮釈放を求める次のような彼の意図と結ばれていた。

佐藤は、天皇への「逆徒」として二〇年近い歳月を獄舎に繋がれた武田(九)等の仮釈放を求める理由について、諫早刑務所訪問時の書状において、「老生は只一人にても陛下の民に陛下の御聖恩を知らしむる事をのみ念願と致し居候もの」、「思想界を緩和する上に偉大なる力あるものと存せられ候」と記している。^⑤そこで示された彼の請願行為の意図は、国民の臣民的自覚の涵養を目的とするものであり、天皇制的思想統合を目指すという意味では田中内閣の路線と基本的には何ら変らない。ただし、その方法においては、武田(九)等の身上に具体的に実現される天皇の「救済」を通じて、その慈愛を彼等をも含む国民全体に理解させようとするものであり、その意味で、田中内閣の嚴罰主義に対する内在批判的要素を持っていたのである。

だが右の意図は、佐藤の請願運動が武田(伝)等の懇請を受けて開始されたものであったことを考慮に入れるとき、あくまでも運動の過程で次第に自覚された第二義的意図であって、彼が請願運動に乗り出した動機については、武田(九)救出を訴える武田(伝)等の懇請を彼がどう受けとめたのかが問われなければならない。佐藤は請願運動の傍ら、「之が叶えば吾人も改める」と自らの「転向」の意志をも表明した武田(伝)、大西、木本に対して、警察との関係の問題や「転向」後の事業に関わる援助を与えている。ここで、当局から「特別要視察人」に指定されていた彼等、特にその関西地方筆頭として行動が逐一刑保局に報告されていた武田(伝)との関係において、改めて佐藤の請願運動の動

機を捉え直しておきたい。

兄九平と同様金属彫刻業を営む武田（伝）は、和田久太郎とともに大杉派無政府主義者の関西における中心人物として知られていた。その彼が、病気の母親を獄中の兄と対面させようと、諫早刑務所から堺刑務所へ武田（九）の身柄の移転を求める請願を、友人大西、木本とともに大審院検事総長等に対して起こしたのは、大正末のことである。しかし彼等の請願が成就せぬまま、母親は病死し、弔報を受けた武田（九）は、「互に息ある内に再び娑婆にて会う事もがなと明け暮れ、淡き希望を抱いて只管念じつつ生き延び来りしに、ああ何も彼も、母の死によって只一つの望みも絶え果てました」、との手紙を認めたという。^⑤三浦安太郎が獄中縊死（一九一六年五月 諫早刑務所）、高木顯明が縊死（一九一七年六月 秋田刑務所）、さらに岡本頼一郎が病死（同年七月 諫早刑務所）するということのように、該事件連座者達の計報が次々と届けられる中であって、獄中生活と人生への絶望を吐露する手紙に接した武田（伝）等は、先述のごとく佐藤との社交核心会における知己を唯一の頼みに、芸備教会を訪れたのである。

そうした九平の絶望に加えて、兄の救出を願う武田（伝）自身もまた、当時苦境に立たされていた。先述のように大震災以降凋落の一途を辿った無政府主義は、昭和初年頃には、警察からの徹底的取締りと大衆運動の中での孤立状況下に置かれていた。「加盟員の多くは無頼の徒にして確固たる思想的信念無く従て其多くは所謂『掠』と称し、恐喝に依て徒食せんとするの類なれば純粹なる無政府主義運動として観るべきもの実に少し」と、当局からも見做される状態にあったのである。武田（九）救出のためとは言え、武田（伝）等が「之が叶えば吾人も改める」と運動廃止を誓約した理由には、このような無政府主義自体の状態が関与していたのである。中でも武田（伝）は、関係が深い大杉の後継者達が引き起こした福田大将狙撃未遂事件（一九二四年）や「ギロチン社」による銀行員襲撃殺害事件等によって、彼自身にも特高の追求が及び、さらに、金属彫刻業の内弟子山田庄一（ギロチン社 加盟）が、収監者達の脱獄計画に加担し検挙されるに到って、大正末には全く身動きの取れない状況に追い込まれていた。^⑥こうした中で、彼は前述したように「十五年前

の森近を想う」と記しているが、仲間達が嚴罰に処され、かつての森近と同じ運命を辿らされている様を前に、彼がせめて兄九平を獄中から救出することに残された希望を見出そうとしたとしても不思議ではない。そして佐藤は、そのような行き場のない絶望的狀況の中で最後の抛り所を肉親との情愛に見出そうとする武田（伝）の、母親に対する孝行心や、苦境に追い詰められた獄中の兄の助命を願う言葉に動かされて、今また大逆事件連座者達の救出に奔走し、加えて武田（伝）等に対する社会的・経済的援助にも尽力したのである。佐藤の目から見て武田兄弟は、事件連座者・無政府主義者である前に、「神の氏子」であり、また天皇の「放蕩息子」であることに違いはなかったのである。

さて、「御大礼」の翌年（一九一九年）四月二十九日、長年「模範囚」として獄中生活を送った武田（九）・成石勘三郎に限って、仮出獄が許可されることとなった。身元引受人として特赦の通知を受けた佐藤は、当時、病床に伏していたため、井上を諫早刑務所に代理出頭させ、そして武田（九）の身柄を芸備教会に引取った後、松井行刑局長と泉二刑事局長へあてて、「予てより格別御厚配煩わし候武田成石両名儀、今回天長の佳節に当り仮出獄の恩典に浴し候事聖恩の難有さに感激罷（カー筆者）在候。——中略——三日午後武田九平を引取り（成石は二日郷里へ帰り候由）昨四日当方へ無事帰着致し候」と報告している。また、その翌月になって出された立石前刑事局長宛礼状では、仮出獄後の武田（九）の様子を、「其後当所にて日々感謝の生活を送り真に順良の者と相成り居候えば乍他事御放念下り度」と報告するとともに、成石についても、「武田と同様御配意御煩わし候成石勘三郎も、始め当所へ引取る心算に有之候いしが、同所長の深き考にて郷里親族の処へ引取り申候」と記されており、佐藤は成石をも含めて自らの許に引取るつもりであったことがわかる。

佐藤は明治末の第二回感化救済講習会での講演の中で、仮出獄人保護事業や微罪不検挙を具体例に示しながら、宗教と警察が社会の教導教化の点で同一目的を持つべきものであるとの観点から、両者の協力の必要を説き、警察官に対して道徳的精神に基づき権力発動や社会教育者たる自覚の確立を促していた。その意味からすると、彼の武田（伝）等に

対する援助活動は、特高警察の暴力的取調べが捜査現場で日常化して行く中で、一面では自首者に対する減刑や刑執行猶予を保証し、「更生」への社会的保護をも奨励していた治安維持法体制^⑤を前提に、あるいはそれを先取りする形で、だが同時に明治末期の自らの独自の感化救済観をも継承しつつなされた社会的救済活動であった。すなわちその活動は、社会教育者たるべきものとして彼が期待した特高警察等との協力関係を前提としていたが、ただ彼の場合は、単に思想転向の確定のみを目標としたのではなく、むしろ運動廃止後の彼等自身の生活確保こそが中心的に願われており、彼等との実際の交渉は生活全般にわたる精神的・物質的援助を含めた人間的救済の次元でも展開された。しかも交渉が進むに従って、例えば一九二九年（昭和四）一〇月、武田（伝）が、諫早刑務所に残された小松丑治の救出をその妻の依頼を受けて佐藤に願ひ出ているように、両者の関係はより人間的次元へと広がり、深められている。そして武田（九）の仮出獄後、佐藤は武田（伝）等との交渉をも継続しつつ、「更生」への願ひを込めて武田（九）に「信原幸道」という名を新たに与え、他の修行者と同様に教会での生活を送らせ、日常的に教導・保護を行なったのである。

四、武田九平との交渉

ここまで、教監辞職後の佐藤の社会的諸活動を、主に無政府主義者を始めとする社会主義活動家達に対する感化救済活動や、大逆事件連座者仮釈放の請願運動に焦点を絞って考察してきた。一九二九年（昭和四）、武田（九）等の仮釈放が実現した後、武田（九）が大阪で交通事故致死する一九三二年（昭和七）一月まで、昭和恐慌下、国家が侵略戦争への道を歩みつつある中、佐藤は、宗教法案上程のための運動を継続する傍らで、武田（九）に対する保護活動を行っている。その武田（九）への佐藤の感化救済（仮出獄人保護）は、前章で触れた「只一人にても」聖恩を知らしめたいとする請願運動の段階での彼の言葉からすれば、社会教化上の効果を意識してのものというよりも、むしろ武田（九）

その人の助かりを願ってなされた教導・保護活動の要素がより強かったものと思われる。最後に本章では、交通事故死するまでの武田（九）の生活の実際に照明を当て、やはり「警察との協力」を前提になされた保護活動を通じて、佐藤が武田（九）をどのように救済しようとしたのか、また、その救済がどのようにになし難かったか、を追求して行く。

先述したように、仮出獄後、武田（九）は「信原幸道」として、大阪での生活を再開始（一九三三年三月）するまでの足掛け四年間、佐藤や井上とともに芸備教会で暮した。だが彼は、教会で他の修行者と同様の生活を送ったとは言え、例えば「仮出獄者心得事項」に、管轄警察官署の監督を受けその指揮命令に従うこと、毎月一回管轄警察官署に出頭して生活内容を申述すること、正業に就き善行を保つこと、等一〇項目にわたる心得事項が記されているように、^⑤「大逆罪」^{（刑法第七三）}の罪状を背負わされた無期囚であることに変わりはなかった。そして身元引受人たる佐藤、並びに警察や武田（九）の関係者等との事務連絡・交渉一切を担当した井上は、管轄の福山署や大阪府警特高課に対しては、武田（九）の保証人として、規定範囲内の彼の最大限の自由を確保するよう努力しつつ、その「更生」への協力を求め、また武田（九）に対しては、他の修行者と同様に扱い、本教信仰による教導を行っていた。しかし、また同時に、佐藤が武田（九）に対して、諫早刑務所から委託された保護監督者であったことに変わりはない。

武田（九）は、四年間の教会生活期間中、一九二九年（昭和四）六月に亡父一三回忌法要列席のため、また翌三〇年（昭和五）九月には、前年秋頃より神経衰弱症を患っていた武田（伝）の見舞いのため、二度帰阪している。これら二度の武田（九）帰阪に際して佐藤・井上と武田（伝）や府警特高課との間で交わされた書簡には、当時の武田（九）の様子とともに、佐藤が治安当局に対してどのような形で武田（九）の保護監督上の協力を求めたのが窺える。^⑥先ず、武田（九）は、二〇年に及ぶ歳月を獄中に費やし五五歳ともなった今なお、教会での修行生活を送る毎日の中で、佐藤の好意を受け容れその教導に従いながらも、大阪での生活再起への焦燥に駆られていた。そして、佐藤は武田（九）を「一家族」と見做し、教会長としてその修行生活を見守りつつも、帰阪等の事情で彼が自らの手許を離れる場合には、

治安当局との協力関係をより緊密にしつつ保護監督を遂行しなければならなかった。また、特高等思想取締担当官達は、職務上必ずしも大逆事件連座者達の仮出獄や社会への復帰を喜んでいた訳ではなかったにも拘らず、佐藤は終始彼等に、武田(九)の「更生」への協力の期待と信頼を寄せていたのである。

佐藤が、大阪での自立を望む武田(九)の希望を受け容れ、「心身共に更生し手許を離るるも憂慮するにあらざるに立至」ったとして、身元引受人を湯川安太郎(玉水教会長)に依頼した上で、関係各官署に彼の転居手続を済ませたのは、一九三二年(昭和七)二月末である。武田(九)は、亡母の七周忌を機に新生活を開始するべく、法要の前日三月三日、武田(伝)宅に到着した。^⑤一方、佐藤はその後も引き続き彼や武田(伝)等と交渉を持ち、井上を介して何くれとなくその生活の新出発を激励・援助している。以下、武田(九)からの書簡を紹介しつつ、三月当時未だ昭和恐慌の真只中の大阪で開始された、彼の生活の歩みを辿る。

三月八日付の武田(九)が井上にあてた葉書には、金属彫刻業開業の基礎を作るべく奔走していた、彼の帰阪直後の状況が次のように報告されている。

警察の生計届けも相済みし、旧取引の商店を訪問して仕事を頼みに奔走、懸命に努力して居ります。一日も早く営業の基礎を作り、大先生(佐藤―筆者、以下同)に御安心して頂きたいものと存じますが、意外なる不況、覚悟の上ではあります。が之れほど深刻に(と―筆者)は一驚致しました。然し、商店の主人や支配人の人らはいずれも大いなる同情を表してくれますから、その内何らかの光明がある事と存じます。^⑥

この時点では武田(九)はまだ、就業見込や生活全般に対して悲観的ではなかった。ところがその四日後、一二日付の葉書には、

昨十一日の毎日新聞に御覧の通りトウトウ書かれました。ドウしてカギ(喫ぎ―筆者)付けたかと余り不思議なので詣でてみましたら、府の特高から種は出ているよしであります。実に不都合千万でありますと存じます。私として

は出来るだけ不得要領なる談話をして置きました。^⑧

と、府警特高課の報道機関への対処の仕方を非難する言葉とともに、「旧友が今の処では一向顔を出しませぬ」と、その孤独感が吐露されている。本格的に大阪での生活を始めることとなった武田（九）の周辺や動向に対して官辺が監視を強めていた状況の中で、また大逆事件連座者とその近親者達が受けた執拗な社会的指弾の風潮^⑨の中、彼が就業に苦心する日々を送ったであろうことは想像に難くない。

さらに六月に入ると、諸般の事情から武田（伝）の一家がブラジルへ移住し、^⑩当局の渡航許可が得られなかった武田（九）は、失業状態のまま、妹さとの縁家津田豊吉方^{西成区}に身を寄せることとなり、ごく僅かな者達との関係を生きていた彼の孤独は一層深められて行った。武田（伝）は渡航の前、不況下の日本に残す兄の就業を気づかい、兄が行なう昔ながらの金属彫刻業の営業方法では今日の社会に通用し難いことを井上に示唆している。そしてその危惧の通り、七月、武田（九）の暑中見舞には、「井上先生、武田九平は不思議にもまだ生きて居ります」という言葉が、そして一月二〇日付の手紙では、

私の近状自白いたしますと、大先生を始め皆様^⑪に赤裸に申上る事、実に恥ずかしき限りにて、以前は聊か世才を誇りたる私も、時代の浪に取り残されたる老いの悲哀を感じる次第で、今なお殆ど失業、否新しき仕事に就くには資金なく、昔の仕事をするにも矢張り金の問題で、同業者が自動車飛ばす今日、自転車競争は真に滑稽で実に社会の変化に対する認識不足、実に手も足も出せない訳で、昔の杵柄を打ち捨て学校の病院の小使か便所掃除夫に^⑫（も）なるうかと考えて居ります。

と、社会の変化に対応し得ない悲哀と、自らの生活の窮状を訴えた内容の言葉を綴っている。このような武田（九）に対して佐藤、あるいは身元引受人湯川が何らかの援助を与えたものかどうかは不明であるが、彼はその手紙から二週間後の一月三日には金属彫刻店を開いており、同月二五日に壮健の旨を記した葉書を井上に送っている。^⑬

その武田（九）が、店から津田宅への自転車での帰途、疾走中の自動車と激突し、市電軌道上に投げ出され頭部を強く打、そのまま病院へ運ばれて死亡したのは、一月二九日壮健を知らせた僅か四日後のことであった。^⑧ 訃報を受けた佐藤は、弔問と関係各官署への挨拶のため、翌三〇日井上を大阪せしめたが、その復命書によると、その夜、津田宅を弔問の後、玉水教会に一泊した井上は、翌朝、佐藤の命のまま、府警特高課を始め各関係官署長を訪問している。しかし、いずれも「不在中」「来客中」とのことで、結局、主な警察側関係者には誰にも挨拶できないまま、正午過ぎに津田宅に到り、親族とともに出棺を見送った後、阿倍野斎場での葬場式に会葬して、帰省している。なお、前年仮出獄した岡林寅松が葬儀前夜弔問に、保証人代理湯川茂（玉水教会副教会長）や大西等が葬場式会葬に訪れたことが、復命書に記されているが、警察側関係者の動向については、午前中の段階で「上京不在中」との理由で井上が会見できなかった思想係長が、葬場式の間津田宅を弔問していることその他、特に記載されていない。^⑨ この復命書に窺える井上への対応姿勢や、また、かつて佐藤が武田（九）帰阪に際して保護を要請した元思想係長に一任の下で取り進められた事故の示談交渉が、葬儀の三日後には早くも、「葬式費用位の額」で落着させられていることなど、武田（九）事故死に関わる警察側関係者達の対応には、それまでの佐藤との関わりを考えると幾分不自然な印象が残るが、それがどのような理由によるものかは明らかではない。だが、一九三一年（昭和六）九月満州事変勃発後の、大川周明等の軍部クーデター計画の発覚（一九三二）、^⑩ 「血盟団事件」（一九三三）、^⑪ 「五・一五事件」（一九三二）による犬養内閣の崩壊、等に見るようなファッショ化が急進行する騒然たる世情の中、本格的な思想統制を開始しつつあった治安当局にとって、一人の「逆徒」の死生は、治安を維持する上での重大な関心事であったことは確かである。^⑫

ところで、佐藤は葬儀の翌月（二月）、^⑬ 「信原幸道老翁」を諡号に武田（九）の霊を芸備教会祖霊殿に鎮祭し、「其の霊を広く愛で厚く恵み給いて、霊をして高き神の位に召上げ給わん事を」^⑭ 天地金乃神に祈り続けることをもって、彼に対する救済行為を継続した。井上は翌年（一九三三年）二月、武田（九）の霊を合祀した旨を次のように津田さとに伝

えている。

月日の立つは今更ながら早きものに有之候。昨六日は故人の七十日に相当り、追憶新なるもの有之候。実は昨冬共に涙もて靈柩車を送り帰所、葬儀の鄭重なりし事、後々あなたにより供寺法事の出来得る事など相伝え、大先生にも大に安堵せられ候いしが、仮にも四年間家族の一員として、尚将来に亘り何呉れと心配せられしほどにて、伝次郎氏は遠く伯国に在り且つ子孫とてもなければ、これの教会所(芸備教会筆者)の靈舎に鎮祭し時々御祭をもなし永久に靈神を鎮めんものとの御心より、更生の意味にて名付けられたる信原幸道をそのまま御同兄の諡号として、十二月二十三日午後五時、故人と縁故最も深かりし老生に齋主を命ぜられ、齋員三名と共に山海の神饌を供え、鎮靈祭執行し、一同と共に在りし日を偲び申候。

おわりに

本稿では、関東大震災前後から満州事変勃發頃迄にかけて展開された、佐藤の感化救済活動を考察した。一章で見た彼の第一次大戦後国民意識の全般の変容に対する問題意識や、「民族的危機」感に促されての壬戌会・大成会結成と、それを通じた諸活動に、端的に示されているように、彼の社会教化の基本線は、動揺した日本の伝統的支配秩序の回復を目指すものであった。すなわちそれら教化活動は、彼の主体的意味においては、教祖時代から遠く離れた当時の本教信仰実態や社会の人間状況に対する批判的認識に支えられての、「教祖遺訓」に基づく社会的信仰実践ではあったが、客観的には、国家神道体制を底辺から支えるべき教派神道の典型的在り様の一つを示していた。第一章で引用した「金光大神の世の通りにせよ」という彼が拝受した神伝は、天皇制の「危機」の状況下、「明治大帝の大御代に復す」という意味内容として容易に再把握されたのである。

しかし、その社会教化の一環で開催された社交核心会や、その後の無政府主義者連や大逆事件連座者に対する感化救済活動については、もっともその活動自体もまた天皇制的慈恵という認識的枠組の持つ規定性によって、救済行為としては一定の歴史的境界性を課せられていたとは言え、その認識的枠組の中で国家の強権的な思想統制施策に対しては批判的見解を示し得たことや、「思想犯」に対する社会的排斥の観念が根強い風潮の中で、その社会観念を大きく超え出た地平で彼等と関わり、そこに自らの人間救済を実現しようとしたことなど、その実践過程では、単なる国家政策目標への迎合や、一宗一派の教団的利益に拘泥しての社会対応とのみは見做し難い展開が見られた。また、思想的には天皇制絶対主義の立場に立つ佐藤が、大正末、日農の杉山や評議会の野田等と直接的交渉を持ち、その懇談を通じて彼等に一定の心情的理解を示すに到り、さらには国家が侵略戦争への道を辿りつつある中、自らの天皇への「忠」を大逆事件連座者達の仮釈放請願運動という形で現わし、仮釈放実現後はその内の一人を自らの許に引取り保護するというように、その感化救済活動の軌跡自体も、ファシズム形成へ向かう国家動向の中において他に類例を見ない極めてユニークな在り様を示している。明治末の段階でも萌芽的には認められたように、彼の「信忠一致」の信仰は、それが具体的な人間の生活や生命に関わる場合には、「臣民」救済レベルでの宗教的様相を帯びた家族国家観の發揮、換言すれば、教祖認識に基づいて「難儀」な者の「助かり」自体を無目的に希求する彼の救済者的資質の、家族国家観的表现での発露として、個性的でも徹底した活動を促す積極的動因となっていたのである。

これまで、教団史研究の幾つかの論考において、天皇制イデオロギーを受容してきた公認教団設立以後の教団体質の問題性が、自己批判的に指摘されてきている。この本教史に対する自己批判は、勿論原則的に正しいし、また例えば、三教会同以降、「信忠孝一本」の教義を「奥義九ヶ条」や「神誠」・「神訓」の教条を根拠にして教内外に闡明してきた佐藤が、本論で見たように、国民道徳としての「忠孝一本」論や思想統合のための擬制的国家論たる家族国家観を信念的に把持していたことも確かである。しかし、一般に家族国家観が実体的に機能していた敗戦前日本社会にあっては、

一個の政治権力機構であるはずの天皇制国家が宗教的・道徳的価値をも統合した最上位の「公」^{オキヤケ}として、公認宗教だけでなく国民全体に対しても位置しており、しかもその政治的・道徳的支配は、大多数国民の伝統的意識の一部を領有することによって初めて貫徹され得ていたのである。さらには、その情義的一体性を核とする天皇制イデオロギーが一定の個々の恣意的解釈を可能にするものでもあったことなどを考慮するならば、問題とされるべきは、その観念を受容したという一般的事実自体よりも、むしろ、その受容された既成の観念が教祖の信心と結合することによって、受容主体の意識の内でも宗教的様相を帯びた独自の観念としてどう機能し、どのような社会的救済行為を生み出す積極的動因となつたのか、また、それが人間の救済を阻害する要因となつたとすれば、それはどのような形でか、という歴史的現実の中で検証されるべき本教教義としての個人的容貌であるはずである。その意味で、本論で明らかにした佐藤の感化救済活動の内容は、「信忠孝一本」の教義的枠組の下でなされた本教信仰実践の、両大戦間期におけるアンビヴァレントな可能性を内含しての具体的展開相を示していると言えよう。

(教学研究所員)

注

① 大逆事件に関する文献は数多いが、その中で武田については、吉岡金市「森近進平と武田九平」『大阪地方労働運動史研究』第四号、一九六〇年、森長英三郎「大逆事件と大阪・神戸組」同右第一〇号、一九六九年、森長「内山愚童」論創社、一九八四年、柏木隆法『大逆事件と内山愚童』JCA出版、一九七九年、の各文献で取上げられている。なお、武田の仮釈放に到る経緯やその後の歩みについては、同右吉岡書で紹介されているが、詳しくは知られていない。

② 池田敬正「日本の救済制度と天皇制」『日本史研究』第二九

五号日本史研究会、一九八七年参照。詳しくは池田『日本社会福祉史』法律文化社、一九八六年、三三四～三三五頁参照。一九〇八年(明治四一)内務省主催第一回感化救済事業講習会開催を機に、一木喜徳郎(内務次官)、床次竹二郎(地方局長)、有松英義(刑保局長)、井上友一(府県課長)、中川望(市町村課長)等内務官僚が中心となって結成された内務省外郭団体「中央慈善協会」は、自ら直接慈善事業を行わず、民間の「慈善救済事業を指導奨励」するためのものであるが、佐藤は本論で述べるように後年に到るまで上記内務官僚達との協力関係を持ち続けている。

- ③ 豊岡教会所蔵資料（以下豊岡と略記）二一八佐藤範雄「講演要領 宗教と警察との協力による便宜感化の実験」。一九〇九年（明治四二）開催の内務省主催第二回感化救済講演会で仏教側島地黙雷とともに講師となった佐藤は、神道・仏教・キリスト教を問わず感化救済は宗教家の本来的職務の内であると述べ、「宗教の為に人を救うのではなく、己れの為に人を助けると云うのでもなくして、人の為に人を救う」べきことを講じている。ここには、やがて三教会同へ向かう彼の、各教宗派から超越した最上位の「公」としての天皇制国家の事業に「奉公」すべきものとの宗教観だけでなく、一教一宗の教団的利害を超えて、「神の氏子」たる人を無目的に救済すべき宗教家の使命に対する認識が示されている。またその当時記された彼のメモには、「死刑は宗教の上より論ずるときは不合理のものなり。神は人を造るも人を産まず、人は人を産めども人を造らず」と死刑制度を宗教的見地から否認する言葉が認められる。神徳書院資料（以下神徳と略記）一二七三「備忘録」。このように人間存在を「神の氏子」と見做した彼の間人観や救済観は、日本国民を「天皇の赤子」と捉える家族国家観とも相俟って、森近助命嘆願の動因をなすものであったと推察される。
- ④ 佐藤範雄『信心の復活』芸備教会、一九八二年参照。
- ⑤ 同論文では、明治末期の本教の社会的諸事業、特に佐藤の遊廓・被差別部落等における社会改善事業や、不良少年感化・出獄人保護等の感化救済活動、また、森近運平との交渉について、
- ⑥ 佐藤光俊「高橋正雄における信仰的自覚の確立と展開―信念の確立と立教神伝解釈の教団論への展開について―」紀要『金光教学』第二五号、一九八五年、八〇～八三頁参照。なお青年教師層の、佐藤教監の教政方針に対する批判的意識の内容については、「教祖に復れ」『新光』第八三号、大正二年一月十五日、「教監の交迭と本教の新機運」『新光』第一三二号、大正六年二月十五日。
- ⑦ 佐藤範雄「信者たる吾（上）」『金光教徒』第一四六号、大正六年一月二二日、同「信者たる吾（下）」『金光教徒』第一四七号、大正六年二月一日。
- ⑧ 神徳二二三佐藤範雄「御裁伝録」。
- ⑨ 佐藤範雄『信仰回顧六十五年』（以下『回顧』と略記）下巻、同刊行会、一九七一年、五二～九二頁参照。
- ⑩ 前掲『回顧』下巻、八二～一二八頁参照。佐藤等がこの時期行なった上杉擁護運動は、一九三五年（昭和一〇）ファシズム化が急進行する中で「不忠凶逆の思想」として美濃部説が糾弾されるに到った天皇機関説排撃運動の先駆けではあるが、その

運動が生じた歴史的背景は大きく相違しており、両者は一応区別されるべきである。石関敬三「国防国家論と国体明徴」『日本のファシズム—形成期の研究』早稲田大学出版部、一九七〇年、六五～七三頁参照。

⑪ 前掲『回顧』下巻、一四七頁。

⑫ 二村一夫「労働者階級の状態と労働運動」『岩波講座 日本歴史二八 近代五』岩波書店、一九七五年、一一九～一二二頁参照。

⑬ 佐藤範雄「騒擾事件の原因に就て」金光教第一〇教区支部、一九一九年参照。

⑭ 同右書参照。なお佐藤は、前掲『回顧』において、同右書刊行経緯に関わり、小作問題考究の結果「土地国与と云う事に結論を得」たことをも記している。『回顧』下巻、一六三頁。

⑮ 佐藤範雄「信心と国家」『金光教徒』第三三七号、大正一年五月二日。

⑯ 前掲『騒擾事件の原因に就て』、神徳二四七佐藤範雄「備忘録」。

⑰ 関東大震災前後の時期、平沼騏一郎等の「辛酉会」「国本社」、上杉等の「興国同志会」、北一輝・大川周明等の「猶存社」に代表される日本主義結社が、自由主義思潮や社会主義運動に対抗する形で組織された。司法省刑事局「右翼思想犯罪事件の総合的研究」『現代史資料四 国家主義運動一』みすず書房、一九六三年参照。

⑱ 佐藤範雄「国家の現状と近き将来」神徳書院、一九二五年。

⑲ 同右書参照。佐藤の普選実施に対する危惧は、佐藤範雄「普選準備 臣民翼賛の道」神徳書院、一九二五年、等にも示されている。

⑳ 例えば、佐藤は一九二六年（大正一五）三月金光中学卒業式に際して、次のような訓示を行なった。「今や精確なる学者の結論では、わが日本ではどうしてもこのままでは立つ瀬がないということになって居る。就いては支那・ロシア・アメリカなどを敵とすべきか、味方とすべきかで大問題である。——中略——しかしながらこれらを味方とせんとせば、わが国民の優秀なる実力を要することを知らねばならぬ。そしてこの優秀なる実力は誰が発揮すべきか、七十を越したる吾々老人の出来得ることではない。老人の指導をまってお前たち若い者が実力を示さねばならぬ。斯様にお国は一大事の場合であることを覚悟して出てゆくがよい。」『金光教青年会雑誌』第八二号、大正一五年三月一日。

㉑ 前掲『国家の現状と近き将来』参照。

㉒ 前掲『回顧』下巻、一九七～二〇二頁、「大成会岡山県支部規約並びに同会本支部役員一覧」大成会岡山県支部事務所。同会本部委員に、上杉、小川郷太郎（法学博士）、大海原重義（岡山県知事）等学者・政治家の他、井上信鐵（大成教管長事務取扱）、神崎一作（神道管長）、新田邦達（修成派管長）、上原義彦（天理教々庁諮問局長）、阪田実（視教管長）、柴田孫

太郎（実行教管長）、千家尊弘（大社教副管長）、等神道教派幹部が名を連ねているように、大成会運動は各神道教派と密接な関わりを持ちつつ展開された。

⑳ 「支部長会議における佐藤範雄『大成会成立次第』説明要録」（大正一四・一〇・八）、「大成会維持会員募集につき同会趣意書送付、会員募集要項通知」（教監・中野辰之助発各支部々長宛、大正一四・一〇・二七）。

㉑ 前掲『回顧』には、佐藤、永井義尚、吉田新太郎（会場幹旋者）、井上鍵之助（佐藤随行者）、会場主（第一回近藤明道、第二回湯川安太郎、第三回福嶋輝明）の本教側主催者五名の他、各会合参加者達は着席順に次のように記されている。

（第一回）日本労働組合連合会常務理事・日本建築労働協会長 後藤田正毅、日本労働総同盟大阪連合会 野田律太、日本労働総同盟・大阪機械労働組合常務 大矢省三、警鐘新聞社 植松一三、日本労働組合連合・純向上会相談役 丹羽市太郎、日本労働組合連合会常務理事・労働組合純向上会々長 八木信一、日本労働組合連合会主事・関西労働組合々々長 坂本孝三郎、勤王烈士党理事 大西黒洋（昌）、勤王烈士党 西松謙次、青十字社長 木本凡人（正胤）。『回顧』下巻一九二―一九三頁。

（第二回）朝鮮人協会所属（日鮮協調の労働組合） 李銅喆、朝鮮人々々長（同右） 李善洪、大阪鉄工組合長（協調主義組合） 坂本孝三郎、全国印刷工連合会加盟・大阪印刷工組合員（無政府主義的組合） 生島繁、日本労働組合連合・純向上会

相談役（最も協調的組合） 丹羽市太郎、日本労働組合連合・純向上会々々長（関西普選運動最古の主張者） 八木信一、日本労働組合評議会中央委員長（共産主義的労働組合） 野田律太、水平社同人 松井憲次郎、立憲労働党総務・日本建築労働協会主事（日本労働連合中の急進論者） 佐野大三郎、反総同盟・大阪鏡加工組合主事 杉浦市太郎、反総同盟・日本労働組合連合常務理事 後藤田正毅、幸徳秋水事件連座の武田九平弟 武田伝次郎、反総同盟・元大阪鉄工組合理事・警鐘団長同新聞発行（急進的労働組合論者） 植松一三、青十字社長（虚無主義者） 木本凡人（正胤）、勤王烈士党 大西黒洋（昌）、同 西松謙次、同 岡崎玄洋。『回顧』下巻一九五―一九七頁。

（第三回）青十字社長 木本凡人（正胤）、大阪労働連合会主事 後藤田正毅、朝鮮人協会々々長 李善洪、警鐘団長 植松一三、勤王烈士党 岡崎玄洋、自由連合会 藤岡房一、印刷工組合 矢野準三郎、電機技工組合 生野益太郎、日本労働総同盟 平井美人、朝鮮全無産運動者 高順欽、日本農民組合々々長 杉山元治郎、評議会中央委員長 野田律太、水平社 松井憲次郎、労働運動者大杉系 武田伝次郎、勤王烈士党 大西黒洋、煙草労働組合 北島元一郎、官業労働組合 花岡潔、鏡加工組合 杉浦市太郎、文明批評社 丹吉三郎、文明批評社 大串孝、純向上会 丹羽市太郎、大阪鉄工組合長 坂本孝三郎、勤王烈士党 堀田篤、解放新聞社無産政党 難波英夫。『回顧』下巻二〇七―二〇八頁参照。

なお、上記参加者達の内、生島、坂本、杉山、後藤田、丹羽、野田、大矢、花岡、平井、八木については塩田庄兵衛『日本社会運動人名辞典』青木書店、一九七九年、に、植松、大矢、木本、後藤田、阪本、杉浦、武田、野田、平井、八木については宮本三郎『大正・昭和初期の大坂に於ける社会運動家群像回想』私家版に、武田については逸見吉三『墓標なきアナキスト像』三一書房、一九七六年、白井新平・玉川しんめい『住民運動の原像―借家人同盟と逸見直造伝』JCA出版、一九七八年、に詳しく紹介されている。

②⑤ 藤原彰編『日本民衆の歴史八 弾圧の嵐のなかで』三省堂、一九七五年、一〇五～一一一頁参照。

②⑥ 前掲『日本社会運動人名辞典』二七一、三一一～三二三、四四二～四四三、四五三頁参照。

②⑦ 前掲『回顧』下巻二〇二～二〇四、二〇八～二一一頁、「大成会趣意書」「大成会『宣言五大精神及会規』」。

②⑧ 前掲『普選準備 臣民翼賛の道』。

②⑨ 三教会同に際しての佐藤の基調は次の資料に示されている。

「此の会同に際して、神職の有志は飯田町の飯田館に会合し、其の決議によりて、中島博光氏、二十四日深更に至り、余の宿所日本橋教会所に来りて、『耶穌教との会合には出席を中止せよ』と勧告す。余言下に『現代に於て日本国より耶穌教を放逐することが出来るか。之れが先決問題であるが、何人も放逐することは出来まい。然らば、日本の田地を荒し作りにして居る

も同然なる彼等をして日本化せしめるには、今回の会同が好機会として最も必要である』といえ、中島氏即ち理解して……」

前掲『回顧』上巻五三〇～五三一頁。

③⑩ 中川望「交友三十年」、『ほつま』第七三号（前金光中学校長佐藤範雄先生追悼号）、昭和一八年六月二〇日。

③⑪ 豊岡七「社交桜心会三」。

③⑫ 佐藤範雄『実感録』神徳書院、一九二五年。

③⑬ 前掲『信心の復活』参照。また既成政党的の議会政治に対して佐藤は、固より天皇絶対主義の立場からではあるが、大正初年来その腐敗の状態を問題にしていた。「今や選挙の神聖を侵し民権を濫用する事其極に達し、自由と我儘とを誤解し、議会は政争の具となり、議場は政権争奪の舞台と化し、選挙は売笑婦の客取の如き観あるに至れり。今に於て我國民が議会の意義と選挙の神聖とを自覚するにあらずんば、立憲政治は国を毒すと云う者あるも弁解の辞なきに至らむ。」佐藤範雄『選挙の神聖』金光教本部、一九二四年。

③⑭ 「それから明治十二年夏の事であった、虎列刺病が非常に盛んで岡山まで流行して来た。此時私は大祈願を始めたのである。——中略——そこでこれは必定幣附祈禱でもするのではないかと警官も夜昼やって来た。然し少しも驚かぬ。寧ろ警察に引出したら其時こそ此道のお道をお上に貫く時で、那役所より県庁それより中央と、東京までまい上って茲に金光大神の道を貫こうと云う所であった。それ故、夜中巡查が詰切つて居っても少

しも恐れぬ。それはそれはえらい元気であったのである。」神徳四九六佐藤範雄「教祖四〇年祭を迎えたる余の所感 続講」。

③⑤ 佐藤の秘書井上鍵之助は、社交核心会の打合せに訪れた大西昌(黒洋)について次のように記している。「黒洋氏一行は西大寺にて下車す。先生云わるるよう、頼母敷男子等なり。かかる者を取扱うには、余程慎重にせねばならぬ。清濁併せ呑む大西の気を有して居らねばならぬ。猥りに注意人物扱にするのも考えものだなど承った。前日黒洋氏と対談した時にも思ったのであるが、真に気持のよい男であった。意気潑刺たるものであった。」佐藤先生東上随行記「金光教徒」第四八号、大正一四年四月三日。勤王烈士党という党名からすると、大西は大正末段階では国家社会主義的傾向を帯びていたようであるが、その点を差し引いても、次章で触れる様に治安当局から「要視察人(甲号)」に指定されていた大西に対する佐藤や井上の見方は、注目に値する。

③⑥ 前掲『回顧』下巻二二九、二四二〜二四三頁参照。

③⑦ 佐藤の行動は「神徳書院日誌」(神徳一二二七、一二二八)に記されているが、請願運動を開始する一九二七年(昭和二)一月から翌年三月の第二回諫早出張までの間、佐藤はしばしば東京・大阪・金光・芸備の各地で武田や大西等と会い、また電報で連絡を取りながら、司法当局との交渉を重ねている。

③⑧ 佐藤範雄『青年と国家』金光教大阪青年会出版部、一九一一年参照。

③⑨ 『金光教徒』第六一四号、昭和三年六月八日。

④⑩ 神徳一二二八「神徳書院日誌」。

④⑪ 非合法共產党摘発のため、治安当局が一千数百名に及ぶ労働者・学生を治維法違反容疑で一斉検挙、内四八三名を起訴した「三・一五事件」後、政府は、評議会等三団体への解散命令、極刑を適用しかつ「目的遂行の為にする行為」を処罰対象に加えることによってその摘用範囲を拡大した治維法の変更、特高警察の拡充強化とその組織の全国配置等、国内思想統制を強化する一方で、四月一九日第二次山東出兵を敢行、さらに濟南事件(五月三日)後一萬の大軍を駐兵せしめた。まさに佐藤の戦争勃発への危惧が現実化しつつあった訳である。なお田中内閣の嚴罰主義に対しては、民政党だけでなく、貴族院や司法省部内からも反論が出され、美濃部達吉・上杉慎吉らも一斉にこれを批判した。前掲『内務省史』第一卷三八一〜三八四頁、今井清一「大正期の思想と文化」『講座日本史七 日本帝国主義の崩壊』東京大学出版会、一九七一年、一七二〜一七三頁、松尾尊允「政友会と民政党」『岩波講座 日本歴史一九 近代六』岩波書店、一九七六年、一〇一〜一〇二頁、参照。

④⑫ 豊岡一四〇「佐藤範雄諫早刑務所長宛書簡」(草稿、日付不明)。

④⑬ 大西に関しては、例えば「神徳書院日誌」昭和二年一月九日の条(神徳一二二八)に、「午前八時半松尾光山氏来訪、直に同車にて大西の件に就き先ず榮落著に署長広瀬隆雄、刑事主

任及び松岡刑事に面会し、夫より築港憲兵分隊を訪い、分隊長憲兵少佐小林義信、憲兵特務曹長北岡政治郎と面談し、更に大西食堂を訪い、築港棧橋を見物し十時四十分大西黒洋も同車にて大阪駅に至る。駅には北野一栄、木本凡人、武田伝次郎見送来る」と記されている。木本に關しては、彼が始めた幼稚園経営への資金援助をしていたことが、豊岡一三八「湯川安太郎発佐藤範雄宛書簡」（昭和四・五・二〇）、豊岡三一「木本正胤発佐藤範雄宛書簡」（昭和四・五・二四）、豊岡一〇四「武田伝次郎発井上鍵之助宛書簡」（年月不明）、などに示されている。またこの時期、彼等とは別に、解放社同人岡田某、中国労働組合自由連合会員・中国評論社同人竹内俊策、中国黒色青年連盟西備連合沢田武雄、愛媛県水平社実行委員角田猛、等無政府主義者とみられる人達が芸備教会を訪れているが、その度毎に佐藤若しくは井上が応対し、或る者には逗留を命じている。前掲神徳二二二八。

④④ 内務省刑保局「特別要視察人の現状及其の取締の概況」（大正一〇・一）「最近に於ける特別要視察人の状況」（大正一一・一、二二・二）『続現代史資料二 社会主義沿革二』みず書房、一九八六年。

④⑤ 豊岡八「信原幸道翁靈祭詞」。

④⑥ 内務省警保局『社会運動の状況一 昭和二〜四年』三一書房、一九七一年。

④⑦ 前掲『墓標なきアナキスト像』一六三〜一六六頁参照。

④⑧ ギロチン団事件連座者達は大正末相次いで重刑に処された。

④⑨ この一九二九年天長節には、諫早刑務所の二名の他、秋田刑務所収監の崎久保誓一も特赦で仮出獄している。『大阪毎日』昭和四年五月一〇日には崎久保の記事が、「成績良好につき去る四月二十九日天長の佳節当日特赦となり出所、二十年ぶりに見る浮世の様を今さらに眺めつつ、入所の当時二歳だった娘の成人した姿を見るのを楽しみに、八日午後秋田発郷里三重県に向った」と、また『大阪朝報』昭和四年五月六日には武田・成石の記事が、「尚前記仮出獄の二人は獄中只管読書に耽り備付の仏教書一万数千冊を読了し、且つ十八年間の獄中生活に折節認めた断想録は積り積って一万頁に達して居る由である」と、各々掲載されている。

④⑩ 前掲『回顧』下巻二六二〜二六三頁参照。武田（九）仮釈放を電報で伝えられた武田（伝）は早速、「今回兄九平儀の件に付種々御心労を煩し恐縮仕候。電報にて井上先生が身柄引取の爲御足労下されし由深謝仕候。当局の方々も御承知なく小生の話にて始めて承知されし様子にて、万事打合も御地着の御報あり次第妹里儀と二人限り面会の爲御伺申したく、其節万々御礼申上可く候」（豊岡九五「武田伝次郎発佐藤範雄宛書簡」昭和四・五・四）と礼状を送り、五月五日妹とともに芸備教会を訪れ兄九平と再会した。なお武田（九）身柄引取りに關つては、この他、武田（伝）の子息武田春雄、木本、江藤諫早刑務所長、教山諫早刑務所教誨師からの礼状が残されている。豊岡一〇五

「武田春雄発井上鍵之助宛書簡」(昭和四・五・二四)、豊岡三二「木本正胤発佐藤範雄宛書簡」(昭和四・五・五)、豊岡三二「江藤惣六発井上鍵之助宛書簡」(昭和四・五・一三)、豊岡三三「教山祐警発井上鍵之助宛書簡」(昭和四・五・一〇)。

61 豊岡六四「佐藤範雄発松井行刑局長・泉二刑事局長各宛書簡」(草稿、昭和四・五・五)。

62 豊岡六五(佐藤範雄発立石謙輔宛書簡)(原稿、昭和四・六・六)参照。大審院での裁判当時から「大小便も人様の厄介」になる程のリューマチに苦しめられていた成石は、仮出獄の翌々年(昭和六)郷里和歌山で病死している。

63 奥平康弘「天皇制国家の人民支配―治安維持法体制論―」『大系日本国家史五 近代Ⅱ』東京大学出版会、一九七六年、三三〇～三三二頁、R・H・ミッチェル『戦前日本の思想統制』日本評論社、一九八〇年、一四七～一六九頁、参照。

64 「神戸の小松丑治君が目下長崎刑務所にて別書の通り病気にて、本人は元神戸にて医師の心得も有る故、自身の容体を所長に話し病院の診察を願ったが許さず、煩々に堪えない容様に付、大先生より何とか御願をと昨夜妻女が参り候。出来得るものならば御高力に御すがりたく候」豊岡一〇〇「武田伝次郎発井上鍵之助宛書簡」(昭和四・一〇・二二)。文中「別書」とあるのは、小松が獄中から妻宛に出した次の書簡である。「拜啓、あつさもいっしか過ぎ去りてはだ寒く覚え候。留守元は如何に

候や。小生は尔来健康勝れず閉口いたし候。九月二日発熱、十日余り休業の止むなきに至り病状にあり、毎食後発熱食欲なく喝を覚え全身苦悶を感じ各関節痛を覚え胃腸炎を感ず、余りの不思議さに医学校の先生の御診察を願上候得共御許可を得ず、胃病の爲め食事の出来ざるのが何よりの苦痛にて、昨今就業はいたし居候得共一人前の仕事は出来ず候。之れでは俊寛僧徒(カ―筆者)相成るかも測り難し。只だ今日の欲望とは云わじ、食欲と安眠の二つが得らるればよいので、夫れ丈の爲めに苦しんで居る。皆様によろしく御伝言下され度候。此の手紙は後日大阪に送って呉れたまえ。要事さえ無ければ別に返事はなくてもよい。／内外風潮幾変更 小生顔色幾変荒 落花黄葉又蓬雪 窓外山容幾変光／此の老になってもまだ平仄があわない。小生のもち前にて候。」豊岡一〇〇「小松丑治発小松はる宛書簡」(昭和四・九・一〇)。この伝次郎の要請を受けての佐藤の動きを示す資料は特に見当たらないが、その翌々年(昭和六年)の天長節に岡林寅松とともに小松の仮出獄が許可されており、その記事を掲載した『大阪朝日』昭和六年五月五日が残されている。

65 同右資料。

66 武田(九)第一回帰阪に関わって武田(伝)は、「来る六月十四日は亡父の十三回忌に当り候に付親族の者と法事相つとめ度、幸に兄幸道も列席致させ度く、一応貴殿より先生に御願下され度。尚一切他人に面会等致させ間敷く万事特高の鈴木氏と

相談の上可仕候。亦七月は盛夏にて普通の人が苦しき時長年月苦役に就きし兄が身体に候わば、今夏は広々たる然かも涼しい御地で静養願うは幸福至極の事に御座候。本人は長年の年月を無駄に過し早く働きたき様に御座候え共、此際修養が後日の幸福かと存じ候」、という手紙を井上宛に出している。豊岡九七「武田伝次郎発井上鍵之助宛書簡」(昭和四・五・二八)。また武田(九)第二回帰阪に關わって佐藤は、「予て御配慮煩わし居候武田九平儀、其後老生の一家族として至極健康にて真面目に御用致し居候間他事ながら御放念賜り度候。然る処過般來弟伝次郎神經衰弱症に罹り一中略―骨肉を分けたる本人としては一度見舞い且つ当分留守居のため上阪致し度願出居候。一中略―本人には決して何等の懸念も無之候え共、在阪するとせば外来訪問者等の為自然迷惑を生じ候様の事もありては本人のため遺憾に存じ候。就ては御用御多端の折柄とは存じ候え共、其辺御賢察の上所轄署長と御協議被成下何分の御指示相仰度」、という依頼文を府警特高課思想係長宛に出している。豊岡七〇「佐藤範雄發鈴木与治郎宛書簡」(草稿、昭和四・一一・一九)。

なお長期滞在が予想されたこの二度目の帰阪に際しての關係文書としては、豊岡一八九「武田九平發井上鍵之助宛書簡」(昭和五・九・一九)があるのみである。府警特高課からの指示内容が明らかではないが、この段階では武田(九)の長期大阪滞在は実現しなかったのではあるまいか。

⑥7 例えは武田(九)仮出獄後の武田(伝)の手紙には、「行刑

局長及刑務所長宛に札状差し出し置候。亦昨日鈴木特高警部に面接いたし同氏も非常に祝福申し居り、先生に祝電を打つ様に申し居り候。尚信原幸道の幸は幸徳の幸に因んで少し面白くない感がするとの事に御座候。而し全然悪いと云う訳には御座なく候。私は先生が一旦御付けに相成りし事です故結構に御座候が、同君の話だけを申上置候」(豊岡九六「武田伝次郎發井上鍵之助宛書簡」(昭和四・五・八))と、思想係長鈴木が「信原幸道」という名に幸徳秋水を連想して難色を示したことが報告されているように、府警特高課は大阪出身の武田(九)の仮出獄を手放して喜んだ訳ではなかったのである。刑保局資料に「岩出は陰謀事件に連座入獄せる三浦安太郎が大正五年五月十八日長崎監獄に於て縊死を遂ぐるや、阪地に在る同人実父徳藏(無編入)を慰問し、武田伝次郎(金属彫刻業、同じく陰謀事件に依り服役中なる武田九平の弟)等と相会して弔祭の方法をも擬議し、共に若干金を醸出して之を寄与せり」(「特別要視察人伏勢一班第七」『続現代史資料―社会主義沿革―』みすず書房、一九八四年)と記されているように、治安当局は、家族への慰問・墓参をも含む該事件連座者に関わる一切の動向に、絶えず監視の目を光らせていた。

⑥8 前掲豊岡六、「武田九平転居届」(佐藤範雄發長崎刑務所長宛、昭和七・二・二九)、「信原幸道帰阪報告」(井上鍵之助昭和七・三・五)。

⑥9 豊岡九〇「武田九平發井上鍵之助宛書簡」(昭和七・三・八)。

また武田(伝)は、「過日は兄信原の件に付遠路御足勞煩し誠に恐縮仕り候。何の御もてなしも仕らず何卒悪しからず御大容下され候。日々職業の選たくに奔走致し居り、近く就業の見込に御座候。大先生始め皆様の御意志に背かざる様極力尽力仕り候間御放心下され度、先は取敢ず御礼申上候」、との葉書を送付している。豊岡一〇二「武田伝次郎発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・三・九)。なお武田(九)は保証人湯川安太郎連署の上、三月三日付で「生計見込届」を提出した。前掲豊岡六資料。

⑥⑩ 豊岡九一「武田九平発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・三・二)。
 ⑥⑪ 例えば峰尾節堂の甥が学校での儀式の際に「御真影」の前に立つことを許されなかったこと(梶山雅史「明治末期の徳育論議—大逆事件後の帝国議会」『季刊日本思想史』第七号)や、かん社、一九七八年)や、森近運平の娘が身上調査で女子師範学校入学が不許可になったこと、あるいは森近の故郷高屋村出身者達が兵役の際将校や教官から異端視されたこと(倉田清市「風雪六十余年」『高梁川』第二九号高梁川流域連盟、一九七二年)、などが伝えられている。

⑥② 武田(伝)はその事情を、「兄より渡米(南米—筆者)の義に付御報申上候由、実は小生も近頃目の健康が少しく悪しく、医師の診察では細密なる職業は将来の為を思い転職の点を種々考へ候え共見出し得ず、家内の弟も五人の子供を抱え失職、たより来り候て目下同居致し居り、皆小生になつき居り候故、渡

米を決意仕り候次第に御座候」、と伝えている。豊岡一〇三「武田伝次郎発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・五・一二)。また八月三日には、南米に到着した武田(伝)から、「前略過日渡米の節は色々御厚情に与り有難御礼申上候。七月二十七日革命戦の為延着、漸く二十九日にモジアナ線ベントキリーノ駅サントエリーザ耕地に出迎人と共に安着仕り、三四日休息の上、山に働きに出ます。何事も監督の命令で動きます」との葉書が届けられている。豊岡一〇四「武田伝次郎発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・八・三)。

⑥⑤ 「就きましては兄の将来が甚だ心残りに付、越智警部にも相談いたしなるべく同行の義御願申し、兎に角願書を出して是れ万事宜き様に計らうとの事です、大体は駄目だと思えます。処で天下茶屋(妹さと—筆者)の方も渡米に反対していますが、何とかして妹と兄と合資でたばこ屋か他に宜い商売を見付けねばと心配して居ります。兄の職も昔とは全然替っていますので相当の機械を買い応用せねば立行かぬ訳で御座います」同右豊岡一〇三資料。

⑥④ 豊岡九四「武田九平発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・七・二八)。

⑥③ 豊岡九二「武田九平発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・一〇・二〇)。

⑥⑥ 豊岡九三「武田九平発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・一一・二五)。

⑥7 前掲豊岡六資料。大逆事件連座者武田(九)の事故死は新聞紙上で大きく取りあげられたが、事故当日病院に駆けつけた妹さとの談話が、次のように掲載されている。「あの人も悲惨な運命の人です。—中略—最近南区久宝寺町に店を出したばかりで、毎日自転車通っていました。仕事の方は不景気の折柄大したこともありませんが、本人はせっせと働いていました。前には時々昔を思い出すのか、しょんぼり仕事の手を休めて物思いに沈んでいることもありましたが、最近気持も落ちついて『わしもこれで平凡に畳の上で死ぬる』とよるこんでいましたのに、悲しいことになってしまいました。』『大阪毎日』昭和七年一月三〇日。

⑥8 同右資料。回復命書には武田(九)事故死前後の様子が以下のように記されている。「托せられたる香料を妹さとに手渡し弔意を述べ変死の様を聴取す。前夜(二八日)九平は私等と座談中『近頃自動車自転車の事故頻繁となれり。明日の日も分らぬ』と云い寝に就き、翌朝平素の如く家族の未だ就寝中(遅くなれば交通頻繁となる恐れあり)、最近借受けたる東区内久宝寺町三丁目の店に出掛けたるが、其夜が見納め其一言が最後となれり」。

⑥9 豊岡一一二「津田さと発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・一二・一〇)参照。

⑦0 日露戦後の思想統制強化の過程で惹起した大逆事件が、第二次桂太郎内閣による社会主義根絶策としての要素をも持つ極め

て冤罪性の強い事件であったことは、今日では数多くの文献で指摘されているが、武田(九)は大審院公判当時から自らの無実を主張していた。「武田九平発今村力三宛書簡」(日月不明)塩田庄兵衛・渡辺順三「秘録大逆事件」下巻春秋社、一九五九年、一九四頁参照。

⑦1 豊岡九「信原幸道老翁奏上詞」、前掲「信原幸道老翁靈祭詞」。

⑦2 豊岡一六「井上鍵之助発津田豊吉、さと宛書簡」(原稿、昭和八・二・五)。

⑦3 有賀喜左衛門「公と私—義理と人情」著作集IV「封建遺制と近代化」未來社、一九六七年、二三一～二三四頁、二四九～二五七頁、中村政則・鈴木正幸「近代天皇制国家の確立」前掲『大系日本国家史五 近代II』七一～七四頁、参照。

⑦4 もちろんそのことは権力の恣意的解釈による思想弾圧を可能にしたが、基本的に国民の様々な思想的・宗教的立場から超越してそれらの相違を「無限抱擁」する天皇制イデオロギーは、第一は天皇統治の絶対的不可侵性、第二は忠孝一致、第三は愛国、の原則を逸脱しない限りで、様々な解釈の自由を可能にしているものであった。中村・鈴木同右書、六九～七一頁参照。

例えば色川大吉は、同イデオロギーを「凹型の受身的な政治装置でありながら、それでいて膨大な情動と観念のキャパシティを持つもの」と捉えている。色川「日本ナショナリズム論」『岩波講座日本歴史一七 近代四』岩波書店、一九七六年、三六七～三八三頁参照。

戦後民主改革と教団「統合」の課題

橋 本 美智子

はじめに

昭和二十年八月十五日、天皇のいわゆる「終戦の詔勅」が発せられ、次いで九月二日、ポツダム宣言の受諾及び日本政府の国家統治が連合国軍最高司令官の監督下に置かれること等を規定した降伏文書への調印によって、わが国は、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の指揮下に置かれ、その占領政策に従うこととなった。以後、GHQによる占領政策は、日本の非軍事化と民主化を柱に、昭和二十一年十一月における新憲法公布を一つの指標として、急速かつ強硬に推進されることとなった。

GHQが占領政策の基調とした先の二方針の確立にとって、超国家主義的イデオロギーの温床と見られた国家神道への対策を含めて、宗教政策は極めて重要な位置にあり、その基本方針は、そうしたイデオロギーや運動を宗教の名のもとに煽動することの禁止と信教自由の原則の確立にあった^①。この方針に従って、GHQが、まず、基本的人権保障の立場から、十月四日「政治的、社会的及び宗教的自由に対する制限除去の覚書」（「人権指令」）によって、「治安維持法」他の弾圧法規と共に「宗教団体法」の撤廃を命じ、次に十二月十五日「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する件」（「神道指令」）によって、信教自由の原則を基盤に超国家主義的・軍国主義

的思想の根絶と政教分離の徹底を命じたことは周知の通りである。これらによる改革の基調は、日本政府による「宗教団体法」の廃止、「宗教法人令」の公布・施行に具体化され、「日本国憲法」の公布・施行へと引き継がれていく。

こうしたGHQによる改革が、当時の日本国民一般から見れば占領国軍による上からの改革であったこと、それについて、民主化の非民主的強行との逆説的矛盾が指摘されてきていること、これらについては、多くの点で首肯せしめられるものがある。しかし、同時に、被占領国民としてのわれわれは占領国軍による戦後改革にどのような現実的対応を示し、それらをどのように受容したのかという側面からの実態的追求は、決して疎かにされてよいとは言えないだろう。その意味で、戦後改革が「上からの改革」であったことは事実としても、では、われわれ自身にとって戦後改革とは何であったかという、より根本的な問いに立つとき、教団設立以来、終始「国民教化」の任を担い、敗戦・戦後改革にあたって上からの「信教自由」の保障を得て今日に至った宗教者自身が、いかに主体的にこれらの改革に対応し、その事態を受けとめ得たのかという点は、各教団の基本的姿勢として、十分に吟味がなされるべきではなからうか。

ところで、戦後、本教教団は、昭和二十四年、佐藤一夫内局(昭22・12・2)昭25・8・25)における御取次成就信心生活運動の発足に至って、その大動向が定まったと言われている。また、同内局は、昭和二十三年九月に教制審議準備調査会を設け、翌年から本格的な教制審議を開始するが、これは現教規の基をなす二十九年教規(昭29・4・1施行)制定の出発点であった。このような意味で、戦後教団の出發が、昭和二十四年に至って、佐藤内局の諸施策において初めて認められるというとき、逆にそこに至るまでの戦後教政が、いかに教団動向を定め難い状況にあったかを物語るものでもあろう。

敗戦直後から新たに教政を担った和泉乙三内局(昭20・9・11)昭22・5・13)、その後の堀尾保治内局(昭22・5・13)同12・2)は、いずれも短期間のうちに更迭を余儀なくされ、このような事態に極めて危機的な状況を見た機務顧問会は、教監・専掌経験者及び議会正副議長など教内首脳を招集し、約一週間を費やして教団の現状が抱える問題性の根本

的把握・解明に努め、その結果をもって佐藤内局を成立させることとなった^④。のちに教監邸会議と呼ばれるこの会合での協議内容は、「懇談の要点」として整理され、佐藤内局出発にあたって、その教政方針の基盤に位置づけられたのである。その意味で、教監邸会議は、敗戦直後の教団の問題性を捉え直し、整理して佐藤内局に引き継いだ、いわば結節点としての位置にあると言える。

では、教監邸会議においてなされた問題把握は、敗戦からそこに至る敗戦直後の教団におけるどのような現実的問題状況の結果を示すものであっただろうか。それは、どのような意味で「危機的な状況」を呈するものであったのだろうか。本稿では、教監邸会議の「懇談の要点」第一項に見られる問題把握を中心として、右の課題の追究を試みる^⑤。

それについては、教監邸会議開催の動因となった各内局の更迭に、議会議員を中心とする顕著な動きが関わっていると見られるところから、議員達の行動が何を要求するものであり、それに対して当局、教政者がどのような問題性を把握したのかという点々への論及を通じて、先の問いに迫っていききたい。

なお、引用した資料中、可能な限り旧漢字は新漢字に、歴史的仮名遣いは現代仮名遣いに、片仮名表記は平仮名表記に改め、適宜句読点を付したこと、また（ ）内は筆者において補足したことを断っておく。

一、教政一新の決議

戦争の終結による新たな局面を迎えるにあたり、当局者の一新が妥当であると判断した白神新一郎内局は、GHQの占領開始直後の昭和二十年九月十一日辞任した^⑥。その後を受けて、同日新発足した和泉乙三内局は、戦後初の教祖大祭（昭20・10・10）における管長諭告を受けて、教祖が苦難に向かった姿勢を体して敗戦後の難局を切り拓いていくとの基調の下に、具体的には、今後の布教方途の樹立、罹災教会・教師・信徒への援護等を急務とするとの所信を明らかにし

た。この方針に従い、当局は、全教各機関職員による戦後布教方途協議会を開催（昭20・10・9）すると共に、戦災復興に関する調査審議・事務処理を行う戦災復興委員を設置（同10・17）した。また、これらの戦後対策とも関連して、信教自由の確立を核としたGHQの対日宗教政策によって、年末に至り、「宗教団本法」（以下、「宗団法」と略記）が廃止され、新たに「宗教法人令」（以下、「法人令」と略記）が公布・施行されると、同日、当局は、教制審査委員会を設置（昭20・12・28）し、教規の審議に取り掛かった。

教制審査委員会は、宗教法改革への速やかな対処を要求され、殊に、「法人令」が新たに施行されたところから、本教としてそれを適用するかどうか、その方針を定めることを中心課題のひとつとした。⑤ 委員会は、約三か月のうちに、三回の委員会、五回の特別委員会開催を経て教規の成案を得、結果として「法人令」を適用する方針を採択した。その他、具体的条項について新教規は、議会等への教信徒の任用、教務所長・議員等の選任手続・方法の変更など、部分的改正を施したが、基本的には、従来昭和十六年制定教規（以下、「十六年教規」と略記）の体制に根本的変更を加えるものではなかった。審議にあたっては、当初から、「十六年教規」制定の際の方針、即ち、本教の最も根本となるのは「取次」であり、教団としてはそれを一切の元とすべきであるという内容が、改めて確認され、⑥ その後の審議の基本をなしたのである。この内容は、「十六年教規」成立に際して、大教会所前奉仕者（「十六年教規」における「本部教会主管者」）と管長とに、同一人物が就任するとの新たな体制を実現してきたという経過認識に立ったものであった。従って、ここに教団が「取次」を元とすると言う場合、その体制は、「取次」の体現者たる本部教会主管者と、教団を統理する管長とが同一人物であることを基本的には意味していた。このような経過把握の上で、昭和二十一年四月一日には、従来「管長」（本部教会主管者）と呼び慣わされてきた教団統理者が、改めて「教主」と位置づけられ、改正新教規は施行されていく。ただし、この点は後述することとなるが、もとより「宗団法」の廃止自体が、明治以来引き継がれてきた管長制度の廃止に他ならないのであり、このことは、最早、単なる「神前奉仕者」、「本部教会主管者」ではな

く、ましてや「管長」でもない新たな教団統理者像の創出が図られねばならない事態が到来したことを意味するものであった。

一方、戦後布教方途協議会は、先の本部における会合に続いて全国各地域にも開催されていたが、第十三回定期教派会（昭21・3・25～27）に示された当局の二十一年度方針は、わずかに、「信心の興隆、国民道義の昂揚」を旨として、本部巡教及び教師講習会を引き続き実施すること、「教祖立教の御精神」が現われることを願う^⑧としていた。それは三百にのぼる戦災教会や、続々と帰還する引揚教師たちの援護対策が差し迫る課題であったことに加えて、敗戦後の経済状況の悪化が、それさえ十分になし得ない実情をもたらしていたからである。しかしまた、それ以上に具体的・積極的方针を示し得なかった理由には、これまで国家の戦争遂行に教政方針の焦点を合わせてきた教団が、敗戦後の混乱と政教分離といった事態の急転回に出会わされ、にわかには独自の教団方針を生み出し難かった^⑨という事情も加わっていた。

右のごとく敗戦後の教政当局が、その明確な教政方針を見出し難い状況の中で、新教規に基づく戦後初の議会議員総選挙（昭21・8・27）によってメンバーを新たにした第十四回臨時議会（昭21・10・11～12）において、福嶋輝明議員から議会の機能強化を求める動議が提出された。その主旨は、新教規が制定され、議員が改選されたこの機に、「今日迄の国家状態、教内外の状態を顧みて、又それ迄の本教議会の本価並びにその機構、運営等を顧みて」、議会を「もっと有機的に活動させて、然も信仰を中心としての全教を一元とした全教の声がそこに現われるような」ものに、議会の機能を強化する必要がある^⑩というものであった。この動議を受けて、議会は、満場一致をもって、「教政一新に関する決議」（以下「決議」と略記）と題する決議を採択した。この「決議」は、福嶋議員の述べた趣旨から言えば、「全教の声がそこに現われるような」議会を目指して、議会あるいは議員自身の在り方を自覚的に改めていくとの決議である。この主旨に基づき具体的には、次の四点が「決議」の内容として挙げられた。

一、議会の機能強化の件——議会が、単なる本部の議決機関でなく、其の性格を一変し、全教の輿論代表機関たるべき本質を明らかにして諸方策を検討し、全教が真に一体となって本當の御用ができるようになる、そこまでに議会の機能を強化することに努力すること

二、議員懇話会設置の件——議員全体の心と心の融合統一を図り、互いに愛教純正の熱情を以て教政を談じ、常に教内輿論の動向を察して、これを教務施策の上に反映させるため、全議員を会員とする議員懇話会を設置すること

三、議事法の件——徒に形式にとらわれず、自由活発に肚を打ち割って検討できるように、議事法を一新すること

四、教規再検討の件——現行の教規も、果たして本教が自由活発に御用のできる教規であるかを、輿論代表機関という議会の新しい角度から再検討すること

では、こうした議会の一新が求められねばならなかったについては、議員達にいかなる問題意識が存在したのだろうか。

「決議」採択に至る過程で、中心的役割を果たしたと見られる近畿教区選出議員のひとり、小野敏夫は、福嶋議員の動議に対する賛成意見を次のような点から述べた。先の議員選挙の際、近畿教区をはじめ全教教師の投票率の低調であった事は重大な問題である、なぜなら、それは、「議会に関して全教の関心がない」ことを表わし、延いては「教政に對する関心」がない現状の表われだからであり、このような状態では、「一部の者がどういふ活動をして、ほんとうの活動の出来る筈はな」く、この現状を憂慮する。この小野発言の背景には、戦後社会の民主化の動向が看取される。

この年は、年頭から憲法改正への動きが顕著となり、十一月には主権在民・象徴天皇・戦争放棄を謳った新憲法が公布される運びとなっていた。また、民主的社會への変革は、制度改革と共に、旧勢力を排除する戦犯逮捕、公職追放という形でも進められ、あるいは労働者の組合化を促進し、なかには熱を帯びた組合運動が各地で労働争議へと発展していくというように、社会的騷擾の様相をもっても表われた。こうした旧勢力・旧秩序の解体、民主的社會への転換は、生活を直接に圧迫する食料難などの状況と相俟って、不安定な世相を形づくる一因でもあった。このような社會變動の中

での、先の小野の発言は、あたかも同年四月に行われた戦後初の総選挙が、日本国民の民主化成否の試金石であり、その投票率は民主化達成の重要な目安であると報じられたことに符合していた。^⑧そして、議会、教政動向に対する教師各個の無関心を問題とした意見には、教政が、当局者及び一部の者のみによってではなく、教師各個の主體的意見の集積の上に運営されていくことを期待するという、教政民主化への要望がこめられていたことは推察に難くない。

しかしまた、「決議」に至る当時の危機感を、小野が次のように述べたところには、それが、単に民主主義の実現を目指すのであったと言うに留らず、いわば教団の有機的統合の成否に関わる問題意識に根ざしていたことが窺える。その内容を略述すれば、昭和十九年頃から、「地方と本部とが水が入っていて、だんだん相反する形」が生まれ、その改善に努力したが実らず、「昭和二十一年、議員として出たが、終戦後の本教の状態は一向によくならず、若し教団が崩れてばらばらになっては金光教として立ち行かん、立ち行くためにはどこからかまとめていかねばならぬ、と考えた^⑨」というものである。

まず、ここで小野は、戦後の危機感を、戦時中からの問題意識の継続として捉えている点に留意しておこう。戦時下で小野が問題性を見たのは、殊に戦争末期となるにつれ、国家が「聖戦完遂」を目標に教団に下す指令を、教政当局は、ただ「右から左へ移す」に等しくなり、結果、その教政的指示が既に常態を失った教会の実情を無視したものとなっていたこと、さらには、逆に勢力を有する教会にあっては、その指示を軽視する傾向が顕著となっていたことに対してであった。そこでの問題の眼は、教会実態を無視した当局の教政姿勢に向けられてはいるが、そうとしても教政的指示に従う必要さえないといった在り方をする教会の態度を是認するものでもない。つまり、小野の問題意識は、「全教が一つに溶けあった姿」となれない教団、言い換えれば、教団を組織的に統合し得ない状況につながっていくことに対する危機感に根ざすものであった。^⑩

戦時下におけるこのような教団統合に対する危機意識は、敗戦後の情勢において、次のような新たな局面を迎えるこ

ととなる。

敗戦後、GHQの宗教政策によって、国家が宗教団体の活動に制限を加え、命令を下すという従来との関係は否定された。この戦後改革は、宗教団体が主体的に活動し得る自由を得たという点で、小野にとって少なからぬ期待を抱かせるものであり、小野の問題意識を発揚せしめる要件を呈示していた。つまり、同一の国家目的・方針の枠内からの各宗教の解放は、今後、「優れた教えと生きた力をもって居る宗教は存分に其の長所を発揮し得る」との状況認識を促し、同時に、本教こそがそうあらねばならないとの自覚を促した。それは、信教自由への転換により、その意味でのスタートラインに立った諸宗教団体が、そこからどれほどの確に情勢を把握して活動を開始できるかという教団課題の認識に伴って、「金光教として」という教団自覚を改めて迫るものでもあった。そのことは、教団当局の教政方針のもとで、教団が結束することを要求する迫りとしても感受されたのである。即ち、教団統合に関わる教政機能改善への要望は、国家権力からの解放を得た事実と、それに関わる戦後宗教状況からの迫りを受けることとなったのであった。しかしながら、現実には戦災の傷跡からの立ち直りでさえ容易でない教団の実情があり、それへの焦燥感とも相俟って、教政機能改善要求の焦点は、十分に教会実態を把握し得ない教政当局の姿勢に絞られていくことになった。従って、そのような当局の教政姿勢の刷新を促すためには、議会が、当局と教会とを結ぶ機関としての役割を自覚し、当局への働きかけを強化すべきだと考えるところから、「決議」の構想は固められていったと言いうことができよう。

以上述べてきたところから、議員達が「決議」の動議提出に至った問題意識は、小野の認識による限り、単に世相としての民主化の教団的実現のみを目指してのものではなかったことは明らかであろう。しかし、「決議」という具体的行動に移行するひとつの契機として、社会全体が旧体制を崩壊させていった改革の時代の世相があったことは否定できない。その意味では、以上に述べてきたような教団の危機を、まずは議会が、教内の「輿論代表機関」としての実質を備え、以て、教政運営が「一部のもの」によってではなく教師各個の意志の発揚とその反映として実現され、そのこと

によって教団の有機的統合を果たしていこうとしたこの構想が、社会的な民主化潮流に無関係でなかったことも事実であるとしなければならぬ。そして、「決議」の内容自体は、直接には議会の改善を掲げたものに違いないが、議員達の問題意識は、次いで、当局とその施政へも向けられることとなる。

「決議」が採択された臨時議会から約二か月後の十二月十七日、議員達は、「議會議員一同」の名により、四項目の質問事項からなる次のような「質問書」を当局に提出した。

- 一、小林鎮の機務顧問任命について、かねて病身であった同人が、任命された当日死去したことから察すれば、既に危篤状態にあった者を機務顧問に推挙したと判断されるが、その推薦を行った教監の見解を問う
 - 二、古川隼人の昇級について、同人は、教師復職後規定の月日を経ずに昇級したが、それに対する教監の判断の根拠を問う
 - 三、林保太死去に際し、本部からの弔慰がなされなかった理由を問う
 - 四、教師特別講習会開催の折、未帰還の井上静太郎を受講者に選定し、通知を送付した事情を問う（以上、要旨）
- 以上四件を通じて之を觀る時、現本部当局の態度は、中央に至りて御用を奉ずる者は其の功を特に重視し、地方に在りて布教の一线に立つ者の功は之を輕視するやの嫌いあり、かくの如きは教主の身辺に特権階級が存在するを疑わしめ、至公至平全教にあまねかるべき教主の威徳を汚損することな（き）やの虞れある態度と言つべく、叙上の各項に關し、本部当局は、教主に対し全教に対し如何なる責任を負わゆるものなりや。
- 右、教規第四百七条の規定により質問す。冀くば、文書を以て御回答相成りたし。^②

これに対し、教監は、十二月二十四日、文書で「回答」を示し、質問の各項について、(一)は、小林鎮の病状良好の折、機務顧問就任の内諾を得ていたにもかかわらず、任命を待たずに同人が危篤に陥り、内諾を得ていた筋から急遽任命を仰いだと、(二)は、先年のいわゆる金光家血脈裁判において、教職を辞してまで訴訟にあたった古川隼人の働きに、本教への功績を認めるところからであるとの立場を明らかにした。また、(三)、(四)に対しては全面的に当局の過失を認め、さ

らに、議会が指摘する四点において、結果的には教主の身辺に「あり得べからざる特権階級云々の如き誤解をさえ招くに至りたる」ことを「教主に対し教内一般に対し其の責任を痛感する」と、その意を表わした。そして、「回答」に前後して十二月二十日、和泉教監は、教務上不行き届きがあった、その責を負うとして、辞表を提出するに至った。

これにより、教主の諮問を受けて開会された機務顧問会では、「質問書」提出の意図を確かめるため議員達が招集され、協議を重ねられた(昭22・1・12、14、同1・26、27)。この経過中、議員側は、当初、当局への辞任要求の意図はないと述べながらも、協議を終えた一月三十日、当局に対し、「回答」の(一)、(二)項目については承服し難いとの意向を明らかにし、最終的に、この点において、事実上、現当局の姿勢を認めないとの意志を示した。ここで、焦点となる(一)、(二)項目に関して「回答」を承服できないとする議員達の立場は、小林、古川への教監の措置について、これまで教団中枢で活躍してきた両人の教績に対する評価において意見を異にするものであった。「回答」に表わされた、危篤状態にある小林を機務顧問任命に至らせる判断、また、昇級に関する特例、つまり「教績殊に顕著なる者」(二十一年教規第二百七十条)に古川が該当するとした判断に、従来、管長制度下で伝統化されてきた権威主義的観点が持ち込まれていると、その点を、あくまで容認しない姿勢をとったのである。

議員側は、このような当局の人事姿勢の改善を求めて、先述のように現当局との対立も厭わない態度を示すに至った。そこには、「質問書」が、「決議」に表明した議会の一新を進める具体的第一歩であったことから、容易に妥協し得ないとの心情も働いていたとはいえ、「輿論代表機関」として、教政の改善、刷新を自らが担い、果たさねばならないとする自覚の高まりを窺うことができる。

ところが、議員側の当局への一連の迫りによって、当局者達はそこに、単なる個別施策への批判というに留まらない、より根本的な問題を看取せしめられることとなったのである。では、議員達の動向は、当局者にとって、どのような問題意識の醸成を促すものとなったのだろうか。

二、和泉内局の問題意識

和泉内局の辞任願提出の事態を受けて、機務顧問会は、議員、当局者と懇談を行ったが、当局の辞任の意志は固く、一旦、辞任願を受理するとの判断の下に後任教監の人選に取り掛かることとなった。ところが、後任者に推挙を予定した高橋正雄との懇談を経て、その方針は変更され、昭和二十二年二月一日、辞任願却下という結論を教主に答申することとなる。この答申は、結果的には、機務顧問会が、和泉内局辞任問題について、その原因となった議員の「質問書」が指摘した問題性は辞任に値するものではないとの立場を示したことを意味するものであった。次いで機務顧問会は、二月二日に、教主から当局に、辞任願却下の旨と、いわゆる「全教一新全教一家の思召し」が伝えられると、二月六日、議員側代表者を招集し、改めて「質問書」撤回の意志表示を議員側に要請した。^⑤つまり、機務顧問会は、同会の教主への「答申」によって、既に当局辞任の要なしとの判断を示したことになるとはいえず、そこから改めて当局留任を実現させるにあたっては、議会による「質問書」の処置、即ち、その撤回についての議員側の同意を得ることを不可欠の条件と見做したのである。

それでは、まず、機務顧問会が、当局の辞任問題にあたって辞任願却下の結論に立ち至るについては、そこにどのような判断があったのだろうか。この点について、その判断内容を直接示す資料はない。しかし、一旦、後任教監の人選を始めた同会が、その候補者、高橋正雄との懇談以降、一転して辞任願却下の結論に立ち至った経緯からすると、その懇談内容が、その判断の根拠を示唆するものと推定される。

後任教監の交渉を受けた高橋は、和泉内局が辞任を願っている現状の問題性は、教監たる人を代えて解決すべきことではないとの考えを示していた。^⑥この高橋の意見は、当局辞任に至る事態に対し、単に議員の「質問書」提出から教

監の「辞任願」提出に至る経緯の是非に言及するものではなく、当局が敢えて留任しても克服されねばならない問題状況が存在することを指摘するものである。その問題とは、「金光様を頂く事」の「教務上のスイッチが切れている」状況であると述べられている^⑧。換言すれば、前年四月に施行された新教規によって改められた「教主」による教団統理の下で、教主と教主を補佐しつつ教務を総理する教監及び教務機関との関係阻害の状況を示すものであった。そして、このような現状の問題に対して、その関係阻害の状況そのものを問題とし、状況の打開が図られない限り、教監の更迭によって問題解決を図ろうとすることは問題の矮小化であるとの判断がなされ、当局が留任して事に当ることが願われたのである。

一方、「質問書」への回答を迫られた和泉内局は、前述したように、「道の建前として到底あり得べからざる特権階級云々の如き誤解をさえ招くに至りたる」ことにつき責任を痛感すると述べ、「質問書」が、一連の当局人事措置に対する疑義の指摘を通じて、「教主の身辺に特権階級の存在するを疑わしめ」と記したところに重大な問題を見ることとなった。教団統理者である教主について、その周辺に特権階級の存在を看取するかのような内容がそこに記されたことは、議員達の問題意識が、延いては教主統理の内容にまで及びかねない危険性を有していることを窺わせるものであった。教政を担当する和泉内局にとって、それは、「教主を補佐し教務を総理」するところの教監の責任であると同時に、新教規によって新たに位置づけられた「教主」による教団統理体制の、運営上の責任問題でもあった。新教規における教主統理体制とは、原則的には「十六年教規」の体制に基づくものであったが、「管長」（本部教会全管者）と称してきた教団統理者を、「教主」と位置づけることによって、「宗団法」廃止以後の新たな時代の要件に直面しての教団体制の更新を企図するものであったことは既に述べたところである。つまり、新たに「教主」という位置づけがなされなければならなかったところには、敗戦後の宗教法改革及び諸改革による民主化を受容する上での、教政者の問題意識と危機感が反映されていたのである。こうした経過の中で、議員達の「質問書」提出は、当局者にとって、その危機感

をさらに深めざるを得ない逼迫した問題状況を改めて提示することとなったのであった。そこで、議員の「質問書」の内容により、さらに深められた危機感の内実を、よりの確に把握するため、遑って、敗戦後の情勢の中で、発足当初の和泉内局が、教制審議にあたって認識せしめられてきていた問題性とはどのようなものであったのかに言及しておきたい。

敗戦後、GHQの宗教政策により、信教自由、政教分離の原則に則って昭和二十年十二月に「宗団法」は廃止され、これによって、各宗教教団は、信仰に基づく表現、集団の組織化、儀式の執行など、宗教行為に関する国家権力からの独立と自由を法的に得た。このような形での独立と自由の獲得とは、単に宗団法下からの解放と言うに留まらず、本教が歴史をもって以来初めて遭遇し、経験せしめられる新たな事態であった。二十一年一月に審議を開始した教制審査委員会では、審議開始にあたり、この事態を捉えて次のような懇談が行われている。

〈佐藤一夫委員〉宗団法が廃止され信者は自由になった。教祖帰幽後は教規なしにやっていた。佐藤宿老等三氏が協議しながらやっていた。ああいう気分になって（教制審議を）やるべきではないか。

〈高橋正雄委員〉同感である。本教の元を考え、委員会の御用がどこ迄の御用であるか考えて行きたい。

〈大淵千仞委員〉佐藤（一夫）委員の言われる様な面もあるが、あの時にも考えなかつた面がある。あの時は認可が根本であったが、それが今度はない。成立に条件がない。

〈高橋〉当時、制度の上では何もなかつた処から次々に作っていった。教祖の御広前で道が自然はつきりしてきた。実情はあの当時にさかのぼって居る。

〈大淵〉しかし、あの当時より事情が異なつて居る。何等の制約なしに新規時きなおしにや行って行かねばならぬ。国家とか法とかの関係がない。今迄は、宗団法で認可を必要としたが、今度はそんなものの拘束力がなくなつた。その点と両面を考えねばならぬ。どんな方法をとつても逃げるものを止める事は出来ぬ。本教の信仰を有する者が進んで服したいという中味のものでなければならぬ。由来、教規に強制力はない。

右は、本教史上において初めて国家の制約が解消した事態に出会わしめられる経験の中で、ここからの新たな教団体制を模索するについての基本態度を探ろうとした会話の一節であるが、ここには、信教自由という事態に対する本教者の現実的認識が示されている。佐藤、高橋は、教祖帰幽後の教団組織化当初の心境に立ち帰って、教団草創をなすにも等しい姿勢を基調として審議に臨めばよいとの考えを述べた。それに対し、大淵は、国家の「認可」を得て成立し、今日までの教団を維持してきた本教が、「認可」の不要になった現在の新たな事態に処していくには、単に教祖帰幽後の状態に回帰するだけでは済まされない要件が更に考慮されねばならないとの意見を主張したが、そこでは必ずしも信教自由の保障が無条件に歓迎されている訳ではない。

大淵の主張の内容を明らかにするために、まず、ここに言われる「認可」の内容について考えておきたい。従来の「宗団法」、またそれ以前の宗教法は、国家が、宗教団体の設立、取り消し等の権限を独占するという認可制を採り、国家による宗教統制を可能としてきた。^⑤殊に「宗団法」では、宗教団体に対する監督が強化され、その制約の中で宗教団体は、その設立の際、教団規則の制定、教団統理者(管長)の就任等につき、国家の認可を受けなければ合法的に存在できなかった。それが、今日に至って、初めて何の制限もなく宗教本来の活動をなし得る時代を迎えたのであったが、その事態は、大淵にとっては、皮肉にも「何等の制約なしにやって行かねばならぬ」困難な時代と映っていたのである。すなわち、その困難性とは「どんな方法をとっても逃げるものを止めることは出来ない」時代の到来であり、ここでは、教団の統理機能の問題が見据えられていたのである。大淵の示唆する従来の「認可」の時代とは、具体的には、いわゆる管長制度^⑥の時代であった。

こうした認可制ないしは管長制度廃止の現実的意味が、改めて教制審議に際して問題となる理由は、従来、国家の有する絶対的権力の下では、「認可」されることで初めて存在を許される制約的側面とともに、「認可」されることで逆に公的に存在を保障されるという意義を有するものでもあり、そのことで一定の社会的地位をも得てきたという事

実にあった。その時点では、国家の認可を受けた管長および国法に根拠をもつ管長の教団統理の権限は、国家権力に裏づけられているという意味で、信仰以前に絶対的であり得た。ところが、戦後民主主義改革は、絶対的な国家権力を否定し、そのための「宗団法」廃止は、具体的には管長制度廃止を通じて、教団統理機能の背後にあった揺るぎない権威が意味を失ったことへの認識を迫る事態であった。しかも、一方で、主権在民を基本とする民主主義思想が流布される社会情勢は、各教会、教師を個的存在として分立化させる可能性を生み、そこに懸念を生じさせるものでもあった。このような事態への認識に基づき、大淵は、管長制度廃止の事態への再認識を迫ると共に、国家権力からの分離に際して、ここから、教団自体による管長（教団統理者）の教団統理機能がいかなる在り方をもって教団統合を成り立たしめていくかとの課題を委員会に提起したのである。そして、この点は、審議の中に次のように反映されていく。

既に述べたように、委員会では、「十六年教規」の、本部教会主管者と管長（教団統理者）とを同一人物とした体制を原則とすることを改めて確認した。その確認は、大淵発言の促す従来の管長制度における国家的権威の所在への再認識から、それを離れた教団としての独自性創出が要請される中で、ここからは、教団がまさに信仰こそを基盤とする「宗教」としての営みをなさねばならないとの思いを新たにせしめるものでもあったのである。この確認から、まず、教団結合の要としての教団の統理者そのものの信仰的意義をより明確にするべく、「教祖の取次の業を伝承する者」としての「教主」であるとの位置づけがなされるに至ったのである。

しかし、一方で同委員会が「法人令」の適用を結論とした理由から見ると、教団統理者を「教主」と位置づけた経過には、国家的権威・権力からの分離という状況の変化に、むしろ逆行するとも言い得る判断も伏在していたのである。その判断は、「法人令」の次の規定を重要な根拠とした。「法人令」は、その適用によって宗教法人を設立した教団（又は教派・宗派）に所属する宗教法人を設立した教会（又は寺院）に被包括法人が、規則変更等一定の行為をする場合、所属教団の主管者（教団統理者）の承認を要するとして、包括法人の主管者に、対外的には教団の代

表権の、教団運営上では教団統理権の実体としての「承認権」を設定していたのである。つまり、この点が同委員会における「法人令」適用の決定要因となったことには、教団統理の権限に、可能な限り法的根拠を持たしめることが要件とされた事情が示されている^④。そして、この要件を充たすことで、従来管長制度下での管長の教団統理権が法的基盤を有したことに対応せしめ、教主の統理権に法的基盤を確保しようとしたものであったと言つてよい。それだけに、信仰の独自性が志向されつつ、なお、教団統理権を国法に準拠させようと努めねばならなかったところには、民主化が制度的・思想的に進められようとする戦後の時代にあつて、ここからの教団統合への教政者の危機意識が窺い得るのである。「教主」による教団統理体制創出の過程に、このような危機感を伴う課題が存在したことは、その体制に基づく教団運営を現実にも担った和泉内局にとつて、その可否が重要課題として課せられていたということを意味していた。こうした背景の下で、和泉内局は、「質問書」が教主の身辺に問題を投げかけ、延いては、その統理機能をも問題化せしめかねない結果となった事の重大性を認めると共に、かねて教監自身が病身を抱えて、その任にあつていた事情をも勘案して、教主補佐の任に応え得ないとの判断から辞意を表明したのであった。

以上のような問題認識からして、教主から辞任願却下が伝えられた後も、当局は即座には留任を決しかねたが、先述のような機務顧問会の意向を受けたところから、議員側による「質問書」の取り下げを条件として、留任に踏み切ることにしたものと考えられる。その条件とは、和泉内局が継続して教政を担うについて、まず議員達自身がその動向に歯止めをかけることを期待するものであると共に、質問事項そのものの撤回要求でもあった。前章で述べたように、議員側との争点となった小林、古川の人事措置に対する議員側の批判は、和泉教監にとっては心外なことであり、注^⑤に見られる通り、その両件に関する限り、自らの措置は少なくとも、その動機と判断において正当な根拠をもつものであり、議員の指摘する「栄職人事」ではないとの信念があつた。従つて、議員による「質問書」撤回とは、結果的には教監自身その立場を正当化するものともなるのであった。

ところが、このことは逆に議員側にとっては、「質問書」を提出した行動とそこに込めた要望が否認され、自らもその非を認めることを結果するものであり、機務顧問会を通してのその要請に、安易に従う訳にはいかなかった。しかし、機務顧問会による重ねての要請の中で、議員側代表者は、内局留任は教主による裁定であると受け止めることから、留任実現に向けての「質問書」撤回に応じざるを得ないと判断したのである。そして、こうした事態の転換が、議員達の間で葛藤を生じさせることとなっていく。

議員達の「質問書」撤回への合意は、自らの当局批判の取り下げであったが、それは、さらには、「決議」によって「輿論代表機関」の自覚を新たにした議会の教政一新への情念を否定するにも等しい行為でもあった。つまり、教政上、その意義を拡大し機能を強化していこうとする議会自体が、こうした自らの歩みを矛盾に曝すことをも意味したのである。かくて、一旦は撤回に応じながらも、改めてその意味する問題を捉え直した議員達は、「決議」の意志を貫きその正当性を守るためにも、和泉内局留任を認めるとの機務顧問会による判断とその根拠を、改めて問題とせざるを得なかった。ところが、それについては、先に議員代表者が撤回を承諾した事情、つまり、和泉内局留任の決裁が、教主によってなされたという事実が問題とならざるを得なかった。それは、議員達のなそうとする問題追求が、機務顧問会に対してのみならず、教主にまで及ばざるを得ず、ひいては、教主裁定に異議を唱えることになりにかねないとの懸念を持たしめるものであった。そして、この葛藤は、教政当局施政に権威主義的体質を見出し、その改善を、議会自身の新たな責務と自認してきた議員達に、教主裁定に表わされる最高決定権、及びその意志を、どのように理解し、位置づけるのかという問いを浮上させるものでもあった。

和泉内局の留任以降、議会内部では、そこからの行動方針をめぐって、議論が紛糾したが、その中で、あくまで教政一新を目指す議会の立場を固守しようとした議員達は、第十五回定期議会（昭22・3・26～28）前日の議員懇話会において、改めて小林鎮への当局措置は教規に反するとの立場から再度、当局に対して質問を行うことを強行採決した。そこ

には、先の「質問書」撤回は、議員側が非を認めて質問を取り下げたのではなく、単に「質問権を保留する」との意味であったとの解釈が施されていた。^{④7} こうした方策は、教主任定の内容としての機務顧問会の見解に対する追求や、自ら「質問書」を撤回した事実については回避しつつ、当局の教政責任の追求を行い、議会の立場を貫き責任を果たそうとするところから捻出されたものではあった。しかし、内局留任の教主任決裁を遵守するについての「質問書」撤回への合意を、あえて翻す事にも相当する再質問は、議員相互においてさえ、なお教主任定への異議申し立てに等しいものと映らざるを得ず、議員懇話会では、意志統一が充分なされない状況のまま、議会を迎えることとなった。

和泉内局留任後、初の、第十五回定期議会は、そうした議員達の思惑を孕んで開会され、当局は、昭和二十二年度を迎えるについて、信教自由の確立を見たことを機に「真の信心」の顕現の方針のもと、「教学の確立」をもってその方途とすることを明らかにした。^{④8} そこにはまた、留任した和泉内局として、改めて「教主」統理体制に基づく教団統理機能の確立という課題が課せられていたことも明らかである。^{④9}

この議場において、先の計画に従った再質問が、一部議員達によって実行された。この事態は、議会内部において議員総辞職の意向が固められていく契機となったが、それ以上に、当局においては、唐突な議員側の翻意であると共に懸念され得る最大の重大局面への展開を意味するものであった。当局者にとって、「質問書」提出以来、その基調に懸念を抱かされてきた議員達の動向は、最早、単に教政責任の明確化を迫るものとしてのみならず、教主任理権にも疑義を挟む行動として現実化したものと受けとめられねばならなかった。議会の教政一新への動向が、信仰的基盤よりも、その傾向として窺えた民主的考え方をより重視する意志を明らかにし、教主任理体制への対抗と言い得る向きに歩みを進めたことを意味するものと見做されたのである。こうした事態を受けて、この議会の会期中に、和泉教監は再び辞任の意志を固め、三月二十八日、議会の閉会と同時に、その意を表明することとなった。^{④9} その辞任は、議員達が、民主化される社会世相に安易に迎合し、教主任理権に抵触する行為に及んだことに対する問題意識に基づくものであった。^{④9} 加え

て、議員達とその動向に対する心情的な反感を残し、その対立意識は、後の教政展開の阻害要因ともなっていた。^⑨

和泉内局辞任に至る以上のような経過の中で、「質問書」が提出されたことによって、当局及び機務顧問会は、そこに、「教主」による教団統理機能に波紋を投げかける教団現状の問題性を見たのであった。その問題は、議員達が、教政一新を掲げて当局の教政責任の追求を緩めなかったことによって、さらに現実的様相を帯び、それゆえに和泉内局は、議員達が民主化世相に迎合したことを問題の原因として位置づけた。しかし、議会全体の総意としては、当局の辞任と同時に議員も総辞職をせざるを得なかった経過が示すように、必ずしも全体で明確な教主統理体制への問題意識があったことではなく、また、民主主義思潮に触発されたとはいえ、民主的教政の実現が具体的に構想され、目指されたわけでもない。むしろ、教主統理の現体制も、民主主義理念も、またその関連も十分な認識がなされないまま開始された、教政機能の見直しと改善を求める性急な動きが、結果的に、教主「統理」の内実をいかに位置づけ得るのかという問題性に達着することともなったと言えよう。そうとして、議員達の「質問書」提出の事態とその内実に、機務顧問及び高橋が見た問題性とは、どこにその原因が求められるものであったのだろうか。

三、教監邸会議

和泉内局辞任の後、機務顧問会は後任教監の選出に苦慮したが、昭和二十二年五月十三日、和泉内局の専掌であった堀尾保治を首班とした新内局が発足した。堀尾内局は、前内局の教政方針・方途の実施を担うべく発足したが、同時に前内局辞任の経緯に生じた議会との緊張関係をも引き受けねばならなかった。この件について教監は、組局に際して前議員中村他家次郎に専掌就任を求め、また、前内局の企画による教規研究会の設置（昭22・7・28）にあたって全委員の半数以上を議員に委嘱するなど、いわば議会議員との協調姿勢を示し、教政上の摩擦を避けようとした。

しかし、議員総辞職に伴う議員選挙を経て再編成された議会では、七月七日からの第十六回臨時議会において、前議員伊藤稲太の「本教議会のあり方について」と題する請願書^⑤を受理し、前年の「決議」に示した議会の一新、機能強化の方針を改めて確認することとなった。それは、総辞職という形で、挫折とも言える結果を余儀なくした議会の活動経過の中で、当初の方針を再認識しようとするものであった。この時点においては、先に議員達が認識させられた、議会の機能強化の方向が教主による統理の意味をいかに位置づけるのかとの問題に対し、依然、明確な展望を開き得ず、保留されていたが、なお、一部議員の間では、その点を克服していく観点も模索されつつあった^⑥。こうした動静の中で、当局が採ろうとした議員との協調策は、教規研究会の委員構成に当初から疑問を持つ向きもあつたように、逆に、議会の動向に、当局としての明確な立場が示せないことを露呈するものとならざるを得なかつた。

また、堀尾内局は、発足当初から課長人事が整わず、さらに八月末には総務部長が辞意を明らかにし、その後任が得られないというように、人事面でも不安定な状況を抱えていた。堀尾教監は、結局、こうした現状に打開の見通しがつかないことから、「(教監を) 拝辞して、強力な内局を作らるる事を望^⑦」むと、辞意を洩らすに至るが、それでは、「強力な内局」の成立を望まざるを得ない現状にはどのような問題性が存在したのだろうか。

辞任事情につき、教監との懇談に臨んだ高橋正雄は、自らの力量を問題とする教監に対し、現状の問題性は、教監たる人の問題のみではないと述べ、^⑧当局が困難を感じている本部教会との関係を指摘して、この関係のもつ問題性が当局に限界を感じさせる根本的原因となっているとの判断を示した。その具体的状況は、高橋の言から窺える限りで言えば、本部教会について、旧来の特別な関係意識を有する金光家関係者の発言によって、本部教会教務局長たる教監の、また、教主による教団統理を補佐する教監の、職責が全うし難い^⑨ということであつたが、さらに、そこには次のような制度上の問題が原因としてあつた。

教規上、教監の職責が、教主を補佐し教務を総理すると定められたところからは、教内の教会全ては教監による教務

作用の下にある。従って、本部教会も（現在のように金光教の本部広前ではなく、金光教団に包括される「教会として」）教監の教政作用に従う一教会であったが、同時にまた、本部教会は「一教依立の本拠、本教信仰の中心」（「二十一年教規」第二百七条）との意義を有し、なお本部教会長は教主であった（同第五条）。これは、「法人令」を全面的に適用する限り教団統理者（教主）・本部教会長の二者が存在するため生じざるを得ない矛盾であったが、制度上、本部教会長（神前奉仕者）が教主であり、本教信仰の中心との意義をもつ本部教会に、教監が教政上の指示を出さねばならないということになっていた。基本的にこうした制度的枠組の中で、本部教会に対し、教務を総理する教監の位置が明らかにできない事情によって、いきおい本部教会内における「特権的」とも言うべき立場を容認せざるを得ない、制度的隘路が生じていたのである。ただし、制度面のこの問題は、現行教規が「十六年教規」の体制を原則的に踏襲したことから言えば、ここに至って生じたことではなく、そこには、戦後状況に伴って、改めて制度上の不備として問題が浮上する原因が存在したのであるが、この点は後述する。

こうした制度上の問題に制約されつつ、慣習的に本部教会内の「特権階級」を黙認し、よって教監による教政機能が阻害される状態に陥ったことは、即ち、教主の統理機能が十全に働きを頭わせないことを意味し、この点で教制上の欠陥を露呈するものでもあった。このことは、和泉内局以来の議会の動向が、「教主統理」の意義についての認識や展望の不十分さを露呈したことも通じて、戦後の教制審議過程において討究された「教主」統理体制が、その運用過程で現実的に当面した事態であり、その意味では、「教主統理」の意義とその制度化をめぐる、その確立にはどのような課題が克服されねばならないのかを改めて提起するものであった。

さて、このような現状把握に立たされた堀尾内局は、昭和二十二年九月七日、就任から四か月に満たずして辞任を願った。その辞任は、敗戦以降の当局教政不振の根源を明らかにし、ここからの進むべき方向の根本的見定めを切望するところから、適切なメンバーによる協議会開催への運びをつける以外に進路はないとの判断に基づくものであった。

当局の辞任願提出後、こうした意向を受けて、十月八日から開会されたいわゆる教監邸会議は、教団現状の抱える問題性と今後の指針を、協議内容に基づき、「懇談の要点」としてまとめた。その第一項は、問題の根源と見なされることを次のように記している。

一、今日の本教内外の行き詰まりを来たせる原因は、各自の信心透徹せず、加うるに多年の内外事情により本教の中心が多元的になつて居たところから發して居るのであって、この過去の過誤と陋習とを根本から改め、立教の御建前に基づき、教主様の御取次を全面に頂いて更始一新をはかり、全教一家の実をあげ、以て国家新建設、世界平和促進の御用に立たせて頂くこと。

これによれば、原因の依つて来たるところは、信心不振と共に「本教の中心が多元的になつていた」点であるとされている。そしてこの点は、「一言にして言えば、従来、本教は多元的であつたと言われるが、教祖の神の御広前は多元的ではなかつた。枝葉ならとも角、中心が多元的となると種々な問題が生ずるのはやむを得ない。しかも教内が多元的であつたのみならず、(戦前においては)教外から国家の圧力が強く加わつて、その為に三元の働き(本部教庁、本部教会、金光家)が本教の内部に動いた^⑧」ことが混乱を来たすものになつたとの具体的指摘もなされ、さらには、「中心となる本部教庁が筋の通つた動きをせず、全教が教監以下の動きに心服しない^⑨」と問題状況の原因が挙げられた。もとより、こうした状況認識が生まれる背景には、「国家の圧力」と捉えられた戦時下での「管長制度」の実態とその問題性があつた。既述のように、「十六年教規」は、本部教会神前奉仕者と教団統理者たる管長と同一人物が就任するよう定めることによつて、新たな教団体制を成立させた。ところが、殊に昭和九・十年事件を経ての、当時の教内大勢の実態は、神前奉仕者金光摂胤を教団の中心生命的存在として崇敬してきた、その信仰感情が、相対的に管長を神前奉仕よりは劣位にある機関、機能と解釈させることに働き、管長を神前奉仕から分断させてきた。その一因は、昭和十六年までの管長が金光家邦その人であつたことにあるとはいへ、個人的問題とされるより、むしろ本部教会神前奉仕と管長、またはそ

これらの職能の相対的關係において捉えることに力が注がれてきた。昭和十年に改められた規則にも、大教会所（のちの本部教会）神前奉仕は、「本教至高の聖務」であり「他の侵犯を許さざるもの」^⑤との意義が明示されたように、本教における絶対至高の意義を有する大教会所神前奉仕と他方の管長について、信仰的意義から優劣の区別をもって捉える、二元的教団認識とも言うべき考え方を定着せしめてきたのである。

さらに、国家が、本格的に戦時体制を整備していかうとする情勢の中で制定した「宗団法」は、宗教団体を「国家とともに生き国家とともに歩む宗教団体」たらしめるべく、国家による監督強化を意図し、そのもつ枠組は、二元的教団認識は正の困難性に拍車をかけた。即ち、「宗団法」の採用した管長制度下では、管長は、「真に国家的存在の意義あらしむべく之（教団）を運営するを以て使命とす」^⑥べき立場にあり、信仰的意義において本部教会神前奉仕者と一体であるとはいえ、国家権力を背景として教団統理を担う存在であるとの事実はまぬがれず、この管長による教団統理の働きは、国家方針に教団を動員していく、統制的な性格のものとして現出せざるを得なかった。こうした制約は、「十六年教規」の一元的体制により新たにされるはずの教団統理、及び統理者（管長）の意義の明確化を阻害したばかりでなく、二元的認識を残存させるに十分な素地ともなったのである。

以上のような歴史認識に立つ時、先の「十六年教規」以来の制度的欠陥を根底にもちつつ、昭和九・十年事件を顕著な発端とする教内の趨勢が本部教会神前奉仕に信仰的情念を傾けてきたこと、それに加えて、宗団法下における管長制度、及びその運用の実態とが、結果的に神前奉仕の働きと管長による教団統理機能を二分し、本教信仰の中心たる本部教会と、統理機能を運用上補佐して教務を総理する教監、及び本部教庁とを分断せしめてきたと言える。従って、本部教会が教監の教政作用を超越した存在として認識されるのも、神前奉仕と、管長及びその統理機能との一体的認識がなし得ない事情を反映するものであり、そこに金光家関係者の特権的存在を容認する意識的地盤が形成される根源があったのである。

この事態に打開の途が開けたのは、敗戦、占領の中で「宗団法」および管長制度が廃されるに至ってからであった。教制審査委員会では、これを受けて、先述の制度的問題、即ち「十六年教規」が管長・本部教会主管者の二者を同一人物により一元化しつつなお、体制上二者が存在した問題につき、改めて制度的改善を加えることが検討された。ところが、結果として「二十一年教規」は、「法人令」を適用したことから、条文上、従来の体制に類似した、「教主」・本部教会長（主管者）の二者を規定することとなった。こうした結論に至った事情は、「法人令」適用に関わって第二章で述べたように、戦後状況に対する新たな判断が必要とされたからである。つまり、「宗団法」、管長制度の廃止は、単に障害が除去された歓迎すべき事態としてのみ捉えられたのではなく、従来、管長制度に依っていた教団統理機能を、ここからどのような在り方で教団統合に働かせ得るかという、危機感を伴う問題をも提起した事態だったのである。

この危機感が存在した中で、議員による「質問書」は、教主統理の内実にさえ疑義を投げかけかねない内容を記すに至ったが、その問題性の根本的原因は、従来の二元的認識の残存する中で、本部教会神前奉仕者としての「教主」は信仰の中心生命として揺るぎない存在であっても、教団統理者たる、統理機能の根源たる「教主」への認識が欠落していたことに他ならなかった。そのことが、信仰的存在たる「教主」と、その「統理機能」の具体的実現である教監以下の教政機能とを分断させて了解する現状を生んだのである。

一方、議員達が「質問書」を通じていわゆる「特権階級」への問題意識を示し、それを当局施政の在り方に指摘したことは、教主の統理機能を補佐する当局自体の在り方を問題化するものでもあった。戦後の民主的考え方が権威的存在に批判の眼を向けさせたことは、議員達に限った状況ではなく、そのことは、本部教会が信仰的に至高の存在として信念される一方、本部教会についての金光家関係者の特異な在り方を許容する教監の教政姿勢を容認しないとの見点を生んだ。それは、堀尾内局に至って、当局の教政姿勢に対する不信感に発展するが、この問題は、当局自体の在り方が、一元的教団体制下における当局としての立場と意義を確立していると言ひ難い難い実情にあることを意味していたのである。

このような敗戦後の教団状況は、統理機能による教団統合の可否を賭けて改めて二元的教団認識の是正を迫り、その迫りは、先述の、従来の体制に類似した、「教主」・本部教会長が二元的に存在するとの問題点を確認せしめつつ、当局の立場と意義が「教主」に顕わされる神前奉仕の信仰的働きを基盤とするものであること、即ち「教主に直属するお取次」であること、そのことゆえに「三元の働き」は教監の「調整作用に基づく」べきこと（注⑥「懇談の要点」第五項参照）の明確化を要請するものであった。

ところで、「懇談の要点」が、敗戦後の教団の問題の根源を、基本的には従来の多元的在り方に見出しているという点では、それは、敗戦後の教団が、一元体制の確立に再度取り組み、ここからその内実が求められねばならなかったことを表わすものとも言うことができる。戦後、和泉内局、堀尾内局を経て、教監邸会議に至る本教教政上の動乱過程は、議会对当局、議会对機務顧問会、本部教会对本部教庁等々、様々な対抗的要因を示しながらも、従来の管長権による統理機能が最早効力を失った事態の中で、信仰的存在たる「教主」の統理機能を補佐して教務を総理する教監の教政機能が、「教主」統理の内実をいかに実体化し得るか、換言すれば、「教主」統理体制下にいかなる独自の教政原理を創出し得るかという課題への解答を求める胎動を繰り広げるものであったということができよう。

しかしながら、「教主」と「本部教会長」（神前奉仕者）とが二元的である「二十一年教規」体制の是正という課題は、制度的解決としては以後の課題として残されることとなったのである。^⑦

おわりに

敗戦後、宗教に対する国家権力の介入禁止が信教自由の確立の内容として明らかにされたことは、制度的にも、また布教活動の面でも、「国家目的」という枠組を解除する画期的な事態であった。そのことは、本教において、殊に、教

政上の立場では、教団が、本教それ自体の手でここからの戦後時代に活路を切り拓いていかねばならないとの緊迫した意識でも迎えられた。

ところで、教政者において、昭和十六年に制定された教規は、「昭和九・十年以来の課題が果たされた」^㉗教規と言われるように、九・十年事件以来懸案となっていた、大教会所神前奉仕者金光摂胤を中心とする一元的教団体制の実現を、ようやく達成したものであった。敗戦のわずか四年前に成立したこの体制は、教団として守るべき絶対的意義を有していた。また、「信教自由の確立」の意義が、あらゆる意味で教団が「信仰」にこそ基づき得る時代の到来と捉えられたところに示されているように、新たな時代を迎えるについても一元的体制はその意義を深めた。

しかし、そうした信念的意義や意味においてだけではなく、先のような敗戦後の事態にあつて、これまで考え及びもつかなかった管長制度の廃止は、新たに教団自体の「統理機能」を問題とさせ、教団統合の成否を賭けて、この点からも一元的体制の確立は重大課題と思念された。国家という強大な権力の作った既成の「教団」の枠が取り払われ、個の主体的意志が強調されることになった社会の流れの中で、教団が組織的結束をいかに保持していくことができるかは、これまで自明としてきた「教団」自体の意味を根本的に問わしめる課題であったのである。

教監邸会議を経て、昭和二十二年十二月二日に発足した佐藤一夫内局は、「教祖の御広前に直参して御用を承る」との根本方針のもとに、①本教の全面に亘る徹底的内省、教主を中心に頂く全教一家の新発足、②神意を実生活・実社会に具現する生きた教団としての態勢確立、③①・②の方針、姿勢をもって、教師・信徒の代表的人物による協議実施、具体的方途の樹立、との三方針^㉘を明らかにし、二十二年暮から二十三年にかけて各地で協議会・懇談会を開催し、全教をあげての「内省」活動に取り掛かることとなった。そこでは、「懇談の要点」が示されると共に、管長制度に束縛されていたこれまでの教団の歴史的経過が述べられ、信教自由の確立された新たな時代への転換の方向を示すこととして、「教主は管長に代るものでない。すでに、国の委任事務を執行した管長はなくなったのである。教主は実に本教の主体

であり、その下の教監であり、それにつながるころの教監専掌である。教主金光様の御広前の御用の事務所が本部であり、前々の本部とは根本的に違うのである」と語られていった。ここには、この「内省」活動に、従来の、信仰から分断された「管長」像を、管長制度廃止の事実を語ることで払拭し、新たに、神前奉仕に顕わされる信仰の働きこそを基盤とした「教主」による統理者像確立が願われたことが窺われる。同時に、その「教主」統理の内容としての教監による教政の働きも、明らかに信仰的働きとしてあるとの意義を闡明することが求められたことも窺われよう。

こうした動きが生み出されるについて、議員達に顕著であった問題意識、教政上に慣習的と見られた權威主義的観点への批判的意識は、それが、戦前的体質への訣別を要求し、言論の自由の意義を再認識した新たな時代の到来を教政者に告知するに足るものであったという意味では、看過することのできない働きを認めることができる。このことは、教政当局や教制審査委員会、機務顧問会、それぞれの働きにおいて看取された危機感や問題意識とも相俟って、従来の管長制度下での統制的在り方ではない教政の実態的在り方を要請し、その基づく新たな原理が明らかにされねばならない状況を生み出したものと言える。

このような状況は、「信仰」が担うこととなった統理機能において、現実的にそれを受け持つ教政の営為自体が信仰的原理に裏づけられるものであるべきことを、ここからの展望として教政に投げかけるものであった。そして、そのことは、同時に「信仰」自体にも何らかの更新を要請するものであることを意味するものではなかっただろうか。

(前教学研究所助手)

注

- ① W・P・ウッダード「連合軍の占領と日本の宗教」『国際宗教ニュース』一九七二年、第五・六合併号二二頁参照。
- ② 袖井林二郎「占領した者された者」サイマル出版会、一九八六年、三〇頁参照。
- ③ 藤井記念雄「戦後教団の動向と諸問題」紀要『金光教学』第一三号、一章及び注②参照。
- ④ 「懇談の要点」は、佐藤内局就任直後の第三九回教務所長会議(昭和22・12・15)に於て、前内局退任から教監邸会議開催

への経過説明と共に、「本教の不健康なる現状を打診し、診断した所であつて、如何なる方法で健全体にするか、その処方である」(同会議記録、七頁)として提示された。また、第十七回臨時議会(昭22・12・18)における教監挨拶にその主旨が取り入れられ、さらに、翌年にかけて実施されていた布教活動の土台とされた。

⑤ 「懇談の要点」の内容については、三章九八頁及び注⑥を参照のこと。

⑥ 『金光教報』昭和二〇年一〇月一日、六頁参照。

⑦ 『金光教報』昭和二〇年一月一日、一〜二頁参照。

⑧ 教制審査委員会規定

第一条 教制ノ改正ニ関シ審査立案ヲ為サシムル為本部教庁ニ

教制審査委員会ヲ置ク

第二条 本委員会ニ左ノ職員ヲ置ク

(第二項一略)

第三条 委員長ハ教監ヲ以テ之ニ充ツ

(委員規定一略)

(第四条以下略)

⑨ (教制審議には慎重な態度を要するが)然し同時に今回の御用には極めて急を要する面の存在することも考慮に加えなければなりません。即ち宗教団体が廃止せられ、新たに宗教法人令が公布せられたという新事態に処して、本教が教派として、教会として、如何なる態度を執るか、其の根本態度を決定する

ことは、焦眉の急を要するものがあります。「教制審査委員会第一回委員会、委員長挨拶(案)」。

ここで述べられている、法改正によって生じた「新事態」とは、直接には次のようなことを指していた。「宗団法」は、「法人非法人に拘らず、ひろく宗教団体を法の対象とした」法律であり、宗教団体はすべてこの法律に基づかねばならなかったが、「法人令」は、「宗教法人たるものだけを対象とした」法令であつて、しかも従来「宗団法」が定めていた宗教団体に對する免税などの保護規定は、この法令に引き継がれた。梅田義彦『改訂増補 日本宗教制度史(近代編)』東宣出版、一九七一年、二〇四頁参照。ところが、本教は従来法人を設立していなかつたため、「法人令」を適用し法人を設立するのかどうかを、まず決定しなければならなかつた。ただし、「法人令」の適用が決定されていくについては、免税等の特典のみがその理由となつたのではないが、そのことに關しては後述する。

⑩ 委員会は、当初から現行の「十六年教規」は、「全教の熱願の下に実現せられた本格的な本教的体制を中核として制定せられたもの」であり、「その大本に於ては何等更改を要するものはない」(「教制審査委員会第一回委員会委員長挨拶(案)」)との姿勢であつた。この点はさらに、第一回委員会において本格審議に入った直後の、大淵千仞委員の次の発言からも窺われ、この内容は、その後の審議の基本をなしたと言える。「本部教会の中味、本質的部分が取次にある」ということが本教の原本的

なものであるということが明らかにされたのが現行教規である。それが本質であり、それをもとにして、本部教会、一般教会、教派(教団)が成立した。(中略)今日のような事態になり国家的規制はなくなっても、自発的に運営していくための機構がなくてはならぬ。それがないと、雑然たる人の集りになってしまふ。要は、根本の取次が一切の基本になり、それが、最も純粋な形で行われるような組織が立てられねばならぬ」「教制審査委員会第一回委員会記録」昭和二年一月一五〜一七日、四六〜四七頁。

⑪ 「十六年教規」制定の際に、「本部教会神前奉仕」とは、本部教会主管者の職能であり、「神前奉仕者」の規定を別に要しないとの文部省内閣における指示により、「十六年教規」では、「神前奉仕者」の規定は削除され、「本部教会主管者」がそれに相当する立場を意味することとなった。「第一次教規草案内閣内容概要(三)―9 本部教会」昭和十五年二月一日。

⑫ 「十六年教規」では、次のように、管長を選出し(第二十六条)、その管長が本部教会主管者にあたる(第二百六十九条)とすることで、両者に同一人物が就任するよう定めた。

第二十六条 管長ハ教祖ノ子孫ニシテ金光ノ姓を冒セル男教師中教祖ノ信心ヲ承継シ教統ヲ保持スルニ足ルベキ徳識アル者ニ就キ之ヲ選挙ス

第二百六十九条 本部教会主管者ハ管長タル者ヲ以テ之ニ充ツ
「第一三回定期教派会議事録」昭和二年三月二五〜二七日、

一三〜一四頁教監理事者説明参照。

⑬ 「従来は良かれ悪しかれ国家の勢が抜って居り、法令にはなっても法令の運用を大幅に利かせて、国家は当面必要な事項を指示し実行させる事にしていたので、個々の宗教団体は特殊のものを出す面が少なかった。(中略)今度は恐らくその様なものはなく、法の下からはなしてしまい、行政上の方針ももたらときはなされ、宗団は心構えのみならず、社会的運営面の実際に入っていく。宗団がみずからやる場を選択し、うみ出し、それを社会組織の機構にまで発展させて行く様にならなくてはならぬ。その余地が出来て来、そうなる事が本来であり、そうなる時期が来たとも言える。お道としても、なすべき事が広く深くなって来て、殊にお道としては実際の生活の中に出来た事であるから、十分な働きが出来る。又そうしなければ、将来存在の余地も価値もなくなると思える。」「戦後布教方途協議会記録」昭和二〇年一〇月九日、一九〜二二頁、大淵千仞発言。

この発言に見られるとおり、国家方針との結合から離れ、宗教団体として独自の活動を生み出さねばならないということが、本教の存在価値を問われるほどの社会的迫りの中で漸く自覚され始めていたが、その具体的方途までは容易に創出されていなかったことが窺える。

⑭ 「第一四回臨時議会議事録」昭和二〇年一〇月一一〜一二日、二一〜二三頁参照。

⑮ 同右議事録七一〜七二頁。

①7 「決議」の採択された第一四回臨時議会の前夜、近畿教区の議員達の呼びかけにより、全議員懇談会が開催された。この懇談会は、それ以前に近畿教区の議員達によって持たれた懇談会（昭21・9・28）の協議内容、即ち、「一、本議会の機能強化に関する件。二、『全議員懇談会』の組織の件。三、議事法に関する件。四、本教規の再検討に関する件。」を、更に全議員とも打ち合わせて議事に臨む必要性から開催されたものであった。「全議員懇談会開催通知」出石教会資料二三。全議員懇談会の懇談の主題から、「決議」四項目の骨子は、近畿教区の議員達によって立案されたものと考えられ、内容的にも、また「決議」採択を導いた行動の上でも、彼らがその中心的位置にあったことは明らかである。

①8 「第一四回臨時議会議事録」二四～二六頁参照。

①9 「民主化成否の試金石―日本再建の敵『棄権』」『読売報知』昭和二年四月四日号参照。

②0 「東北教区地方教師講習会記録」昭和三年五月二九～三〇日、一三頁。

②1 戦争末期、近畿教務所次長の任にあった小野は、当時の問題意識の在り様を次のように語っている。

「十八年、九年という様な頃になってきますと、（中略）教団の中央においても、その筋からの指令を右から左へ移すようなかたちになってきて、地方としては、それをなかなか受けきれない。（中略）（それを受けるのは）地方末端の、そして中

以下の教会であって、大きい教会などはそれにはほとんどふりむこうとしない。（中略）だから、小さな教会が動いて、動くとして、親先生などから、そんなことはせんでいいんだということになるんですけども。（中略）これはどうしても全教が一つに溶けあった姿、中央・地方が一体にかよいようにしなげりゃあならんが、そこをどうしたらいいのだからかというところが、私としても非常にこう、憂慮されるような気がしたわけです」 「第二回教団自覚運動に関する合会記録」昭和三年二月二六～二七日（以下「第二回合会記録」と略記）一二六～一二七頁。

②2 「教会はどうなるか、どうすべきか―宗教団体の廃止と宗教法人令の公布」『金光教報』昭和二年二月一日、二頁。

②3 「決議」に至る経過の中で、議員達は、第一四回臨時議事に備えて協議を行ったが、その場で、議会の在り方の一新は、次のようなところからも求められたと言われている。「当局としては、そういう激変する社会・国家の情勢に即応しての働きをなさって、教団内の戦災を受け、それから引き揚げた、そのようなことに応じられても、まあ、あの際であったから十分に応じきれないところがある、地方的にはそれがいるんな問題をおこす、そういう点について助かる働きをしていかなければならない、それをするには議会自身が新しい働きを展開していくよりほかにない」 「第二回合会記録」二〇九～二一一頁、小野敏夫発言。

⑳ 「質問書」一、二項目の全文は次のとおり。

一、本部当局は、機務顧問の職を栄職と看るや重職と見るや、若し之を高級教師に与えられるべき単なる栄誉として取扱うものとすれば、果して教規の精神に反するものなきや。

本部は、去る八月二十五日、故権大教正小林鎮師を機務顧問に任命せり。聞く所によれば、師は当時大患に罹り、其の数日前より重態危急に陥り、遂に当日死亡せられたるものなり。然れば、右任命は、師の帰幽直前若しくは帰幽後に発令せられたるものと察せらる。本来、機務顧問は、教主の諮問に答えて教派の枢機に参与するものなれば、其の教主に対する責任亦極めて重き職なるは教規の明らかに規定する所なり。然るに、既に絶望の師をかかる重要な職に推薦したるは、本教最高の諮問機関たる機務顧問をして空虚なる栄職と墮せしめたるものと言うべく、如何にも納得し難き人事なり。其の間の実情につき、御説明を承りたし。

二、権中教正古川隼人氏は、本年五月十二日復職、退任当時の等級たる少教正に補任せられ、其の後一月余にして、六月三十日権中教正に昇級せしめられたるは、教規第二百七十条但書の規定に依る特例ならんも、同条但書には、「教績特に顕著なる者」とあり、又、「…三年未滿と雖も之を行うことあるべし」とあるは、余程特別の事情なき限りは之を行わざる建前なることを諷えるものと解せらるべし。

本部当局が、曩に師の昇級につき同条但書の規定を極度に活

用せられたる事情、及び、特に顕著なる功績を承りたし。

(三、四、及び後半部省略)

昭和二十一年十二月十六日

金光教議会議員一同

金光教教監和泉乙三殿

「質問書」大阪教会資料一五三。

⑳ 和泉教監「回答」は次のとおり。ただし、前文と三、四項は省略した。

昭和二十一年十二月二十四日

金光教教監和泉乙三

金光教議会議長 井上幸雄殿

回答

(前文省略)

一、小林鎮師を機務顧問に推薦したる件

機務顧問は、本教に於ける重職にして単なる栄職にあらずと信ず。拙職は、予て小林氏の教績識見よりして、機務顧問に適任なりと思考致し居り、同氏発病第一回手術後経過追々良好となりし頃、同氏に推薦の内意を通じたり。然るに、その手続きを執らんとせし間に容態再び悪化、再度手術となり、終に逝去を見たるは拙職の痛恨禁ずる能わざるところにして、為に危篤の報を得るや急速御任命を仰ぎたる次第なり。経過はかくの如くなるも、その結果に於て教規の精神に副わざることと為りたるは、一に拙職不明の致すところなり。

二、古川隼人氏昇級の件

同氏が往年の本教肅正運動に際し、明確なる別の立場に立ちて執りたる行動は、其の後に於ける本教が、数次の危機に當りて克く不動の基盤を確立し得たる根本に貢献したるものにして、氏が当時教職を拝辞して其の事に當りたるは、一に道を思うの至誠一念より出でたるものなりき。願て本教今日あるを思うとき、氏の本教に対する功績は、永く忘るるを得ざるところにして、本年四月教規変更により復職の道開かれたるを機に、拙職より氏に懇懇して其の手續を了し、次いで定期昇級の際、氏の功績に鑑み拙職より発議して昇級の手續を執りたるものなり。

三、四、(省略)

以上一乃至四に挙げられたる事項に関連して、道の建前として到底あり得べからざる特権階級云々の如き誤解をさえ招くに至りたるは、ひとえに拙職の不敏不徳の致すところにして、教主に對し教内一般に對し其の責任を痛感するものなり。以上「回答」同右。

②6 教監和泉乙三「辞職願」。

②7 以下に機務顧問会の職務規定について示しておく。

○職務権限

機務顧問会ハ別ニ定ムルモノノ外重要教務ニ付教主ノ諮問ニ応ヘ又ハ意見ヲ開申スルモノトス

(昭21・4・1施行「金光教規」第八十九条)

○諮問事項

機務顧問ニ諮問スベキ事項左ノ如シ

三 教監ノ任免ニ関スル事項

(同右 第九十八条)

②8 「第三四回教務所長會議記録」昭和二年二月二四〜二五日、

一〜七頁。和泉内局留任の経緯について堀尾教学部長發言。

②9 議員側は、この機務顧問会の会期中、機務顧問会に次のよう

な「教政一新に関する意見要項」を提出した(昭22・1・26)。

一、従来本教の傾向たる所謂栄職人事を廢し御用人事を行うこと

と

二、教団意識を昂揚して全教的に御用精神の燃焼を図り常に教

政の動向に就ての全教の関心を深めて言論の暢達を期すること

と

三、教監責任制を確立し之を根底として教規の全面的改正を為

すこと

四、教監としては何もの制肘をも受けず清新なる意氣と旺盛

なる熱情とを以て自由闊達に責任ある教政の運営に當り前記

各項の実現を強く期待し得るものたること

「教政一新に関する意見要項」大阪教会資料一五三。

ここでの第一項は、後に述べるように、「質問書」で指摘した当局の問題性を改めて指摘するものであり、この「意見要項」は、教政全般にわたる教監の在り方について、議会機能との緊密化と「意見要項」の実現を強く教監に迫るものであった。こ

の要望提出の後、議員側は、改めて当局「回答」の一、二項目には承服できない旨を当局に対し言明した。

③⑧ 昭和二年一月三〇日、機務顧問会は、後任教監として高橋正雄に内交渉を行ったが、「然るところ高橋氏の意見もあり、事態は簡単には考えられぬ事を話し一夜考慮することとな」った。そして、翌日、「現内局に御命の再降下あるべきものとの結論に達し」、二月一日、その旨を教主に答申することとなった。「白神新一郎メモ」大阪教会資料一五三。

③⑨ 機務顧問会は、事前に定められていた議員側代表者九名中、当日参集した六名（井上幸雄議長、笠原種吉副議長、中村他家次郎、道願政治郎、佐藤博敏、田中東三郎）と懇談し、「今回の教主様の御言葉頂きし上は前言（「質問書」）を白紙に返し全教一家の実を上げるべく考慮する事」を伝え述べ、「議員側より白紙に返すという一札を入るる事」の承諾を得た。同右資料。

③⑩ この懇談内容を示す直接の資料ではないが、のちに堀尾教監辞任に際して行われた堀尾教監と高橋正雄との会談の中で、高橋は、「和泉教監が引かれるとき、私を教監に推薦の内談を受けた。其の時、本教の事情に就て白紙で相談したいと言ひ、今、先生（堀尾）に話した様な事を話した結果、道（本教の現状）に意見致し、成程そうだ、教監たる人の問題ではないということとなり、（中略）人が問題なら人を代えたらよいのであるが、私はそうは思わぬ」（「堀尾教監辞意表明」について堀尾・高橋

会談要録」一四一―一五頁）と述べている。

③⑪ 和泉内局留任の教主決裁がなされた後の二月四日、機務顧問会は、高橋を交えて今後の方向を協議したが、この際の高橋の次の発言は、和泉内局留任の判断がなされるについて捉えられた、教団現状の問題を示唆するものである。「金光様を頂く事が、教師信者とも御広前御奉仕としては十分に頂いて居るが、教務上の方のスイッチが切れて居る。現時こそ本教が本質的に現われて来るべき時なるに、実際にては然らず」「白神新一郎メモ」大阪教会資料一五三。

③⑫ 「教制審査委員会第一回委員会記録」一八―一九頁。

③⑬ 長谷山正観『宗教法概論』有信堂、一九五六年、一七頁及び九二頁参照。

③⑭ 「宗団法」は、従前の太政官布達第一九号（明治一七年八月一日）による、いわゆる管長制度を踏襲し、「管長又は教団統理者は教派、宗派又は教団を統理し之を代表す」（「宗団法」第四条）他の規定によって、管長（教団統理者）の教団統理権に法的根拠を与えた。同右二六〇―二六一頁参照。

③⑮ 教制審査委員会における、次のような発言は、「認可」に対する従来の意識と、それへの新たな認識を示している。
 〈高橋正雄〉今後は本教に属しない教会が自由自在に出来るのではないか。

〈大淵千代〉結社であれば従来のままでも出来ていた。主流と傍派とでは、認可を受けたものが正しいと従来は見えていたが、

中身自身正しいと見るのが今後で、それが本当であろう。

「教制審査委員会第一回委員会記録」六三頁。

③⑧ 「二十一年教規」第五條は、次のように定めた。

第五條 教祖ノ取次ノ業ヲ伝承スル者ヲ教主トス

教主ハ本教ヲ主管シ之ヲ代表ス

教主ハ当然本部教会長ト為ルモノトス

③⑨ 長谷山正観前掲書、二六一～二六二頁参照。

④⑩ この点の主張は、大淵委員を中心に行われたが、それについては、まず、佐藤一夫委員の、「本部教会の主管者は金光教（教団）の主管者であるとし、本部教会の教長（主管者）が部下の教務を統理」（「教制審査委員会第二回委員会記録」昭和二年二月二三～二五日、九二頁）するとすべきだという意見が前提になる。この佐藤の意見は、「管長」を特に設定せず、本部教会主管者が教団統理をその職能とするの考え方であり、言わば、信仰を基盤とする教団統理体制を直截に表現した体制である。しかし、この体制では、「法人令」を適用するとして同法令との関係を考慮に入れた場合、教団を非法人として同法令の適用外に置くこととなる。そして、本部教会は「被包括法人」の性格のものであるところから、先の、「包括法人」たる教団の主管者に定められた「承認権」は、本部教会主管者には認められないことになるのであった。それに対して大淵は、教団が非法人である場合、法の上で、「被包括法人」たる教会が分散して存在することとなり、「一般教会への承認権等は法規

上認められぬ事になる」（同右八六頁）として反論した。この「承認権」の問題は、教団統理者に関わる根本問題として第二回委員会で集中的に論議され、最終的には、「法人令」を適用することとなった。

「法人令」について説明を加えれば、同法令は、①宗教法人設立について、包括法人―教団と被包括法人―教会（本部教会）との規定を別にして、②従って包括・被包括法人には、それぞれにないしは数人の主管者を定める必要があるとして、③従って包括・被包括法人―本部教会との合併を認めない方針であった。それゆえ、④教団統理権に法的根拠（「承認権」規定）を持たしめようとするれば、包括法人―教団を設立せねばならない。そこには、被包括法人―本部教会の主管者とは別に、主管者が必要となり、教規上、本部教会主管者・教団主管者の二者が存在する。⑤教規上、本部教会主管者に一本化しようとするれば、教団は非法人とせざるを得ず、教団統理権の法的根拠は得られない、という関係になる。教制審査委員会では、⑥の方針が採られたのであった。

④⑪ 「第三四回教務所長会議記録」一～七頁、和泉内局留任の経緯について堀尾教学部長発言。

④⑫ 注③参照。なお、議員側代表として選出されていた九名のうち、桂光行、林博徳、小野敏夫の三名は、法学者尾高朝雄との懇談のため当日欠席しており、機務顧問会の招集に際しては「質問書問題、非常に突込んだ事情を知らん人が呼ばれ」ていた

（「第二回会合記録」三九七―三九八頁、林博徳発言）という見方がある。このような、議会内部の意志統一の乱れが、後述するように、一旦は撤回を承諾しながら改めてそのことが問題となってくるという動きを生んだ一因であると考えられる。

- ④③ 議会議員の「教政一新に関する決議」から昭和二年三月の総辞職に至るまでの経緯を、議員側が記した「議会の足跡」（昭和二年五月作成）には、「質問書」撤回に応じた際の様子が次のように記されている。「顧問方（機務顧問）とも種々談合の結果、顧問側より委員（議員代表者）に対して質問書を撤回するように要求がありました。ところが、この質問書は議員全体の名に於てなされた重大なものでありますので、これを撤回するということは余程考慮を要するものですから、なかなか応じかねたのであります。『あの質問書が残っている以上は内局（和泉内局）はうけられないから』と重ねての要求がありましたので、質問書はそのままにして、兎に角、白紙にするという文書を入れて、その求めに応ずることにしたのであります」
- 「議会の足跡（写）」林博徳發大洲千仞宛書簡。既述のように、「質問書」撤回は和泉内局留任の条件であり、留任せよとの「教主様の御言葉を頂きし上は」（注②参照）撤回に応じよとの機務顧問の要請に、議員代表は従わざるを得なかったのである。
- ④④ 「質問書」撤回以降、議員達は次のように問題の所在を捉えた。ここには、機務顧問会が下した当局留任の判断が、結果的に、「質問書」によってなそうとした議員側の問題指摘を退け

ることとなったことから、機務顧問の判断とその根拠を追求せねばならないとする議員達の問題意識が窺える。「当局が辞任願を提出された時に、御諮問を受けた顧問会が一応辞任願を受理されるように御答申があり、更に後継内局として和泉内局の任命があった居ったなれば、それは第二次の和泉内局で、質問書一件も第一次内局中の出来事として自然に解消し、新内局がたとえ同じ顔ぶれであっても留任でなく重任であれば差し支えない事になります。辞任願を却下されて留任となれば、依然第一次和泉内局であって、ここに混線を生じてくるのであります。辞表却下は、要するに当局の責任解除であります」同右「議会の足跡（写）」。

④⑤ 議員の提出した質問書は、教規を護る精神から出発したものでありますから、その精神を貫徹する為には、内局に責任はなしと、最高解釈権をもたれる教主様のこの御解釈に対して、事の真疑を糺さねばならぬという極めて重大なる段階に進まねばならぬこととなります。同右「議会の足跡（写）」。

④⑥ この時の議員懇話会では、翌日からの定期議会における議員質問の計画が、次のようになされた。「その後（和泉内局留任後）議員としても、教規護持、教政一新を目標としてすすむ精神に於ては何等かわりはありません。（中略）かくて定期議会（第一五回定期議会）の前日より議員懇話会を開いて、熟慮協議を重ねました。（中略）ついに、教規第九十一条（機務顧問選任規定）の解釈を質問し、更に過去の事実（質問事項）につ

いて、当局の措置が正しいものであったか否かということを通し、若し正しいものでないとすれば、当局の責任を追求せねばならなかったのであります」同右「議会の足跡(写)」。

④⑦ 「質問書」を撤回した事実、こうした解釈が加えられたこと、またその理由は、次のように述べられている。「(「質問書」撤回の意味は)質問の意志を放棄するんじゃない、十二月十八(七)日にですね、質問書を提出したんだけど、『事実』はしなかった状態にもどす」ということで、一応みんな(議員)の気持ちを統一したんですね。いわゆる質問権を保留するという考え、それで次の三月の議会でさらにかさねて質問して」

④⑧ 「第二回会合記録」二九二～二九八頁、林博徳発言。また、こうした解釈は、和泉内局の留任が決まってから考えた(同右四〇〇～四〇一頁、林博徳発言)と言われるように、和泉内局に対する改めての質問、教政責任の追求を可能とするために施されたものであった。

④⑨ 「第二回会合記録」四二四～四二五頁、小野敏夫発言。

④⑩ 「第一五回定期議会議事録」昭和二年三月二六～二八日、一四～一五頁、教監理事者説明参照。こうした方針、方途は、敗戦以降、戦災復興に力を傾けざるを得なかった当局が、新たにここからの教団自体の布教、信仰実践の内容を充実させていく、いわば地盤整備に着手する姿勢を示したものと言える。

④⑪ 昭和三年度の方針説明中、堀尾教学部長は、「現在の教主と申し上げるのは、教団統理者としての従前の管長と申し上げ

た御働きと、総親教会(本部教会)の教会長としての御務め、それに御取次としての御立場(神前奉仕)と広く一般に信心の師として仰ぐ面を一体に総括して教主と頂くのであって、教務の機関として如何に(教主の)御取次を頂くべきかに就ては未だ明確なものがないのであって、真に相済まぬ事である」(同右二二頁)と述べ、この点への問題意識を窺わせた。

④⑫ 議場での再質問が、教規解釈の件のみに終わり、注④⑩に見られる質問計画が「ついにその最後の一線を貫き得ない事とな」った(「議会の足跡(写)」)事情は、再質問の決行により議員間の意志が分裂したことを表わすものである。また、「議会中そういうもの(総辞職の件)が議員の間で話し合われておっ」た(「第二回会合記録」四二五頁、小野敏夫発言)と言われている。

④⑬ 「その(第一五回定期議会の)途中において、実際の教監の容態(和泉教監が病身であったこと)を考えて、もう内側のものが教監に、辞職なされるほうがいいだろうと、この議会をもって、予算だけ通して、そうでないと後の方が困られるから。辞職されたほうがよからうというても、どうしてもお聞きにならないかったです。是非やるというて」(「第二回会合記録」三七三頁、竹部寿夫発言。しかし、同議会閉会の直後に、和泉教監は既に「教主には内々申し上げている」こととして辞意を表明することとなった。「第一五回定期議会議事録」七四頁参照。

④⑭ 和泉乙三は、教監辞任後、後継堀尾内局によって開催された

靈地講習会に際して、その講話の中で、新憲法が主権在民・象徴天皇という新体制を築いたことを取り上げ、「この国家の新体制に出会いまして、我々本教人もなんだか、そういうようになるのが今日の時勢に合ったのであるかの如くに考えられやすいのであります。けれども本教には本教の立前がありまして、上に教主を頂き、その教主の取次によりまして、すべてのことが行われていくという立前であります。教主の御取次を仰ぐということは、教内に於ては絶対的なことでなければならぬ。又絶対でありますけれども、なんだか教派の組織というものを、国家の組織と同じように考え違いをして、教主様を上祭り上げておいて、すべてのことは教内の各機関でやってゆけばよろしいのであるというような間違いを起し易い。」と述べた。和泉乙三述『本教教学の問題と「御書附」』一～三頁参照。ここで、社会の民主化に便乗し、「考え違い」をしているという問題指摘は、暗に、和泉内局の辞任の経緯に関わる議会議員の考え方、行動に向けられたものと考えられる。

⑤4 和泉内局の再度の辞任願い出によって、諮問を受けた機務顧問会は、後任教監として前議員佐藤博敏を推挙し、教主に答申した(昭22・4・6)が、教主決裁を経て組局に当たった佐藤は、和泉内局辞任に関わる前議会議員の動向に対しての批判的な見方が存在する中で、組局を断念することとなった(同4・16)。このような経過に、当局対議会議員という構図を見ることが出来る。また、和泉乙三の個人的感情についても、のちに、

「(昭和二年の)三月までの議会の動きというものが、相当和泉先生に痛手を与える結果となっておった」「それ以後、議会嫌いになられて」(「第二回会合記録」四三三八頁、小野敏夫発言)との印象が語られている。

⑤5 昭和二年七月二八日に委嘱された委員一九名のうち、議員である者は、田中東三郎(議会議長)、桂光行、小野敏夫、林博徳ら一〇名にのぼった。なお、教規改正に関しては、議会からも、「決議」中に教規再検討の要が提起され(本文八二頁参照)、その後「教政一新に関する意見要項」(注②参照)中にも要望されるなど、議会側に独自の意向が持たれていたことが勘案されねばならない。

⑤6 「請願書」は、前年の「決議」以降、内局辞任問題に関わった議会議員の動向に対し、教内に批判的な声があることから、それによって「決議」にこめた議員達の、教政を一新しようとする気概が損なわれることを憂えるところから提出され、教政における意義確認を要請したものである。「第一六回臨時議会議事録」昭和二年七月七八日、九一頁、「請願書」参照。

⑤7 「請願書」について賛同の意を述べた桂光行議員は、発言の中で、信仰は絶対的なものであるが、「政治はあくまで手段であって、人間世界の問題であり、彼我(信仰と政治)の混同は厳にこれをいましめなければならぬ」(同右議事録、一〇六頁)と述べた。ここからは、桂が具体的にどのような要求を持ったのか明らかではないが、のちの教規研究会が、委員たる議員達

の主眼は「教主の身分、教監の選定の問題が主である」ということとは争えない事実である」(「第三八回教務所長会議記録」昭22・10・8、一〇頁、佐藤幹二東京出張所長)と指摘される内容に教規改正の意図を表わし、また、下って昭和三年、桂が『ゆうざき通信』(昭23・7・15)紙上に、本教政において「具体的御意志の主張を教主に求むべきではない」と述べた「本教政と教主」という一文を記しているところからすれば、先の「彼我の混同」という問題意識は、教主統理の教団体制と、「吾々(教師)の自由なる意志の信託に由って決定せられ」べき教務教政(同右議事録、一〇五頁、桂光行)との関係構成を新たな観点から構想しようとする意向を含んだものであったと考えられる。

65 「堀尾教監辞意表明について堀尾・高橋会談要録」一頁。

66 同右一三頁。

高橋は、この会談において、堀尾内局の抱えた人事問題が、教監が辞任を願ひ出るに至るほど難行する理由を三点あげ、第一には、和泉内局以来の議会と当局との動静の中で「責任ある地位に就くことが出来ぬ」情勢が生まれていること、第二には、社会的経済事情を背景に本部教庁職員の生活が困難を増していることをあげた。同右五頁参照。そして更に第三の理由を以下のように挙げ、高橋は、これを最も重く見ている。「(前略)第三には、これは俄に起りたるには非ず。所謂特権階級の問題なり。何が其れか突きとめず、以心伝的に言うて居るが、事

実在るなり。(中略)此の後、確(と)した本部を生み出さんとすれば、此の正体をはっきりとさせてお蔭を受けねばならぬ。今日が其の時期なり。(中略)因りて来る所遠くして久しく、俄にどうともならぬものなり。然し、如何なる働きをなせるものかより見きわめて、これまでの如くそつとして置くという事では、本教はどうともならぬものという所まで来て居ると思う。(中略)それが、直接には本部教会教務局の在り方に影響して居る。其の在り方が半身不随的になり、生き生きとした御用の筋合が現われて居らぬ。本部教会御広前御結界は、教祖以来、世にもなき有難きものなり。其れを、先づ被(ら)せしむる教務局の作用は誠に低調であり、歪曲されて居る。其の責任は局長(教務局長には教監が就任する)にあるも、それが十分に果たされて居らず、教監としては教主を、局長としては教会長を輔けねばならぬのに、それが充分出来て居らぬ。それは何処から来て居るか。私は所謂、特権階級の為に生ずる低迷状態より来ると思う。此れが是正されねば、何物にも抑圧されぬ教監が出来ぬと思う。それで心あるものは、此の地に入り来り心から底から力を入れたいが入れ得ぬ。充分に力を伸(ば)し得ぬ」同右六・九頁参照。

67 注⑩に述べた「法人令」の内容参照。〈被包括法人〉金光教本部教会は、〈包括法人〉金光教に所属する被包括団体の一つとなる。従って、両法人の主管者を同一人物にすることで、その間の矛盾を調整したが、それによつては、教主(包括法人主

管者)でもありながら、本部教会長(被包括法人主管者)は一教会長として「教主を補佐し教務を総理する」教監の教政上の指示を受けるといふ場面が生じ、この場合に、また制度上の矛盾が生まれざるを得ないのであった。なお、従前の「宗団法」も同様、教団と教会との合併を認めておらず(井上恵行『宗教法の基礎的研究』第一書房、一九六九年、四五二〜四五四頁参照)、これが認められたのは、昭和二六年四月に公布・施行された「宗教法」に至ってからである。

⑥② 「懇談の要点」の第二項から第八項は、以下のとおりである。
二、教主に対する個々人の信仰は揺ぎなくとも、教団としての組織的営みの、進むべき道が定まらぬことが、現状の行き詰まりの原因である。それゆえに、各自思い思いの動きとなり、お互いが邪魔になる結果を招いている

三、一教の動向が定まるために、まず、中央が推進力となること

四、内局の在り方が、教主様を全面的に頂き、全教の動向を調整統一し、全教が有機的の一体となるよう、その中心生命たり得るものであること

五、本部教庁、本部教会、金光家の三作用が、調整されて一家一体となるよう、内局が、教主金光様の御取次を仰いで、その任にあたり、三者は内局の調整作用に基づくこと

六、本部教会の在り方は、教会長金光様の取次を仰いで、一般教会の模範たり得るよう、また、所属教師、霊地機関職員、

教信徒、全教参拝者におかけを蒙らしめられるようありたきこと

七、本部教庁の御用は、上下の取次の仰ぎ方、頂き方において、道の建前に基づき明確な自覚をもって当るべきこと

八、学院その他、地方教務機関、教会、教師、信者の在り方が、皆、教主様の取次を頂いての有機的生命体として、御用に服するようありたきこと。町及び県との関係に、方途を立つべきこと(以上、要旨)

⑥③ 「第三九回教務所長会議記録」昭和二年二月一日、一〇頁、高橋正雄専掌による「懇談の要点」の内容説明。

⑥④ 同右一一頁。

⑥⑤ 昭和一〇年六月一日施行「大教会所規則」第六条。

⑥⑥ 教内に根づいたこのような考え方について、「十六年教規」によって刷新された一元的体制の下での教団は、「一元」の意義につき、新たな認識を促していくことも求められていた。大淵千似「立教神伝開顯―教規に見る本教の第一義―」『金光教報』昭和一九年三月一日、一〜二頁参照。

⑥⑦ 井上恵行前掲書、二三八頁参照。

⑥⑧ 「第一次教規草案内閣内容概要(三)―2 教派と管長、教会と教会主管者」昭和一五年二月一日。

⑥⑨ ただし、これらが「制約」として明確に認識されたのは、戦後に至ってからであり、「当時(昭和一六年)の国法の下では、それ以上どうすることもできない問題であり、また一般に、そ

う大して（国家権力の存在を）問題にしないで、肯定していた当時の社会情勢ですから、その立場からいえば、これで理想的な姿（「十六年教規」の一元的体制を指す）になったと喜んだわけです」（大淵千仞「教規の精神を正しく理解するために」『教団―その意義と働き―』五八頁）と言われている。

⑦⑩ 注⑩に述べたように、佐藤一夫委員は、「管長」を特に設定せず、本部教会主管者が教団統理をその職能とする体制を提案したが、この意見は、「法人令」に関わる事情から、そのまま取り入れられるには至らなかった。しかし、佐藤の意見に対しては、高橋正雄委員により、次のような点からの賛成意見が述べられた。「本筋としては、教祖時代に管長、主管者（本部教会主管者、即ち神前奉仕者）の両方の働きの（教祖のところにあり、それが今日のように大きくなった。その考えは筋は通るが、本部教会、本部教庁の実情は、本筋が実現していない）「教制審査委員会第二回委員会記録」八九頁。ここに言われる「本筋」とは、「教祖の取次の御用には、結界で一人一人の氏子を取次された面と、出社を統率する面との両面があった」（同右二七～二八頁、大淵千仞委員）と表現されるように、本部教会神前奉仕の業と教団統理機能が、「教祖の取次の御用」という点において信仰的意義を一にするという考え方である。そして、高橋は、この考え方が実現されていない教団の二元の実態を問題とみて、佐藤一夫の意見は、教団の一元体制を明らかにしている点で取り入れる必要があると述べた。このこと

は、二元的意思を、先のような「本筋」に戻す意図が、佐藤の意見をめぐって明らかとなったことを示している。

⑦① この点は、佐藤内局発足時に、教監任命式の席上で、次のようにも述べられている。「終戦後、同法（「宗団法」）撤廃をみたといえ、新たに宗教法人令が施行され、これによって本教は、本部教会が一つの宗教法人となり、且つ金光教本部教庁もまた一つの宗教法人（宗教法人金光教、即ち包括法人たる教団を指す）となった。かく従来 of 国家の宗教に対する方針によって、お広前と教庁と二つの形をとっているが、これは本教本来の在り方とは考えられない」「佐藤一夫内局就任経過」。

⑦② 大淵千仞「教規の精神を正しく理解するために」『教団―その意義と働き―』五七頁。

⑦③ 教監佐藤一夫「今後の進め方について」『道の光』昭和三十一年一月一日、一頁。

⑦④ 「第一七回臨時議会（昭22・12・18）における教監挨拶」『教報』昭和三十三年一月一日、一頁。

⑦⑤ 「広島県地方教師講習会記録」昭和三十三年二月一四～一五日、一〇頁、佐藤一夫教監講話。

「広前歳書帳」(教祖御祈念帳)について

小 関 照 雄

△序▽

昭和五十八年十二月、所謂「教祖御祈念帳」と目される十数冊の帳面が新たに教団へ寄贈された。明治二年を最初に、以降一年毎に綴られた、同十三年に至るまでの帳面がそれである。それら十数冊の帳面は、参拝者数や教線といった教祖広前の実態の究明、さらには「覚書」「覚帳」^①、伝承資料との対照をはじめ、広く他の研究に資する内容を有するところが予想される。本稿では、そうした各面の研究への端緒として、我々の手許に届けられることになった同帳面の記事に諸分析を施し、もってその内容を概括的に描き出すことを試みる。

本稿を起こすにあたり、まず次の二つの事柄について述べておきたい。一つは帳面の名称についてである。即ち冒頭において、「所謂、『教祖御祈念帳』と目される」と断ったのは、帳面自体にその名称(表紙)が記されているわけではないからである。ところで、この点に関しては、「覚書」「覚帳」に次のような記述の見られることが注目される。

一つ、四月十日お知らせ。世話方午年保平、広前、の歳書帳、つけ、きょうまり。おとめに相成り候。

(「覚書」一九一三、傍点筆者)^②

ここに記されている「広前の歳書帳」と、本稿でその分析を試みようとする帳面とは、本文Ⅱ節で述べるように、同一のものとして推定される。そこで本稿では、右の「覚書」中の呼称にならって、以後この帳面を「広前歳書帳」と称することとする。

今一つは、「広前歳書帳」がいつ頃から書き始められたのかという問題である。その手がかりとなるものとしては、大教会所炎上跡から発見され、各地の教会等に保存されている「広前歳書帳」の断片数点が存在するが、これは慶応二年のものと推定されている。^④このことは遅くとも慶応二年の時点で同帳面が調えられていたことを物語っているが、注③に示した出社における同種の帳面の中で、高橋富枝のそれが元治元年に始まっていることから推察するならば、教祖による「広前歳書帳」は、さらにそれよりも以前から書き始められたものと考えられよう。

また、明治十四年以降における「広前歳書帳」についても、伝承資料にその存在を予想させるものが見られることから、恐らくは、教祖没年に至るまで書き続けられたものと思われる。では次節から、この「広前歳書帳」の内容について、分析を試みていくこととする。

* なお、「広前歳書帳」から、事例を引用した場合、その典拠（帳面の年次と丁数）を略号で示した。例えば「M. 2 (1-1)」とは、明治二年の帳面中第一丁の表（裏は2）との意味である。また、引用文については必要に応じて右横に括弧を付し、適宜その意味を補った。その他、本文に示した表中の年次も「M. 2」といった略号で表わし、改暦後の新暦、旧暦の区別も、それぞれ「新」「旧」として示した。分析にあたっては、便宜上、年月日を旧暦で統一した。

I 「広前歳書帳」の冊数、体裁

まず、帳面の冊数や体裁に関して、その概要を示せば、表(1)の通りである。以下、若干の説明を加えておく。

帳面の冊数は、明治二年から十三年までの十一冊^⑥（明治六年は欠本）に、明治九年の別綴りの一冊（以下、別冊と称す）を加えた計十二冊である。この別冊とは、参拝者が奉獻したと推定される七綴りの帳（願主の名簿）を一冊に併せたものである^⑦。

前述したようにどの帳面にも名称（標題）の付された表紙はなく、次頁の写真の通り、年ごとに綴られた帳面の冒頭に、その年次と「正月吉日」との日付が大きく記され^⑧、それに続いて毎日の記帳がなされている。改暦の後、明治七年の帳面（旧一月一日に記載が始まる）からは、新暦と共に旧暦及び末暦が併記され^⑨、明治八年以後については、新暦を基調として記されている。

様式は二段に分けた縦書きで、一打ち書きによって順次記されて

表 (1)

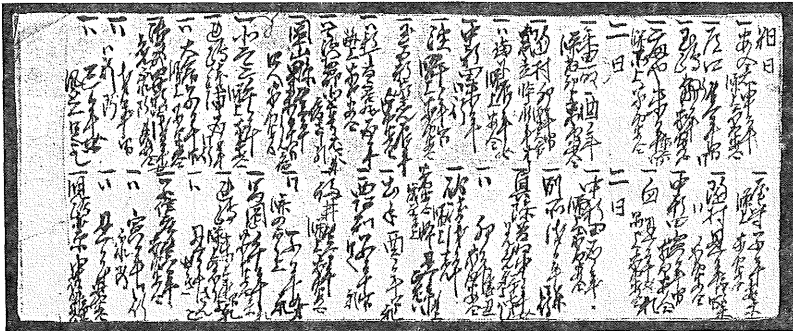
年次	丁数	記帳期間	欠 落	貼 紙(挿入紙)	備 考
M. 2	191	(旧)1/1 ~12/30		⊙11/4	別帳あり
M. 3	111	(旧)1/1 ~ 7/21	(旧)7/22 ~12/29		
M. 4	152	(旧)1/1 ~12/28	(旧)12/29 ~12/30		
M. 5	118	(旧)1/1 ~12/2			
M. 6	欠本				
M. 7	89	(旧)1/1 ~11/23	(新)1/1 ~2/16		
M. 8	97	(新)1/1 ~12/31			
M. 9	99	"		⊙9/27 ⊙9/27	別冊あり
M. 10	76	"	(旧)2/16	⊙5/12 ⊙5/21 ⊙9/14	
M. 11	88	"		⊙1/5 ⊙9/22 ①12/8	
M. 12	111	"		⊙閏3/7 ⊙9/17	
M. 13	125	"		①1/24 ⊙3/4 ⊙6/11 ⊙8/4 ⊙9/10	

※1 改暦により、明治5年の12月3日をもって明治6年1月1日に改められた。

※2 ①、⊙、⊙は貼紙の種類（本文121ページ参照）、日付は該当箇所、うち明治13年の1/24、3/4、6/11は挿入紙。



M. 5 (1-1)



M. 5 (1-2)

いる。記載内容は概ね、地名、干支、性別、年齢（以上によって人物を示す）、願い事、供え物であるが、性別、年齢や願い事等が省略される例もまま見られる。また人物を示すのに、時には姓、屋号、神号等によって記される場合があり、その他に当日の天候、教祖身辺に起きた出来事、神からのお知らせ、その場になされた理解などの内容が簡略に記されている場合もある（これら記載内容については、Ⅲ節以下で、順次解説を加えていく）。

記帳の順序は、上段右から左へ、ある程度書き進めた後、下段へ移り、同様に記した後、再び上段へ戻る、といった記し方であると考えられる。所々に区切りを示す棒線（一印）が付されているが、どこまで続き、どこで区切れているのか判別しがた（おなじく）い場合も多い。従って「同」と記されてい

地名等の確定が困難な場合も生じてくる。

なお、明治二年の帳面は、二冊を後で一冊に綴り直したものと考えられ(注⑧参照)、どちらも一月以降十二月まで記されているが、後半の帳面(以下、別帳と称す)は、次節で述べるように、世話方と推定される別の人物が主に記帳していることが特徴である。また、明治三年の帳面が約半年分欠本となっている他、同五年の帳面では改曆に併せて記帳が終えられており(十一月二日まで)、同四年及び十年にも一、二日、無記載の日がある。

この他、貼紙、挿入紙が所々にあり、①なんの記載もないもの、②参拝者の奉獻した願主の名簿が、そのまま貼り付けられた(または挿入された)もの、③その日の記事について加筆されたもの、が見られる。

II 世話方による記帳

〈序〉で引用した「覚書」の記述からは、お知らせによって明治四年四月十日を限りに、世話方の川手保平が「広前の歳書帳」をつけることを差し止められたことが窺われたが、この点に関わって注目されるのは、次頁の写真(a)(b)(c)に示した、「広前歳書帳」に認められる三様の書体の相違である。同帳全体にわたって書体を検討してみると、(a)がそのほとんどを占め、かつ「覚帳」の書体との比較から、それが教祖の筆跡を示すものである、と推定できる。そこで(b)(c)の書体を対象にして、両者の事例が認められる年月日を抽出して示したのが表(2)である。

この表(表(2)―2も含む)からすると、書体(b)と認められる事例がその大部分を占めるものの、明治四年四月十日以降は、同年九月二十二日のみ認められるにすぎないことがわかる。従って「覚書」の記述との関連がここに見いだされることとなり、その(b)の事例が川手保平による記載であると推定できる。

では次に、明治四年以前を対象に、世話方がどの程度、記帳に関わっていたかを、表に従ってまとめておく。まず明

M.5 (割合)		M.7 (割合)		M.13 (割合)	
①	$\frac{1}{29}$			①	$\frac{1}{30}$
		②	$\frac{1}{30}$		
				⑤	$\frac{1}{29}$



(b)



(c)



(a) M. 2 (11-1)



(b) M. 2 (2-2)



(c) M. 2 (127-1)



治二〜四年の各年とも、一月が最も多く、概ね一か月の半分近く記帳に開わっていることが知れる。他の月では、月に四日程度に留まる。但し、明治二年の別帳分については、その全般にわたって世話方の記帳が認められる。実際にはそのほとんどが(b)、即ち川手保平によってなされており、教祖或いはもう一人の人物による記

表(2) <世話方による記帳>

年次 月	M.2	(割合)	〃 (別帳)	(割合)	M.3	(割合)	M.4	(割合)
1	1・2・3・4・5・6 (日) 7・10・11・15・22・23	$\frac{12}{30}$	1・2・3・4・5・6 7・10・15・22・23	$\frac{11}{12}$	1・2・3・4・7・10 11・15・22	$\frac{9}{29}$	1・2・3・4・6・(7) 10・11・15・22・30	$\frac{11}{30}$
2	□・10・15・18・22 24	$\frac{6}{30}$	1・10・15・⑬・18 22	$\frac{6}{6}$	1・10・15・22・24	$\frac{5}{30}$	1・10・22	$\frac{3}{30}$
3	③・④・10・15・21 (24)	$\frac{6}{30}$	3・④・10・21・24	$\frac{5}{5}$	10・21・22	$\frac{3}{30}$	2・3・10・21・22 (23)	$\frac{6}{29}$
4	1・10・18・22	$\frac{4}{29}$	1・⑤・18・⑳・22 2	$\frac{5}{6}$	㉒	$\frac{1}{29}$	10	$\frac{1}{30}$
5	5・10・15・22	$\frac{4}{29}$	5・10・15・22	$\frac{4}{4}$	5・10	$\frac{2}{30}$		
6	1・10・22	$\frac{3}{30}$	1・10・22	$\frac{3}{4}$	1・10・22・㉓	$\frac{4}{29}$	㉔	$\frac{1}{29}$
7	7・11・14・15・21 22	$\frac{6}{29}$	7・10・14・15・21 22	$\frac{6}{6}$	7・14・15	$\frac{3}{30}$		
8	1・10・19・21・22	$\frac{5}{29}$	1・10・19・21・22	$\frac{5}{5}$				
9	9・10・21・㉕	$\frac{4}{30}$	9・10・21・㉕	$\frac{4}{4}$			22	$\frac{1}{30}$
10	10・22	$\frac{2}{29}$	10・22	$\frac{2}{2}$				
11	①・10・22・㉖	$\frac{4}{30}$	10・22	$\frac{2}{2}$				
12	1・10・22・23	$\frac{4}{30}$	1・10・22	$\frac{3}{3}$				

※1 ○、□、()→一日の記事のうちで(b)の事例が認められるもの(印なし)、
(c)の事例が認められるもの(○印)、(b)(c)両者の事例が認められるもの(□印)、判然としないもの(()印)に類別し、示した。

※2 (割合)→(b)(c)の事例が認められる日数を一か月の日数との対比(別帳は記されている日数との対比)で示した。

※3 年月日は全て旧暦で統一した。

表(2)-2

年次	集 計			
	(b)	(c)	(b+c)	不明
M. 2	53	2	4	1
〃 (別帳)	51	2	3	
M. 3	25	1	1	
M. 4	20	1		2
M. 5		1		
M. 7		1		
M.13		2		
計	149	10	8	3
	170			

記帳に加わった日数も少なく、そのことから川手が世話方による記帳の実質を担っていたことが知れる。

III 記載件数と地域

(1) 記載件数に関わって

「広前歳書帳」は先の写真にも掲げたように、所謂一打書きで記されている。これは原則的には、その一筆が一人の人物に対応するかたちになっているが、中にはその簡条の中に夫婦、家族を含めて記される場合、また同一地域の者や講の成員等を取りまとめて記されている場合も散見する。また、これらの全てが教祖広前への実際の参拝者であったとは言えず、願い事の届けを参拝者に依頼しているだけの人物についても、併せて記帳されている可能性がある。そこで以下では、いづれにしても一打の件数を数値割出しの目安とせざるを得ないところから、仮に単位を一打ち一件として算定することとし、それをもって参拝者数の動静を推し量

帳は多少見られる程度である。この点からすれば、別帳は特に世話方(川手保平)用として用意されたものと考えられる。

また、記帳上、世話方が関与している日は、主に月々の一日、それに九・十日、二十一・二日といった「ご縁日」、三月三日、五月五日、七月七日等の節句、或いは各年の一月一日から七日までの所謂松の内の期間である。

なお、先にもふれたように、川手保平以外の人物(C)は、

表(3) <記載件数の一例 (M. 7 一旧暦換算による)>

月 \ 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1月	57	42	85	47	14	6	55	17	39	44	62	35	11	37	43	38
2月	43	30	15	12	37	5	36	13	11	18	49	24	29	56	59	20
3月	6	26	71	89	40	32	10	27	69	28	47	20	14	19	25	86
4月	22	24	40	18	34	24	34	59	24	44	21	40	47	7	31	55
5月	25	10	12	10	44	4	6	7	19	27	16	9	34	16	39	27
6月	46	14	10	7	10	11	7	9	19	15	5	17	21	16	11	11
7月	14	26	19	11	21	14	18	21	17	3	10	11	9	8	26	47
8月	73	23	15	24	20	18	8	24	20	40	16	17	13	6	34	28
9月	40	32	24	23	14	12	23	12	78	25	13	21	30	17	52	28
10月	33	29	19	33	13	24	11	14	21	19	9	20	8	21	16	5
11月	43	12	9	17	23	6	19	20	6	36	38	28	27	19	30	16
12月	37	5	10	30	19	4	10	12	6	20	22	26	7	18	25	11
合計	439	273	329	321	289	160	237	235	329	319	308	268	250	240	391	372

月 \ 日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計	平均
1月	12	24	18	11	43	39	27	15	48	24	16	7	16		932	32
2月	24	40	17	18	15	50	34	22	11	16	15	31	8		758	26
3月	58	9	24	31	47	28	14	47	46	3	13	16	56	52	1053	35
4月	65	24	25	19	78	37	14	20	8	10	6	12	17		859	30
5月	11	27	23	7	20	40	34	12	14	14	6	18	19	12	562	19
6月	9	17	22	9	11	44	16	19	14	17	18	36	16		477	16
7月	28	4	35	18	56	49	26	29	41	38	6	30	14	12	661	22
8月	8	15	27	15	32	51	15	17	5	21	20	22	16		643	22
9月	21	28	11	7	50	158	64	31	30	17	33	35	30	12	971	32
10月	18	8	20	8	19	43	40	10	8	17	14	33	20	26	579	19
11月	4	15	20	23	25	28	21	52	34	51	23	13	20	23	701	23
12月	18	9	19	8	13	21	8	11	25	7	14	6	12		433	15
合計	276	220	261	174	409	588	313	285	284	235	184	259	244	137	8629 <719>	24

※ < >内は、一か月の平均値

(イ) おきたい。
表(4)の通り、
ることとする。[®]
表(3)は、一例
としてあげた明
治七年の一打ち
を単位とする願
主の記載件数[®]で
ある。また、そ
れと同様にして
各年ごとにおけ
る合計数、一日
及び一か月の平
均数を示したも
のが表(4)である。
この二表を参考
にしつつ、数値
の上から言える
ことをまとめて

表(4) <各年の記載件数と平均(旧暦換算による)>

年次	M. 2	M. 3	M. 4	M. 5	M. 7	M. 8
件数	15,993	9,538	12,267	9,724	8,629	8,367
一日の平均件数 (記載日数)	45 (355)	48 (198)	35 (353)	30 (327)	24 (354)	24 (354)
一か月の平均件数	1,333	1,518	1,022	882	719	697

年次	M. 9	M. 10	M. 11	M. 12	M. 13	計
件数	8,692	6,577	7,572	9,452	9,430	106,241
一日の平均件数 (記載の日数)	23 (384)	19 (354)	21 (354)	25 (384)	29 (326)	28 (3,743)
一か月の平均件数	669	548	631	727	853	839

※年間の記載日数(欠落や閏月あり)との関係に留意を要する。対比上、最も適当な目安は「一日の平均」である。

各年ごとに見た場合、明治二年、三年は一日平均で、四十五件から五十件近くにまで及んでいるが、以後、明治四・五年を過渡期として、明治七年以降は、およそ二十件台に減少している。これは、明治四年当時、悪評がたつて参拝者が減少したという「覚書」や「覚帳」の記述にも照応し、そのことを背景から裏づけるものである。

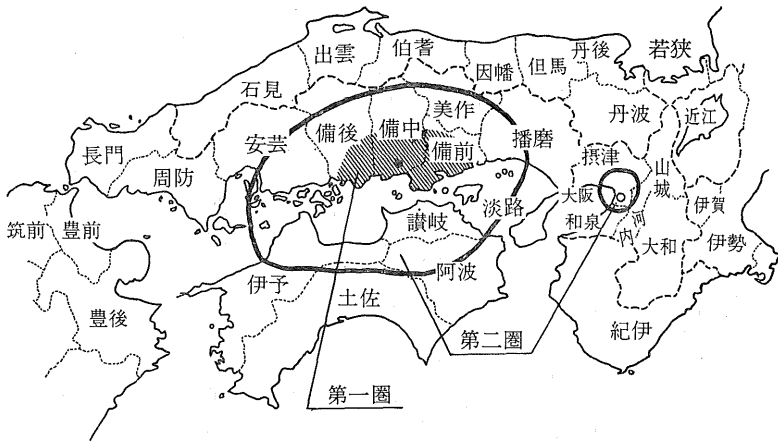
(ロ) 表(3)にも窺えるように、月ごとに見た場合、各年で若干の相違は認められるものの、概ね一月、三・四月、九月の数値が高く、六月、十二月が低くなる傾向にあると言える。

(ハ) 各日ごとに見た場合、変動の幅は更に大きく、例えば九月祭り(九月二十一日・二日)については、他に比して顕著な数値の高さが認められ、明治二年の時点で既に、その祭りの日の定着性が窺われる。また、九月祭りほど顕著ではないにしろ、金光大神祭り(九月九・十日)や月々の「ご縁日」(九・十日、二十一・二日)、正月の期間等にも、高い数値が認められる。^⑩

(2) 願主の地域分布に關わって

記帳される各人物を表示する上に用いられている地名は、教祖広前の布教圏を知る上での貴重な手がかりになし得る事柄であると言える。ここでは、どういった地名がどの程度窺われるのかという観点から分析を試みたい。まず結論的に、記載された地域の範圍を描いてみると、図(1)のように、大谷を中心として西は福山、尾道、三原、北は小田郡、総社、東は倉敷、岡山、児島といった一帯が第一の圈内、そして、それを大きく囲んで安芸、美作、播磨、伊予、讃岐、阿波にまたがる線域及び大阪(撰津)が第二圏となる。「広前歳書帳」に記帳されている願主の地域は、概ねこの第一・第二圏内に分散していると言ってよく、それらを取り囲んで広がる国々が第三圏となる。

さて次に、以上の内容を具体的に窺っていくことにする。論述の都合上、遠域の国々からとり上げていきたい。はじめに各地名についての初見の事例を年代に従ってあげると、表(5)の通りとなり、教祖在世の当時から既に、願主が、西は九州、東は中部、関東地方にまで及んでいたことがわかる。次



図(1) <記載地域>

表(5) <初見の国名または都市名>

年代	国名・都市名
M. 2	大阪、紀伊、加賀、尾張 因幡、播磨、伯耆、石見 安芸、讃岐、阿波、伊予 長門、美作、周防
M. 3	京都、但馬、筑前、肥後
M. 4	能登、越前、出雲、豊後 土佐
M. 5	越中
M. 7	美濃、遠江
M. 10	伊勢
M. 11	豊前
M. 12	東京

表(6) <国別記載件数 (M. 7)>

国名	件数
美作	104
伊予	80
讃岐	49
{ 小豆島	{ 19
{ 塩飽諸島	{ 24
安芸	26
長門	4
周防	4
阿波	3
紀伊	3
播磨	2
美濃	1
遠江	1

※讃岐については小豆島、塩飽諸島を別枠で示した。

に、それぞれの地域の記載件数について、因に明治七年の帳面を例にして窺ってみると、表(6)に示したようになる。この表のみから見れば、美作、伊予、讃岐、安芸が頻度が高く、それ以外は非常に稀な事例ということになるが、各年の帳面全体を通して見ると、これら四つの国以外に播磨、阿波両国及び大阪（但し、これについては後述するように明治十三年に急増）が、比較的記載頻度の高いそれと言える。

では、近隣の諸国を含めて見た場合、地域的な分布状況と、その件数についてはどう窺われるだろうか。ここでは、明治二年及び十三年の一月（旧暦）の記事をとり上げることとし、その変化の様子を併せて見てみたい。表(7)に旧国・郡名に従って類別し、表示したように、

(イ) 明治二年、十三年両方に共通して見られる傾向として、近域の備中国、その中でも浅口郡内の比率が特に高く、続いて備前、備後の順になるが、備中、備前を併せた比率が七割から九割に達することから、概ね東へ広がっていると見える。

表(7) <地域分布の割合 (M. 2. 1月及びM.13. 1月)>

国・郡・ 都市名	比 率 (%)		国・郡・ 都市名	比 率 (%)	
	M. 2	M. 13		M. 2	M.13
備中	68.3(144)	50.3(100)	備後	5.3(12)	16.8(11)
浅口	39.5(53)	25.5(43)	芦田	0	—(1)
小田	7.2(19)	8.7(17)	神石	0	—(1)
賀陽	5.9(14)	2.8(3)	沼隈	0.9(5)	1.0(2)
川上	—(2)	—(1)	深津	1.1(3)	1.5(3)
窪屋	7.8(22)	3.4(10)	御調	2.7(3)	12.3(3)
後月	1.1(6)	4.5(12)	安那	—(1)	1.8(1)
下道	2.8(11)	2.9(6)	安芸	—	—
上房	—(3)	—(1)	美作	—	0
都宇	3.2(14)	2.1(6)	讃岐	1.1	0.6
阿賀	0	—(1)	伊予	—	0
備前	22.6(63)	24.8(106)	阿波	—	0
赤坂	—(4)	—(3)	播磨	0	—
磐梨	0	—(3)	周防	0	1.0
岡山城下	7.5(18)	4.0(17)	伯耆	0	—
邑久	0	2.1(6)	大阪	0.2	3.9
児島	10.7(23)	7.5(30)	紀伊	—	0
上道	0.9(8)	8.9(35)	近江	0	—
津高	—(1)	—(1)	不明	2.0	1.6
御野	2.2(9)	1.2(8)			
和気	0	—(3)			

※比率は、記載件数全体（1月中）に対するそれである。棒線は比率が低く数値化しなかったもの。括弧内は記載されている村の個数である。

表(8) <地域別記載件数順位>

順位	M. 2 (件数)	M.13 (件数)	順位	M. 2 (件数)	M. 13(件数)
1	岡山 126	尾道 101	6	中田 48	向島 37
2	玉島 68	岡山 52	7	天城 43	足守 29
3	黒崎 64	大阪 50	8	柏島 42	柏島 29
4	連島 61	高屋 42	9	船穂 40	黒崎 28
5	下津井 54	笠岡 39	10	大谷 39	玉島 27
			∴	∴	∴

(口) 明治二年との対比で、同十三年の傾向を窺うと、備中国内(特に浅口郡)の減少と備後国内(御調郡)、また大阪の増加があげられる。これは、表(8)に明らかかなように、尾道と大阪からの参拝者が、この頃には多数を占めていたことに起因するものである。こうした傾向を各年の帳面全体から見ると、尾道地域の場合は明治十年前後を境に、大阪は明治十三年に至って、グループでの教祖広前への参拝傾向が顕著に認められるようになる。その他に、年代の移行に伴う地域分布上の変化については、表(7)中に窺えるように上道郡(備前国)での著しい伸張もまた注目されるところである。

IV 記 載 人 物

一、佐方^(a) 午年男^(b)
餅上 家内安全^(c)

人物を表示する上で一応の基本となる項目としては、(a)地名(居住地)、(b)干支(生まれ年)、(c)性別があげられる。但し、それらだけをもって各人物が一樣に記されるわけではなく、講の成員や藩士の場合には、地名に続いて「く講」「く藩」と記され、同様に「出社」と記される場合もある。また、(b)干支、(c)性別は、省略されることもあり、一方で神号や一乃弟子を認められた人物については、その称号が記される場合がある。

他に、姓名や「く氏」と表現されたものや年齢、母、妻、夫婦……といった願主間の続柄が付記されることもある。

⑦ 一、砂崎金子明神礼参
M. 2
(4-1)

以下では、人物の表記に関わる、こうした記載内容から窺える点々について分析を試みることにする。

① 一、玉島五軒家一ノ出し
餅上 家内安全
M. 2
(4-1)

神号、一乃弟子、出社 これらの称号をもって記される人物は、当時の所謂篤信

② 一、小田村出社金子明神
M. 2
(5-2)

者を示すと言えよう。具体的な事例は⑦①の通りであるが、例えば神号取得者の場合、表(9)のような数々の神号が認められ(明治二年、以下同様)、とりわけ「金光」

や「金子」といった略称が多く用いられていることがわかる。そして表(10)に示した通り、その地域分布について窺うと、玉島や阿賀崎から上道郡に至る、大谷より東に位置する地域に取得者の多かったことがわかる。

さて、右に見た明治二年の場合、神号で記載されている事例は、延べ数^②で三八〇件（不明分を除く）を数える。同様に同年の帳面には一乃弟子が四〇二件、出社は二四三件を数えることができる。単純に対比はできないものの、これらを一打ちをもとにした明治二年全体の記載件数（一五、九九三件）との比率で見ると、それぞれ二・四％、二・五％、一・

表(10) <神号取得者の地域分布 (M. 2)>

国郡名	村または字	延べ数
備 中		282
浅 口 (196)	大 谷	6
	占 見	10
	西 六	3
	砂 崎	10
	安 倉	17
	大 島	6
	阿 賀	72
	玉 崎	54
	長 尾	4
	柏 島	6
	西阿知新田	1
小 田	田	7
小 田 (40)	小 今	1
	西 濱	13
	笠 岡	10
窪 屋	福 井	16
(5)		5
都 字	早 島	1
(1)		
賀 陽	総 社	4
(40)	庭 瀬	36
備 前		91
上 道 (15)	岡 山 城 下	76
	長 利	6
	四 御 神	1
	祇 祇 園	1
	今 在 家	7
備 後		5
御 調	尾 道	2
賀 茂	津 江	3
不 明		9
計		387

※ 括弧内の数字は、郡内の合計数

表(9) <神号の種類と記載された延べの件数 (M. 2)>

種 類	延べ数
金 光 大 神	1
金 光 大 明 神	26
金 光 大	1
金 光	41
金 光 大 向 明 神	1
金 光 向 明 神	2
金 光 向	3
金 子 大 明 神	24
金 子 大	6
金 子 明 神	38
金 子 明	1
金 子 神	2
金 子 子	146
金 子 宮 神	13
向 明 神	5
向 乃 神	8
向 乃 神	1
子 明 神	6
一 子 明 神	1
一 子 大 明 神	1
子 明 神	18
子 明 神	3
大 明 神	5
大 明 神	14
一 乃 弟 子 明 神	10
一 乃 出 明 神	2
一 乃 明 神	1
不 明	7
計	387

表(12) <初参拜年月日による対照>

直 信 名	初参年月日	有無
秋山 甲	M. 11. 9. 21	×
伍賀 慶春	M. 7. 9. 21	×
白神新一郎	M. 3. 1. 20	○
瀬戸 廉蔵	M. 8. 10. 8	×
利守千代吉	M. 12. 7. 15	×
難波 幸	M. 9. 7. 11	×
鳩谷 古市	M. 8. 10. 15	×
平野 登美	M. 12. 4. 28	×
福嶋儀兵衛	M. 2. 7. 1	×
山本定次郎	M. 9. 2. 9	×

※ 「有無」とは帳面上に認められる記載の有無である。

記事が認められず、佐藤と思しき人物の同帳での初見は、それより約一年後の明治十年旧一月一日(新二月十三日)の記事中である。表(12)は、同様にして、初参拜の時期についての伝えが月・日まで判明している人物に限定して、対照を試みた結果であるが、初代白神新一郎の場合に該当記事が認められるのみである。基本的に、願い事をもって教祖に届け出た願主は「広前歳書帳」に記されると考えられることからすれば、こうした齟齬が何によるものであるのかは、今後さらに究明すべき問題である。もとより、帳面の記事中に特定の人物を窺うことは、人物表記上の居住地や生まれ年から対照を施した結果であり、推定の域を出ないことを断っておくことがいるが、それはそうとして、「広前歳書帳」には右に例示した佐藤や白神のように、

表(11) <各称号の延べ数による対比>

種 別	M. 2	M. 4
神 号	380	22
一乃弟子	402	6
出 社	243	0

五名となる。^②
ところで、以上の称号に関して一つ補足しておきたいことがある。即ち、明治四年以降の「広前歳書帳」からは、神号その他の称号で記される場合が大きく減り(表(11)参照)、代わって「えん者」或いは「えん」との表現が、所謂篤信者を指すそれとして用いられるようになる点である。これは、明治三年九月に浅尾藩から下った、「出社神号」を差し止めるとの沙汰の影響からであろうと推察される。^③

直信 次に、直信と呼ばれる人々について、それぞれに伝わる初参拜年月日と「広前歳書帳」の記事との対照を試みておく。一例を佐藤範雄に求めてみると、明治九年旧一月十日(新二月四日)が、これまでに伝えられている初参拜の日となる。^④しかし、同日の「広前歳書帳」には該当する

表13 <片岡の参拝傾向 (M.10-旧)>

月・日	
	7・26
2・4	9・22
3・10	10・25
4・8	11・23
5・18	12・22
6・16	

可能になる。こうした点も含めた、
 わる特徴を最後に述べておく。

▼片岡次郎四郎

⑦ 一、上道才崎さん金光

家内安全 礼 子生

父身 巳年 ふく小人酉

M.13
(24-1)

▼高橋富枝

② 一、西六高橋亥年

礼

かいそ品々上 家内安全

M.13
(22-1)

▼瀬戸廉蔵

④ 一、入田村 戌年

家内安全 礼

せとれん

M.13
(84-2)

それと推定可能な人物が多く散見し、その人物が恒常的に参拝を重ねていることも
 知れる。片岡次郎四郎を一例にとってみると、表13に示した通り、月参りと思しき
 参拝傾向や、或いは九月祭り(九月二十一日)に併せて参拝している様子が窺え
 る。加えて、この表中に示したそれぞれの日の記事を追ってみると、片岡の参拝の
 際に実弟・片岡実三や、「覚帳」にも見られるように(二一—38)、近隣の竹原村、
 百枝月村の氏子達を帯同したグループでの参拝の様子などを知ること、ある程度
 人物対照上の詳細な分析は今後に譲ることとし、ここでは彼らの帳面への記載に関

事例②④は、いずれも明治十三年における記事であるが、これらからもわかる
 ように、彼らの場合、神号や篤信者を指すと考えられる「まん」との表現や、姓名
 の一部が併せて記されている。特に姓名の併記については、年代が下るに従って認
 められるようになるのであって、当初から「高橋」「せとれん」といった表現が見
 受けられるわけではない。^⑧即ち、事例②④に見られる姓名は、高橋、瀬戸という両
 人物を、篤信者に対して用いられる「まん」といった表現以上に、さらに特定化し
 区別する意味で書き込まれたものと考えられる。^⑨

講 講の成員が願主として記されている場合について、まず具体例をあげよう
 (次頁)。人数の記載は、それぞれの講員数を示すものと思われる。また事例②に「
 代参」とあるのは、講員全体の代表者のみが参拝してきている場合と考えられ、事
 例⑧では講員全員で参拝してきたのであろう九人分の干支が記されている。こうし

② 一、西原村 講演中

十三人 安全願
代参
M. 2 (12-2)

② 一、長尾

講演中
九人
寅年 巳年
巳年 辰年
巳年 酉年
巳年 酉年
巳年 酉年
M. 2 (14-1)

た講参拝に関する記事も同帳からは相当数認められ、しかも広範な地域に及んでいたことが知れる。表(14)は講の所在地につき、その地名の初見する年をもとにして年次に示したものである。明治二年にはほとんど大谷村近域の浅口郡小田郡内に限られていた講が、年代を重ねるに従い、東は児島郡、上道郡から美作へ、西は備後、安芸、遠く周防へ、そして南は四国へと伸び、その範囲が漸次広がっ

表(14) <講の所在地>

M. 2	M. 3	M. 4	M. 5	M. 7	M. 8
下竹(浅口)	本庄(浅口)	吉浦(浅口)	大谷(浅口)	大崎(児島)	林(児島)
西原(〃)	池迫(児島)	益坂(〃)	大占見(〃)	下(上道)	北方(上道)
長尾(〃)	庭瀬(賀陽)	八濱(児島)	田井(児島)		南方(〃)
安倉(〃)		興除(〃)	福富(御野)		砂場(〃)
矢柄(〃)		彦崎(〃)			竹原(〃)
矢掛(小田)		倉敷(窪屋)			竹田(御野)
追分(〃)		長利(上道)			窪木(賀陽)
園井(〃)		神下(〃)			坂根(和氣)
西濱(〃)		冲新田(〃)			
笠岡(〃)		牛窓(邑久)			
天城(児島)				福山[備後]	
久代(下道)				三原[〃]	
岡山城下			松永[備後]	弓削[美作]	
西大寺(上道)	村名[周防]		鞆津[〃]	小豆島[讃岐]	本郷[安芸]
	無記入				
M. 9	M. 10	M. 11	M. 12	M. 13	
出石(御野)	山手(窪屋)	福江(児島)	迫川(児島)	茶屋町(都宇)	※備前・備中国については、村または字名(郡名)それ以外については、村または字名[国名]で示した。
	海吉(上道)	米田(上道)	高屋(後月)	足守(賀陽)	
		倉富(〃)	政津(上道)	東平島(上道)	
		円山(〃)		長岡(〃)	
		福里(邑久)		兼基(〃)	
尾道[備後]				穴甘(〃)	
今津[〃]				下山田(邑久)	
松山[伊予]	海田市[安芸]	向島[備後]	荻路[備後]	桑[美作]	

⑦

表(15) <各講の記載件数と人数 (M. 8)>

所在地(郡・国)	件数	人数	竹原(上道)	1	8
下竹(浅口)	6	5	北 方(")	2	22
安倉(")	1	20	長 利(")	5	{100~105 64~70
長尾(")	1	8	南 方(")	2	11~23
西原(")	1	1	砂 場(")	1	12
園井(小田)	3	5~6	下 (")	1	/
追分(")	2	15	竹 田(御野)	3	19~23
池 追(児島)	7	{ 17~18 12	窪 木(賀陽)	1	3
大 崎(")	1	16	坂 根(和気)	1	14
林 (")	1	9	牛 窓(邑久)	1	12
天 城(")	1	15	弓 削[美作]	6	14~22
岡 山 城 下	4	6	福 山[備後]	1	7
			三 原["]	1	23

※1 所在地の示し方は表(14)と同様。

※2 5~6→参拝の度に人数に幅のある場合、下限~上限の数値を示した。

{ →同一地域の複数の講から参拝していると判断される場合、分けて示した。

/ →人数の表記がないもの。

ていることがわかる。また数の上では、やはり東域に集中している傾向が窺える。

次に、明治八年の帳面を例にとり上げ、講参拝の度数や、講の規模を窺う手がかりともなるそれぞれの講の人数について見ておこう(表(15))。ここに示した通り、この年の場合では講全体の四割に当たる十箇所の講が、二度以上の参拝を重ねており、多いものは五~七回の参拝に及んでいる。また講員数については、概ね二十人程度までの集まりをもって、一つの講が形成されていたようである。しかし、中に「長利」の講(高畑弥吉)のように百人を越える大規模なものも見受けられる。なお、これらの講のうちには、例えば児島地域における「一心講」(十七~十八人)、「願心講」(十二人)のように、その講名が記されているものもある。

階層 願主の身分階層については、農民・商人・漁民といった一般庶民層のみならず、藩士層にも広く及んで

一、岡山廣瀬町西岡屋
家内安全 卯ノ年男
子ノ年女 申ノ年男

M. 2(3-1)

⑧のような屋号が記されている場合、恐らくは商家を指していると判断できようし、また願い事の内容をもとに、「五穀成就」等とあれば農民、「商売繁昌」は商人、「海上

安全」は漁民といった判別が可能である。そして比率からすれば、農・商層が大多数を占めたであろうことが、当然、想像される。但し、同帳にあっては、願主の階層や職業が、記帳された内容からでは判別し得ない場合も数多くあって、全般的に各層の比率を把握するに十分な手がかりとはなり得ない。

一方、藩士層については、その記帳のされ方からして、判別が比較的容易である。地方藩士の入信は、これまでの伝承からも知られるところであるが、同帳には、⑦⑧のように藩名による記載事例が、明治二年以降、随所に認められる。

⑦ 一、岡山藩 申ノ年男

家内安全

M. 4
(5-2)

⑧ 一、庭瀬藩 鈴木 礼

家内安全

M. 4
(16-1)

⑨ 一、庭瀬御殿様

御武運長久
戊午

M. 2
(191-1)

特に庭瀬、足守及び岡山藩については、数人がグループで参拝している形跡がしばしば窺える。ここに、同帳の記載上に窺われる主な藩（県）名を列挙すると、以上の他に鶴田（現御津郡、建部町）、高梁、浅尾、岡田（現吉備郡、真備町）、鴨方、倉敷、新見、福山などがあげられ、備前、備中、備後、美作に点在する旧各藩から藩士の参拝のあったことが知れる。また、中には事例⑨のような藩主と思しき人物も散見する。もっとも、藩主当人が参拝していたのか、それとも代人の参拝による願い届けなのかについては、記事上のみからは判断できない。

男女比

次に願主の性別について、表記されている場合に限定して、男女の比率を推し量ってみよう。その際には、「男」「女」といった文字通りの表記の他に、「ふみ（夫）」「妻」「母」「悻（母）」「悻（兄弟）」「京代」等の表現も、性別を知る手がかりとなし得る。それらの表

記をもとに、明治二年一月の場合を例にして男女の比率を窺ってみると、表⑩の通り、女一に対して二・三と男の比率が高く、全体の七割程度を占めることになるが、およそこの比率が願主全体についてあてはまると考えられる。

教祖とその家族

最後に、教祖自身、或いはその家族が願主として記載される場合に

表⑩<男女比

(M. 2. 1月)>

性別	比率(A)	〃 (B)
男	70.2(%)	2.3
女	29.8	1

※ (A)は%、(B)は女性を1とした場合の男性比

⊗ 一、金光西之生

六才上 身

M.11
(11-1)

ついて、ふれておきたい。事例⊗は、願主が教祖自身であることを指している。^⑥こうした記事が、明治八年以降の各帳面の冒頭もしくは、その年の旧暦一月において、「身上」のことを祈願内容にして書き留められている。^⑦この他、明治十二年旧八月八日には事例⊗のような記事も認められる。これは、その日に下ったお知らせ、「……家内中病氣なようにしてやるぞ。……」（「覚帳」二三―九）との関係で記されたものと推測できる。^⑧

⊙ 一、金光 家内中札

M.12
(81-1)

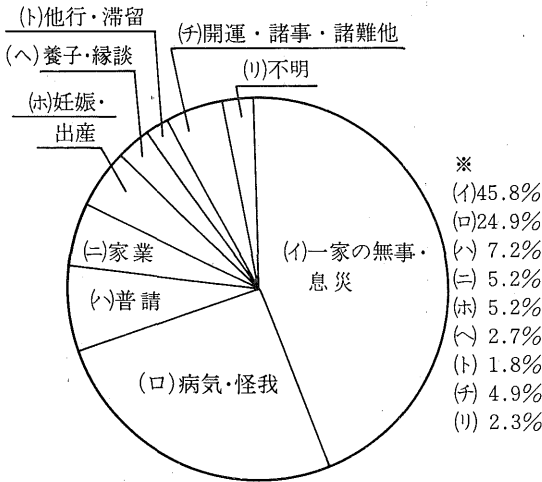
またとせについては、教祖と同様に、とせの生まれ変わりの神伝（「覚帳」二二―18）に関連する記事が見られ、その他の家族についても、萩雄の場合には、召喚を受けて玉島の「会議所、警察場、巡査所」へ出頭したこと（「覚帳」二二―3）に関わって、また宅吉は働きに出た松山の酒屋からの帰宅（同九―22）に関わって、さらにく、このについては、出産（同二〇―8）、眼病（同二四―19）に関わって、それぞれ関連記事が認められる。^⑨また、金吉の場合にも、「覚帳」の記事にそれが認められるように、しばしば参拝している様子が窺われる。^⑩

V 願い事、供え物、書付等の下付に関わって

(1) 願い事の内容

願主の祈願内容は、一面で、当時の生活習俗や世相を反映していると共に、他面で、当時の人々が、教祖広前を訪れることよって期待した、その靈験の中身が如何なるものであったかを反映するものでもある、とすることができよう。そこで、そうした願い事の概要を把握するため、さしあたり明治五年一月～三月の同帳の記事を例にして、便宜的な類別を試み、その内訳をグラフにして表示すると、図②の通りとなる。以下、それぞれの項目の内容について、同帳のその他の箇所をも適宜参考にしつつ、説明を加えていきたい。

図(2) <願い事に占める各項目の割合(M.5.1~3月)>



表(7) <病気の項目における諸表現 (M.5.1~3月を例に)>

種別	諸内容
部位	眼、耳、喉、頭、肩、手、指、胸、腰、腹、足、歯、身体
症状	痛み、腫れ、しびれ、つかえ、苦り
病状	癩、癩、虫、冷え、咳、たん、目まい、吹き物…
体質	虚弱
病名	風引き、疱瘡、中風、淋病…
一般表現	病気、大病、当病平癒
怪我	けが、打ち(身)

主要な入信動機に数えられるものでもある。それ故に、(イ)に次いで占める比率が高い。その表現は、表(7)に示したように、身体の一部や症状をもって記される場合

(イ) 「一家の無事・息災」……「家内安全」「内々安全」(うちうち)「身上安全」「安全」「身上」など。これらは、(ロ)以下にあげよう。事例が最も多い。特に願い事の内容に対して、家庭生活の万般にわたる平穩無事を希求する、ごく一般的な願い事であろう。そしてそれは、教祖広前が、当時既に、人々の重層的な信仰の状況下で、所謂靈驗あらたかな神仏参詣の對象の一つとして数えられ、幾多の参詣者を集めていたことの現われと考えられよう。

(ロ) 「病気・怪我」……「めあすみ」(め)「ひへ」(ひ)「風引」(腹にあり)「さら二あり」(当病平癒)「当平」(弱し)「よハし」など。病気は、いつの時代にあっても、人々にとって最も大きな苦難の一つであり、また

具体的な病名が記される場合、単に病気とのみ記される場合など、様々な仕方ではなされている。病気に関する願い事の内訳は、同じ明治五年一月〜三月を例にして見た場合、表(18)の通りとなる。また、同帳からは、その当時の流行病との関連も探り得、全国的に麻疹やコレラが流行した年には「もしあ」^(ほしむ)「これらノあレ」^(あむ)といった事例が顕著に窺われるようになる。

表(18) <病気関係の内訳 (M. 5. 1 ~ 3月)>

種 別	比率(%)
当病平癒	13.9
眼 腹 足	9.7
虚病冷出	8.9
弱気え物	7.5
き手	7.5
身 引	5.9
風 頭	5.1
腰	3.2
：	2.5
：	2.5
：	1.9
：	1.9
：	1.5
：	：

(ハ) 「普請」……「普請」「宅のへ」^(せ)「作地」^(せ)「むたまし」^(む)「屋敷立あへ」^(せ)「長つむ立」^(せ)「井戸入り」^(ほり)など。これらの中には、実際の建物の箇所(納屋・塀・壺・屋根・ひさし等)や、「北方」「辰巳方」といった建築の場所・方角、「二間半六間半」といった建物の大きさまで、具体的に記されている場合もある。なお、普請にまつわる多くの願い事が教祖広前に持ち込まれる背景には、やはり当時の方角日柄説遵守の生活習慣との結びつきが想像されるが、以上のような各様の所願内容に関わって、「断」^(ことわり)「ふれ(無礼)断」^(ことわり)といった願いが付記される場合が折々に認められ、その点が興味深い。

(ニ) 「家業(職業)」……「正むい(繁昌)」^(商売)「海上安全」「五穀(成就)」など。これらのうちの多くは、家業の繁栄と安泰を希求する一般的な祈願内容の事例で占められているが、中には、「酒造出きよし」^(しょうちゆ)「小ゆつくり」^(せり)「みかんうり」^(せり)「綿事」^(綿)「あみおろし」など、その内容が具体的に記された事例も、まま見受けられる。因に、そうした願い事から、家業が判別できる事例に限定し、それに基づいて、農・商・漁業の各比率を窺ってみると、明治五年一月〜三月を例にした場合、表(19)のようになり、漁業の比率が意外に高いことが注目される。

(ホ) 「妊娠・出産」……「よんまん」^(妊娠)「林月」^(産)「月のび」^(産)「さん」^(産)「さんこ」^(産後)「ちますくなし」^(乳少なし)

表(19) <家業関係の内訳 (M. 5. 1 ~ 3月)>

種 別	比率(%)
商	48.9
漁	38.2
農	12.9

表20 <妊娠・出産関係の内訳 (M.5.1~3月)>

種 別	比率(%)
妊 娠	27.7
出 産	44.0
産 後	10.2
その他	18.1
血の道 分 役 月 役	4.5
	6.8
	3.4

※ { → その他のうちの代表的なもの

(へ) る内容のものであると考えられよう。

「養子・縁談」……「用子くり合」^(養子) 「用子引請」^(養子) 「ゑん」^(縁) 「ゑん引請」^(縁) 「ゑんさんくり合」^(縁) 「ゑんせハ」^(縁世話) など。そ

表21 <縁談関係の内訳 (M.5.1~3月)>

種 別	比率(%)
縁 談	76.1
養 子	23.9

れぞれ養子・縁談に関わる諸般の事柄が祈願の対象となっていたことが推察され、時には離縁上の問題を願ひ出ている場合も窺える。養子・縁談それぞれについての願ひ事の比率は、表21の通りである。なお、これらの諸事例の中で特徴的なことは、普請の場合と同じく、「方角断、ゑん出」^(た) 「ゑんふれ断」といった内容の記事が見受けられることであり、縁組に際しても、やはり方角日柄に拘束されて判断せざるを得なかった当時の人々の様子が窺われる。

ど。出立に際しての行程や滞在先での無事を祈願しているものである。

(チ) 「開運・諸事・諸難・その他」……「かいうん」^(開運) 「出成」^(出世) 「長久」^(縁) 「くり合」^(縁) 「ほうこう無事」^(奉公) 「隠居」^(災難) 「才なん請」^(うご) 「失せもの」^(不幸せ) 「ふし合」^(不幸せ) など。(イ)の場合のように必ずしも一家全般の身上に関するとは言えず、どちらかとい

えば、個別的な願ひ事ではあるが、さりとて(ロ)にあげた項目にも属するとは言えない祈願内容を、この項目に一括したわけである。そうしたものは、例えば西南戦争の勃発した明治十年に、「千惣出夫事」といった願ひ事が持

「ちノ道」^(世) 「ちふん」^(世心) 「月役」など。もちろん当時も、これらは女性にとつての祈願内容の主要な位置を占めるものであったと考えられ、同様に「子なし」といった事例も、これに準ずるものと考えておいてよいだろう。表20は、妊娠中・出産時・産後・その他に分けて、それぞれの時期における願ひ出の多少について、その比率を求めたものである。そのうち、産後、その他については、その多くが肥立ちの上での変調を訴え

ち込まれるようになるなど、その時代の世相を反映した祈願内容を窺うこともでき、或いはまた、講の成立（講はじめ願）、出社の成立（人の願（お）ニき礼）を伝える事例など、布教研究上の観点から注目される内容も散見する。なお、(り)の項は、「料買」「出買」「上料」など、その意味が不明のものである。

○

さて、以上一通りにわたって、願い事の諸内容を概括的に説明してきたが、最後に、次に示す事例①②③のように、単に「礼」（礼参）とか「参」とか記されている事例について、付言しておきたい。

① 一、備後 今津 卯年 礼

M.13(15-1)

② 一、上道 福泊 小なみ 卯女

M.13(11-1)

大末年 ふみ 礼参
俣 亥年末女卯小人

③ 一、才崎村 亥年 参

M.13(11-1)

餅上 家内安全

した定例の参拜のことを指して「礼（参）」と、もしくは、敢えて「参」と記し用いられている、と推測されるのである。因に、明治二年一月の記事を例にして検討してみると、神号や一乃弟子を許されていた人物の参拜に対して、「礼」もしくは「参」と記されている事例が大層多いことが知れる。そして、もしそうであるとすれば、「礼」「参」の表現は、固定参拝層を推し量る上での大きな指標となし得るわけであるが、今後さらに検討を要すべき点ではある。

(2) 供え物の内容

参拝者の供え物については、概ね「……上」と記されている点から、それと知ることができる。表②は、明治二年九月中の記事を例にして、そこから窺われる供え物の内容を掲げたものであり、ゴシック体で示したものが主要な事例で

表② <供え物の一例 (M. 2. 9月)>

種 別	事 例
具体的物品	餅、綿、肴(魚)、柿、熨、酒、ロウソク、芋米、塩、砂糖、樽、手ぬぐい、傘、など
そ の 他	出来初穂、品(々)、御供、寄進、など

ある。この他に、同帳全体にわたって見られる主要な供え物としては、菓子、絵馬、提灯などがあげられる。

さて、以上示したような供え物に関わって特徴的なことをあげるとすれば、正月に餅を供えるといった習慣に代表されるような、諸行事と供え物との関連性であろう。例えば、表③に示した通り、五月五日の前後に集中して節句の日の供え物〔せくう上〕の見られることが、その顕著な事例である。また同様に、表④・⑤に示した通り、正月(一月)には餅が供え物の大半を占め、金光大神祭り(九月九・十日)や九月祭り(九月二十一・二日)には、出来初穂・餅・綿など、多くの供え物のあったことが窺える。特に二十一・二日は、たとえ、それが月々の縁日の場合であっても、やはり出来初穂や餅をもって供え物が多くなされている傾向が窺える。その他、毎月の十五・六日についても比較的供え物の件数の多い様子が認められ、旧暦八月から九月には、各地の氏神祭りに併せて、供え物が奉獻されていることも推察される。^④

なお、「さいせん上」〔^(賽銭)寄進〕といった事例からすれば、金銭による供え物もあったと考えられ、或いはまた「御供」といった事例の中にも、金銭によるそれが含まれているものと考えられるが、その額を推し量り得るような記述は、何ら認められないことを付記しておく。

(3) 書付・守札・洗米の下付

ところで、本節の最後に、個々の願主の祈願内容に併せて、次のように記された事例が認められる点にふれておきたい。まず、事例⑦(一四五頁)には「付」という字が記されている。このような記入がはじめて認められるのは明治七年(旧一月一日)で、以降十三年に至るまで随時同様の記入例が散見する。^⑤ 初見が明治七年という点からして、これは「天

表㉓ <供え物の事例と延べ数 (M. 2. 5月)>

事例 \ 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
出来初穂 せく(々) 餅 御 酒 供 肴 手 ぬぐい 提ウソ の 灯 ソ の ク 他	1	1	1	1 8 1 1	9 14 3	4	1 1	1	1	1	1	2	5	3
計	1	1	1	12	26	7	2	1	1	2	3	2	7	4

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
10	9	3	8	5	2	3	19	10	7	3	4	3	3	3	123
1	2				1		1	1			1		1		24
2					1	2			1						9
	1					1					1				9
			1												6
				1											4
			1												2
				1						1					3
	1	1						1							2
									2						2
											2				9
13	13	4	10	5	4	6	23	12	10	4	8	3	4	4	193

表㉔ <供え物の事例と延べ数 (M. 7. 旧1月)>

事例 \ 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
餅 御 出来初穂 せく(々) 酒 馬 絵 の 他	18 2	17	22	14	4 2	2	10	3	1	4	10 2	1		
		1 1						2	2 1		1			
	1		3			2	1	1	2		1			
計	21	19	25	14	6	4	11	6	6	4	14	1	0	0

(以下、次頁へ続く)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
6	4 3 2	2	3 1 1	2 1		1 1	6 1 1	3 1	1	1		1	1	4	137 13 12 5 2 14
7	9	2	6	3	0	2	9	4	2	1	1	1	1	4	183

表(25) <供え物の事例と延べ数 (M.13.旧9月)>

事例	日														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
餅 綿 出来初穂 品(々) 寄進 菓柿 子 肴酒 ウソク その他	1	1	1			1	3	1	11 3	4 2		5 1	1	1 1	2
計	6	2	2	0	1	6	4	3	20	12	2	7	1	3	9

1 2 3 1	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計	
2	1 3	1		17 10 4 1	20 15 6 1	2 1	1			1	3	1		60 50 21 7 7 6 5 5 4 4 35	
7	2	5	2	1	39	50	4	3	2	2	2	3	4	0	204

表(26) <書付・守札の配布率
(M.11.旧9月)>

種別	件数(件)	比率(%)
書付	14	1.9
守札	19	2.6

「地書付」のことを指すものと思われ、その下付を意味する記事と言える。
一方、事例⑤には「守」とあり、これについては或る例外を除き、明治十一年の帳面にのみ幾箇所も認められる。その点からみて、これは、参拝者に配布された「守札」を指すものと考えられる。「覚帳」によれば、川手与次郎らによって調べられた守札が、同年旧八月十八日に広前に出され、紙札が上道郡兼基村の氏子を(旧八月二十二日)、木札が同じく西大寺村の氏子を(旧八月二十四日)その始めとして配布されることになったものの(二二一九)、旧十一月十七日に下った「一つ、木札、守り出すな。……」(二二一三四)との神伝により、結果的にその配布が禁止されるに至ったことが知れ、事実、その期間においてしか、⑤の事例は認められない。

さて、表(26)は、明治十一年旧九月中の期間を対象にして、書付・守札それぞれが下付された割合(件数)を、その間の記載件数との対比で示したものである。これからすると、書付・守札の下付については、そう広い範囲に及ぶものではなかったと考えられる。但し、下付する都度、必ず記帳されたとは思われず、それに、たとえ件数としては一件でも、例えば講の成員分として一度に十四枚、家族分を含めて三枚といった具合に配布されていた様子も窺え、実際に下付された数量は、件数の比率をもっと上まわる、と考えられる。

また、「覚書」(二七一)、「覚帳」(二二一)の記事からは、洗米(供米)の紙(御神米の用紙)を「さらに買い改め」(明治二年)ていることが窺えるが、事例④に見える「久米ろく願(供米六)」といった記事から知られるように、一度に何枚もの数が下げられた様子が察せられ、紙の調達が時々必

⑦ 一、邑久郡福里村 妹
辰年女
付 病札 家内安全
M.11(64-2)

⑧ 一、同 巳年男 三十四
守 正方 家内安全
M.11(63-1)

①、足守松浦申年大参

同ふま礼

久米

ろく願 卯年 ふま 家内中

M.10(14-2)

要とされたことが領けるのである。ところで、洗米については、宅吉の手控えによって当時の一年間の下付の枚数が下表の通り明らかにされており、その数値からして、願主全般に下げられたものとして解されてきていた^⑤。先にふれた年間の記載件数と

年次	枚数
M.12	15,911
M.13	14,222
M.14	17,437

対比してみると、概ねその数と合致しており、改めてそのことが裏付けられると言える^⑥。

VI その他の主な記載内容について

ここでは、V節までに盛り込み得なかった、その他の主な記載内容を、まとめてとりあげておきたい。

(イ) 天候・気候、歳時・歳事に関する記事

同帳には、日付の書き込みの下に、天候や気候、それに節季や地域の歳事に関する書き込みのなされている場合が、しばしば見受けられる。事例⑦は、明治十年旧五月十七日(新六月二十七日)の記事の冒頭部分であるが、そこには、大

二十七日

谷中田うへすみ

十七日

小うるい

M.10(38-2)

谷一帯の田植えが終ったこと、その日、小雨の降ったこと、が書き込まれている。こうした、日付に関するメモ風の書き込み

⑧、……………

一、……………

は、明治四年の帳面から漸次認められ、同五年三月からは頻繁

に窺えるようになる。表⑧は、明治十年一月の記事を基に、そうした書き込みの部分抽出したものであるが、(a)項から知れるように、その内容は天候・気候に関するものがほとんどであり、それも雨・風のあった時、所謂悪天候について主に記録していることが特徴的である。天候や気候のこと以外には、例えば、「^(土)とよう入り」「^(土)田植いふし」「^(土)氏神まつり」等、この地方の歳時・歳事について記される場合が散見する。

(ロ) 身辺の出来事の略記

ところで、表(ロ)に示した明治十年一月中の記事には、天候に関することの他に、(b)項に示したような、その日の教祖身辺に起きた出来事が特に記されている場合がある。因に、「覚帳」の同年同月の記述に照らしみると、この時、玉島・鴨方から邏卒が訪れ、その後には召喚を受けて金光菽雄が出頭した折には、「人を拜むことすな、説論でよし」との指示を受け、その翌日からは「説論だけいた」したという一連の出来事が窺えるが〔覚帳〕二一―1―4、そう

した背景の中での出来事が表中(b)の如く、簡略に書き留められているわけである。その他にも、「覚帳」の記述と照合し得るような、教祖の身辺の出来事に関するメモ風の書き込みが、幾つか認められる。^④

(ハ) お知らせ・理解に関する記事

表(ロ) <抽出記事一覧 (M.10.旧1月)>

日付 (旧)	(a) 記事内容	(b)
1・1	風寒し、増し	
1・3		警察御出
1・6	雨降り	六根一巻上げ
1・7	夜まで風吹き 夜まで風吹き、寒し	
1・8	風なき、ぬくし	説論だけ致し
1・9		御願ひ届け致し
1・10	ぬくし	
1・11	大ぬくし	
1・12	雨降り	
1・14	寒し	
1・15	大寒し、風吹き	
1・18	夜より早々雪降り 四つまで降り四寸も積み	
1・19		今日より説論だけ 願ひ届けやめ
1・20	夜雨風、明け西風に也	
1・21	天氣に也、西風吹き	

※事例は全て解読文で示した。

同帳に見うけられる書き込みには、お知らせ・理解に関するものもある。とはいえ、それは特例的と言ってよく、年一十数例程度に留まり、時期的には、明治九年以降に事例数が増加している。事例③は、「覚帳」明治十一年旧十一

十七日 末へ十八

③ 一、今日御四らせ札ヲ

たすな 小氏がが

たすからん

M.11(84-1)

月十七日の記述「一つ、木札、守り出すな。小の、こまい氏が助からん。…(中略) : 此方には拜まいでもかまわん。守り札出さん。書付だけ出せい」(「覚帳」二二丁34) に対応するものであり、先にもふれた守札禁止の指示内容が略記されている。

ところで、右の例は、教祖自身の受けたお知らせが記されたものであるが、そればかりでなく、個々の願主に対して向けられた裁伝や理解に関する簡略な書き込みも見うけられる。以下に幾つか、その例を示して書き込みの内容を窺っておこう。

④ 一、成羽新町 子年

普請願

三度かハリ
御四らせ 夫迷也

M. 9 (20-1)

⑤ 一、矢部村松 子生

てアつい御利の位あり

末為

M.10(68-1)

⑥ 一、玉嶋杉や亀八子

おかけノたつね
えなし申

M.12(1-2)

⑦ 一、こゑや間屋て次寅生女

りあいアリ四ツ九ツ迄 病氣願

此度全快せねむあトノ氏子も
まいるな 十五日 礼参願

M.12(2-1)

⑧ 一、作劬久米北条郡 代二人

中井手村 石原茂平

上
正方さしつ願 利あへいとし
申年 男 三十一才

M.11(19-1)

⑨ 一、本濱 巳年女ちく

つね
仰道り二つね礼

M.11(32-2)

⑩ 一、益益坂 子年身上

妻 戌年 願

四国四十二日もとり 十五日が
ちのへむ三日のび もとればしれ

M. 9 (40-1)

⑪ 一、福田新田氏子

せつわいとしヲキ

あき
たつね方

M.10(42-1)

⑫ 一、奥ノ酒屋 腹ニあり

母参えなし 大病也

源日仰道りニ御かけ

うけ御礼

M.12(54-1)

事例④⑤⑥では、それぞれ「普請の願いに際して、三度その場所を変更しているが」神に対する無礼になっている」「(病気の願いに対し)四ツか九ツまでに全快しない時は、その他の氏子達も参つて来なくてよい」「四国から四十二日で戻る。十五日に戻らなければ、それより三日延びる。戻ればわかることである」といった、具体的な内容が知れ、当時の氏子達に向けられていた裁伝の様子が窺えて興味深い。事例④⑤⑥では、ただ単に、商法や日柄方位に関して裁伝があったり、理解がなされたりした情況が窺えるに留まる。また、事例⑦⑧のように、おかげ成就の結果の記され方によって、その前提に裁伝や理解のあったことが推察されるものもある。

(二)「取次」「て次」「てつき」^③、その他

個々の願主に関わる内容として、その他にも特徴的な記載が見られる。まず目にとまるのは、事例⑩⑪に示したような「取次」「て次」(或いは「てつき」^③)という記載である。同帳全体にわたって、月に数例程度の割合で、こうした記載が認められる。それぞれの表現にどういう使い分けがあったのか定かではないが、いずれも、参拝の導きをした

①、中原村 辰年

家内安全
一、同取次御之郡濱 奥山清三郎
本家北方ノ方下おろし 寅
M.10(10-2)

②

一、早嶋米や 巳年参
家内安全 礼
一、同て次倉敷 辰年女
当平
M.10(38-2)

人物と導かれた人物の関係を示す言葉であると思われる。それは、例えば「岡山新一^(うし)て次ト申」「今ハ大阪ニ而おかけうけ」とか、「林ノてつき」^③「林ニ而おかけ請」

とかの記載事例が散見し、前後の記載内容から察して、それぞれが白神新一郎と金光梅次郎を指していることの知れる記事が認められるところからである。(事例⑩⑪の場合は、前に記されている人物が導いた側、それに続けて記されている人物が導かれた側であると思われる)

また、同様な表記の仕方で、事例⑫のように「こと付」と記されている場合も認められる。この場合は、その次に記された人物(実際には参拝してきていない)の願い事を、前に記された人物が言付かって参拝してきていることを示すも

一、同浦崎一ノ出し参

未女 西妹

㊦

一、同こと付 酉年 四十五女
家内安全

家内安全

M. 2 (10-2)

一、上道冲新 未年

㊧

普請 礼家内安全

M. 7 (11-2)

のであると解し得る。

次に、今一つ目にとまるのは、記帳される願主の下に事例㊦のように、○印の付されている場合が、明治七年以降十三年に至る期間に認められることである。[㊦]

しかし、この丸印が何を指すのかは、まだ解明ができていない。

その他にも、広前を訪れる願主に関わって、例えば、傘を貸したこと、車で参つて来たことなどの書き込みがなされている例も、まま見受けられることを付記しておく。

△結びにかえて▽

以上「広前歳書帳」に記載された内容について諸分析を試みてきた。最後に、ここまでの分析を通して、〈序〉で述べた「教祖広前の実態の究明」という側面についてどういった手がかりが得られることになったのか、それを整理しておくことで、結びにかえたい。

〈布教の分布様態〉……まず第一には、当時教祖広前を訪れた人々の地域的範囲について、大きな手がかりが得られることになったと言える。同帳によれば、その範囲は、備中を中心として、備前・備後という順に分布域が集中しており、ほぼ、その三国に亘る域内からの参拝者が大半を占めていたと言ってよい。次いで、山陽道筋を西へ安芸、東へ美作・播磨・摂津、それに海路を隔てた四国の伊予・讃岐・阿波からの参拝者数が多く、ひとまず以上の範囲が当時の教祖広前の主な布教圏であったと推定し得よう。分布域の傾向からすると、東に伸張していることが特徴的と言え、そのことは、背景にあったその地方の布教者の活動、特に白神新一郎の大阪での布教活動を彷彿させてもくれる。また、以上

の分布様態や傾向は、神号取得者や講を対象に見た場合にも、概ね同様なことが認められるのである。

〈参拝者の様態〉……第二には、当時教祖広前に訪れた人々（参拝者）のことについて、様々な手がかりが得られることになったと言える。その当時の日々の参拝者数や人物について、従来以上に、より具体的な推定が可能となった。各年月日毎の平均記帳件数の割出しを通して、それを目安に布教情勢の推移を詳しく知り得ようし、また、正月や、九月祭りなどの特定の縁日には、参拝者数も供え物の数も増し、その時には広前が平生にまして活況を呈したのであるということも窺い得た。身分階層についても、農、商、漁の各層に加えて藩士層にも広く及んでいたことが改めて確認できた。参拝者の性別・年齢層、それに神号・一乃弟子取得者などの篤信者層についても、幾分明らかになったし、更に、本稿ではなし得なかったが、固定参拝者層の割出し（複数回数の参拝者につき、一定時期・同一地域などを拠所として、ある程度の特定が可能である）を通して、信者の実数の、より厳密な推定も、今後は時間をかけて行っていかねばならないことである。

〈願い事の内容、及び広前での布教活動の実態〉……そして第三には、願い事の内容をはじめ、当時の広前での布教の様子を知る上に、多くの手がかりが得られた。教祖の許へ持ち込まれた願い事のうち、その半数近くは「家内安全」など、所謂日々の生活の平穩無事を願うそれであり、この点は当時の人々にとつての神仏一般に向けられた願い事の内容と大差のないものである。一方、個別的な願い事としては、まず病気があげられ、次いで、普請、家業、妊娠・出産に関わる内容のものがあげられる。これらの願い事に関する種類やその比率については、今後、他の神仏信仰におけるそれとの比較、或いは時代的な比較検討によって、漸次、教祖広前における特徴を明らかにしていく必要がある。また、参拝者が奉献した供え物の内容から、当時の神前の様子が、より具体的に察せられることにもなった。

そして、そうした参拝者に対してなされた理解や説諭に関する簡略な書き込み、書付や守札の下付を示す書き込み、新・旧・末曆三様の日付の記入、それに天候や歳時・歳事、時には、その日の特別な出来事に関するメモ風の書き込み等が、願主の記帳と併せて折々になされていること、こうした点からは、当時の広前での布教活動の実情を、より詳しく

く押し量り得るわけであり、それらが、「覚書」「覚帳」に記述された内容についての理解を助け、もしくは、その記述の背景の事情を知る上に、この上なく貴重な傍証となり得ることを、ここに改めて記しおいて、本稿を終えたい。

(前教学研究助手)

注

① 『金光教教典』所収「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」を、以下同様に略記して示した。なお、教典からの引用に際しては、章、節番号のみを略号で示し、項番号は省略した。

② 「覚帳」の該当箇所には、「……広前歳書すること、おとめになり。……」とある(一五―五)。また明治二年にも「……歳書帳の紙、さらに買い改め申し候。……」との記載が両書共に認められる(「覚書」一七一、「覚帳」一三―一)。

③ 教祖が「御祈念帳」という名称を用いた形跡は認められない。また、現在確認できる直信達の祈念帳には次のような例があり、当時統一された呼称はなかったようである。

▼三宅小一郎

庚 明治三年五月 吉日
氏子 御祈願人名

▼秋山米造

明治十二年 大元社 生神金光大神
奉 願 上 諸 疫 善 開 歳 名 記
納 願 主 願 主 本 間 金光大神
卯 旧 二月五日

この他、「大阪諸国願主日下恵帳」(白神新一郎、明治十三年)、「御奉願」(中野米次郎、明治十五年)等があり、また同一人物の帳面であっても、後に名称を変更しているものも多い。

なお、現存する最も古いものと考えられる高橋富枝(元治元年から、斎藤重右衛門(慶応元年から)の帳面については、その名称(表紙)が記されていない(奉修所資料二―四「天瀬教会関係資料」、布教史資料・大阪三〇、平安一、笠岡三、同二、六条院一参照)。

④ 金光大神関係資料七一五「教祖様御真筆集(其二)」参照。
⑤ 一例をあげれば、明治十四年初参拝と伝えられる近藤藤守が参拝し、信者からことづかった「書き付け」を教祖に差し出した時の伝えに、

「私は字を知らないから読み損なうので、それはそちらで読んでくれ。私は書くから」と金光様が言われたので……

との一節がある(傍点筆者、『金光教教典』理解Ⅱ近藤藤守⑥)。ここに「私は書くから」とあるのは、教祖の「広前歳書帳」への記載のことを言っていると想定できよう。

⑥ 形態は半紙二つ折、横帳で、大きさは概ね縦十四センチ、横

三十七・五センチである。なお、明治四年の帳面中、四月十一日以降分については、縦約十五センチ、横約三十五センチとなる。また明治五年の帳面については、横が一センチほど短い。別冊の丁数は合計十八丁である。形態は「広前歳書帳」と同様、大きさは各綴りそれぞれに異なっている。表紙の付されているものもあり、上に一例を示す。その中には教祖による加筆の形跡(参拝の日付など)も認められる。

明治九年 安藝国 廣嶋県
 氏子 参詣
 子二月 安藝郡海田市

いるものもあり、上に一例を示す。その中には教祖による加筆の形跡(参拝の日付など)も認められる。

⑧ 但し、例外として、明治二年の帳面には、冒頭以外に一か所(これについては後述する)、また明治四年の帳面にも、冒頭以外に三か所、そうした年次についての記載が認められる。このことは、それらの場合にあつては、当初それぞれの箇所から別綴りになっていた可能性を窺わせる。また、明治三年から同五年の帳面の冒頭に見られる年次記載については、筆跡からして、教祖以外の人物によってなされていると思われる。以上のことは、後になってから、帳面を整理する目的で、誰かによって帳面の各年毎の綴り直しや、年次記載の書き加えがなされた可能性を示すものである。

⑨ これは、明治六年旧十二月十日に下った、三様の暦のつけ分けに関する神伝(「覚書」二一―27、「覚帳」一七―32)にもとづくもので、上から新・旧・末暦の順で各日付が打たれている。なお、このうち末暦については、記帳上省略される場合が多い。

⑩ 帳面の第二丁から一六五丁までで、その年の元日から大晦日までの全ての月日に亘る記帳が一通りし終えられているのに対して、第一六六丁から一九二丁(最終丁)まででは、その年の一月から十二月までのうちの、五十九日分にあたる記帳が断続的になされている。

⑪ なお、明治五年の「広前歳書帳」の最後には次のようにある。

明治五年十二月二日切
 (より)
 三日正月一日也村役方ふれ
 (事取丸) (沙汰)
 一月一日と申事さき さごにき (後略)

M. 5 (118-2)

⑫ 全体的な書きぶりも判断の要素になるうが、例えば、生まれ年の「子」或いは「年」等の文字の書き様に、それぞれ特徴があるといったことにも、書体の相違が窺える。

⑬ (b)(c)の書体が認められる事例といつても、一日分の記事全てをそれが占めるというわけでは必ずしもなく、一日のうちで、教祖の筆跡と、(b)及び(c)両者の筆跡が併せて認められる場合の方が、むしろ多い。

⑭ そうした日は比較的参拝者の多い日であると考えられる。即ち表(2)に示した、世話方の記帳した各日は、比較的記載件数(詳しくは後述する)の多い日となっている。因に、その割合を示せば、次の通りである。

明治二年(別帳を含む)……………六十四日中五十一日(80%)
 同 三年……………二十七日中十一日(41%)
 同 四年……………二十三日中二十日(87%)

※1…世話方が記帳に關与している年間の日数

※2…そのうち、一日の記載件数が、一日平均記載件数を上回る日数

⑮ この点に關して次のような伝えがある。

「其頃の世話係保平、受けひきは此人よかりき。藤井氏父(注一 駒次郎)も出て居たり。祝ひ節旬日には、二人帳付(けり)つき居たり。」(資料金光大神言行録三卷一六四四、藤井恒治郎参照)。このことからすれば、(c)の事例は藤井駒次郎と推定される。

⑯ 明治四年及び五年の帳面中、同じ九月二十二日の記載の最後に「合(あ)々百四十二人」「百七拾四人願」とそれぞれあり、その数値が各日の記載分の一打ちの合計数に一致する。

⑰ 但し、これについては、以下のような統計上の処理を施している。(f)虫喰い欠損或いは付け落ちのため、本来なら当然記されているはずの一打ちが欠落していると判断される場合は、それを数に加えた。(g)逆に中途で記帳が終えられていたり、不要な位置に一打ちが記されていると判断されるもの、また記事そのものを消去してあると見做されるものについては数を除外した。もちろん、そうした事例は全体からすればごく例外的に見受けられるにすぎない。

⑱ 「覚書」「覚帳」の明治四年四月中の記述からは、「出社中組み合うて押し掛けに行った」というような悪評が流れ、そうした噂に關わって浅尾藩庁の取り調べがあったこと、そして「まいり人も少なし」といった情況に陥ったことなどが窺える

〔覚書〕一九一七、〔覚帳〕一五一一〜四参照。

⑲ この他、月、日による記載件数の数値の多少は、月の一日、十五日、二十八日の「月の三日」といった一般的神参りの風潮また農繁期、農閑期や、三月三日、五月五日等の節句など、年中行事とも関係があるようである。

⑳ 地名の表記には、国、郡、村或いは字があるが、「広前歳書帳」の場合、大谷村を中心とした近域では国、郡名が適宜省略され、安芸、美作、伯耆、或いは四国等、遠域を示す時には「(しゅう)国(か)」と、その国名から記される傾向にある。また、ごく近隣については、「向(むかひ)」(藤井家)、「うへ(うしろ)」(吉川家)、「後(うしろ)」(大橋家)といった表現も用いられている。

㉑ 但し、地名の分析には、近隣に同一地名が存在するとか、また当て字がまま用いられるところから、それが特定できがたいといった問題がある。

㉒ 明治二年(二月)の場合、郡内約六十か村中のほとんどの村が含まれていることも、それを示している。

㉓ 例えば同一地域の願主がひとまとまりに記されている事例を、明治十三年の旧一月分であげれば、尾道の場合八日に五十九人、十八日に二十二二人、二十一日に十三人、大阪の場合は二十四日に五十人といったグループでの参拜の様子が窺える。

㉔ 別帳も含め、記事上に認められる事例を全て加算した総件数である。(以下本文中に「延べ数」とある場合も同様)

㉕ このうち、出社の記載事例には、神号、一乃弟子と重複して

記されている場合が多数ある。従って、その点を考慮すれば、神号取得者と一乃弟子取得者の比率を併せた四・九多⁹が、それらの取得者の実質的な比率と言え⁹る。

また関連して、次のような事例も併せ、紹介しておく。

- ⑤ 一、田村氏 巳年 礼 神号
四十九
M. 2 (79-2)
- ⑥ 一、同津川氏 丑年男
礼
M. 3 (29-1)

- ⑦ 一、同才崎さん下¹
西年参
M. 9 (1-1)
- ⑧ 一、福泊さん午年
女
M. 9 (28-2)

- ⑨ 一、同桶屋丁明神 長代礼
家内安全
M. 3 (26-2)

神号ふく共 家内安全 (下葉の氏子)

即ち事例⑤⑥には、「拍手」^(下葉の氏子)、「下¹」といった神号、一乃弟子に類する呼称の付された人物が窺えること、或いは事例⑦⑧からは神号を授与されたことが記事の内容から読み取れることである。また事例⑨では、へその人物に「手みくじ」¹が下がるようになったことに対するお礼¹との意味内容が窺える。但し、こうした事例はいずれも特例であって、各帳面全体を通しても各々十例に満たないこともあり、今回の分析においては表の数値や比率に反映し得ていないことを断っておかねばならない。

⑩ 『金光大神』別冊注釈篇「出社神号差止」の項(一六一頁)参照。

また、これより先、明治元年九月には、「新の氏子には神号

とめ」⁹との神伝(覚書「一六一」)が下っている。

- ⑪ 佐藤範雄『信仰回顧六十五年』上巻 三頁参照。
- ⑫ その記事は次の通り。
- ⑬ その記事は次の通り。

- ⑭ 上¹と両大工
一、高や 辰年
家内安全
M.10(7-2)
- ⑮ 一、岡上仁王町備中屋
新二郎 寅年 一ノ弟子 礼
未年 五十六
家内安全 廿四才
M. 3 (14-2)

⑯ 注⑬に示した佐藤の事例の場合、「高や」(現井原市高屋町)という地名が記されているものの、右横に「上¹と両(上御領)大工」と記されており、「辰年」との生まれ年も佐藤に一致する、といったことから推定を施している。

⑰ むしろ一般的には、⑱の事例のように居住地や生まれ年に加えて、「さん」との表現が付される場合の方が多いと言える。

⑲ 他の事例で言えば、久戸瀬伊勢五郎の場合、「道木さん」¹、「道木さん辰年」といった表記であったものが、「道木さんいせ辰年」(傍点筆者)という記し方に変わり、同様にして国枝三五郎の場合は「三」と、斎藤宗次郎の場合は「惣」という表現が付加されている。

⑳ とはいえ、必ずしも「い藩」との表現で記されるわけではないため、それが藩を指しているのか、或いは単なる地名を指すのみなのか判断としない場合もあり、藩士であることが確実に区別し得るとはいうわけではない。また磨藩置県(明治四年)以降については、変わらずに「い藩」と記される場合の他、「い

旧藩」という表現や、或いは「藩」を「〱県」との表現に改めた場合も認められる。

㉔ 例えば庭瀬藩の場合、鈴木伝右衛門、板野兵左衛門、弓場平兵衛、内山新兵衛らが伴って参拜している様子が見られ、また彼らに神号が授与されたことも「弓場金子大明神」「内山金子」「北保田金光大明神」(保田健助)といった記事から確認できる。こうしたことは、藩士の入信に関わって、これまで言われてきた内容(『金光大神』縮刷版一六六―一七二頁参照)を裏付けるものと言える。

㉕ 事例㉔に掲げた人物は、庭瀬藩主板倉勝弘を指していると思

㉖ 一、蒔田御殿様
御武運長久 M. 2 (6-1)
事例㉖は蒔田廣孝(浅尾藩主)と考えられる。因に庭瀬藩主

㉗ 一、足守上木下辰年 M. 5 (66-1)
四十一才身上安全
の場合を例にとると(明治二年、一月九日、三月二十一日、五月十日……といった日

に記載が認められ、「東京詰中安全」「道中安全」といった願い事も見られる。

また事例㉘は、世話方による記載であり、事例㉙(教祖による記載)に比べて丁寧な表現がとられていると言える。但し、先にも若干ふれたように、教祖による記載も含め、藩士に対してはその姓(名)まで記されたり、或いは「〱氏」との表現が

用いられる傾向にあることが特徴である(事例㉑㉒㉓参照)。

㉑ 一、鴨方藩清水庄二 戊年 M. 3 (48-1)
酉年 三人家内中 巳年 三十年役事 M. 3 (46-2)

㉒ 一、足守藩河原氏 普請作地 家内安全 M. 3 (46-1)

㉓ (〆りのうまれ) 「西之生六才」とあるのは、明治六年(酉年)旧二月十五日に下った「……金光、生まれ変わり。……」(「覚帳」一七―四、

「覚書」二一―四)との神伝を受けて以降の教祖自身の生まれ年の干支及び年齢である。

㉔ 明治八年は旧一月一日、同九年は旧一月十三日に記されており、また同十年の場合は「金光五才」とのみあり、同年以降は各帳面の冒頭に記帳されている。「身上」との祈願内容は教祖の健康状態とも関係があるうか。

㉕ さらに、もう一例、次のような事例が認められるが(明治十二年)、その意味する内容については定かでない。

金光
一、東の名や下むね上 礼 M. 12 (110-1)
此方の事

㉖ 該当する事例を次に示しておく。

▼とせ
一子大 寅ノ女二才
まゝん

▼萩雄

一、金光正西生 玉島出
(山カ)

▼宅吉
一、金光 寅年 礼
松山よりき宅

M.12 (4-2)

M.10 (13-1)

M.9 (17-1)

▼くら

一、金光 正才 倉ん さん 礼
五つ頭ニ生女子

▼この
一、うへ末為心 め

M.9 (97-2)

M.13(114-1)

なお、こうした事例は、稀に見られるのみで、帳面全体を通して一々二例程度である。但し、くらの場合、連島へ開墾に出向いた年(明治十二年)には七事例を数え、帳面全体で十例と若干多い。

④⑩ 明治五年以降の帳面については、四々十四例(年間)の範囲で継続的に認められる(平均十例程度)。但し「覚帳」に参拝の記録があつても「広前歳書帳」に対応する記載の認められない場合や、その逆の場合もある。

④① 麻疹は明治七年、コレラは明治十二年の帳面に見られ、全国的な流行の年と合致する(富士川游『日本疾病史』、朝倉・稲村編『明治世相編年辞典』参照)。なお、コレラは明治十年にも流行したが、同年の帳面には関係する事例は少ない。

④② 一例を示せば、次の通り。明治五年一々三月を例にした場合、一、同 辰年男 普請関係中の約八割に、そう

宅のへふれ断 安全

M.5 (83-1)

した記事が認められる。

④③ また、同様に「正がこふ」(小學校)「地縣」(龜巻)「官院」(官田)「ちん台」といった用語、或いは「あらわ出」(唐)「泰まん出」(無事)「夫事長久」など、他にも「長仙」(朝鮮)「支那」といった諸外国の名称が願い事の記事中に見られることも世相の反映であろう。

④④ 神号や一乃弟子を許されていた人物の記載件数のうちの五〇%以上に、「礼」もしくは「参」の記入が認められる。

④⑤ 他の年についてもあたってみると、表中に示したような供え物の他に、「ちまき上」という事例も散見する。また所謂五節句のうち、「せくう上」が認められる傾向は、三月三日については同様に顕著であるが、七月七日はその限りでない。さらに一月七日、九月九日については、次に本文で述べる正月の期間、金光大神祭りに、それぞれ重なる。

④⑥ 多くは「まつり上」とのみ記されているが「氏神祭品上」という記述例もあることから、願い主が、そのまつりに際して何かの供え物を奉献した、という意味の記事であると考えられる。「付三下」(三下)「付さしむけ」(三下)「付八枚」など、表現は様々で、また願主による下付の申し出もあつたらしく、「付願」といった事例も見られる。

④⑦ 明治七年の帳面の旧九月五日までの部分にも、やはり「守」と記された事例が幾つも認められる。但し、その年の帳面を検討してみると、その場合の「守」とは、旧九月六日以降「付」と記入されているものと同一の内容を指していると判断できる。そのことからして、明治七年当初にあつては、「天地書付」が

「守」と記されたものと考えられる。

④9 「広前歳書帳」の記事からすると、「守」と付記された兼基村の氏子の記事が認められるのは、旧八月二十一日であり、同様に西大寺村の氏子の場合、旧八月二十三日というように、一日の違いが認められる。

⑥0 その事例をいくつかあげておく。

一、同 卯年男 同正方

内ノソン
のい
うん
付
メ四枚
M.11
(64-2)

一、同 八人家内中

守 三枚 安全
M.11
(66-1)

一、同 講連中十四干^(野カ)

守 十四枚

M.11
(69-2)

⑥1 『金光大神』(縮刷版)三一六〜三一七頁。

⑥2 但し、洗米(供米)の下付について、実際に帳面上に記されている事例は、多くても年間十数例に留まる。つまり、「広前歳書帳」に洗米下付のことがわざわざ記される場合は、むしろ特例的なケースであったと言える。

⑥3 好天の記事も、悪天候の回復を示すこととして記されていると考えられる。その他、天候に関わっては、「大ふり^降」「小ふり^降」「勇立」といった降雨の程度、「三度」といった回数、「大水」といった災害の状況が記されたり、また、「夜」「八ツ^ツ」など、その時刻が記される場合があったりする。

⑥4 この点について、筆者は、昭和六十年度の研究報告における

別冊として、「『お知らせ事覚帳』『教祖御祈念帳』対照資料集」を作成しているので、それを参照されたい。

⑥5 事例⑤については、その三日後の記載に、「一、益坂子年礼 四国下神」とあることから、本文に示したような意味のお知らせであったと推測できる。

⑥6 例外的な明治四年の一例を含めて、計百十六例が教えられ、うち明治七年が五十五例と最も多く、以降は各年二十例前後に減っている。

〔資料〕 金光大神事蹟集 (四)

(凡例は第二四号
一四五?一四六頁参照)

佐藤範雄 明治四十三年四月三十日 大倉教会所に於て高橋正雄
が聴取

三八七 (事五八四 言一一四六)

或人相見、玉島の入口迄帰りて人に向い、

「今日、私は不思議な相をした人を見た。一里許り西に、今一步進めば皇帝の相になるが、人間では見た事もない人である。」

と話したる事あり。それを聞きたる人、
「何処にて見たるか。」

を問いたるに、

「こゝ言う藪の所で。」

と答う。

「それは大谷の金神様で、生神生神と言われて居る人じゃ。」

と話したれば、其人相見、

「それで、私の見る目も大そう違わぬわい。」

と書いて去りたり、と言う。

三八八 (事五八五 言一一四七)

断髪令出ずると共に散髪せられ、初めは白服に黒羽織なりしも、
後には浅黄又は黒紋付を召されたり。初めは剃刀をあてられず、

著髻せられたりと言うも、教監(佐藤)の拝顔せられたる頃には

(明治八年?) 清らかに剃り遊ばされ、折目正しく、襟正しく、
汚れたるものは一切用い給わず。白髪一筋なく、晩年には少しく
薄気味なりしもさしたる事なく、顔色つやつやしく、風呂には極
めて稀に入られたるも垢少しもなく、眉甚だ長く、ふっさらとし
たる御人相なりき。

お広前に御座す時は、団扇、扇など凡て用いず、火鉢も置かれ
ず、端然として正座し、両手を袖内にし、衣を握りおられて、少
しも乱さるる事なかりき。現に教監の拝顔せられしお羽織の如き
も、両袖内色褪せ居れり。

三八九 (事五八六 言一一四九)

御裁伝と御理解とは、只、神前に向いつつ仰せらると、人
に向いつつ仰せらるとの差あるのみ。教祖常に曰く、

「神前に向うて拜まんでも、取次が聞いておけば、それでよい
のじゃけれども、皆んなが得心せんからのう。」

とて六根清浄の被と、大被二巻を上げ居られたるが、後にはそれ
も止められたり。

御裁伝は何時も内容異り、終りたる後にて、
「今日も異うた御教があったのう。」

と仰せられ居たり。

三九〇 (事五八七 言一一五一)

生神と仰せられたるより、御家の人までも、死せられずと信じられ居たり。されど、教監自身は御帰幽の後を氣遣いて、神訓を伝うる工夫をなし、御帰幽の際も、御屍をも見ず。

「おかくれ遊ばされて、これで此お道も盛んになりますわい。」と申したり。

明治四十三年四月二十九日 芸備教会に於て高橋正雄が聴取

三九一 (事五八九 言一一四八)

始め教監より歌など交えて、

「道はかくなるものと思ひますが。」

とて、書き記したるものを差出されたるも、教祖は其中一字一句も取り給わず。凡て御口ずから伝え給ひ、明治十四、五、六年に亘りて、教監、筆記せられたるもの。

三九二 (事五九〇 言一一五三)

教監、教祖に向ひ、

「尊い御道で御座りますが、此儘ではお後へ何も残りませぬぞ。世間には後で宗派争など出来まして、喧嘩の種となるものであ

りますが、何かお定めになりませぬと、そう言う事にならぬとも限りませぬ。」

と申上げられしに、

「此方は、人が助かりさえすればそれでよい。」と宣う。

「助からぬことになります。」

と申上げられたることありしが、それより教祖の神も其事に留意せらるるようなれり。

高橋正雄が聴取 (年月日不詳)

三九三 (事五九一 言一一二八)

提灯の焼けたときの話、「手を合して見て居れ」とあり。

三九四 (事五九二 言一一三〇)

金光大権現は笠岡と同時に文久年中下れり。

三九五 (事五九三 言一一三六)

出社は皆金光様と言えり。

三九六 (事五九四 言一一三八)

生神と自ら仰せられしか。十六年一月一日管長(金光)等(教雄)に、「わしを生神と言うからは身を隠さねばならぬ。」

などの教ありしか。

三九七 (事五九五 言一一四二)

教祖大病にて、もう家へは使わぬから、とて許されて全快せられたり。

三九八 (事五九六 言一一四三)

或時、耶蘇教の者四神様の許に來りて、

「神様は如何なる方でありますか。分れば信心するが、分らぬから。」

と申し來りしに、四神様

「へい、私も知らんのじゃが、親父が三十何年拜んだものじゃ。

どう言う方とも申して居りませぬ。色が白いやら黒いやら、ひげがあるやらないやらちつとも分りませぬ。」

と言われたれば、感心して帰たりと。

「天地の大理」(抜)

明治三十八年七月刊

三九九 (事九四四)

明治五年制度の变革あり、教祖は神主たる資格を失われたりしを以て、警吏來りて教祖の教導を禁ず。然れども教祖を慕いて参り來るもの益々多く、警吏の教祖に迫ること益々急なり。教祖乃

ち曰わるる様、「我集むるにあらず、彼等來るなり。卿等請う、

門を戒めて彼等を來らしむ勿れ」と。警吏乃ち如何ともする能わずして止む。此の改革と同時に、神職僧侶たるものは皆教導職となりて神仏に仕うる道は開かれたり。此の時我教祖にも試験の上

教導職にならせらるる様切にすすめ参らせしかど、教祖は、

「吾は天地の大真理は伝うれども人の書きし物の講義は致さぬ。」とて断じて試験を受けられざりき。(一七―一八頁)

「記念説教十題」(抜)

明治四十年七月述 昭和八年十月刊

四〇〇 (事九四五)

ある時我教祖の神の所へ京家の武士という者が二人訪ねて來て無理難題を吹きかけた事があります。所が教祖の神が頓とそれに応じなさらないので、武士は白刃を抜いて教祖に迫りました。教祖の神は自若として更に動じ給わず、不埒千万にも彼等は今にも斬らんばかりに息巻きました。其所へ、今年亡くなられましたが、本部より二里西方の西六条院教会の高橋藤吉という柔道の先生と、矢張教祖の神の在した大谷で擊剣と柔術との先生をしていた今一人と、此の二人がヒョイと参り合せました。見ると二人の悪党らが刀を抜いて教祖を脅して居る。教祖は自若としてござる。そこで高橋先生が、

「お前等は何をして居る。人を斬るといふものは左様な手振り

で斬れるものではない。」

と窘められまして、一言二言問答の末、其の刀を鞘に納めようとした。が、どうした事が納らない。教祖の神は、此の時、許してやっけて下さいませと神様にお詫びを申し上げられた。途端に鞘に刀が納った。此の時教祖の神が自若として顔貌動ずる色も在さざりしは何故か。

「彼等は無理を言うて来た。それには応ずる訳にゆかぬ。その為に斬ろうと言う。若し其の刀で斬られて吾身が死するならば、此方（金光大神）は、此の世に於て神様の御用済と心得て居った。」

との仰せでありました。これ精神修養の極致、信心修行の極致と申すべきであります。（一四〇～一四一頁）

四〇一（事九四六）

我が教祖は専念神の御前の人となられまして、二十有五年の間葉屋の下六畳御一室の御結界内に於て御修行を成就致されましたのである。茲に教祖の御修行を二十有五年間と称するは安政六年十月二十一日森厳なる御立教の神依しによりて御家業を廢せられて全く神の御前の人とならせられたる御年より申上ぐるので、教祖御信仰の基源は嘉永三年に発して、御立教の動機は安政二年であるから、教祖三十有余年の御修行とも御開道とも申上げるのであります。（一五三～一五四頁）

四〇二（事九四七）

教祖二十有五年の間門外一步も出で給わず、御心行御開道なされたと伝えられてあるが、文久二年七月二十一日備中矢掛の智教院の山伏の伯父と言う者が、教祖の御許に來り此の方の配下にならねば人を拜むことを差止めると強迫し横暴の言動をなして帰りましたので、其の夜笠岡の信者齋藤又三郎氏の所に神の御差し向けて御出になりしと、又神の御差図ありて山神様を御召連になり、深夜大谷横池奥の山に行き御修行を遊ばされた事がありました。又神の御差図により益坂の御親類に行かれましたが、此れも神より御試しの御心行でありました。其れから浅尾藩主時田家に御年始に一度参上せられたことがあります。其の時に御召になりました御籠がありました。斯くて教祖は道を弘める為め或は病者祈念の為めなどにては家を出でゆかぬという教風をお立てなされたのである。（一五四～一五五頁）

四〇三（事九四八）

我が教祖の神は更に断食の行であるとして断食を為された御事はない。けれども朝は鶏の声を聞くと共に起きさせ給い、お手水を済ませらるると直ぐ朝の御祈念をお勤め遊ばさる。其の未だ終らせられざる頃より早や多くの信者が広前に参つて居ります。未だ夜も明けやらぬに御燈明の下に御祈念を始めさせられる。甲が帰らぬうちに早や乙が來り、乙帰らぬうちに丙が來るという有様で、かく多くの人が集つて來ますれば、未だ朝餉をとって居ら

ぬとも仰せられず。来る者を次へ次へと取次がれ、一々御帳面にお書きとめになって神様に申し上げられ、御裁伝を受けさせられて懇々と御理解を賜る。こういう次第で遂に日は暮れても未だ信者は帰らない。晩の御燈明を奉られて後までも御祈念遊ばされて御在した。普通の人は早や床にも就いて寝る頃となつて、漸く朝餉屋餉夕餉の三度一度にお食事遊ばされる。寝に就かせられる頃おいは申す迄もなく夜更けである。

斯くの如くして幾年を続けられたるか、今それを数うることは出来ない。誰もこれを断食の御行をなされたと伝えた者はないけれども、斯くの如く殆ど断食と申してよい御有様で何年も何年も続かせられ、真の御安眠も僅に三時間内外に過ぎぬ御状態であつた。そこで或時大神様から教祖に教があつて、以後は朝勤に出る時必ず食事をして出でよと仰せられた。これは金光大神と御神号を賜われた御時以来の事でありまして、その後は朝餉だけは為されて御勤めなされた。けれども昼の御飯は飛んで夜に至りました。斯くの如く二十有五年御勤め遊ばされまして、人が困難とする食事の行を自然に御修行なされましたが、皆心行の中にあるが故に不食の行を為されたとは申上げないのである。毎日朝より晩まで人の絶え間なく参詣人があるに、途中にて御小用に御立ちなされた事を誰もお見受けした者もなし、範雄も前後八か年間に一度も拝した事がない。(一六〇〜一六三頁)

四〇四 (事九四九)

我が教祖の神は水行をなされたということは伝つておらねども、寒中単衣一枚を召されて参詣人の無き間深夜に戸外の縁板の上に端座して御心行なされたが、誰一人として教祖が深夜寒行をなされておると思う者もなければ、此の御心行は一時に水を浴びるより寒中深夜に及んで薄衣で居る方が体には寒さを感じる訳である。幾時間も水に這入つた如き修行を幾年遊ばされたことか。今それを数え奉ることが出来ない。

又夏の夜に蚊帳を吊らずに修行をするという事も能く行われることとありますが、我が本部のあたりは実に甚い蚊の発生する地でありますが、多くの人の参り止んだ夜更けて後、一日の願事の中重き願の者あらば、更に大神に争でか助け給えと御祈念を長々となされるのが常でありまして、その御祈念のまま夜半に至り、其の儘其所に寝ませられて夜を明かし給いし御事も幾歳ありしか。吾れ今窺い知ることは出来ない。されど我が教祖の神は徹夜蚊帳を吊らずして夏の御修行を遊ばされたが、其の時には蚊は刺さなんだと西六金照明神より承り居るが、夏の夜の御修行とは世には伝わらないが、眼に見え耳に聞え人の言葉に語り出でられずして、自然のままの心行を致されるのが其のお立て方であつた。

それ故範雄は前に言える如く八か年の間、教祖の神の御前に何時参りましたも、前々の御事は拝承して居れど、明治九年より十六年御隠れになるまでの教祖の神の遊ばされたる御修行の御事を語れよと求められまして、唯厳然とお座り遊ばされて、如何なる夏の暑さにも参拝口の外は、其れ其れ襖、障子、格子戸など閉

られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒さにも火鉢に手を暖め給うたこともなく、六畳の御結界の内に於て端座遊ばされてあつたと言う以外何事も申上げることが出来ませぬが、教祖は始めから天地の大祖神から生神となされて大教を御神伝ありしかの如く思いたらんには大間違である。教祖は幾年間、幾度も天地の神より御試練を御受けなされた。其の一例を挙げれば、或夜更けて御広前の外庭に出て西東と駈けられと神の御差図があつて、子供の鬼ごっこをする様なことを続けさせられる。もう止めよと御差図がありてお止めになりた事がある。此れは真の一例であつて、種々なる神の御試練は数うる事が出来ない程であつたと承つて居る。(一六三〜一六六頁)

四〇五 (事九五〇)

或時山伏が三人来て教祖に對い難題を吹きかけ悪口難言の末、理不尽にも神前の御供物を始め種々な物から、広前に引廻らしてある御幕に至るまで残らず奪ひ去つたことがあります。其れを教祖は御座のまま御覽じて更に動き給わず、なぜ取るかとも仰せられなんだ。此の時は如何なる御神意であつたか、神の御前の洗ひ替である。彼等悪党は供物を奪ひて満足す。信者は御靈験を受けて悦ぶとの誠に平かなる御心で在したのである。山伏等が帰つた後に尾道の信者高橋喜平と言う者が参拝し神前が寂しくなつて居る状を拝し、教祖の御神意を伺いて帰り新に御幕を作りて奉りましたので五日と経たぬ内に広前の裝飾は以前よりも賑わしくなつ

た。従来円の金の字の御神紋でありましたが、此の時から今の半八行の御神紋となりました。之等を以ても教祖の御心行の程が窺い奉られます。(一七二〜一七二頁)

四〇六 (事九五二)

十六年の春かたより屢々教えらるるに、

「今の世の習は、人死すれば死穢というて神に不淨除けとて神棚の前に白紙を張るが、神の氏子が死んだのに、神の前をよけて何うするか。死んだ者はそれまでとしても、後に遺れる者は神を拝まずには居られまい。病人があつたら不淨中であるというて神を頼み拝まぬか。それでは其の人は助かるまい。」と諭された。又、

「此方(教祖)死なば此の神の前に於て葬式をせよ。」と屢々御理解せられた。故に教祖の御葬儀の発棺の式は向つて広前の左方に御靈柩を据え奉りて行われました。又葬式に用うる提灯は何れでも白張であるが、

「此方死したる時は白張の提灯は使うなよ、御神燈を立てて葬りをせよ。」

と屢々仰せられました。御葬儀とは申しながら、教祖の神にあらせられては愈々無形の神となり人を守るべき御門出の祭である。故に教祖の神の御葬式には御神燈を下ろして御葬祭を申上げたのであります。(一三〇〜一三一頁)

「説教十座」(抜) (第六版より収録)
 明治四十年十月刊

四〇七 (事九五二)

我金光教祖の神が道を伝え給いしは、山にも登り給わず、川をも涉り給わず、安政六年十月二十一日御立教以来二十有四か年の間長き星霜を一室の内に静座して出給わず、斯くの如くしてこの御立教以前三か年間は隠れた御修行あり。この隠れたる御修行と申すは所謂身信心の御時代で、表向きに人を助けらるると言うにはあらねど、神徳を蒙らんとて日夜男女老若参来るもの引も切らずという有様なり。斯かる中に教祖は一心に期したる心行をなされたる後、神の命によりてこの教を立て給うたのである。(二二六～二二七頁)

「信念修養講話」(抜)

明治四十五年五月刊

四〇八 (事九五三)

教祖の神様より拍手神門の氏子と仰せられた人々は、拍手二つ宛打つ事を許された人で、拍手も中々やかましきものでありました。(一六頁)

四〇九 (事九五五)

岡山で今年五十五歳午の年の男で、明治六年十五歳で岡山のある呉服店へ奉公いたしました。其主人は教祖の神の御時代からの信者で、明治になるならんの頃には頗る貧窮で土地を運げ出さねばならぬ様になり、本部へ参拝して其由教祖に申し上げますと、教祖は其日の御献備を其のまま御下げ遊ばされた。後で聞いて見ますと金六十五匁ありましたとの事である。(三三三～三四頁)

「神がたり」(抜)

大正五年八月十日刊『金光教徒』第一三〇号

四一〇 (事九五六)

教祖の神はかくして実に限りなき神徳を、貴賤上下の分ちなく一切の者にお授け下されしが、而も少しも恩をさせられるという事がなかった。御神徳は教祖に比すべきほどの方が他にもあったが、其方はまた恩をさせるという事も随分あった。此点が教祖と異って今日となった所以で、教祖の御前に於て、恩をさせた話などすると、或はそういう心が見えても御機嫌の悪かったものである。

四一一 (事九五七)

教祖は言を仰せられるにも常に小音で、内のお話から(話か)外から聞かれぬほどであった。併し御裁伝となつてお声も高く被は澄み渡りたるお声であった。

「信心してまめで家業を務めよ君の為なり国の為なり」

(抜)

大正十年十一月一日刊『金光教徒』第三一七号

四二二 (事九五八)

神様はあまり高い所におられると思うてはならぬ、我が信じ奉る天地金乃神は人間を離れてはない。我れ五尺なれば五尺に、一丈なれば一丈に添い下され、御めぐみ御守り下される。教祖御在世中に、

「あまり神棚を高い所に祀るな。子供でも行って神酒の頂げる所に祀れ。」
と教られた。

「金光教祖と初代白神」(抜)

大正十二年九月刊

四一三 (事九五九)

本年四月大祭の時にも申し述べた通り、今はこれを「しらかみ」と呼ぶけれど岡山にては本姓は「しらが」と呼び来ったのである。それを教祖の神或時に、

「今は神号を授ける時でなき故に、白神(しらが)は白神(しらかみ)と心得、其の儘それが神号であるぞ。」

と仰せられたのである。(五二頁)

「教祖四十年祭を迎えたる余の回顧の一端」(抜)

大正十二年十二月刊

四一四 (事九六〇)

或る日、教祖生神の御理解に、

「此の村の者が四国巡拝をして土佐へ廻って行き、或る家に宿借りて納め札を出した所、備中大谷と書いてあったので、其の家の亭主が『あなた生神金光様のお村でありますか。』と問うので、『そうであります。』と答えたら、直ぐ近所の者達を呼びに廻り、『生神様のお村の方がお泊りじゃ。皆々参って来い』とふれ出したので、生神のお咄が承りたいと多くの人が集って来たが、さて何を咄そうにも常に碌に信心はせず、お道の事は聞いて居らぬから、何も有り難い事は口に出ぬ、此の位赤面した事はなかったと、帰って此方に詫び参りをした者があった。」との事を承りし事があるが、此れは「燈台下暗し」との諺の通りである。「近い火で手をあぶる」と言う事も有る。これは近い火で手をあぶり外したのである。(三三三〜三四頁)

四一五 (事九六一)

明くれば明治十六年で、此の年は本教に取って重大なる年であった。教祖も道の行く末の事に就て何くれと御神意を使わせ給う

た。心ある信者も亦大いに物考をした年であった。時は六月九日夕の御礼御祈念の時、

「明日は大谷へ参詣を致したいと思ひます。」
と伺うと、

「明日は参るな。白神、近藤が参ってくる。」
との御教であつた。

「それでは初めて参りますのでありますから何か食事の用意をして待ちましようか。」
と伺うと、

「何も御馳走はいらぬ。有りあわせでよい。」

との事で、其の御教のまま何の用意もせず待つて居ると、翌十日午後五時半頃に、此所より西方十五丁ばかりの所、重屋という宿屋から使が手紙を持って来た。見ると白神、近藤両氏の名で「御在宅に居られますか、居られますなら参ります。」と言うのであつたから、

「お待ち申して居ります。直ぐお出で下され。」
と返事をする、七時前に御両人が見えて、その咄に、

「今日は御道の事で篤と御相談申さねばならぬ事があつて、金光大神様に伺いましたら、御領へ参れと御許しになつたので参りました。」

との事で、

「夫れでは夕食を頂きつつお咄する事に致しましょう。実は昨夕御出の御教があつたので、何か用意をと思ひましたが、神様

の御許しがないので、目刺が一串ありますから。」

とて是れを各々に火であぶつて着にして、御神酒の直会を頂く事になりました。当日は一夫が生まれまして十日目であつたが、其の妻子の居る四畳の控の室に招じて、御両人の来意を承る事にした。

其の要旨は、吾人は神道大阪分局の所属説教所という名義で立つて居るので、亀田加豆美という巡教師が毎々説教して呉れて居るのであるが、斯の道の事は能く分らぬからとて、大阪分局から権大講義吉本清逸、武津八千穂、中講義亀田加豆美と言う三人が来月八日出立して一応備中へ下り、金光大神に面会(あう)て直々何ういふ教か能く聞きたいと言うので、其の打合の爲め二人は急に参つたのであると言う。それで、亀田氏は美濃国国幣中社南宮神社は金山彦命であるから、其の御分霊を勧請して祀れば筋立つた道になると頻りに勧めるのであるが、三人が下つて来たら万事引受けて談して呉れとの事であつて、是れが第一の要件で、次は将来上に道を貫き一教派となして生神様への御礼を申上げる大方針を協議したのである。これから三人はお道の兄弟として尽すという事になり、それからそれへと咄し続けて断れる間なく、なんで洋燈の光りがないかと気が付いた時には、全く夜が明けて居つたのであつた。

兩人は其れから重屋に帰つた。此の時、近藤兄が、四里余の笠岡より、車代五厘の値ぎり引きで車夫が応じないから、皆歩行したので、白神兄は脚気で非常に困難したとの事であつたが、今思えば面白い語草である。又供して来た人は虎谷吉兵衛、大場吉太

郎、道願ぬいの三人であったと聞いたが、何れも宿に残り居て、吾が所には参らなかつた。

かくて両氏は余と面会の次第を生神様に申上げて大阪へ帰つた。余も其の十二日に参詣して事の次第を申上げた所、教祖は、「上下揃うた。」とて甚く御悦びであった。茲に於て本教者の忘れてはならぬ事がある。それは其の以前から教祖に御道を貫ぬき立てる事を願ひ出た信者が段々あったのであるが、更に御許しにならず、上下揃う時をお待ちになつて居られたことである。上下の三人（実は四人、其れは西六金照明神が余の後に控えて居られたのである）が兄弟となつて道に尽しますと申上げたので、時節が来たとの御神意でお悦びになつたのである。此の上下揃うという御神慮の程は説明も出来ない尊い有り難い事である。斯くて予定の通り七月九日大阪より白神、近藤三氏と亀田、吉本との四人連れて参る。武津氏（武津八千穂氏は余と同年で現に牧岡官幣大社の官司である）は差支えて来らず。愈々亀田、吉本両氏をお広前に案内した所、先ず亀田氏より教祖の御前にて美濃国南宮神社御分霊の事を申上げたが、更にお受けがない。教祖は、

「何かの事は御領の氏子から聞いて下され。」

（御領の氏子とは余の事）と仰せられる。皆々宿（後の吉備乃家）に帰つたが、亀田、吉本両氏は、

「議論の外じゃ、大神徳じゃあ。」

と敬服の表情であつた。余との談合の事は茲には省くが、白神、近藤両氏も、余程心配して居つた事が済み、殊に亀田、吉本の両

人が生神の大神徳に敬服したので互に悦びつつ帰阪した。前に述べた通り吾々は全く生神様の結ばせ給うた御神縁の兄弟である。繰返すが、其の後或る時金光菟雄様のお咄にも、

「これまで段々お道の世話をさせとか、取立てますとか申出た者があつても、上下揃わねばならぬとて一つもお許がなかつたが、今回は神様も御悦びであります。」

と仰せられた事があつた。明治十五年余が沼名前神社の官司吉岡徳明氏を訪れ、一派独立の相談をした事を申上げた時の御返事の御態度も茲に判明した訳である。（四七〜五四頁）

四一六（事九六二）

斯くて夜となく昼となく参り伺う度に、御裁伝あり、御理解ありしが、或時今までになき御裁伝があつたので、教祖は、

「もう御領には變つた教はなからうと思つていたが、又ありましたなあ。」

と甚く感ぜられたことがあつた。返す返すも此の一事を以ても、教祖の神が如何に天地の祖神の御神意の随であつたかを窺うに足るのであろう。又或る時の御裁伝に、

「書物を読むのなら此れで一段落という事があるが、此方の道は天地の事を咄すのであるから、此処が読切ということは天地のあらん限りはない。」

と伝えられ、斯ういう次第で際はつかぬ。或る時、

「神様の教を此の上書いたら何れ程あるで御座いましょうか。」

と伺うと、

「百か条から上であらう。」

と宣うた。明治十六年の夏或日、

「御裁伝は此方一代限りぞ。」

との御神命もあつたが、已に神誠神訓は承り、殊に九月八日の御理解には本教に取って最も大切な御教があつた。(五五―五六頁)

「教祖様の実意」(抜)

昭和四年八月二日刊『金光教徒』第六七四号

四一七 (事九六三)

我が教祖未だ農業をなされてあつた時、或年豊作であつたので、定米より余分の石数を地主の処に持って参られた。地主の曰うには、

「これは定米より余分にありますが、何うしたことですか。」
と。教祖は、

「今年は豊作でありましたので、また出来ない年には充分納められない年もあらうかと思つて参りました。」
とのことで、地主も其の御心に大層感激したと言つてあります。

「二十二日は日本祭」(抜)

昭和七年五月二十日刊『金光教徒』第八二〇号

四一八 (事九七三)

教祖御時代には正、五、九月の二十二日、二十三日、二十四日は御ひれい高く、その二十二日は日本祭として各信者の家に御紋のついた提灯を掲げることが御希望なされていた。

「教祖立教と制度の沿革史要」(抜) (奉75より収録)

昭和七年九月刊

四一九 (事九七四)

教祖は曩に岡山県令より信仰の徒に教を説くを許されしも、奉教主神の御神号に就て種々の御差支もあらせられて、御神床に向いて右方に白川資訓の筆になれる天照皇太神の幅を懸け、左方に素盞鳴神社と記したる三尺位の山神様御筆の木札を立てられてあり。教祖に其の御事の由を御伺い申し上げしに、

「斯うせねば表向が立たぬからと言つのである。」

と宣う。一時斯の如き御神前の形式を拜したるも、教祖御信仰の御本体の上には些かの御変りのありしには非なるなり。(二五頁)

「記念の神語り」(抜)

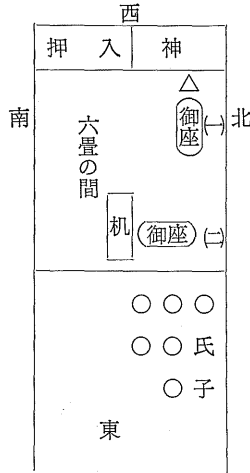
昭和八年十二月述 昭和三十八年刊

四二〇 (事九七五)

教祖様の氏子に御裁伝が下る時の御言葉御態度は平常と違ひますか。

先生――

それは違う。第一、御座からして違う。略図を示せば、



教祖は常に(二)の図の御座に在りし御祈念帳に氏子が願う年がきをなされ、(一)の図の御座に進み神前に向わせられて、氏子の願いを御取次御祈念なされてから御裁伝はあるので、御裁伝がすみて後(二)図のごとく南向きに御机に對せられて御理解を賜わる。

信者は東から西へ向って拜しておるのである。後には御机の御座のまま神前に御伺いになつて御祈念なされた。(二九〜三〇頁)

四二一 (事九七六)

御裁伝は簡單であるから初信の者には悟りかねる事が多いので、御裁伝にありし事の御神意はかくかくぞ、又人の御蔭を受けた実

例などを神語り御聞かせになるのを御理解と申すのである。

今は御祈念申し上げても御裁伝はない。これは「御裁伝は此方一代限りぞ」と、おおせられたので、教祖以後は、われわれ始め無いが、西六ではその後もあった。(三〇〜三一頁)

四二二 (事九七八)

山神様の御顔を今少し頬が御張り気味になつて正神様の眉毛をつけたら教祖の御顔ができる。

教祖様の御髪は少し薄く在ししが、御額より御髪を真後に御櫛目正しくして御白髪は御見受け申さず。そうして御血色赤らみ、御皺はなく瑞々しく光つて在した。かくて御身長も山神様位に拜された。(四〇〜四一頁)

四二三 (言三九三五)

さてわれわれも、大阪の信者も御写真を撮る事と絵を画く事とを願うたのであったが、教祖には、

「顔貌(かおかたち)に眼がつくようでは真の信心は出来ぬぞ」と宣いて御許しがなかつたのである。(四一頁)

四二四 (事九七九)

教祖には、元治元年より四か年の間、神の御知らせで蚊帳をつらせられなかつた。又同じ年より明治六年まで十年間お風呂に入る事を神様より御止めになつて召されなんだ。(四六頁)

四二五 (言三九三七)

教祖が山に行かれて躑躅(つつじ)を刈りた跡を裸足で御歩行になって、山神様に、

「これを見よ、足に何の創もない」

とて御示しになった事があると承っておる。(四九頁)

四二六 (事九八〇)

又、今の講究所の上の石槌山の上へ、山神様と吉備乃家のお倉夫人とを伴なわれおいでになった事があつたとて、或年の春に山神様、お倉夫人と余も行って記念じやとて御神酒を頂いた事がある。

余が参詣する様になつてからは、奇跡的の御事はない。専ら教義を伝えらるる御時代であつた。(四九頁)

四二七 (事九八一)

教祖様がお子達を御教誨なされる時には御言葉でなく紙に書いておはりになつてあつたと聞きます。直々言えば顔がゆがむといつてはられたという事ですが、いかなる所へはられたか、いかなる事を書いておられたかという事がわかりはしますまいか。

先生――

それは書かれたものはあるが、顔がゆがむなどという様な御言葉を教祖が御家庭にて御使いなされたとは受け取れない。

教祖は、われわれでは何々せよと言うところを、紙に書いてはられたのである。

万事そうされた訳ではないと思うが、朝早く御広前にお出ましになって、夜はふかくなる。お子達は寝ておられるのでお知らせの事を書いてはられたのであらう。(五四―五五頁)

四二八 (言三九三九)

正神様が総社におられた時、一子大神様(奥方)に書いて持つて行かせられた事がある。御子達に、

「物を言うにあれがこれと言わず、あなたこなたと言え」

とあり、又、われわれの家でもその様に言えと御教えがあつた。

お子達に、お父さんと言わず金光様と言え、と神の御知らせがあつた。今もその通りである。私の拝承中、教祖には皮肉的の御言葉やいやしい御言葉はなかつた。(五五頁)

四二九 (言三九四一)

明治十四年秋頃よりは、身体疲れて参拜せし時、他に参詣人のなき折には、私は御願いせぬに御神前より保命酒を御下げになつて、丸に金の字の御紋のついた小さい御盃を御出しになつて、頂けと御注ぎ下され、今一つと宣うて二度頂き又三度の時もあつた。(六六頁)

四三〇 (事九八二)

それから、月三回、即ち朔日、十五日、二十八日の三回、新たに御神酒を奉られるので、その御直会の御神酒を吉備乃家のお倉夫人の手に御下げになりて頂くのが例であった。これは身の疲労を治せとの御情愛の御神意の現われとありがたく思いました。(六六～六七頁)

四三一 (言三九四三)

こういう次第で、教祖によって御出頭の神名は神代巻にないという事と、当時所々の広前の祈念をする人は無資格の者で、皆困ったのであるが、御維新前、笠岡の方では京家の侍という者が鞆津におつて、その手で勅願所を出願すれば拝めるようになると言うので、西六金照明神に金の心配をしてくれとの事で、その由を西六には教祖に御話しになったところ、

「金を集める事はすな」

と御止めになった。(七〇頁)

四三二 (事九八三)

御神米の紙を祀るといふ事は教祖御在世中より、よくよくの信者の願いによつては、御書下げと言ふものがあつたが、御神札は御下げにならないので目標がないから、御神米を頂いた後、板や壁に張つて拝みた事は多かつた。

明治十三年の事であるが、この向いの村に真宗寺がある。その住職の妻が眼が見えぬ様になつたので、福山教会を開いた森政サ

ダノ女がまだ当村におつて導き、信心する様になつて眼が癒つたが、さて困つたのは真宗寺には神棚はない。住職も妻の眼が癒つたのであるから拝ませぬという事は出来ぬので、住宅の仏壇の前で拜んでおつたが、気が済まぬので考えて見て仏壇の内に小さい節穴があつて、そこへ御神米の紙をはりつけて拝む事にしたと届けたが、余も止めもせずその人の生きておる間はそうして拜んでおつた。(七七～七八頁)

四三三 (事九八四)

大阪難波の信者に越田梅之助という、三方や神具を作る店が神代宮と称して、今御霊地に売つておる形のものを作り、藤井広武氏が取次をして、段々御宮を祀る様になつたのである。

今言ふ御神米は教祖御在世中は、御洗米と申したのであるが、四神様が御神米と御書きなされてからの御名称である。

これは大阪の信者が御洗米を御剣先御剣先と言ふから御神米となされたのである。

今は御宮を買つて祀れと言ふのがよい。御神号を書いて渡してもよいが、版にするの問題になる。御神訓の通り「心に守をかけた居れよ」との御神意を取外さぬ様に教える事が肝要である。(七八～七九頁)

四三四 (事九八五)

御葬儀の時大神は無く、総て簡単なもので、御神床の左手の押

込みの舞良戸に寒冷紗を張りてそこに尊骸を油麩に納め奉り、六角形の御輿に載せ奉りた。この六角形の御輿は西六の高井染五郎という大工棟梁が作った。

その拠所は教祖元治元年まで御座りになった六角畳の形である。その御畳は今神徳書院御物室に保存してある。教祖は、

「葬儀は密かにせよ、御霊祭は大切にせよ。」
と仰せられてあった。

「神の前に白紙を張るな。死んだとて一時も神を頼まずにはおられまい。白張提燈を立てな。御神燈を立てよ。」

との御教えを旨として、大麻と僅かの御供物だけで、祓詞は因島の井川須賀雄という人が平田篤胤大人の著、神代系図の折本を掛軸にして、その付録美濃二つ切りの薄い本にあった「神葉に木綿垂手つけて打払う身には穢れの雲霧もなし」という歌を祓主たる瀬戸先生が二度上げられた。

余の着た装束は従兄の神職山本親一氏、ここにおける山本豊氏の父の緞子の直垂を借りたのである。

四人の内三人は皆直垂、後取の山本利平は狩衣、山神様も緋錦の御直垂で神葬祭が大谷辺で始めてであったものか、会葬者が、

「まるで御祭りの様じゃのう。」
と言う。山神様の御装束を見て、

「金光さんが装束を買われたという事であったが赤いのじゃのう。」

と言う声を聞いた。余は明治十三年五月二十五日に岡山上之町の

玉久という装束屋で、入田の瀬戸先生と一度に買ったのであったが、粗末なので山本のは緞子で上等であるから借りた。

その時御遷霊式はなくて、すぐ今の終祭発葬式を仕えた。

教祖御葬儀につき、余の手帳の記録の中に祭典という文字がある。御葬儀即ち御祭典であった。本教の御祭典は即ち教祖の御葬儀に始まると申すべきである。(八〇〜八二頁)

四三五 (事九八六)

お山に登ろうとすると、山畑に行く狭い道にて、至って急な坂で、御輿が重いので上りにくいから、藤井恒治郎氏が袴をつけたまま風呂鍬をもって足掛りを掘って登った。

今の石段に長いのと短いのとがあるが、あの短いのはその後、屋守の安部、今の喜三郎氏の父が階段を造って御供えしたのである。

それから御参りが段々年々に増すので長い分を継いで今の様になったのである。

この祝詞の中にある板倉侯参詣の時の馬繫ぎは、今は形がないから判らぬが、当時御門前左の方に馬を三匹繫ぐ所があった。二人のお供であったから、三匹繫ぐように出来ておったのである。葬後霊祭という事も無かったのである。これが発達して今日に至ったので感慨無量。何と言いまう。 (八九〜九〇頁)

「教祖御手記拝読心得の概要」(金剛一抜)

金光鑑太郎師所蔵資料

昭和七年八月二十七日

四三六 (事一九八)

明治四十四年十二月二十四日、

「地形辻畑(今のお山)に御屋敷云々。地所ひらく事は此方よりさしずるまでまてい。」
とあり。

此を拝すれば、教祖は決して御屋敷を最初より辻畑に定め給う御神意にはあらざりし事を、窺い得らるるなり。其は、現大教会所飛縁東北角地形石より、南に凡そ六尺余り、西へ六尺位の所に西六より御供の長さ一間計りなる割石教本を **柿** の如く置かれて、今の柿木が其の中に生い立ち(此の柿木は皆知る通り、教祖召し上りたる柿の実を投ぜられたるが生えしもの)、其の内に、地上には見えぬよう御普請の心杭と申されて、教祖夜間に、御自ら打込まれてあり、と明治十二、三年の頃、西六金照明神より度々承りぬ。此の事は、地方の厚き信者の知れることなり。然るに、何故辻畑に御宮の屋敷が定められしかと言うに、川手掬が、
「今の屋敷に宮を建てれば、下の吾田地に瓦一枚、藁一本落し

ても承知せぬ。」

と、故障を申出で、川手所有の辻畑を、当時相当価格の五倍に売

りつけたるものなれば、甚く、教祖の御機感に副わずなりぬ。(川手掬は、御手記にも見えたる如く、表裏のある人物にて、吾下

の田地というは、実は、横谷の福武家の田地を差配して居りしもの。此の田地を後買求めたる事につきては、範雄が取扱たるものなれば別に記す。)

或時、西六金照明神と共に参詣し、僅かなる御供をし、御普請早く御成就の事を申し上げしに、御裁伝に、

「よし、普請が出来ても、此方は此所を動かぬ。上にはあがらぬ。あがれば悴である。」(悴とは山神様の事なり。)

とありたり。此等をよく心得て御手記を拝読す可きである。(二) 九(三三頁)

「信仰回顧六十五年・上巻」(抜)

昭和四十五年十月刊

四三七 (事九八八)

——明治十年——

教祖は、何時お参りをしても、お嬉しそうなお顔で、静かなお声で種々と御理解下さる。又教祖は御屋敷を御召にならぬから、自分も弁当を喰べる事が出来ぬ。股引のまま坐り居ると脛が痛くなる。その中それも忘れて仕舞い、お暇申そうとして脚の立たぬ事も度々あった。(七頁)

四三八 (事九八九)

——明治十三年——

晩夏 西六及大谷に於ける初めての説教

旧五月二十三日の当所の説教の事を西六金照明神に御礼御届けせしに、

「この辺では黒住教が神歌を読んで説教が出来るが、斯道には未だないから此所でもしてくれ。」

との事なりしかば、夏の末つ頃夜席を開き、説教をなす。金光の説教があるると多数来聴せり。この事の由を金照明神より教祖に申上げられ、其の後余参詣の時教祖の宣うよう、

「西六で説教が出来たそう。此方にも若葉（萩雄の君）が教導職で居るからせねばならぬが、未だして居らぬ。」

との御言葉なりしかば、萩雄の君と御打合せをなし、昼夜開教させて頂きたり。会場は社務所と称せられたるお家にて、今は西金光家の御神前の間となり居れり。其の時の講座は間中四角の卓子の上に玉串机を置き、玉虫色の狩衣を拝借着用して開教せり。

此の講座の卓子は萩雄の君の御手作り、狩衣は曾て或信者が教祖に奉りしものなれど、召されし事なしと承る。

この時、八箇祝詞（八種の祝）中の句「天地之体土也性金也」という横幅を掲げて賛題とせり。此の説教中、御神縁にや、大阪より初代白神師近藤与三郎氏夫妻共に生神の御許に参詣あり。余は説教を了えて、教祖に御礼を申上ぐ。

「此所で初めて説教が出来た。」

といたく御悦びになり、有難く感激せり。此の時白神師近藤氏にも初めて面会す。（三八〜三九頁）

四三九（事九九二）

——明治十六年十月十日——

此の日（旧九月十日）午後三時頃、大谷より御領に、古川忠三郎氏急報し来る。

「金光様今朝御帰幽になりました。御葬儀を頼みます。西六へは別の人が参り居ります。」

との事であった。直に古川氏と大谷に参り、萩雄様より承れば、「昨夜御夜食を召上られて後、『金光大神明日は愈々神になるから、尋ねたき事あらば何なりと問え。家の事は書いてもある。三十余年帯解かざりしが、今宵は御許しを得たれば、帯を解いて息む。』との御事であったが、今朝安芸守の嶺に旭日影のあたり始めた頃、『最早此方世に在らずとも斯の道は失われざるべし。ああ心安し。』と、静に御帰幽になりました。西六と御相談で、御葬儀は十三日午後三時発棺になるよう頼む。」

との御事で、
「手厚き者等へのお知らせは如何になされますか。」
と伺いしに、
「万事神様まかせにして、何処へも知らせぬ。」

との御言葉なりき。此の時丁度西六の高橋藤吉先生参られ、余と打合せて、藤吉先生齋主、余副齋主とし、以下齋員を定め、萩雄様に申上げ、余は帰途入田へ立寄りて打合せ、十一日午前帰領し、黒坂翁の御出を願い、教祖の御事ども申述べ、共に祭詞を起

草し、夜十二時に至りて成り、黒坂翁浄書せらる。

斯くて、十二日夜半より豪雨にて、夜明けとなるも止まず。雨中腕車にて出立す。今日の御葬儀如何なるべきかを案じつつ、新村大原まで到れる時、漸く晴れたり。

是れより先き十一日、黒坂翁を通じ、音楽を大江村池田金五郎、谷本某、猪木某、大塚某の四人に依頼し、快諾を得たり。此の四人は十三日、余と同時に大谷に着くべき予定なれば、大原辺りより屢々後を振り向いて見れど、姿見えす。十二時頃大谷に参りしが、楽人は未だ来らず。藤井(後の吉備乃家)の二階より西を眺めて待ち居れども、時間は次第に過ぎ行くばかりなれば、藤井恒治郎氏来りて、

「母(教祖奥方)が、音楽はなくても、遅れては御会葬の方々
に済まぬから、早く仕えて貰いたい、と申して居ります。」
と伝えられ、止むなく音楽無しにて奉仕する事とせり。(この楽人の来らざりしは、豪雨のため出発をおくれしなり。)(七十二頁三頁)

四四〇 (事九九三)

——明治十六年十一月二十八日——

旧十月二十九日、教祖五十日祭を奉仕せらる。山神の君には、生神の依ざしにより御後御継承の旨、此の五十日祭に大神に奏上せられたるが、その祝詞(範雄代作)の原稿は長文なればここに略するも、當時を知る資料なれば、巻となし、神徳書院に保存

せり。

教祖御帰幽後五十日間は、金子藤井駒次郎氏(向明神の亭主)御取次を勤め、或る時はその長男恒治郎氏(教祖長女くら刀目の亭主)奉仕せし事もあり、五十日祭後は山神の君御神勤なりしが、内外多端となり、四神の君御手代りと立たせられたり。(七八頁)

四四一 (事九九四)

——明治三十三年六月六日——

局長(内務省教務局)より、

「何と佐藤君、教祖時代の家とか官とか、何か拠り所はないか。」と質問ありて、暫時考え、

「教祖の御時代、御神床に祀られてありし小さき妻入の御須屋と、明治二十一年御建替えになりし、現在の妻入の御広前の寄木窓と、元治元年教祖が御神伝によりて、二間四面の金神社を御建築なされんとし、工事中棟梁に不都合ありて、御成就はせざりしが、其の向拝(ごはい)は唐破風造りにして、この唐破風のみは今に遣り居るが、斯様なものでありし。」

と鉛筆にて記し、局長に示せば、局長其を見て、

「それ、それじゃ。斯ういうようなものを根拠にし、内務省の安藤技師に依頼して、図案を立てるがよい。」

とのことにて、この時余は、是れ全く教祖の御指図によるものと感激し、辞去す。(三七九〜三八〇頁)

「教祖御手記拝読心得の概要(第二稿)」(神徳50—
抜)

四四二 (事九九六)

斯くて、今の御手記は本書にはあらず。四神の君、「明治二十一年旧八月四日写す」と記されたれば、其の頃まで本書のありし事は明なるも、如何なる事にや、其後失われたるなりと。

然れど、己れ拜見せし本書と異なる所なければ、今はこの御写しこそ尊き御物なれ。御手記は、金光家の至貴至重の御守りなると共に、本教の御守りなり。乱に開き拝せんことを謹むべし。

金光家は火災のありし事もなければ、他日何処よりか現れ出でんことを祈りて止ざるなり。(一九—二〇頁)

① 終稿では、「不肖の拝読する御手記」とある。

② 二稿以降のあるものには、「八月四日迄に写し成就教候」とある。

③ 「四神の君の御手許に」とあるのもある。

④ 関連して「四神の君御帰幽の際、山神の君(本館に)御持になりたりと承り居りぬ」と終稿にはある。

⑤ 「実に恐れ多き事ぞかし」と後に記されているのもある。

⑥ 終稿には「四神の君御写の後、本書と共に拜見せしが」とある。また、ある稿には「己れ範雄、親しく拜見せし」とある。

⑦ 三稿では「字体も殆んど似て御文意も異なる所なければ

(所なしと信ずれば)」とある。終稿に近づくにつれ、この部分は全くなくなる。

⑧ 「尊き極の御物なれ」ともある。

⑨ 終稿では「此の心なくして」が前にある。

⑩ ある稿では「金光本館は、火災盗難等のありしこともなく、特に本館には御物を御大切に取扱われたる御家なれば、本書の何処にかある可き事と信じ奉れば、神鑒によりて顯れ出ずる時のあらん事を祈りて止まざるなり」とある。終稿には、この部分はない。

「本川手跡覚」(神徳131—全)

四四三 (事一〇一二)

照家(金光)
(範雄)

天曆年

本川手跡覚

文政五歳年年迄に

八百六十式年

人皇では六十式代を村上天皇、嫡男兄円心赤松円心は播磨国に住む、幼名は次郎則村、次男きた守時宗六万石を料す、武州川越城主円心は大塔の宮に仕え、播州苔縄城主軍功国に盛なり、依て撰州摩耶の城主三男多吉兵衛人[]築前国黒丸城主二十四万石を料し、然るに清和天皇の末流源の八幡太郎義家上野国新田に

住む末流新田義貞為に黒丸城を落され、之れに抛る多吉兵衛黒丸退城いたし、武州川越の城に行き、隠れ住む七年の間、然るに武州川越城主北条為に落城いたし、口上に付、住む事三年の間、多吉兵衛は川上に住む事十三年の間、其れより大和国に行き、其の頃平家盛の時節上、赤松の清□し川手政川手ひさゆき、其時にお□番耆人の悴あり、これをば川手松へ久国敷道誤りあつて、郡山を浪入す、之れより久国は川上に帰り、母方祖父古城丹州が宅に隠くる、此家にて久国は埋木に消えたり、耆人の娘あり、然るに古城別家より養子を致し、丹州の後を立る、久国の娘本心放埒故に行方知れずなり、其後に其末葉芸州に現われる、天正年頃毛利元就に仕える内入せいめい川手飛驒の守宗純、猿掛落城の節にい□あつる此所に住み、此所にて子供七人出生、次男十吉中国大島に住む、半年斗り大嶋生佐方村内大谷村川手何某有る由聞き出で、十吉先祖より伝わる所川手臺書持参せし、大谷村川手に川手系図、或時に引合為めに太谷村こしこれ引合に□「お上に御合せ割書あり、これに依る十吉は大谷村川手多良左衛門宅に住む川手多良左衛門先祖予州川上古城丹州が母親の出、当川手内貴此てじとなり、丹州は医者を業とす、内貴が悴川手ぎたつは毒薬を盛りたる風聞拡まり、予州を逐村する、讚州上田村□上田村にて終る、同人の子上田を立退き、此増吉は備中の中国に渡る、屋守村に住む、即ち之れが川手の系図を持参せり、同人屋守村における一人娘あり、同人事、大谷村を、大谷村では赤沢利左衛門妻となり、利左衛門事。

文政五年午年迄

八百六十式年之

「天真録」(神徳備一抜)

此は大正十年の頃より、ふと思ひ出でし事をカードや紙切れに記したるものを「天真録」と名づけ、箱に投げ入れありしを、前後次第もなく書き上げたり。(略) 昭和十五年七月四日

四四四 (言二三六〇)

明治十三年の秋、或日夕暮に参詣せしに、教祖は在すに未だ大広前に御灯明上り居らず、どうした事かと思ひ、草鞋を解き上り(此の時古川才吉上り口の御灯明に蠟燭を上げたり)教祖の御前に参れば、

「今其の下の辺りで人に会わずや。」と申さる。

「誰にも逢いませぬ。」

と申上げしに、

「今日は朝から福山の家相見というて来り、『己れが見て、家は建てられぬと申す所に、お前は家を建てさせて、亭主が死んだぞ。お前は人殺しをした』というから、『此方は人が助かったと言うてお礼に参る者はあるが、人殺しをしたと言われるの

はお前さんが一人じゃ』と申したら、夫れから『なぜ煙草の火を出さぬか』と言うから、『神様がお喫いなさらぬから広前には煙草の火は出さぬ』と言うと、こんどは『金を出せ』と言うから、『金はない』と言うたが、其れから又『食事時じゃが、腹がへったから食事を出せ』と言うので、『冷飯ならある』というて出してやりたが、朝から今までぐずりつけたので、伴は門庭に立って、御領が参って居たらと足ぶみをした。」と宣う。

「それは残念でした。今後其のような者が来たら留め置いて下さい。云々。」

と申上げた事があつたが、其後は教祖御在世中から斯る者は来なくなつたのである。(二二〇三丁)

四四五 (言三三六一)

教祖は御晩年漸次に大被詞を奏し給う事を止めさせられた。吾々が参詣した明治九年の頃には、大被一巻ずつあげられてあつたが、丁度判然とは覚えぬが明治十四年の夏頃から、

「大被は上げてお上げなくても神様には一つ事である。」と宣うて御洗米をお下げになりた。

これは大被詞を奏せらるる間に一言にても御理解を承る方が尊き事であつたのに、信心浅き者は、神に向われて大被の御声を聞かねば御祈念して下されたように思われぬ者があつたが、教祖の御神意は、

「大被を奏げる時間に此方の話を聞け。天地金乃神が此方を生神として咄をさせて居るぞ。」

との御神意であつたから、時には朝から晩近くなるまで御理解続きで、切れる時なく承り、御祈念を受くる事なく、お咄の切れるを待つて下る事も度々のことなり。(三〇四丁)

四四六 (言三三六一)

明治十四年の頃、大阪の道の開け方につき、教祖の御心配一方ならず、其の時、

「如何なる宗祖も法難を受けざる者なし。今後は、辰の年、万一の御身代りに立ちます。」

と申上げし。

「之れ迄もそう言う事を言うて呉れた者もあつた。」と仰せらる。

「之れ迄言ひし者とは違います。」

申上げると、「最」とおうなずかれたり。(今までもあつたと宣ひしは川手保平氏の事と思ふ)(二二二丁)

四四七 (事一〇一三)

——大正十三年十月十日夜湯川へ諭す——

大森梅子教祖の神の教を取違えて梅子主人を失い、親類の者後見となり大森の財産を皆奪う。教祖に事の由を申上げ御祈念を願う。教祖裁伝あり。

「取られたと思うな、遣ったと思え。先方は立ち其方が立たねば神が立てやる。」

と宣いしに、帰りに考え、大谷(教祖)から仕送りをしてもうては相済まぬ、之れから働かねばならぬと思ひ、広前を離れて庭に下り、機を織るやら麦をこなすやらして働いたが、其の手續の広前皆仆れ、只其の内才崎片岡の広前が一つ残ったのみである。是れ人倫道德から考ふる時には何の不都合もなし、正しき所の考えなれど神の命に背きたるなり。能く後人の考うべき事なり。金銭で買えぬ人の命さえ助けくれと願う信心の奥義に叶わぬ。信心は絶対服従なり。(二二〜二三丁)

四四八 (事一〇一四)

御祈念帳を大切にす。住所、姓名、願事、御供え物丈け記せばよろし。(二七丁)

四四九 (事一〇一五)

教祖は平和円満の御態度にて立教せられたれば、何等の御心配もなく御開道せられたかと言えは、然らず。笠岡の事、大阪の事等御心配ありたり。(二八丁)

四五〇 (事一〇一六)

教祖の神の教事を
一、お知らせ

教祖より願ひ伺いなされて神より教えらるるを「お知らせ」と宣いしなり。

二、おさしず

教祖より此の事は如何にせばやと伺ひ、願ひを立てられし時に、神の教を「おさしず」と宣いしなり。

三、おしえ

此は多く後の世にいう教義に關しての御裁伝の類を宣いしなり。(三七丁)

四五二 (事一〇一七)

明治となり、笠岡斎藤の反対せしは、お社御普請の寄附札の書せしが、金光大神の道ねじれたりとなし、反旗を挙げんとせしことあり。此は、世話係が教祖の御神意にもかなわざりしなり。松永浅井は、教祖帰幽の時通知がなかりしを不服とし、反旗を挙げんとせしことあり。(三九丁)

「思ひ出草」(神徳御一抜)

四五二 (事一〇一八)

——大正五年十一月三十日の頃——

教祖の御時代に講社というものの初めは、高屋村の千勝事藤井勝次郎という者が元である。其の講帳、入費帳を見るに、元治元年九月二十二日、講元勝次郎とあり。

斯くて、金光教会成立の後、左の如き辞令の交付あり。

藤井勝次郎

第四番教区高屋組

金光教会講社講長申付候事

明治十九年四月六日

神道金光教本部教会所

右辞令を見て、藤井勝次郎不平なり、其は金光様の道に講社は此の講社が初めなると。

「第四番組となりは、如何の御都合にや。」と余に問う。

「其れは本部を一番教区（浅口郡）とし、次々へ番号を付したるものなれば、講社の古い新しいには関係なし。」

と説明しても中々得心せざりき。（一五〜一六頁）

四五三（事一〇一九）

——大正十二年の項——

四神様は、教祖在世中は全くお裏の仕えなりしなり。教祖御書下げは、多くが四神様のお筆なり。

「一日に五十枚書いた事があったが、晩には疲れた。」とのお咄しを承りし事あり。（五四〜五五頁）

四五四（事一〇二〇）

明治十三年より版摺の御札を信者に授けたるものを、教祖に御

目に掛けたら、生神、御祈下されて、御裁伝に、

「此方は出さぬ道を立って居るのだ。宮寺にするような真似はすな。」（七〇頁）

「開留帳」（神徳51―抜）

明治十六年中、教祖大神御存生中書取、其他雜録

四五五（事一〇二二）

未旧六月十三日、金光大神病なれば如何にと思ふ。もちつと生て、人を助けたればと思ひ、只取次はするもの、此方は、能不直との御説あり。（一三九頁）

「内伝成稿」（神徳578―抜）

四五六（事一〇二三）

教祖御衷心と大阪開道

明治十二年頃より大阪に道が開けると共に、其の筋の注意をひくこと甚し。其は何であつたか。「おいさみ」という信心表現状態に就いてであつた。信者が両手を指と指と組合せて神拝する時に一心に願ひ居ると、組みたるまま「ポコンポコン」いわせて手を打ち膝を打ちつつ、さながら神憑りのよう、又狐つきのようである。

大阪にての状況は知らぬが、大谷に参り来ての信者十人の内二

三人か四五人位あった。其の「おいさみ」の人の中に「らうらん」と返答をするような事をいう者も有りて、此の「おいさみ」がありだした信者は信心が早や進んだ者という様に称して居った。此れには教祖も困ぜられた御様子と伺われた。

藤井倉子女史は、大阪の信者は狐つきのような事をするおかしなものじゃ、とよく謂って居られた。

右の如き信心の状況なので、大阪では信者の内の反対者は中西嘉七という者で、同人は武津氏かに神拝詞を書いてもらいて、其れで朝夕はもとより氏子の願もそういう風にやって居った人である（明治十八年教会成立後上阪して実見した）。

同人が明治十五年の秋頃と思う、生神様の御許に電報にて、「近藤与三郎という者が道を穢すから取締れ。」

と言うて来た。此の時、生神には其の電報を範雄に御見せになりて後、神前に供えられて御祈念なされたが、神様の御機感に触れたのであるが、其の御裁伝は記録を憚る。

右の次第で大阪に道の開け行くに就いては、教祖甚く御心を痛ませ給うこと多かりしなり。（一―八頁）

「巡教関係及初期布教状況について」（神徳63―抜）

四五七（事一〇二三）

教祖御在世中明治十四、五年頃より、本部が立ち出社も立つ様にと願出たる者多くありしと。（三頁）

四五八（事一〇二四）

船尾、小野春興、吉備津の主典たり。（九頁）

四五九（事一〇二五）

明治十二、三年頃の瀬戸、大谷の参詣感想。

金光には何時参つても人の切れて居る時ない云々。（二二頁）

四六〇（事一〇二六）

教祖の門外に出でずの御流儀に付。

笠岡斎藤、菰口の内（家カ）に一回参つた丈けとの咄。（三三頁）

頁）

「金乃神社と金光教との関係説明」（神徳67―抜）

金乃神社と金光教の事につき、父上様（佐雄）の御説明

昭和二十六年三月十一日。一夫記。

四六一（事一〇二七）

教祖の御神意によれば、金神社即大広前である。大広前即金神社で、御神号幾多の変遷ありとも其の御本体は天地金乃神に在すのである。決して、金の神社と大広前と別体ではない。今日の制度で言えば、大教会所即金神社である。（二二頁）

四六二 (事一〇二八)

須佐之男神社は明治十一年八月三十日存置。当時、戸長川手与次郎氏の尽力で出願し、許可を得たのである、と川手氏余に語り。(一三二〜一四頁)

四六三 (事一〇二九)

或時、教祖に御尋ね申上げしに、

「須佐之男神社と言う御神社は何ういう訳で御座りますか。」
と伺いに、

「金神社は立たぬから斯の様にせねば拜めぬと言ふのじゃ。天照皇大神様の御神号も掛けて置けと言ふのじゃ。」
と宣う。(一四〜一五頁)

四六四 (事一〇三〇)

——金乃神社明細帳写——(年月日解読不能、金光大陣より岡山県知事宛)

祠宇に神社を訂正願

浅口郡吉備村大字大谷字客神

無格社 金乃神社

右神社は、曾て金光教教祖が安政年間、祈念の爲め之を私有邸内に祭祀したる純然たる一の靈場にして、教祖が祭祀せし祭神は、日乃神金乃神月乃神の三柱に有之候。

然るに明治十一年社寺御調査の際、之を無格の神社とし尚教祖

の祭祀せし祭神にあらざる神を別紙明細書写の如きおん祭神となし存置御許可を得たる等、当時全く其事実を誤れる状態に御座候間、何卒右神社を金光教本祠と御訂正(且境内木綿崎神社の如きは、従来現存せず其形跡をも認め難き事実に付是又御削除)被成下度、則ち明細書写相添此段相願者也

浅口郡吉備村大字大谷七十三番地

右社掌 金光大陣 印

信徒総代 印

印

印

金光教管長 印

岡山県知事 殿

岡山縣管下備中國浅口郡大谷村字客神下漏 境二十三年九月

無格社

金之神社

一祭神 素盞鳴命 金山彦命 大日靈貴命 思金神

一由緒 創立年月不詳の神祠にして明治十一年八月三十日存

置願許可

一本社 櫻行五間

一境内坪数 百七拾貳坪 二十三年九月十一日訂正
拾五坪 民有地第壹種 金光大陣私有

一境内神社 壹社

〔木綿崎神社〕

祭神 壇山姫命

由緒 創立年紀不詳と雖、大式高遠卿大宰赴任の時本地を過ぎり本社に詣で一首の歌を詠せりと云う、夫木鈔に見えたり

本社 石祠御尊

一信 徒 六拾五人

一縣廳距離 九里二十丁

以上

(四七~四八頁)

〔佐藤範雄 日記—S3・10~S4・1〕(神徳1250—
抜)

四六五 (事一〇三二)

明治御維新の際、備中庭瀬藩は朝敵と誤解せられ、岡山藩に追討の大名ありし時に、□ (扱カ) 板倉公は使者を□ (早カ) 馬にて大谷に参らせ、進退を如何にすべきかと生神の御裁伝を請う。生神には御祈念あり、生神の御裁伝。

「門を開き、主人玄関にて出迎して、決して兵を出してはならぬ。朝敵にあらず、恐れ入ります、と申せ。釜の柱(妻)は裏門に出て居れ。」

代参人(使者) 帰り見れば、早追討使は庭瀬東にまで来て居る際なり。代参帰り、生神の御指図の通りを主君に伝う。其の通り

を守られて誠意達し、事なく済みて、其の御札に大身鎧一本を奉納す。

其の鎧、範雄参詣の後までなげしに掛けありしが、何時か見えなくなりたから、生神に御尋ねしたら、

〔□ (板倉公カ) の元家老の者が参りて、「此の鎧は、板倉家重代の宝物であるから、お下げを願う。」と言うから、下げてやった。其の後、噂に聞くと、来た者が吾物にして、殿様へは届いて居らぬよし。』と宣う。

上記の事実は、庭瀬藩板倉家の危急存亡の秋、大義名分に分るる所、斯る際の御裁伝を以て御指図あり。朝敵にあらざる誠意を達せしめらる生神の御態度忝し。

此の隠れたる偉大なる神徳と信仰とは、後人如何にとも解すべし。

本教教義の神と皇上との大恩奉□ (謝カ) にある所をも、此の一の実現によりて、御神意の程も窺い奉らる。

□者大広前門前東側に馬継(けい) 所三疋□ (分カ) つなぐ様に造られてあつたを□。

庭瀬板倉氏、足守木下氏の参詣の時に主に使用されたる物なり。(四三~四七頁)

四六六 (事一〇三三)

御手記が明治九年以後なきは、同年岡山県令の許可にて資格を

得給い、道の立って行く事となり、神号も確定せられ、御子孫の方々も御成人せられ、又信者の中にも御道の末の事をも思ふ者の出て来るようになりしによると拝すべきなり。(四七〜四八頁)

「感化救済講演要旨」(神徳1271抜)

明治四十二年メモ

四六七 (事一〇三三)

○神ながら御神造の意の解

○教祖金乃神社を御造宮をなさらんとして御成就ならず。神の神社の必要なし。世界の一教たる金光教成立し、大斎殿として

○大神も教祖も齋き奉る事となりしかば金の神社は何の必要もなし

○金乃神社の名は大教会所大斎殿という尊き御名となりてここに奉仕する事となるから

○教祖自ら御造宮

○中絶したる大神殿を継続し奉るの意なり

○故に教祖の御神意のまにまに御造宮せんとするが故に教祖神作ら御神造に斯るものと思ふべし。

○教祖の御神宮中、不浄の入れりとは村内の者自ら出金せずして、金一封などの木札を掲げたり云々

○今回は教祖の御神意によりて命の親神と仰ぎ生死を任すとする信徒の

○血のたる許りの誠より奉る淨財を以て御造宮申上げんとするが故に神作ら御神造とは申なり。

以上の心得ありて御手統の信者一般心得させて、表面より心の内に間違のなきように教導なしたし。(一九頁)

「春秋会講財」(神徳1283抜)

大正十一年九月〜大正十二年三月

四六八 (事一〇三四)

教祖年々太くならせらる。(二四頁)

四六九 (事一〇三五)

川手与次郎父、教祖の為に虎列刺病(十二年)流行中の問答。

白神に關係あり。(三九頁)

四七〇 (事一〇三六)

教祖の布教は、白神時代は祈願全力が大阪に移りたかの如く伺われたり。(三九頁)

四七一 (事一〇三七)

或時、ゆば、焼ふの類を持参せられ、一子明神様に御土産として差上げられた処が、一子明神にはゆばが芳ばしかりしと、

「是は結構な物を頂きました。」

と丁寧に御礼を申述云々。「かかる物は沢山信者が持つて参りませぬ。遠方で荷かさ□(みか)の物で皆持つて参れませぬ。」云々。自分広前に供えた物は、神様の方へは又供えはせられなかつた云々。(四一〜四三頁)

四七二 (事一〇三八)

教祖、

「此方の道は、下から上へ水を流すのであるから難しい。」とありしは、陰陽道の迷信は、宮中より起り、下へ及ばされたのであるにより。(六二頁)

「教祖五十年祭記念信話会記録」(神徳1285―抜)
昭和八年十二月十一日

四七三 (事一〇三九)

教祖は平和円満の内に御道を開かせられたと今に伝わる。其れは其の通りであるが、御裁伝の時信者を教えらるるに何時も何時も御笑み顔のものと思つたら大間違いで、神様の御機感に叶わぬ時は、

「氏子参つて来な、神は氏子に頼む事はない。」
と宣う時もあった。或時には、

「神が言う事が判らねば仕方がない。又参つて来い。」
と宣う時もあったが、参つて来なと教えられた。其の者が改つて

参りた時は御悦びで御裁伝もあれば、御理解もありて、真劍の信者となると言う風であった。(四七頁)

四七四 (事一〇四〇)

余が此所より御霊地に御参りするのは午前八時より九時十時の間であったが、明治十三年からは西六の御二人(藤吉先生、金照明神)と同じ様に成し賜りて、余は御用の御都合にて寝泊り、食事も社務所でさして頂く事になった。(社務所で御食事をも泊りをも頂きたる者は西六と御領のみである。)

又御広前に参り午後になって帰ろうと思つても次から次へと御話が続きて帰る期がないという有様であった。立とうとすれば膝がめきめきと痛い。(五二頁)

四七五 (事一〇四一)

教祖の御在世中に大阪では早や手続きの問題があった。其の時
の御裁伝に、

「手統と言う事は孫までぞよ、それから先は氏子の心得ぞよ。」
とあって、其れに次で、

「娘を嫁にやつてから度々来ると、親がそう度々来なと言うが、孫に孫を連れて来れば親は喜ぶぞ、神も其の通りぞ。」
との御言葉がある。(一〇二頁)

四七六 (事一〇四二)

次に五十日祭の時は祝詞丈け作ったが、山神様が今回は白神氏に齋主をして貰いましょうかと申されて、それはよい御考えでありますと申上げ、白神氏が其の祝詞で奉仕せられた。御葬儀の時に御輿が上らなかつたなどと言うのは根拠のない事じゃ。此の間違を伝えたのは、三年祭の時に御山で祭つたので其の時に小さい宮を作つて、御祭典が済み下る時に下から参り来た児島の八浜の人があつた。其れを御葬儀の時と間違えて伝えられたもので、大阪の人に度々間違である事を咄した事がある。御葬儀は齋主御先導で副齋主は後方につき御送り申上げたので何の故障もなかつた。(一七六頁)

「松浦久信家相書奉獻の由来」(奉169―抜)

昭和七年八月十日 教祖直信大教正 佐藤範雄誌

昭和二十二年四月二十三日 金光御神家秘藏の図書中

より金光真整が拝写。

四七七 (事一一五九)

浪華松浦長門椽東鶏久信の門弟たる松浦一太夫久信は(父は大納戸役より御年寄役に進み禄高百三十石、二万五千石の小藩としては大禄なりき。久信家督相続し大目附役となり、後御普請奉行に任せらるゝ)、漢学ありて家相学者なるが、妻の信心厚くなり日柄方位見るに及ばぬと言ふに至りしかば、此は容易ならずとなし、家相書を携え大谷に來り、教祖に対し、

「貴殿は『普請作事に方角日柄を見るに及ばぬ、縁談縁組に相性相剋を選ぶに及ばぬ』と教えらるるそうであるが、書物には斯々と書いてあるが此は如何にや。」

と質問すれば、教祖は、

「此方は書物の事は何も知らぬが神様の教の通りを理解して居るのである。」

と。其れより松浦の申す事を御届け御祈念あり御裁伝となる。

「氏子、縁談に方角日柄相性相剋を見て選ぶのは何の爲か。縁が続きて壮健息災で子孫繁昌を思うのであるが、其の方角日柄相性相剋を見て選びた婚礼の祝言が済むや済まぬで病氣となつたり離縁となつたり死んだりするのは何う言う事なら。此方の教の通りにすれば縁が続き子孫繁昌させてやるが何うか。普請作事の事は先きが長いから早く分らぬが、懐妊の事は始めから九月か十月かすれば分るが、此方の教の通りにする者は産前産後の煩いはさせぬが何うか。」

又、方角日柄を三年も前から選びた上も選びて建てたる普請の後で、焼けたり家が繁昌せぬ様になり病人が出来たり死んだりするのは何ういう事か。

氏子、元來大地は一足踏む所も何の方角へ向いても日天子月天子金乃神の居らざる所はないが、明年は三年塞りて大將軍の留守に屋敷取をして置くとして竹を立て注連縄を張って居るが、大將軍が巡りかえりて『吾が留守中に勝手に屋敷取をして居るは不埒なり』と咎めたら何うするか。

曆に棟上げよし天赦万吉とあつても其の棟上げの日に雨風があつたら、今日は不浄(穢)なお天気と言うが其れでも吉日と言えるか。

日天子月天子に日の吉凶はないぞ。第一に氏子大地の御恩を知らずして大地に咎めや障りや災をする神が遊行(めぐ)ると言うは大御無礼ではないか。」

と、斯の如く御裁伝を以て説(道)破せらる。松浦、

「恐れ入りました。広い天地に墨曲尺(すみがね)を当て、方角を逃げようとの考は間違いで御座る。日々の御照しに善悪のある筈は御座りませぬ。恐れ入りました。」

と答え、持参せし同家所蔵の左記家相書を奉れり。

一、家相図解

上下

二、家相大全

上中下

三、方鑿精義大成

乾坤

四、方鑿斑鳩夜話問答集

乾坤

以上四種九冊何れも浪華松浦長門椽東雞久信の著す所なり。

是ぞ教祖御開道以来の神と人との大問答にして、天地大祖神の御裁伝により、家相方位縁談縁組相性相剋の吉凶禍福は迷信にして天地の真理に非ざる事を道破せられたるものなり。教祖と松浦との御問答は実に殆んど半日を要せられしと教祖よりも金照明神よりも承りしが、其の要領は以上の如し(松浦一太夫久信は明治十六年七月二十八日七十二才にて死亡す)。

此の御問答の詳細が今日に伝わり居りたらんには如何に尊き御

事ならん。不肖明治九年始めて参詣の折、御神前の床上に右の書物を御供えありたりしも、当時は何の御本なりやと思ひしが、後承りて知れり。

斯くて不肖明治十三年十四年古事記、日本書紀、旧事記、其の他平田書等を読む中に胸を痛めしによりてそを教祖に御預け申上げしに、該書を並べ供えられたり。不肖の書物は其の後一部一部と御下げを願いたりしが、松浦の奉献せし書は教祖御在世中御供えあり。明治十六年御帰幽の後、山神の君御下げになりしを、不肖研究の用に拝借いたし居りたるなり。(七〜二二頁)

「金光の姓及び紋章について」(奉97―抜)

昭和二十六年六月二十九日 芸備教会神徳書院にて竹部教雄写。之は、佐藤範雄師が、芸備教会春秋会にて度々話されしものの筆記であると、教会長佐藤一夫師より承る。

四七八 (事一一六〇)

金光の姓につき

(略) そこで我教祖の姓は如何であるかと申しますと、最初は色々言うて居られました。赤沢と言われたこともあり、大橋と言われたこともあり、又川手と言われた時もありました。川手と言うのは、これは伊予の川之江と言う所からこちらへ渡つて来たもので、太郎左衛門屋敷と言うのがこのことであります。(尤

も教祖の元の姓は香取と言うのであります。(それから教祖の神が段々と御信仰をお進めになり、お徳をお積みになった其結果、遂に神より金光と言う姓を御伝え遊ばされたのであります。かように金光の姓は神宣に依て顯われたのである。神の御伝えによって出来たのでありますから、普通の苗字ではなく、全く神号であります。それが御維新後、戸籍が改まった時に始めて金光という文字をば戸籍面にお顯わしになったのが遂に今日の姓となったのであります。(略)

それから戸籍が改正になりました時には既に金光大神となって居られました。それでありますから戸籍編成の時は金光大神の神の字に同音の陣の字を取りて金光大神と言う御名を戸籍に編成せられたのであります。(二―三頁・八頁)

「教祖と柔道家」(抜)

昭和二年九月二十三日刊『金光教徒』第五七七号

四七九 (言三三五七)

大谷の佐方に荒木要平という名高い戸田流の柔道家があった。

その荒木先生が教祖の広前に参って、

「金光様、じっと座っていて人をお助けになる偉いことをお始めになつて、御結構で御座いますなあ。」

と申されると、教祖さまは、

「いや、貴方こそ柔道を心得られて、天下に恐しい者はありま

すまい。」

荒木先生は、

「何を仰せになりますか、寝ても起きても一寸も油断がなりません。貴方こそ寝まれても大の字で休まれましようが、私共は道を歩いておりましても手を抜けては歩かれませぬ。親指を必ず中にして握つて歩かねば、親指をつかまれては、もう動くことが出来ませぬ。それぎりであります。」

と申した。当時世に伝わつた有名な、教祖と柔道家の問答である。

佐藤彦太郎

明治四十三年五月二十一日午後九時―十時

占見に於て高橋正雄が聴取

四八〇 (事五九八 言一一二五)

占見の金神は方位方角をやかましく言われ、

「何処其処へ建てた便所がお気障りになつとるから、いんで建てかえい。」

などと言われ居たるが、当時非常の繁盛にて、矢掛よりも参拝者頗る多かりしが、大谷へは其内一、二人のみ参り居たり。

佐藤光治郎

明治四十三年七月二十九日 芸備教会所にて高橋正

雄が聴取

四八一 (事六〇二 言一〇九三)

夜は少しおそく行けばお引けになりたり。朝は早かりき。

藤村真佐伎が聴取

佐藤与一郎 「中六の平吉その他についての調査報告」(奉136)

抜

昭和二十九年一月十一日 自宅にて聴取

寄島町早崎七三八六 慶応元年生

四八二 (事九八)

教祖様は神様になられる位なので、ものがきれいな人でありました。それは何分にも欲のない人だと思つて親族が恐れ入りました。

それは田植がおくれたといへば、手伝をおこして下さるのですが、それはきりだめの赤飯を、片方に酒をかついで持つておこされるという風になっていました。何分欲のない人でありました。そういうことが人間ですから、恐れ入っていました。(二二頁)

渋谷さと 「人物調査(3)」(奉221)抜

寄島教会調査資料——川崎元右衛門、渋谷せんその他について——

昭和二十六年四月二十七日 寄島教会にて竹部教雄

四八三 (事九九)

渋谷さと談。力造(渋谷力造)は、せんが病気のため、裸足の行が一週間出来たとき、手織りのはんちやをきて、教祖の所へお参りをして、ふるえていた。

大勢大阪からお参りがあつた。

教祖は、

「神様が言とられるから、こちらへ上らっしゃれ。」と申された。立派な絹の中を、

「ごへさんせ(ごめん)、ごへさんせ。」

というて、ねきへ寄られた。教祖は、御幣を出されて、

「万人の人を助けてやれ。」

といわれた。(五頁)

白石正助 明治四十三年七月二十六日 尾道教会所にて高橋正雄が聴取

四八四 (事六〇六 言一二〇六)

旧、九月九日、十日がお祭りとて大谷へ参り、其の二十一、二日、土地の出社のお祭りとなり居たり。大谷にては、別に式とはなく、他地方よりも参り来り、只、御取次なさるのみなりき。

白神新一郎 「初代白神新一郎師」(抜)

(信言) 大正十二年九月刊

四八五 (事一〇四五)

大元社への道中記

大坂富島波止場 蒸気問屋 河田次郎平

備前川口三番 舟問屋 広運社より

二里 同 岡山へ 船着町川岸 船問屋本家 河田次郎平

町放れ庭瀬口西川へ十一丁斗り

此所に備中玉島へ帰り車あり 凡二十銭位より三十銭

大供 竹通し 白石へ橋あり 平野 庭瀬 撫川へ

岡山京ばしより二里 西へ帰り車

定抗 下庄 百津が鼻 ひら田

浜の茶屋へ二里 宿休所 かとや

川入

八王子 土手迄二十五丁 水江川仮ばし

西阿ち 西ばら 片島土手すじ

弁才天舟渡し

上なり土手すじ よし浦 狐しま

玉島 新町入口迄 浜の茶やより三里

大谷 御元社へ一里

宿 古川参作

(四四〜四五頁)

杉原岩助

が聴取

明治四十三年七月二十六日 尾道教会所にて高橋正雄

四八六 (事六二〇 言一二三二)

笠岡の方、非常に発行にて、大谷へは便に参ると言う風なりき。

須田美照 「香取金光教由来記」(抜)

昭和二十五年四月刊

四八七 (事一〇四七)

立教神宣後のことであります。教祖(香取)は家の造作をなさる時に、内室が明日の左官の手伝は誰を頼みましようかと申しますと、教祖は只よしよと申されるだけでした。暫くして内室は重ねて明日のことですが誰方を頼みましようかと申しますと、教祖は此方が請合うたら心配せんでもよいと仰せられました。内室は思いました。

「ああして、神様の前を動かれぬのにとんになさるので有うか。」

と心配して居られましたが、明くる日早朝に大谷の兄さんがお出

になつたので、内室は、

「兄さん早朝から何事が有つてお出になりましたか。」

と尋ねられますと、

「いや私方には變つたこともないが、神様が戌の年龜山へ行けと仰せられたから来た。」

と申されたそうです。其後もこうした事が度々有つたそうです。

(五頁)

角南佐之吉 明治四十三年八月十七日 九幡教会所にて高橋正雄
が聴取

四八八 (事六二二 言一二三四一 二二二六)

「おまえは、修行の爲めに、なんでも一つやってみい。私は、神様が幻に立たれて、『ここから十里奥へ行けば、金が落ちて居る』と言われるので、家内に弁当を捲えて貰うて行つたが、人に尋ねたら、『大谷から十一里ある』と言う所迄行つたけれども、何も落ちては居らなんだがのう。」

又、お坐りの儘 西南を指され、

「私(わし)の作つて居る田に『鶴が三羽降りて居る。その下を掘れば金が出る』といわれ、明る朝行つて見たら、鶴は降りて居たが、掘つても金は出なんだ。私が欲しい位のもは他人も落さん。掘つて見る、と言うのが神様のおためしに遭つたの

じゃ。信心があつうなる程おためしがある。おためしがあるのはおかげぞ。」

昭和二十三年三月一日 九幡教会所にて高橋博志が角南魏師から聴取 魏師が実父佐之吉から直接聴取せるもの

四八九 (言二四三二)

或る時、参拜すると、教祖、

「昨夜神様から、『あその私方の田(現祭場の)へ、夜が明けたら行つてみよ、鶴が三羽下りて居る。其の下を一丈計り掘つて見よ。金がある』と仰せられたので、今朝行つて見たら鶴が下りて居つた。」

と仰せらる。そこで自分が、

「私、掘らして頂きましょうか。」

と伺いに、

「手伝うて呉れるか。」

と仰せらる。他の人と一緒に、印のある所を一丈程掘りし時

分に、教祖来られ、

「金が出たかや。」

と仰せらる。

「いや、出ません。」

と申上げしに、

「もう止めよと神様が仰しゃるから、止めよ。」
と言われ、止めたことがある。

瀬戸昌治 「金光教入田教会開教滿八十二年祭」(抜)

昭和三十三年四月刊

四九〇 (事一〇四八)

教祖の神の神去後御袴地を管長(金雄)閣下より此袴を着けて始
終神に奉仕せよとの教祖の御遺言ありとの有難き御言葉を拝戴せ
り。(一〇〇〜一一頁)

瀬戸廉蔵 明治四十三年七月三十日 入田教会所にて高橋正雄が

聴取

四九一 (事六二三 言一二四〇)

十三日御葬儀にて、今にも降らんかと氣遣いしも、正午頃より
晴天となれり。

四九二 (事六二四 言一二三九)

使により御帰幽の事を知り、大谷へ行く途中、里見にて車夫、
「金神は死んで居ります。それでも、ひどいことを言うて死ん

で居りますそうで、自分の死ぬる日まで、書いて居りますそ
うな。」
と話し居たり。

妹尾 寿 明治四十三年八月十八日 岡山教会所にて高橋正雄が

聴取

四九三 (事六二五 言一二四一)

岡山へ来りてより近所の翁、

「前に大谷へ参りて直筆を頂き居りますから。」

とて、其人一緒に参り居る内、其人教祖より承りたり。

土居力造氏父(栄町)

商用にて度々参つてわらじがけにて上らずに御礼し居りたれば、
教祖お書下げを下され、

「私ばかりに貧乏忙しゅうござりまして。」

と申ししに、

「それが結構なのじゃ。商売に忙しいのが一番じゃ。」
と仰せられたり。

千田志満 『光(千田種一編)』(抜)

昭和二十七年一月十日刊

四九四 (言三九九九)

かかる内明治六年旧正月の月参りをさして頂いた時教祖様より、「親孝行 天の与え 神の授けと思え。今日より出社を許す」とのお言葉を頂いたのである。(九頁)

四九五 (言三九六五)

かねて吾教祖様の御在世中、

「あなたの御後は誰がお継ぎに成るのですか」

とお尋ねせしに、教祖のお答えに、

「長男や二男はあの通りで私の後を継ぐ事が出来ないから、三

男が私の後を継ぎます」

と仰せに成ったと承って居る。(六四頁)

千田瀬喜

「金光教御理解集」 広江教会蔵(抜)
明治四十三年編

四九六 (事三一五 言二四六二)

教祖の神は、辛き物や熱き物や冷き物も、食物の出来の悪しき時は、只「有難し、神様の御下されたので有る」と御礼をし給いき。七十年御病氣の際は、「嗚呼有難し、私の身は神様の物にて御座る故に、能き様にして下され」とて、神にお任せなされたり。

(五七番 一〇頁)

四九七 (事三一六 言二四六四)

教祖十六才のとき、玉島に不浄を汲みに出し帰路、芋の葉を以て蓋をして御帰りになる。他の里人等の言うには、

「これ、手前は百姓に生れて、肥の臭気が苦になるか。」

と問うたら、其時教祖は、

「吾は百姓にして、更に苦にならず。然し今頃は町中は朝飯の時なれば、其が為めに蓋をするなり。」

と仰せられたり。(八九番 一八頁)

四九八 (事三一七 言二四六五)

教祖の神は御生存中、猫を飼ひ給ひしに、其猫非常に悪しく、好きなるものを御あげなされても、其猫は近所より「殺して呉れ」と申込み来りたり。教祖の神は我内に飼たる故、可愛くて殺されぬ故、殺して下されと言うから、可愛けれ共致し方なし。御願いに来りたら、近所の人殺さんとすれ共、能わず。故に、教祖の神様は牢屋の内に入れ給う。其とき猫に向ひ申さる様、

「これ、其方は畜獣じゃ。人間でも、悪い事をする、おかみから罰を御責めなるわい。其方も、悪い事をするから、今日から私の食う通りの物をやるから、この中に入り、悪いことをすることはならぬぞ。」

と誠め給ひしに、夫れからは温和しく教祖のお食しなざる物を頂きて、嬉しく一生を過したと(四神が)仰せられました。(九八

番 二〇～二二頁)

四九九 (事三一八 言二四六六)

教祖の御心行中には、朝は四時より夕は十二時頃迄御勤め遊ばされたりと。而して御立ちになると、畳の上は青々血の様になりたりと。御心行の程御伺い奉りしに、亦、我屋敷の中に居る動物は、たとい蚤の如きに至る迄、毒はするとも、殺すことはなされず、落とし遊ばされたり。(一〇三番 二三頁)

五〇〇 (事三一九 言二四六九)

一日、夜暗がり、天地金乃神の御告げの儘の事を書いて御座ると、奥様が見られ、蚊一ぱいたかりて居る。然るに御引にならぬ奥様は、

「金光様、蚊が沢山たかりて居りますから、辛う御座りましょう。」

と申されしに、

「私の体でないから、心配はない。」(一〇九番 二七頁)

千田種治 明治四十三年九月一日 広江教会所にて高橋正雄が遣

族から聴取

五〇一 (事六二六 言二四二二)

教祖御帰幽の年、或時、参拝したるに、

「みんな、世話をやいて参って来るがよい。私も、もう百日すと仰せられ、後、百日にて帰幽せられたり。」

五〇二 (事六二七 言二四三三)

御帰幽の時には、古川より、林(金光様次郎のこと)へ通知あり。梨畑の藪の所迄行きたるに、行列は既に山にかかり居たるが、御樞動かず。急ぎ行きつきて、袴を着けたれば、御樞動きたり。

高橋沢野 「高橋沢野氏より」(奉141―抜)

昭和二十五年八月十三日 於六條院教会 教会長高橋

沢野師談 金光真整誌

五〇三 (言二四七七)

井戸井の長左エ門につき、高橋沢野師の記録(何時記したかは不明、但しペン書)

金光様の御広前へ一人の信者参拜致し、庭よりお供え物を出す。

明神様はそれを取次いで、教祖様の御前に御届けせらる。教祖様いとねんごろに御祈念遊ばさる。其信者帰りに後、

「あなたはあれを何処の者か知って居んなさるか。」と仰せらる。

「いや、一向存じて居りませぬ。」

「あれはいどいの長左エ門の案内じゃ。やっぱり参ってくるが
う。上へあがらしてやればよいが、他の氏がきらうぞいと
思うて、上がれともえ言わぬが、神様の処ではえた(新平)も
ちゃせんもお互も同じ事じゃ。ようおかげを受ける。」

神様のお乗んなさるみこしでも、新平がにかわ付けにせねば
出来ぬ(こうなし)。やっぱり一つ事(同じ事)ぞよう。日様
は糞小便の上も死人の上も同様にお照しなさる。道を立てるも
のは其わけへだてをする様ではいかんぞよう。「
と御教え下さる。(一頁)

五〇四 (事一〇〇 言二四七八)

(沢野師談) ○教祖のお顔、左のまひげの上に大きなほくろあ
り。○東新座敷の前は黒の板垣あり。○手洗鉢は大きくて、立っ
て洗える程であった。(但し、沢野師は子供であった) ○東新座
敷と母屋との間にはまんりようが生えていた。(二頁)

「教祖様御神号等の御書附——金光教六條院教会探訪」
(奉182―184)

昭和二十三年四月二十二日 於六條院教会 教会長高
橋沢野師談 金光真整誌

五〇五 (事一〇一)

五色の幣の残り

教祖様から頂きし五色の幣であるが、今は巾五分長さ一寸位の
ものと五分四角位のもの二枚、色が茶色にあせてしまつて何色
とも分明せぬものが残っている。

何時頃頂きしか不明。

教祖様は二尺位の幣串のものに五色の幣をつけたものを両手で
持つて拜んでいられた。そこで、この頂いた幣もその様に真似て
持つて拜んでいたが、後に気がついてもったいなく思つてお厨
子の中に納めた。ところが、その中に鼠が入つてたべてしまつた
ので、この様に小さくなつた。(五頁)

五〇六 (事一一六二)

○信徒総代 水田三郎兵衛氏談(氏は明治八年生れ)

祖父梅吉氏につれられて二度教祖様の所に参る。何時かわから
ぬが九つか十の頃でありましよう(御帰幽の年は氏は九才也)。
今でも教祖様によく似た人が金光には居られます。氏の母「小松
さん」は午年であるが、三十九才の時妊娠中にははしかに罹り、信
心しておかけをうけ、なおつてから流産した。もし同時であつた
ら助からぬ所であつた。このおかけを頂かれた時、ほうびに御神
号を下されたと言ふ事であります。母は二十年程も前に七十九才
でなくなりました。(真整曰、教祖様の御神号帳の中に、「明治
七年水田梅吉妻はしかの時おかけをうけほうびに下され」とある
のと合致する。)

祖父はこびきであったが、おかげをうけ、講社の様にして拝んでいた。お書附は二枚あり、一は「日天四、月天四、……」、一は天地書附。後者の方は、教祖様から頂いてかえりかけると、

「もうこれがおわかれじゃ」

と仰言ってにっこりされた、と母がよく話していた。(六一七頁)

「六条院教会探訪記」(奉181抜)

昭和二十四年六月十五日 於六条院教会 教会長談

金光真整誌

五〇七 (事一一六三)

教祖さまのうちの御様子

母屋と新長屋との間には「まんごのこ」と「まんりょう」が生えていた。

庭へ入ると右手に「大願成就」の幟が沢山立ててあった。

お賽銭箱は上り口と上(うえ)とにあった。乳などの額があった。

大きいのが小さいのや、長いのが短い提灯がぶらさがっていた。

(一五〇一六頁)

五〇八 (事一一六四)

御神談

お供えのお包の紙のええところを、もろぶたを置いてのぼして、お洗米にしとられた。それを富枝師も真似ていられた。(一六頁)

五〇九 (事一一六五)

明神さまが㊦の紋の入った枕を教祖の処へお供えした事があった。或時管長様のお宅へ泊った時、この㊦の紋の入った枕を出された。そこで、

「めずらしいものがありますなあ。私のお供えさして頂いたものです。」

と申し上げた。それ以来一度も出していただけなかった。(一六七頁)

五一〇 (事一一六六)

一、教祖あるとき、のみを打つ手が振う。どうしたのかと思つたら、神さまが乗り移っていられた。

翌年の正月神拝のとき思わず拍手す。これは恐れ入った事と思つて止めた。それから亀山へ参られたところ、

「今朝は拍手をえんりよしたのう。今日から拍手神門を許してやる。」

と言われた。猶この事は、明神さまが教祖さまの処へお参りになるより、ずっと以前の事であった。(一七〇一八頁)

五一一 (事一一六七)

香取の繁右衛門

かきわ谷の婆さんは、鏡と鈴と錫杖の三つのものを持って、かみ山(三上山のこと。熊野三山の事か)しもの山(石鎚山)を廻った。それを繁さんが持っていたが、この三つの全部を教祖が亀山から頂いて帰る。それはこの人が床で髪をふりさばいて、

「鬼門金神、金毘羅宮」

と言っていた時、教祖が行かれた。そして、

「此方が二百七十人まで乗りうつってみても頼みとするものもなかったが、おまえ(教祖の事)は心に叶う。」

と。更に、

「兄は兄だけの位をもたしてやる。日本一社の本社としてやる。」

といわれて、貰ったものであると。

又、繁右衛門は祈るばかりでは喰うて行けぬと言うので、香取へ帰って来た。(一八〇―一九頁)

五二二 (事二一六八)

庭瀬の弓場様

教祖様に、御神号のお書き下げを頂きたいと御願いしたがお下げにならぬ。そこで、

「奥が信心せぬから御書き下げが頂けぬ。」

と言って泣いた。それから、奥様も信心される様になって、改めて教祖さまから頂くことができた。(一九頁)

五二三 (事二二六九)

今出川菊亭殿(いまでがわきくいでん)

孝明天皇のおじと言われる。此方が備後の鞆に来ていられた。教祖の所が勅願所になったと言われるので、笠岡金光大神は、勅願所ではへぬるいから、自分の所は天皇の祈願所にしたいと言って、此菊亭殿の所へ願を出した。そして、明神さまは鞆迄行かれた。

ところが、此許しを頂くために沢山のお金が入用であった。そこで笠岡にたのまれて、玉島へお金を借り、西浜の多蔵をつれて行った。すると教祖はお許しにならなかった。

明神さまは、

「此度だけは、私の顔に免じて。」

とたつて御願いになり、玉島へ行ってお金を借りてはらわれた。みんなも沢山借りてはらった。後になって、明神さまはじきにお金をかえしたが、みんなは返されぬので大変困ったという事である。

この方が、富枝という名前をつけて下さった。白川の許状に富枝とあるから、白川より許状を頂く前元治よりの事であった。

明神さまは、京都に位をとりに行くと言って新しい着物を作っていたが、取って来てもらえぬ事になって不用になっていた。その着物をきて、鞆までこのこと出かけた。

又、このとき、孝明天皇の御使用と伝える扇子を頂いた。その

扇子が現存している。菊花の文様がついている。(二〇〜二二頁)

「教祖直信金照明神のみかげ」(抜)

昭和二十六年四月刊

五四 (事一〇四九)

教祖様は櫛目正しく髪を結われ、御顔色は桜色でみずみずしく光っていらせられた。(一六頁)

五五 (事一〇五〇)

教祖様は氏子の御祈念をして下さる時、

「畏れみ畏れみなしまして御願ひ申し上げ奉ります。」

と申上げられ、それから御神名を唱えられ、次に氏子の願ひ事を申上げられ、次に、

「氏子の年厄年めぐり、月難日難ちゅうよう(災難わら)悪事を払い、七難八苦大厄のめぐりは小厄とお祭りかえ下され、小厄はれ行き昼夜の御ほうへん願ひ奉り、もと行合(り)氣ざし、けんざん(り)こしよいわざなし御座りましうなら、手続きみ社引取り御感応下され、精霊のうらみたずね御ざりますなら、道立ちやうて下され、人のほのお(み根)、ほむら(上)が御座りますれば、あなたの御威徳をもって払い取り下さる様願ひ奉ります。御地内御方角にむかい、建物、普請、作事、出産、悪水のすて場、勝手の通りかい如何なる御無礼おそまつ御座りましうと

も、氏子の御信心もって頼むにしたなら、金子大明神もって御ことわり申上げ奉ります。別条相なきすみやか安心御座りますなら、なおもち願主の願ひ出だい成就相叶わせ下さります様御願ひ申上げ奉ります。」

と御祈念され、これを願ひ込みと申し、次にお祓を上げられ、其次に氏子の御願をも一度申され、これを御聞きずみと申す。神様が御聞き届け下された意味である。それから御裁伝が下り、そう方一同こと相すみ、次に拍手なされた。また朝夕も御祈念の時は其日の御家族や氏子の御礼を申上げ御わびを申上げお上の御祈念、其後、

「かかりの氏子願主の氏子初めて願う氏子の身の上、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥、十二の氏子の身の上、病氣いたげ運氣、運勢、百姓百しな物付からぐざり虫わき御ざりません様、からの作りたてよろしく稔り成就いたしますよう御願ひ申上げ奉ります。家業、商売、他行、宅替、縁談縁組、普請、作事、道中、船中、働き道中には堅固帰宅、船中には疾風、風難御座りません様、海上安全魚介願う氏子は大漁とらせ、売場買場のくり合せ、職人諸芸、古商売繁榮絵祈念願ひ申上げ奉ります。」

と申上げられた。なお教祖様はお机を前にして南向きにおすわりになり、御祈念の際は改まって御神前へ御進みになった。(一八〜一九頁)

五二六 (事一〇五一)

金光様は心経を一息一本、一息一本お上げになって、そして其おしまいに「そもそも般若心経——」と長く長くお引きなざっていらせられた。(四三頁)

五一七 (事一〇五二)

明神様はこれまで、教祖様より子明神、次には金子明神、次には金子大明神と、生きながらに有難い御神号を頂かれたが、明治元年教祖様が生神金光大神の御神号の神授をお受けになった時、終に金照大明神の御神号を明神様にお授けになって、難病業病等むつかしい病人であると、明神様に御祈念をおさせになった。

(教祖様から授かった御神号は金照大明神であったが、日常は明神様と称えた。)(四四頁)

教団史資料 八

—大正元年（一九二二）—大正十五年（一九二六）— (3)

凡 例

- ① 資料の件名は、原則として原本の内容に従って、解説のうえ、件名を付した。
- ② 「金光教〇〇」等は、すべて、「金光教」を省略し、「大教主管長」は、称号を略し、職責のみ記した。
- ③ 各項目に付した番号は、本所の資料整理の都合上付したもので、△教団史資料目録 1▽の各項目から順次付した項目番号を示す。
なお本号に掲載の項目名は次のとおりである。
③③ 第一種巡教（視察・巡教） ③④ 第一種巡教（記念巡教） ③⑤ 第一種巡教（一斉布教） ③⑥ 第二種巡教
③⑦ 第三種巡教 ③⑧ 国民精神作興・社会教化活動 ③⑨ 救援活動 ③⑩ 宗教制度調査会 ③⑪ 文部省・県当局
③⑫ 事務統計 ③⑬ その他
- ④ 最下段の番号欄中、上の数字は年度を示し、下の数字は通知番号を示す。

⑧③ 第一種巡教（視察・巡教）

番号	年月日	件名	発	宛	備考
1	3・7・11	教監佐藤範雄北海道並びに東北地方教務視察 ・巡教につき日割通知 北海道並びに東北地方教務視察・巡教日割変更通知	専掌 山本豊	第五教区支部 正副部長	
2	〃・〃・17	〃	〃		
3	〃・11・19	専掌山本豊第一二教区支部々々内教務視察につき日割通知	第二二教区支部々々長 桂松平	各教会長	
4	6・4・14	六達第八号による巡教日割無断変更につき注意並びに宣教部日割通知再徹底方指示	宣教部	第二二教区支部々々長 吉永盛太郎	

⑧④ 第一種巡教（記念巡教）

1	2・2・19	教祖三〇年大祭記念巡教出張につき訓示、打合方指示並びに宣教講題通知	宣教部	各宣教師	
2	〃・〃・〃	高橋茂久平、八木栄太郎、片岡幸之進、吉田新太郎、他各宣教師巡教日割通知	管長 金光大陣	部下一般	二達第二号
3	〃・〃・〃	巡教実施に関する注意事項につき支部々々内伝達方指示	宣教部	各教区支部々々長	
4	〃・〃・20	宣教師片岡幸之進上京通知並びに本部出張所常在宣教師中より派遣者選定方指示	〃	本部出張所専掌 畑徳三郎	
5	〃・〃・〃	東京方面巡教出張につき訓示、打合方指示	〃	片岡幸之進	
6	〃・〃・23	宣教師和泉乙三巡教日割通知	管長	部下一般	二達第三号
7	〃・〃・〃	二達第三号による宣教師和泉乙三派遣並びに巡教実施に関する注意事項につき支部々々内伝達方指示	宣教部	第一教区支部々々長 片岡幸之進	
8	〃・〃・〃	巡教出張につき訓示、打合方指示並びに宣教講題通知	〃	中野辰之助 和泉乙三	

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
“ ・ ・ ・ ”	“ ・ 6 ・ 12 ”	“ ・ ・ 28 ”	“ ・ ・ 27 ”	“ ・ 5 ・ 7 ”	“ ・ ・ ・ ”	“ ・ 4 ・ 8 ”	“ ・ ・ ・ ”	“ ・ ・ ・ ”	“ ・ ・ ・ 26 ”	“ ・ 3 ・ 7 ”	“ ・ ・ ・ ”	“ ・ ・ ・ 28 ”	“ ・ ・ ・ 27 ”	2 ・ 2 ・ 25
吉田新太郎、寺田金次郎、各宣教師巡教日割通知	宣教師高橋茂久平巡教日割追加方指示	二達第八号による宣教師高橋茂久平巡教につき実施準備方指示	二達第八号による宣教師高橋茂久平派遣並びに巡教実施に関する注意事項につき支部々々内伝達方指示	宣教師高橋茂久平巡教日割通知	二達第七号による宣教師寺田金次郎派遣並びに巡教実施に関する注意事項につき支部々々内伝達方指示	宣教師寺田金次郎巡教日割通知	宣教師八木栄太郎巡教日割につき当該各教会所宛伝達方指示	宣教師八木栄太郎巡教日割通知	二達第五号による巡教延期教会所につき宣教師八木栄太郎派遣了承方通知	高知上町教会所に対する巡教延期通知	宣教師寺田金次郎巡教日割中、井ノ口、高知、伝達方指示	二達第四号による宣教師中野辰之助派遣並びに巡教実施に関する注意事項につき支部々々内伝達方指示	宣教師中野辰之助巡教日割通知	本部出張所作成宣教師片岡幸之進東京方面巡教日割表了承通知 宣教師会訓示要項
“	管長	第三教区支部々々長 中野辰之助	宣教部	管長	宣教部	管長 金光大陣	宣教部	管長	宣教部	管長 金光大陣	宣教部	管長		宣教部
“	部下一般	各教会長	第三教区支部々々長 中野辰之助	部下一般	第一教区支部々々長 片岡幸之進	部下一般	第一教区支部々々長 片岡幸之進	部下一般	寺田金次郎	部下一般	第三教区支部々々長 中野辰之助	部下一般		本部出張所専掌 畑徳三郎
二達第一〇号	二達第九号	二達第八号		二達第八号		二達第七号		二達第六号		二達第五号		二達第四号		

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	
“ ” ” ”	” ” 8 ” 20	” ” ” 4	” ” 7 ” 1	” ” ” ”	” ” ” ” 29	” ” ” ”	” ” ” ” 27	” ” ” ” 24	” ” ” ” ”	” ” ” ” 23	” ” ” ” 22	2 ” 6 ” 12	
二達第一三号による宣教師池川朋唯派遣並びに巡教実施に関する注意事項につき支部々内傳達方指示	宣教師池川朋唯巡教日割通知	宣教師八木栄太郎巡教日割追加方指示	盛岡小教会所巡教延期方了承通知並びに前橋教会所追加巡教につき宣教師八木栄太郎宛実施周知方依頼	前橋教会所開教日時に対する照会につき報告	前橋、盛岡小教会所巡教日時につき回答並びに同回答に対する意見報告方指示	前橋教会所巡教日時に対する照会につき報告及び盛岡小教会所巡教日割漏脱理由につき照会	前橋教会所巡教日割開教日時了承通知	前橋教会所巡教日割に東北地方巡教日割に依り、宣教師八木栄太郎へ傳達方依頼	第五教区内巡教日割中、前橋教会所割除理由に依り、留朋教会所割除方指示	巡教実施趣旨支部々内至急傳達並びに巡教日割中、留朋教会所割除方指示	二達第一一〇号による宣教師八木栄太郎派遣並びに巡教実施に関する注意事項につき支部々内傳達方指示	宣教師八木栄太郎巡教日割通知	二達第一〇号による宣教師吉田新太郎、寺田金次郎派遣並びに巡教実施に関する注意事項につき支部々内傳達方指示
宣教部	”	管長	”	第五教区支部々長 浜田安太郎	宣教部書記 井上定次郎	第五教区支部々長 浜田安太郎	宣教部	第五教区支部々長 浜田安太郎	”	宣教部	管長	宣教部	
第一、一〇教区支部々長片岡幸之進 高橋茂久平		部下一般	宣教部書記 井上定次郎	宣教部	宣教部	宣教部	第五教区支部々長 浜田安太郎	宣教部		第五教区支部々長 田安太郎 北海道事務所副長 矢代幸次郎	部下一般	第二教区支部々長 吉田新太郎	
	二達第一三号	二達第二二号									二達第一一〇号		

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
・ ・ ・ 22	・ ・ ・ }	・ ・ ・ }	・ ・ ・ }2320	・ ・ 7 20	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	7 ・ 6 ・ 16	・ ・ □ ・ □	・ ・ □ ・ □	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ 12 ・ 6	・ ・ 10 ・ 18	2 ・ 8 ・ 21
通知 教祖三五年大祭記念特別布教実施趣旨につき	出席簿 教祖三五年大祭記念特別布教講師候補者講習	費明細控 教祖三五年大祭記念特別布教講師講習出席旅	る記録概要 教祖三五年大祭記念特別布教講師講習に関する	祝詞 教祖三五年大祭記念特別布教講師講習奏上式	第一講案要項並びに同講録・「国民の自覚」	第二講案要項・「信仰の本義」	第一講案・「国民の自覚」	施につき配慮方指示 教祖三五年大祭記念特別布教講師候補者に対し事務取運びにつき承方並びに記念布教実施	通知並びに講録作成送付方指示 教祖三五年大祭記念特別布教講師候補者選定	表 大正二年度上半期三重県下各教会所巡教統計	講録・「信仰と靈験」	内伝達方指示 二達第一五号による宣教師高橋茂久平派遣並びに巡教実施に関する注意事項につき支部々々	宣教師高橋茂久平巡教日割通知	宣教師池川朋唯巡教日割通知	宣教師池川朋唯巡教辞令案
管長 金光大陣	宣教部							教監 畑徳三郎	宣教総務 畑徳三郎			宣教部	管長 金光大陣	管長 金光大陣	宣教部
各教区支部々々長 各教								各教区支部々々長				第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	部下一一般	部下一一般	宣教師 池川朋唯
七達第七号	七達第六号							七監号外					二達第一五号	二達第一四号	

85 第一種巡教 (一齊布教)			
53	7・7・22	教祖三五年大祭記念特別布教実施方指示並び に同特別布教意義につき通知 七達第六、七号による教祖三五年大祭記念特 別布教日割作成及び実施配慮方指示	管長 金光大陣 宣教総務
54	〃・〃・〃	教祖三五年記念特別布教講師名簿	〃
55	〃・〃・23	教祖三五年大祭記念特別布教開教奏上詞	
56	〃・〃・〃	教祖三五年大祭記念特別布教講師永井銀之助 派遣申請了承方回答	本部
57	〃・8・6	教祖三五年大祭記念特別布教に関する收支決 算、感想等報告方指示	宣教総務 畑徳三郎
58	〃・〃・23	九月六日付永井銀之助特別布教講師任命辞令 下付申請に対する回答	第二教区支部属員 齋藤俊三郎 宣教総務
59	〃・9・17	教祖三五年大祭記念特別巡教一覧表	
60	〃・〃・〃	教祖三五年大祭記念特別巡教各教区講師出張 旅費	
61	〃・〃・〃	教祖三五年大祭記念特別巡教各支部収入及び 支出総額	
62	〃・〃・〃	教祖四〇年祭記念布教講師候補者に対する講 習会開催通知	教監
63	11・5・13	教祖四〇年祭記念布教布教服制定につき従事 者着用方指示	教監 畑徳三郎
64	〃・8・16	教祖四〇年祭記念巡教講案・第一講「立教の 神意」、第二講「神人の来」	各教区支部々々長
65	12・〃・〃	宣教師派遣請願につき自今特別布教実施並び に講題決定取計方指示	第三教区支部々々長 中野辰之助 各教会長
1	1・11・2	講録・「信心と家庭」	宣通牒第三号
2	〃・〃・〃		〃
3	2・4・〃		

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 22	〃 〃 9 〃 18	〃 〃 〃 〃	8 〃 7 〃 26	〃 〃 □ 〃 □	〃 〃 7 〃 4	〃 〃 6 〃 〃	〃 〃 5 〃 19	〃 〃 3 〃 8	〃 〃 〃 〃 26	〃 〃 〃 〃 21	〃 〃 〃 〃 19	〃 〃 〃 〃 〃	5 〃 2 〃 18	2 〃 4 〃 □
〃	〃	〃	宣教総務照会による大正八年度一斉布教に対する巡教感想報告書	八達第一一号による一斉巡教徹底実施方指示	欧州大戦終局一斉巡教実施方通知	講案・「金光教と祖先崇敬」「人心の覚醒」「信忠孝一本の信心」「家庭と家事」他	第二教区巡教日割報告中一部変更方照会	第二教区巡教日割至急作成報告方指示	五達第五号による宣教師高橋茂久平、八木栄太郎巡教につき実施準備方指示	宣教師候補者決定につき報告	宣教師候補者招集案	宣教師候補者選定標準諮問に対する意見書	宣教師派遣並びに巡教実施に関する注意事項につき支部々々内伝達方指示雛形	参議員会決定事項報告	宣教師増員準備につき候補者選定標準決定並びに同標準による候補者選任方諮問	講録・「大正の国民」
一斉布教臨時巡教師 石井格之助	関口鈞一	岩崎善蔵	函館教会長 矢代代次	臨時教監 佐藤範雄	管長 金光大陣		〃	宣教部	第三教区支部々々長 中野辰之助	〃	宣教部	参議員 畑徳三郎	〃	宣教部		
〃	〃	宣教総務 畑徳三郎	宣教部	各教会長	各教区支部々々長	〃	〃	第二教区支部々々長 吉田新太郎	各教会長	参議員 畑徳三郎	阪井永治 片島幸吉		各教区支部々々長	参議員 畑徳三郎	宣教部総務、参議員、 督事	
				八達第一一六号	八達第一一号											

37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
〃 ・ 〃 ・ 〃	〃 ・ 〃 ・ 〃	〃 ・ 〃 ・ 〃	〃 ・ 〃 ・ 〃	〃 ・ 〃 ・ 〃 30	〃 ・ 〃 ・ 〃 29	〃 ・ 〃 ・ 〃	〃 ・ 〃 ・ 〃 28	〃 ・ 〃 ・ 〃	〃 ・ 〃 ・ 〃 27	〃 ・ 〃 ・ 〃	〃 ・ 〃 ・ 〃	〃 ・ 〃 ・ 〃	〃 ・ 〃 ・ 〃 26	〃 ・ 〃 ・ 〃	〃 ・ 〃 ・ 〃 25	8 ・ 9 ・ 23
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	宣 教 總 務 照 會 に よ る 大 正 八 年 度 一 斉 布 教 に 對 す る 巡 教 感 想 報 告 書
阪井永治	松原龍太郎	石橋松次郎	和泉乙三	長谷川雄次郎	近藤頼三	原田与作	一斉布教臨時巡教師 林保太	一斉布教臨時巡教師 井上鍵之助	広島教会長 二宮満雄	久賀教会長 垣野直治	湯淺尊教	一斉布教臨時巡教師 道願政治郎	秦与一	前田五郎	一斉布教臨時巡教師 永井銀之助	一斉布教臨時巡教師 池川朋唯
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	宣 教 總 務 畑 徳 三 郎

54	9・7・12	講録・「報恩の生活」			
53	〃・□・□	提出状況一覽			
52	〃・□・□	大正八年度一斉布教につき状況一覽及び臨時巡教師講習会出席者数他参考事項			
51	〃・□・□	講録・「国民の自重」			
50	〃・□・□	講録・「家業に対する信念」			
49	〃・〃・□	〃	一斉布教臨時巡教師 井上幸雄	〃	
48	〃・〃・12	〃	片岡幸之進	〃	
47	〃・〃・8	〃	岡 巖	〃	
46	〃・〃・6	〃	松山成三	〃	
45	〃・〃・2	〃	河井栄一	〃	
44	〃・10・1	〃	吉永甚太郎	〃	
43	〃・〃・□	〃	河合四郎一	〃	
42	〃・〃・〃	〃	一斉布教臨時巡教師 山下石太郎	〃	
41	〃・〃・〃	〃	古川隼人	〃	
40	〃・〃・〃	〃	松沢四太郎	〃	
39	〃・〃・〃	〃	木村真喜夫	〃	
38	8・9・30	宣教総務照会による大正八年度一斉布教に対する巡教感想報告書	吉井通教	宣教総務 畑徳三郎	

69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55
“・“・19	“・“・18	“・“・“ “	“・“・“ “1715	“・“・“ “	“・“・15	“・“・8	“・“・“ “144	“・“・“ “4	“・“・“ “	“・“・“ “3	14・9・1	13・2・22	10・□・□	9・7・13
第一種巡教予定日及び順序表	巡教に関する経費取扱い並びに開催時期につき希望事項照会	第一種巡教講師候補者講習会講習聴講者名簿	第一種巡教講師候補者講習会出席者名簿	第一種巡教講師動員調査書	第一講案・「信心復興の活機」、第二講案・「翼賛の大義」及び第一種巡教講師打合会における佐藤宿老訓示	第一種巡教講師講習会講演に対する一般教師傍聴許可決定につき各支部々内伝達方指示	第一種巡教講師候補者講習会出欠照会に対する回答	第一種巡教開始につき支部々長会協議概要及び巡教講師候補者等参考資料報告	第一種巡教講習会開催通知	第一種巡教講師候補者名簿並びに同候補者に対する巡教講習会開催通知	第一種巡教実施に関する宣教部協議概要	宣教師会開催通知	大正一〇年度第一種巡教講案・「真実の生活と信仰」「信仰と道徳」「生活の信仰化」	講録・「生活不安と信仰」
第一七教区支部	松原龍太郎		宣教部			教監 中野辰之助	各巡教講師候補者	宣教部		教監 中野辰之助		教監 畑徳三郎		
宣教部						第一、二、三、一〇、一六教区支部々々	宣教部	本部出張所担当 畑徳三郎				各宣教師		
						一四監 第一七号						一三監第四号		

85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70
“ ” ” ”	“ ” ” ”	“ ” ” ”	“ ” ” 27	“ ” ” 26	“ ” ” ”	“ ” ” ”	“ ” ” ”	“ ” ” ”	“ ” ” 25	“ ” ” ”	“ ” ” ”	“ ” ” 24	“ ” ” ”	“ ” ” 22	14 ・ 9 ・ 21
第一種巡教日割提出方照会につき回答	”	答 宣教部照会第一種巡教日割に対する変更方回答	第一種巡教講師変更に伴なう日割変更につき日割計画再編成方指示	第一種巡教日割作成に対する照会につき注意事項指示	巡教日割作成につき巡教開催地への巡教講師出発場所照会	第一種巡教日割提出方照会に対する回答	宣教部照会第一種巡教日割に対する変更方照会	宣教部照会第一種巡教日割に対する変更方回答	巡教服務期間につき都合報告方照会	第一種巡教日割提出方照会に対する回答並びに巡教講案中第一講案開教方向	第一種巡教日割提出方照会に対する回答並びに同巡教派遣講師者通知方督促	第一種巡教日割提出方照会に対する報告	第一種巡教講師動員計画案並びに同案に基づく巡教日割提出方照会及び同巡教講師候補者宛内定通知案	宣教部照会巡教日割に対する変更方回答	第一種巡教講師打合会作成巡教講案報告
第一〇教区支部々長 佐藤一夫	寺田金次郎	第二〇教区支部副部長 道願政治郎	”	宣教部	第一九教区支部副部長 安部太	第一七教区支部	生沼万寿吉	金原道文	宣教部	第二一教区支部々長 林保太	第二一教区支部々長 林保太	第二三教区支部副部長 池川朋唯	宣教部長 和泉乙三		宣教部
宣教部長 和泉乙三	”	宣教部	第一七教区支部々長	第九教区支部々長	宣教部		和泉乙三	宣教部	巡教講師候補者 道願政治郎	”	宣教部長 和泉乙三	宣教部	各教区支部々長 各講師		本部出張所担当

101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86
〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 6	〃 〃 〃 4	〃 〃 〃 〃	〃 〃 10 〃 3	〃 〃 〃 □	〃 〃 〃 □	〃 〃 〃 □	〃 〃 〃 □	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	14 〃 9 〃 〃 〃 28
一四達第九号による巡教日割、講題決定通知	一四達第九号による巡教実施につき講師、日割決定・支部々内伝達方指示	第一種巡教日割提出方照会につき回答	大教会所炎上後に於ける信心刷新並びに普通選挙法実施に対する自覚につき巡教実施方指示	第四教区支部々内第一種巡教日割中への焼津小教会所追加届及び同日割追加表	西村教通への巡教講師任命通知方照会	第一種巡教開催期間に対する各教区希望一覧	第一種巡教日割提出方照会に対する回答	第一種巡教派遣講師変更方通知	宇和町小教会長よりの巡教師旅費送金につき回送方通知	満州巡教日割方針変更方照会につき回答	神戸連合会長多田碓次郎申請第一種巡教講師派遣につき添申	淡路連合会代表者松井達申請第一種巡教講師派遣願につき添申	第一種巡教派遣講師名照会につき至急回答方督促	第一種巡教日割提出方照会につき回答	第一種巡教日割変更方申請
教監 中野辰之助	教監	第九教区支部々長 岩崎平治良	管長 金光家邦	第四教区支部	第一七教区支部		第一八教区支部副部長 松沢四太郎	〃	〃	宣教部	〃	第一六教区支部々長 片岡幸之進	第二〇教区支部々長 林保太	第五教区支部々長 浜田安太郎	第二一教区支部々長 林保太
各教区支部々長	当該各教区支部々長 各巡教講師	宣教部 和泉乙三	教会所 教師 一般	宣教部 山下石太郎	宣教部		宣教部長 和泉乙三	第一七教区支部々長	第一二教区支部々長	巡教講師 生沼万寿吉	〃	管長 金光家邦	〃	宣教部長 和泉乙三	宣教部
一四監 第一九号	一四監 第一五号		一四達第九号												

117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102
“ ” ” ” ”	” ” ” ” 16	” ” ” ” 15	” ” ” ” ”	” ” ” ” ”	” ” ” ” ”	” ” ” ” ”	” ” ” ” 13	” ” ” ” 12	” ” ” ” 11	” ” ” ” ”	” ” ” ” 10	” ” ” ” ”	” ” ” ” ”	” ” ” ” 9	14 ・ 10 ・ 8
知 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通	第 一 種 巡 教 日 割 表 重 複 回 答 に つ き 一 部 返 戻 並 び に 巡 教 講 師 松 原 龍 太 郎 巡 教 日 割 他 変 更 点 通
宣 教 部 長 和 泉 乙 三	宣 教 部	教 監 中 野 辰 之 助	”	”	宣 教 部	山 下 鏡 影	管 長	第 一 五 教 区 支 部 々 々 長 生 沼 万 寿 吉	第 一 〇 教 区 支 部 々 々 長 佐 藤 一 夫	第 二 一 教 区 支 部 々 々 長 林 保 太	宣 教 部	宣 教 部 長 和 泉 乙 三	宣 教 部 長 和 泉 乙 三	教 監 宣 教 部	岡 巖
第 五 教 区 支 部 々 々 長 浜 田 安 太 郎	第 一 九 教 区 支 部 々 々 長	台 湾 事 務 所 属 員 芥 藤 俊 三 郎	巡 教 講 師 田 中 治 郎	巡 教 講 師 河 合 四 郎 一	巡 教 講 師 福 嶋 輝 明	吳 東 教 會 長 曾 根 久 米 造	大 講 義 松 原 龍 太 郎	宣 教 部 長 和 泉 乙 三	宣 教 部 長 和 泉 乙 三	宣 教 部	各 巡 教 講 師	莊 内 教 會 長	宣 教 部	各 巡 教 講 師	山 下 石 太 郎
		一 四 監 第 二 一 号												一 四 監 第 二 〇 号	

133	〃 〃 〃 〃	巡教講師辞令、日割表等受書	石井格之助	宣教部	
132	〃 〃 〃 〃	第二次巡教実施につき出講支障日照会に対する回答	道願政治郎	宣教部長 和泉乙三	一四監 第二六号
131	〃 〃 〃 30	一四達第九号による巡教実施につき講師、日割、講題決定・支部々内伝達方指示	〃	第八、一六教区支部々長	
130	〃 〃 〃 〃	一四達第九号による第一〇教区支部々内巡教実施につき河合四郎一巡教講師任命辞令並びに同巡教日割及び同巡教講題通知	教監	第一〇教区支部々長	一四監 第二四号
129	〃 〃 〃 〃	第二一教区支部々内巡教につき巡教日割一部変更実施方報告	福嶋輝明	宣教部 山下鏡影	
128	〃 〃 〃 29	巡教実施予定天津教会所他三カ所付近職時状態につき巡教延期並びに同日割検討方照会	松山成三	宣教部長 和泉乙三	
127	〃 〃 〃 〃	巡教講師松原龍太郎巡教実施報告並びに巡教報告書及び調査書送付方依頼	松原龍太郎	山下石太郎	
126	〃 〃 〃 28	巡教講師石井格之助日割一部変更通知			
125	〃 〃 〃 〃	巡教講師田中治郎巡教状況報告	杉原信三郎	近藤良助	
124	〃 〃 〃 25	第一種巡教日割照会に対する銀山教会所巡教日割追加方回答	第一六教区支部々長 片岡幸之進	宣教部	
123	〃 〃 〃 〃	第一種巡教日割提出方照会につき回答	第八教区支部々長 五十嵐孫太郎	宣教部長 和泉乙三	
122	〃 〃 〃 24	第一〇教区支部々内巡教日割追加予定につき提出日割表返戻再回答方指示	宣教部	第一〇教区支部	
121	〃 〃 〃 〃	一四達第九号による巡教実施につき巡教講師並びに巡教日割通知	教監	当該各教区支部々長	一四監 第三号
120	〃 〃 〃 23	第二次巡教実施につき日割照会	宣教部	第一六教区支部々長	
119	〃 〃 〃 22	宣教部宛提出第一種巡教日割表につき至急裁可並びに派遣講師名通知方督促	第一九教区支部副部長 安部太郎	宣教部長 和泉乙三	
118	14 ・ 10 ・ 20	巡教日割計画表照会	第二教区支部 福嶋輝明	宣教部 山下鏡影	

150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134
” ” ” 20	” ” ” 2816	” ” ” 14	” ” ” 10	” ” ” 9	” ” ” 8	” ” ” 7	” ” ” 6	” ” ” 5	” ” ” 4	” ” 11 1	” ” 1110 4 19	” ” ” □	” ” ” □	” ” ” □	” ” ” □	14 ” ” 10 ” ” 31
に つ き 出 講 依 頼	寺 田 講 師 不 快 に よ る 巡 教 日 割 中 一 部 講 師 変 更	第 四 教 区 支 部 々 内 巡 教 日 割 表	第 一 三 教 区 支 部 々 内 巡 教 実 施 に つ き 講 師 、 日 割 内 定 ・ 支 部 々 内 伝 達 方 指 示 一 四 達 第 九 号 に よ る 巡 教 実 施 に つ き 講 師 、 日 割 、 講 題 決 定 ・ 支 部 々 内 伝 達 方 指 示	公 開 講 演 実 施 方 願 に 対 す る 却 下 回 答	巡 教 日 割 訂 正 方 照 会 に つ き 訂 正 日 割 回 答	巡 教 講 師 堀 尾 保 治 、 公 開 講 演 実 施 方 願	巡 教 講 師 湯 淺 尊 教 、 石 井 格 之 助 巡 教 日 割 表	割 決 定 ・ 支 部 々 内 伝 達 方 指 示	第 一 三 教 区 他 、 年 内 追 加 巡 教 実 施 に つ き 日 割 表 作 成 提 出 方 指 示	巡 教 日 割 中 、 瀬 戸 田 教 会 所 開 教 不 能 に つ き 旅 程 変 更 報 告	巡 教 講 師 福 田 源 三 郎 、 西 村 教 通 巡 教 日 割 表	講 録 ・ 「 信 心 復 興 の 活 機 」	巡 教 講 師 石 井 格 之 助 巡 教 日 割 旅 程 中 一 部 変 更 方 伺	一 四 達 第 九 号 に よ る 巡 教 報 告 雛 形	第 一 種 巡 教 日 割 表 作 成 に 関 す る 照 会 に つ き 回 答 猶 予 方 願	巡 教 実 施 状 況 報 告
宣 教 部 長 和 泉 乙 三		教 監	”	宣 教 部	第 一 二 教 区 支 部 々 長 吉 永 甚 太 郎	香 住 小 教 会 長 荒 垣 世 吉		教 監	宣 教 部	金 原 道 文			朝 鮮 布 教 管 理 所		第 一 六 教 区 支 部 松 原 龍 太 郎	河 合 四 郎 一
見 浦 徳 三 郎		第 一 三 教 区 支 部 々 長 吉 永 甚 太 郎	第 一 三 教 区 支 部 々 長 吉 永 甚 太 郎	香 住 小 教 会 長 荒 垣 世 吉	宣 教 部	山 下 鏡 影		第 二 教 区 支 部 々 長 吉 永 甚 太 郎	第 二 教 区 支 部 々 長 吉 永 甚 太 郎	山 下 鏡 影			宣 教 部		山 下 鏡 影	”
		一 四 監 第 一 九 号						一 四 監 第 一 八 号								

167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151
〃 ・ ・ ・ □	〃 ・ ・ ・ 〃	〃 ・ ・ ・ 29	〃 ・ ・ ・ 〃	〃 ・ ・ ・ 25	〃 ・ ・ ・ 〃	〃 ・ ・ ・ 〃	〃 ・ ・ ・ 〃	〃 ・ ・ ・ 21	〃 ・ ・ ・ 19	〃 ・ ・ ・ 18	〃 ・ ・ ・ 13	〃 ・ ・ ・ 12	〃 ・ ・ ・ □	〃 ・ ・ ・ □	〃 ・ ・ ・ □	14 ・ 11 ・ 23
頼 支部々内巡教日割表作成提出につき取計方依頼	第一二教区支部々内巡教日割一部変更方指示	第一四監第三二号による巡教日割一部変更届	第一四達第九号による巡教実施につき講師、日割、講題決定・支部々内伝達方指示	鹿兒島県下巡教講師不都合につき日割並びに講師変更方照会	伝蔵派遣方請願	支部々内巡教日割表提出につき巡教講師西村	支部々内巡教日割表作成方照会に対する回答	支部々内巡教派遣講師選定につき配慮方依頼	支部々内巡教日割表作成方照会に対する回答	宮崎、鹿兒島県下巡教日割表作成方照会に対する回答	巡教講師河合四郎一による臨時開教方請願	第一四達第九号による巡教実施につき講師、日割決定・府中、新市教会所宛伝達方指示	巡教講師松原龍太郎巡教日割表	長春教会所以下八教会所巡教日割表	支部々内巡教日割中一部変更届	第一三教区支部々内巡教日割中一部変更承認
第二〇教区支部々々長 湯浅尊教	宣教部	第二二教区支部々々長 吉永甚太郎	教監	宣教部	第二〇教区支部副部長 道願政治郎	仙台教会所	〃	第一一教区支部々々長 湯浅尊教	〃	第一三教区支部々々長 吉永甚太郎	市村教会所	教監			第二三教区支部	講師 松井 達
宣教部長 和泉乙三	石井格之助	教監 中野辰之助	第一二、一三教区支部 部長	第一三教区支部々々長	〃	宣教部	管長 金光家邦	山下鏡影	管長 金光家邦	〃	宣教部	第一〇教区支部々々長			〃	宣教部
			第一四監 第三二号									第一四監 第三〇号				

184	183	182	181	180	179	178	177	176	175	174	173	172	171	170	169	168
“ □ □ □	“ □ □ □	“ “ “ 31	“ 5 “ 14	“ “ “ 23	“ “ “ 20	“ “ “ 10	“ “ “ 2	“ 2 “ 1	“ “ “ □	“ “ “ 28	“ “ “ 25	“ “ “ 16	“ “ “ 7	15 1 “ 6	“ □ □ □	14 □ □ □
第一教区支部々内巡教日割表	第一種巡教日割変更案	天津、青島、濟南、上海教会所並びに漢口布教所巡教日割報告	長意見答申書報告方指示	一四達第九号による巡教終了につき実施教会講師交渉次第	一四達第九号による巡教実施につき講師、日割、講題決定・支部々内、当該教会長宛伝達方指示	一四達第九号による巡教実施につき講師、日割、講題決定・支部々内、当該教会長宛伝達方指示	一四達第九号による巡教実施につき講師、日割、講題決定・支部々内、伝達方指示	鹿兒島県内巡教日割決定につき希望日程照会	支部々内巡教日割、旅程一部変更につき報告	支部々内巡教日割表作成提出につき取計方依頼	支部々内巡教講師氏名、日割等至急通知方依頼	支部々内巡教派遣講師選定につき配慮方依頼	多々良教会長下沢利四郎病臥中につき同教会所巡教無期延期方申請	第一二教区支部々内巡教日割一部変更方指示に対する回答	仁川他外地巡教経費報告及び宣教師金原道文巡教日割送付方依頼	第一六教区支部々内巡教日割表
		巡教講師 松山成三	教監事務取扱 阪井永治		教監 中野辰之助	湯浅尊教	教監 行徳熊次郎	鹿兒島教会長 湯浅尊教	第一三教区支部々長 佐藤一夫	第一〇教区支部々長 湯浅尊教	“	第一二教区支部々長 吉永甚太郎	西村伝蔵	生沼万寿吉		
		宣教部長 山下鏡影	各教区支部々長	湯浅尊教 石井榕之助	第一、一三教区支部々長、天津他三教会長	宣教部長 和泉乙三	第一〇、一一、二〇教区支部々長	宣教部長 山下鏡影	宣教部長 和泉乙三	宣教部長 和泉乙三	宣教部長 “	宣教部長 和泉乙三	宣教部長 “	宣教部長 山下鏡影		
			一五監 第一〇号		一五監 第二号		一五監 第一号									

⑧ 第二種巡教

15	4・4・29	第二種巡教申請認可につき宣教師高橋茂久平派遣通知	宣教総務 佐藤範雄	洲本教会所副教会長 松井達
14	・12・28	高松教会長他申請第二種巡教宣教師派遣願認可につき回答方指示	〃	第一教区支部々々長
13	・11・3	神戶、宮島教会所他申請第二種巡教宣教師派遣願認可につき回答方指示	〃	第一、一〇教区支部々々長
12	・10・15	多度津教会長申請第二種巡教宣教師派遣願認可につき回答方指示	〃	第一教区支部々々長
11	・7・10	九条教会長他申請第二種巡教追加願認可につき回答方指示	〃	〃
10	・6・21	可につき回答方指示	〃	第一教区支部々々長 吉田新太郎
9	・5・7	洲本教会所副教会長他申請兵庫県下宣教師派遣願認可につき回答方指示	〃	〃
8	・4・6	神戸連合会長他四教会長申請宣教師派遣願認可につき回答方指示	〃	〃
7	・・・20	三達第三号による宣教師八木栄太郎派遣並びに巡教実施に関する注意事項につき支部々々内伝達方指示	〃	〃
6	3・2・6	香川県連合会長申請宣教師派遣願認可につき回答方指示	宣教部	第一教区支部々々長 片岡幸之進
5	・・・1410	第一回滋賀県下巡教費用表並びに同巡教日割及び同巡教成績表	滋賀県連合会	〃
4	・8・3	香川県連合会長申請宣教師派遣願認可につき回答方指示	〃	第一教区支部々々長 片岡幸之進
3	・・・27	香川県連合会長申請宣教師派遣願却下につき回答方指示	宣教部	第一教区支部々々長
2	・7・・	三重県連合会実施巡教報告並びに決算報告	三重県連合会長 松沢四太郎	教監 佐藤範雄
1	2・6・11	宣教師高橋茂久平による第二種巡教実施につき繰合出席方並びに同巡教講題通知	第三教区支部	各教会長

⑧7 第三種巡教

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
・ ・ ・ 5 ・ 6	・ ・ ・ 21	・ ・ ・ 19	・ ・ ・ 3 ・ 16	3 ・ 2 ・ 21	・ ・ ・ 12 ・ 6	・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ 11 ・ 1	・ ・ ・ ・ 26	・ ・ ・ 10 ・ 18	・ ・ ・ 9 ・ 13	2 ・ 3 ・ 15
申請による宣教師高橋茂久平派遣方回答	宣教師派遣申請聴許につき神戶、尾道西各教会長宛伝達方指示	宣教師派遣申請聴許につき尾道他二教会長宛伝達方指示	宣教師派遣申請聴許につき美伯教会長宛伝達方指示	宣教師派遣申請聴許につき竹原教会長宛伝達方指示	宣教師派遣申請聴許につき真砂教会長宛伝達方指示	宣教師派遣申請聴許につき明石教会長宛伝達方指示	申請による宣教師井上鍵之助派遣方回答	宣教師派遣申請聴許につき当該教会長宛伝達方指示	宣教師派遣申請聴許につき尾道、立花、中庄各教会長宛伝達方指示	宣教師派遣申請聴許につき尾道、立花、中庄各教会長宛伝達方指示	宣教師派遣申請聴許につき尾道、立花、中庄各教会長宛伝達方指示
宣教総務 佐藤範雄	宣教総務 佐藤範雄	宣教総務 佐藤範雄	宣教総務 佐藤範雄	宣教総務 佐藤範雄	宣教総務 佐藤範雄	宣教総務 佐藤範雄	宣教総務 佐藤範雄	宣教総務 佐藤範雄	宣教総務 佐藤範雄	宣教総務 佐藤範雄	宣教総務 佐藤範雄
洲本教会所副教会長 松井達	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平

17	16
5 ・ 5 ・ 6	4 ・ 4 ・ 30
岩屋小教会所他五カ所申請第二種巡教認可につき宣教師高橋茂久平派遣通知	第二種巡教申請認可通知
宣教総務 佐藤範雄	第一教区支部々々長 片岡幸之進
洲本教会所副教会長 松井達	洲本教会所副教会長 松井達

88 国民精神作興・社会教化活動

1	1・8・11	移牒・「明治天皇崩御」刊行、各教会所配布につき教導上参考方指示	第三教区支部々々長 中野辰之助	各教会長	
26	15・2・19	那覇よりの巡教願につき報告		宣教部	
25	14・10・3	吳東教会長による宣教師派遣申請につき添申	第一〇教区支部々々長 佐藤一夫	宣教部長 和泉乙三	
24	〃・〃・18	三月二一日付宣教師派遣申請につき変更願	洲本教会長 松井 達	管長 金光家邦	
23	13・4・16	申請による宣教師八木栄太郎派遣方回答	宣教部	〃	
22	10・〃・14	申請による宣教師古川隼人派遣方回答	宣教総務 高橋茂久平	〃	
21	7・〃・22	申請による宣教師池川朋唯派遣方回答	宣教総務 畑徳三郎	洲本教会長 松井 達	
20	〃・10・21	布教三〇年記念祭につき宣教師派遣願	近衛教会長 広瀬市造	管長 金光大陣	
19	6・5・9	開教奉告祭につき山本教務課長出張方通知	教監	八幡浜教会長 多河常民	六監第三号
18	5・9・11	洲本教会所他六教会所による宣教師派遣申請につき添申	第一教区支部々々長 片岡幸之進	管長 金光大陣	
17	4・10・5	申請による宣教師八木栄太郎派遣方回答	宣教総務 佐藤範雄	洲本教会所副教会長兼 福良小教会長 松井達	
16	〃・12・1	第三種巡教申請聴許につき府中、新市各教会長宛伝達方指示	〃	〃	
15	〃・11・20	第三種巡教申請聴許につき松永、川口各教会長宛伝達方指示	〃	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	
14	〃・7・6	宣教師派遣申請聴許につき川上小教会長宛伝達方指示	〃	第一教区支部々々長 片岡幸之進	
13	3・5・7	宣教師派遣申請聴許につき府中教会長宛伝達方指示	宣教部	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	

17	“・7・31	内務省主催感化救済事業講習会開催につき出席者指導方依頼	教監 佐藤範雄	第五教区支部 正副部長	五監第八号
16	“・2・8	教会所現状及び公益事業調査報告	笹間小教会長 中谷富隆	本部	
15	“・“・“	二監第一九号による公益事業報告至急提出方督促	“	“	五監第二号
14	5・1・25	「我国体の尊厳図」「尊厳なる我国体」普及促進につき各地頒布状況調査報告方指示	各支部々長	五監第一号	
13	“・12・15	九月二十七日付四監号外趣旨徹底方再指示	教監 佐藤範雄	各教会長	四監号外
12	“・“・□	「我国体の尊厳図」「尊厳なる我国体」頒布につき趣旨普及方指示並びに頒布価格通知	本部内 国体神勅普及会		
11	“・“・30	基隆幼稚園認可設立報告	基隆教会長 羽田平次郎	本部	
10	“・9・27	改訂版配布につき普及徹底方指示	教監 佐藤範雄	各教会長	四監号外
9	4・2・2	移牒・「国民講演第四集選挙の神聖」配布につき入用部数申出方指示	第三教区支部々長 中野辰之助		
8	“・□・□	北海道土人教育状況調			
7	“・6・11	「国民講演第二集明治と天皇」普及徹底方督促並びに「我国体の尊厳図及び同譜図解」予約購読数報告方指示			
6	3・1・5	二監第一九号による公益事業報告	瀬高教会長 藤丸逸二	教監 佐藤範雄	
5	“・□・□	三教思想家合同大演説（原稿）	佐藤範雄		
4	2・12・23	四三監第一号による教会所現状及び公益事業状況報告方指示	教監	各支部々長	二監第一九号
3	“・□・□	講録・「社会の現勢と金光教の信仰」			
2	1・9・22	大赦・特赦による本教引受免囚人に対する保護、取扱方指示	教監 佐藤範雄	明石、奥平野、玉水、函館、小樽各教会長及び岡本政道	元監第五号

18	6・4・3	本部大祭参拝教師に対する国民精神振作訓示 会開催通知方指示	教監 畑徳三郎	各支部々々長	
19	〃・5・19	内務省主催感化救済事業講習会開催につき出 席者指導方依頼	〃	第三、四教区支部々々長	六監第五号
20	〃・8・23	「敬神崇祖憲政自治大精神」第三版刊行につ き講読並びに頒布普及方指示	〃	第三教区支部々々長	号外
21	7・1・17	「皇国経典」刊行につき各教会所備付並びに 頒布普及方指示	〃	各支部々々長	七監第一号
22	〃・4・23	幻灯講演会開催につき宣教師派遣方申請	福岡県連合会長 安武松太郎	管長 金光大陣	
23	〃・5・1	幻灯講演会開催につき幹事会開催通知	福岡県連合会事務所	各幹事	
24	〃・〃・6	幻灯講演会宣教師派遣申請に対する講師決定 方回答につき幹事会開催通知		安武松太郎、顧問、各 幹事	
25	〃・〃・12	幻灯講演会入場者資格照会に対する一般信徒 入場不許可の旨回答		飯塚、小倉東部、三井 各教会所	
26	〃・〃・25	幻灯講演会費臨時徴収書雛形	福岡県連合会		
27	〃・〃・〇	幻灯講演会開催につき出席方通知		各会員、第二二教区地 方委員	
28	〃・〃・〇	幻灯講演会講師旅費、技師謝礼金額、同到着 日時につき同		宣教部	
29	〃・7・7	幻灯講演会開催臨時賦課金未納教会所名照会 に対する回答	福岡教会長 吉木 茂	甘木教会長 安武松太郎	
30	〃・〃・12	幻灯講演会開催臨時賦課金納入方督促	福岡県連合会事務所	小倉、折尾、本町、直 方他五教会所	
31	8・6・29	世界大戦終結平和克復奉告祭執行心得方指示	臨時教監 佐藤範雄		八監第一四号
32	〃・7・〇	幻灯講演会招待券、吉備楽大演奏会招待券	主催者 宮本嘉一郎	高橋正雄	
33	〃・8・6	文部省訓令第六号食料増殖、戦後経営趣旨普 及方指示につき通達	教監 畑徳三郎	各支部々々長	八監第一七号
34	〃・10・13	山口県地方改良会、本教代表委員辞任につき 後任者選定通知	管長	山口県知事	

50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35
〃・〃・□	〃・〃・□	11・3・17	〃・12・10	〃・8・23	〃・〃・〃	〃・〃・〃	〃・〃・21	〃・7・7	10・1・□	〃・□・□	〃・12・1	〃・〃・27	〃・8・25	9・5・8	8・□・□
神道各教大会事務規程	神道各教大会規程	神道各教大会開催につき宮城、新宿御苑拝観許可願	「我皇太子殿下」頒布につき普及方再指示	「我皇太子殿下」頒布につき普及方指示	〃	〃	〃	内務省主催社会事業講習会出席指導方依頼	日本の富力表（大正一〇年一月現在）	「国勢調査に就きて」（パンフレット）	第一回国勢調査後援感謝状	社会事業講習会終了証	第一回国勢調査につき趣旨徹底実施協力方指示	移牒・文部省宗教局照会による各教会所公益事業報告方指示	敬神崇祖之大精神幻灯講演会状況一覧
		神道各教派代表者 御嶽教管長 柴田孫太郎	教監 畑徳三郎	〃	〃	〃	〃	臨時教監 高橋茂久平			八幡市長 堀口助治	内務省	教監 畑徳三郎	第三教区支部々々長 中野辰之助	
		文部大臣 中橋徳五郎	〃	各教会長		第二、三教区支部々々長	第三、四、五教区支部長	第一、一教区支部々々長			〃	野中伊之吉	〃	各教会長	
			一〇監 第二三号	一〇監 第一六号	一〇監 第一三号	一〇監 第二二号	一〇監 第一〇号	一〇監 第一二号					九監号外		

67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51
〃・〃・13	〃・6・9	〃・〃・28	〃・5・18	〃・〃・24	〃・4・18	〃・〃・□	〃・〃・□	〃・〃・24	〃・〃・22	〃・〃・21	〃・〃・20	〃・3・6	〃・2・29	13・1・1・□	〃・12・25	12・9・3
静岡県小笠原郡宗教家招待協議会状況報告	大津市長主催神職及び宗教家協議会状況報告	鳥取県神道各教派同盟幹事会概況報告並びに同県神道各教派同盟会規則	神道各教大会並びに大講演会実状報告	静岡県国民精神作興に関する宗教家協議会概況報告	台湾総督府国民思想善導に関する懇談会状況報告	「実行組合の葉」(静岡県)	「静岡県社会事業要覧」(静岡県社会課)	兵庫県神職及び宗教家協議会概況報告	長崎県宗教代表者合同協議会概況報告	岡山信徒会発会式につき時局講演会開催案内	高知県宗教家合同協議会状況報告	兵庫県宗教家合同協議会出席者照会に対する回答	兵庫県神職及宗教家協議会出席者選定依頼並びに協議事項	「方面委員の葉」(静岡県社会課)	国民精神作興詔書頒布、詔書大意頒布につき教導上参考、趣旨普及方指示	融和促進事業、地方改善事業促進につき援助協力方依頼
係 第四教区支部々内情報 谷村	大阪市長 高阪市太郎	鳥取教会会長代理 福場要次	中野辰之助 長谷川雄次郎	富士教会会長 興石與一郎	第一二教区台湾事務所 属員 斎藤俊三郎			片島幸吉 古瀬利義 多田碓次郎	長崎教会会長 大淵益太郎 浜田幾治郎	岡山信徒会 道願政治郎	高知教会会長	本部	兵庫県知事 平塚広義	教監 畑徳三郎	社会事業協会会長 沢栄一、他二名	
本部	〃	宣教部	教監 畑徳三郎	臨時宣教部長 畑徳三郎	宣教部				教監 畑徳三郎	高橋正雄	臨時宣教部長 畑徳三郎	兵庫県知事 平塚広義	管長 金光家邦	各教会長	管長 金光家邦	
															二二監 第一八号	

84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68
”・”・24	”・”・22	”・”・8	”・10・5	”・9・8	”・”・□	”・”・23	”・”・”	”・”・10	”・”・”	”・8・3	”・7・10	14・5・7	”・10・14	”・9・8	”・8・30	13・7・11
大成会維持会員申込取扱方照会に対する回答	大成会維持会員申込につき取扱方照会	支部長会議における佐藤範雄「大成会成立次第」説明要録	大成会「宣言五大精神及会規」	神道大会概況報告並びに北海道教師会通信	大阪神道各教連合会規約及び委員役員名簿	神道大会開催につき近藤良助専講師出張方依頼並びに出張不能の旨返電文案	神道大会開催補助委員依頼通知	神道大会開催補助委員依頼につき通知	神道大会開催準備委員、補助委員選定方照会に対する回答	神道大会開催準備委員、補助委員依頼並びに準備上諸注意につき通知	「大成会趣意書」	愛知県神道一三派主催建国祭執行概況報告	内発第三一号による神道大会開催準備状況につき照会	神道大会開催準備委員、補助委員依頼並びに準備上諸注意につき通知	山口県下宗教関係者懇談会に関する大島郡長よりの照会に対する回答方につき伺	高松市神道会発足につき援助協力方依頼並びに同会々々、高知県伊野町報効会規則
大成会幹事 長谷川雄次郎	宣教部長 和泉乙三		五十嵐孫太郎			畑道雄	教監 中野辰之助	内局主事 今田周吉	”	教監 中野辰之助		第四教区支部	内局主事	教監 畑徳三郎	大島小教会所 向山亀一	
宣教部長 和泉乙三	大成会		本部		和泉乙三	札幌教会長 西村務道	本部出張所 五十嵐孫太郎 矢代代次	本部出張所 五十嵐孫太郎 畑道雄	本部出張所書記 畑道雄	五十嵐孫太郎 矢代代次	本部	本部	第一二教区支部々々長	吉永甚太郎 石橋松次郎 吉木茂	教務部	
													内発第三五号	内発第三一号		

㊟ 救 援 活 動

4	3	2	1	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85
4 5・1 12・	〃 3・30	〃 〃 26	3 1・21	□ □ □	□ □ □	〃 〃 17	〃 〃 7	〃 10 6	〃 8 16	〃 6 7	15 4 12	〃 11 14	〃 〃 28	14 10 27
第一区府県立全生病院統計年報	東北、九州災害救済義捐金寄贈者名簿	東北地方凶作及び桜島噴火罹災に対する義捐金募集につき取扱方指示 三監第一号による義捐金送付並びに取扱方照会	東北地方凶作及び桜島噴火罹災に対する義捐金募集につき取扱方指示	風俗改良事項一覽	大成会各教区・教会所入会数一覽	松本重敏大成会幹事長就任挨拶	大成会事務所移転通知	大成会々々報送付部数変更通知	大成会々々報休刊につき上杉慎吉著「斯の心国救はん」送付、会員宛送付方依頼	観生高等女学校時々記念講演会開催につき講師依頼	神道大会開催準備委員、補助委員依頼並びに準備上諸注意につき通知	大成会岡山県支部規約並びに同会本支部役員一覽	「普選準備臣民翼賛の道」刊行、各教会所配布につき教導上参考方指示	大成会維持会員募集につき同会趣意書送付、会員募集要項通知
	八幡小教会所	佐世保教会所	教監 佐藤範雄			松本重敏	大成会	大成会庶務係	大成会	観生高等女学校 襟立陸太郎	教監事務取扱 阪井永治	所 大成会岡山県支部事務	宣教部長 和泉乙三	教監 中野辰之助
	衆議院図書館内 東北九州災害救済会	第一二教区支部々長 桂 松平	各支部々長			〃	〃	〃	大成会金光教支部	高橋正雄	谷村萬之助 郎 森清眞壽		〃	各支部々長
			三監第一号								一五監第九号			

⑨〇 宗教制度調査会

1	15・2・□	宗教法要綱修正促進運動案			
18	□・□・□	水害被害状況届	笹間小教会長 中谷富隆	管長 金光大陣	
17	14・7・24	南鮮地方水害罹災者義捐金募集につき通知	教監 第五教区支部々内各教会所	各支部々長	一四監 第一四号
16	〃・□・□	関東地方罹災状況報告	教監 畑徳三郎		一二監 第一四号
15	〃・11・5	関東大震災罹災者義捐金応募総数、総額等につき報告方指示	第一教区支部	洲本教会所	
14	12・9・22	関東地方震災義捐金受領書	教監	支部々長	九監第一五号
13	9・8・20	水害による部内各教会所、教信徒被害状況報告方指示	福岡県知事 谷口留五郎	野中猪之吉	
12	8・1・14	貯水池決壊による罹災者救助金寄付につき賞与	〃	第一、一〇教区支部々長	七監第一一号
11	〃・12・10	七監第一〇号による義捐金につき教内罹災者配贈取計方指示	教監 畑徳三郎	各支部々長	七監第一〇号
10	7・9・20	山陰地方風水害罹災者義捐金募集につき取扱方指示			
9	〃・12・28	六監第一一号による義捐金報告(教報号外)			
8	〃・〃・10	六監第一一号による義捐金につき教内罹災者配贈取計方指示	教監 畑徳三郎	第三教区支部々長 中野辰之助	六監第一四号
7	〃・〃・〃	六監第一一号による義捐金受領通知	本部会計課	洲本教会長	
6	〃・11・5	移牒・六監第一一号による罹災者義捐金募集状況報告方指示	第三教区支部々長 中野辰之助	〃	六監第一三号
5	6・10・8	東京府他数県下風水害罹災者義捐金募集につき取扱方指示	教監 畑徳三郎	各教会長	六監第一一号

㊦ 文部省・県当局

6	5	4	3	2	1
12・7・〃	9・6・24	〃・〃・〃 〃・〃・〃	6・4・3 7・3・3	〃・12・〃 〃・〃・〃	4・8・16
神仏道教会所規則制定通知	山口県各宗代表者異動に関する照会につき本 教代表者山本豊任命の旨回答	文部省第四五年報 下巻 宗教の部	文部省第四五年報 上巻 宗教の部	大阪府令第五八号に基づく教会所設置許可申 請書並びに規約書雛形	神仏道教会所説教所に関する規程制定通知
文部大臣 鎌田栄吉	管長 金光家邦				大阪府知事 大久保利武
	山口県知事 中川 望				大阪府令 第五八号
	文部省令 第三二号				

10	9	8	7	6	5	4	3	2
15・〃・〃 □ □ □	〃・〃・〃 129 271	〃・〃・〃 87 2217	〃・〃・〃 76 2521	〃・〃・〃 86 814	〃・〃・〃 〃・〃・〃	〃・5・17	〃・5・8 65 815	15・3・3 〃・5・〃 〃・〃・〃 1115
宗教法案記事	〃	〃	宗教制度調査会記録	佐藤範雄、下村寿一「往復書簡」写	宗教制度調査会官制及び同議事規程	準備方指示	宗教法案に対する教内意見取纏めにつき答申	宗教制度調査会記録
				下村寿一 佐藤範雄		教監事務取扱 阪井永治		
				下村寿一 佐藤範雄	各支部々長			
						一五監 第一一号		

⑨ 事務統計

13	〃・〃・〃 □	大正九年上半期第五教区支部々々内事務統計報告	第五教区支部々々長 浜田安太郎			
12	〃・〃・〃 31	大正九年上半期第四教区支部々々内事務統計報告	第四教区支部々々長 岩崎平治良			
11	〃・〃・〃 19	大正九年上半期第一一教区支部々々内事務統計報告	第一一教区支部々々長 古川隼人	本部		
10	〃・〃・〃 18	大正九年上半期第八教区支部々々内事務統計報告	第八教区支部々々長 矢代幸次郎	教務部長 高橋茂久平		
9	〃・〃・〃 〃	大正九年上半期撫順教会所事務統計報告	撫順小教会長 稲津博見			
8	9・7・5	大正九年上半期奉天教会所事務統計報告	奉天教会長 稲津博見			
7	〃・〃・〃 □	大正七〇一五年度古月教会所事務統計報告	古月教会長 野中伊之吉			
6	7・2・28	大正六年度事務報告	管長	文部大臣 岡田良平		
5	6・〃・〃 □	大正六年度教務課事務統計				
4	5・〃・〃 □	大正五年度事務報告				
3	〃・〃・〃 15	移牒・四監第一号による取調事項、提出期限につき通知	第二教区支部々々長 桂松平	各教会長		〃
2	4・1・11	主務省訓令による年度報告例改正につき取調事項、提出期限指示	教監 佐藤範雄	各支部々々長		四監第一号
1	2・6・30	教会所、教師、教信徒数府県別表				
7	12・12・7	京都府令第一〇五号神仏道教会規則施行細則による教会所現狀届提出方指示	上京区役所	近衛教会所		庶乙第五七九二号
8	□・□・□	神仏道教会設立手続並びに取締規則				県令第七三〇号

30	“・”・□	大正二一年上半期奉天教会所事務統計報告	奉天教会長 稲津博見		
29	“・”・29	大正二一年上半期第一一教区支部々々内事務統計報告	第一一教区支部々々長 片岡幸之進		
28	“・”・21	大正二一年上半期第五教区支部々々内事務統計報告	第五教区支部々々長 浜田安太郎		
27	“・”・20	大正二一年上半期第一二教区支部々々内事務統計報告			
26	“・”・15	大正二一年上半期安東教会所事務統計報告	安東教会長 福岡信十郎		
25	“・”・10	大正二一年上半期第一五教区支部々々内事務統計報告	第一五教区支部々々長 生沼万寿吉		
24	“・”・”	大正二一年上半期上海小教会所事務統計報告	上海小教会長 古藤重光		
23	“・”・9	大正二一年上半期第一二教区支部台湾事務所内事務統計報告	台湾事務所属員 齋藤俊三郎		
22	“・”・3	大正二一年上半期長春教会所事務統計報告	長春教会長 藤岡栄植		
21	“・”・7・1	大正二一年上半期大連、西崗子小教会所事務統計報告	大連、西崗子小教会長 松山成三		
20	11・6・30	大正二一年上半期第八教区支部々々内事務統計報告	第八教区支部々々長 矢代幸次郎	教務部	
19	10・1・8	大正二一年上半期第九教区支部々々内事務統計報告	第九教区支部々々長 中野辰之助	各教会長	九監第二五号
18	“・”・31	大正九年下半年長春小教会所事務統計報告	長春小教会長 藤岡栄植		
17	“・”・26	大正九年下半年長春小教会所事務統計報告	第一教区支部々々長 片岡幸之進	各教会長	
16	“・”・12・25	大正九年下半年長春小教会所事務統計報告	教監 畑徳三郎	各支部々々長	九監第二五号
15	“・”・10・16	大正九年下半年長春小教会所事務統計報告	天津教会長 杉本 薫	本部	
14	9・9・25	大正九年上半年第二教区支部々々内事務統計報告	第二教区支部々々長 吉田新太郎		

46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
〃 〃 〃 15	〃 〃 〃 13	〃 〃 〃 〃	〃 〃 2 〃 7	〃 〃 〃 〃 □	〃 〃 〃 〃 □	〃 〃 〃 〃 □	〃 〃 〃 〃 31	〃 〃 〃 〃 15	〃 〃 〃 〃 7	〃 〃 〃 〃 5	12 〃 〃 1 〃 2	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃	11 〃 〃 12 〃 31
大正一二年下半年期第一一教区支部々々内事務統計表	大正一二年下半年期第一〇教区支部々々内事務統計表	大正一二年下半年期第八教区支部々々内事務統計報告	大正一二年下半年期第一二教区支部々々内事務統計報告	大正一二年下半年期遼東小教会所事務統計報告	大正一二年下半年期第五教区支部々々内事務統計報告	大正一二年下半年期第二教区支部々々内事務統計報告	大正一二年下半年期鞍山小教会所事務統計報告	大正一二年下半年期第一五教区支部々々内事務統計報告	大正一二年下半年期安東教会所事務統計報告	大正一二年下半年期奉天教会所事務統計報告	大正一二年下半年期長春教会所事務統計報告	大正一二年上半年期第二教区支部々々内事務統計報告	大正一二年下半年期上海小教会所事務統計並びに取調事項報告	大正一二年下半年期大連、西崗子小教会所事務統計報告	大正一二年下半年期第一二教区支部台湾事務所内事務統計並びに基隆教会所公益事業報告
第一一教区支部々々長 片岡幸之進	第一〇教区支部々々長 佐藤一夫	第八教区支部々々長 矢代幸次郎		遼東小教会長 国武 磯	第五教区支部々々長 浜田安太郎	第二教区支部々々長 吉田新太郎	鞍山小教会長 山田伊三郎	第一五教区支部々々長 生沼万寿吉	安東教会長 福岡信十郎	奉天教会長 稲津博見	長春教会長 藤岡栄植	第二教区支部々々長 吉田新太郎	上海小教会長 古藤重光	大連、西崗子小教会長 松山成三	台湾事務所属員 基隆教会長 羽田 猛 齋藤俊三郎

93
その他

2	1	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
6・3・12	1・10・30	〃・3・9	〃・2・□	14・1・20	〃・〃・31	〃・8・1	〃・〃・31	〃・〃・〃	〃・〃・10	〃・〃・〃	〃・〃・9	〃・〃・3	〃・7・2	12・6・30
前教監佐藤範雄に対する記念品贈呈計画通知	「勅語」受書	大正一三年下半年期第一教区支部々々内事務統計報告	大正一三年下半年期第四教区支部々々内事務統計報告	大正一三年下半年期第一教区支部々々内事務統計報告	大正一二年上半年期第二教区支部々々内事務統計報告	大正一二年上半年期第一二教区支部々々内事務統計報告	大正一二年上半年期第八教区支部々々内事務統計報告	大正一二年上半年期第一五教区支部々々内事務統計報告	大正一二年上半年期上海小教会所事務統計報告	大正一二年上半年期第一教区支部々々内事務統計報告	大正一二年上半年期第二教区支部台湾事務所内事務統計報告	大正一二年上半年期安東教会所事務統計報告	大正一二年上半年期長春教会所事務統計報告	大正一二年上半年期大連、西岡子小教会所事務統計報告
小林 鎮	笹間小教会長 中谷富隆	第二教区支部々々長 吉田新太郎	第四教区支部々々長 岩崎平治良	第一教区支部々々長 片岡幸之進	第二教区支部々々長 吉田新太郎	第一二教区支部	第八教区支部々々長 矢代幸次郎	第一五教区支部々々長 生沼万寿吉	上海小教会長 古藤重光	第一教区支部々々長 片岡幸之進	台湾事務所属員 齋藤俊三郎	安東教会長 福岡信十郎	長春教会長 藤岡栄植	大連、西岡子小教会長 松山成三
久山猪八郎	管長 金光大陣				教務部									

19	□・□・□	謄号結語等差表				
18	〃・6・25	浅口郡酒造講習会講演依頼	浅口郡酒造講習会会長 田村甚次郎	高橋正雄		
17	15・5・10	青年会幹事長北米視察につき海外渡航願認可	管長	片島幸吉		一五指令 第四一号
16	〃・9・19	金光中学校費予算更正決議可決につき増額決定通知	教監	金光中学校長		
15	14・1・16	教祖の御子孫一覧				
14	〃・12・27	金光中学校盗難被害金につき会計事務処理方指示	教監	金光中学校長 佐藤金造	金光中学校長 畑徳三郎	一三監 第一九号
13	〃・10・23	金光中学校盗難被害報告、盗難始末書	金光中学校長			
12	13・〃・30	「立教神宣」感想文執筆依頼	金光教青年会雑誌編集部 片島幸吉			
11	12・8・5	神祇官復興特設請願につき趣意賛同、署名協力方要請	日乃本振興会長 稲葉豊生			
10	11・3・□	神仏道各宗派教師等級名称一覧				
9	11・3・16	金光教研究会創立協議会、総会記録				
8	9・2・4	高橋正雄日記抜粋				
7	8・12・10	私立金光中学校創立滿二五年記念式次第				
6	〃・□・□	「皇国経典」出版案内				
5	7・12・□	進言書	佐藤範雄	管長		
4	〃・11・19	河手九平来談要旨並びに教内情弊観につき書信	高橋正雄	教監 畑徳三郎		
3	6・6・11	佐藤範雄記「井上頼因先生勅問奉答次第他」				

22	21	20
□ ・ □ □ ・ □	□ ・ □ □ ・ □	□ ・ □ □ ・ □
「憤怒」の発生過程図解	本邦普通教育之発達概況(文部省)	金光町民会役員名簿

昭和六十一年度研究論文概要

六十一年度に提出された研究報告のうち、本号に論文として掲載したものの以外の、各所員、助手の研究論文と業務報告の概要をここに掲げる。

第一部

金光大神事跡資料集解説

——小野家資料編年編（衆治郎没年まで）——

金光 和道（所員）

小野家資料のうち、金光大神に関する資料を取り出し、衆治郎の没年までをまとめた「小野家資料編年編（衆治郎没年迄）、金光大神事跡集」を編み、その資料の解説を試みた。その項目は次の通りである。

一、文治郎の没年まで

○小割帳を中心に ○衆治郎・与八の江戸奉公 ○御救 ○借銀（衆治郎） ○与八の借金とその働き ○博奕

二、衆治郎の地位の向上

○伊勢神宮のお札配り ○火消し ○洪水と里見川の治水
○家老の巡村 ○庄屋と衆治郎 ○衆治郎の働き（年代順）

本教における葬儀・祖霊祭祀の

成立過程をたずねて

——維新政府の神葬祭普及政策を追う——

松沢 光明（所員）

日本人の宗教感情の根幹に、家を前提とした祖先崇拜のあることがしばしば指摘され、本教においても祖霊は信仰の対象として重要な位置を占めている。しかしながら、その祖霊に関して、金光大神の信仰に基づく本教独自の教義的解明は、今なお十分になされているとはいえず、今後その明確化が目指されねばならないと考える。

本稿では、右の前段的作業として、本教祖霊祭祀がそもそもいつ頃からどのような状況下で成立していったのか、という問題意識のもとに、維新政府の宗教政策、とりわけ神葬祭関係の法令との関わりから、その考察を試みた。その結果、次のようなことが判明した。

○明治五年六月、神官にも葬儀の執行が許されることになるが（大政官布告第一九二、同一九三号）、金光大神は、既に四年十月浅尾藩から神職を停止されており、生涯葬儀執行権を有することはなかった。

○明治六年八月、教会認可規準（教会大憲十カ条）が定められたことを機に、次第に神道系教派が成立すると共に、七年一月教導職にも葬儀執行が許された（大政官布告第一三三号）ことにより、教派内における神道形式の葬儀、靈祭が一般化していった。金光萩雄が氏神社祠掌並びに教導職候補の資格を有し、教祖広前を名目上金神社とすることをもって、明治十三年森田八右衛門の神道葬儀を執行し得たことは、右のような状況を反映していると思われる。

○その後、『神社は宗教にあらず』として政教分離が図られるに及び、政府は明治十七年八月に教導職を廃し、十月には神官の葬儀関与を停止すると共に自葬を解禁することとなる。つまり、明治十八年神道金光教会が組織される時においては、管長任命の教派教師による葬儀が始められていたわけであり、従って、神道金光教会の設立時から、一応の本教独自の祖霊祭祀を行うことが制度上は認められていたということになる。

○ 今後は、教団組織以降今日までの本教祖霊祭祀の実際及びそこに見られる教義的意味づけについて、その歴史的、客観的把握を進めることが求められる。

「覚書」安政五年十二月二十四日の

記述にみられる「無礼」の解釈試論

竹部 弘（勲手）

「覚書」安政五年十二月二十四日の条には、金光大神がそれまでに経験した家族や銅牛の死という不幸なでき事について、この日下があったお知らせをもとに得された内容が記されている。その内容は、この記述を順序通りに辿っていけば、因果的な関係を伴う図式として捉えられるが、お知らせが下がった原初の開けの中にはそうした図式に収まらないものがあったのではないかという観点から、そこにもみられる「無礼」について考察した。

一章では、金光大神の心意が推移していく過程を辿りながら、(1)自己の外にある「四つ足埋もり」という金神への「無礼」から、その土地の上で方角を見、祈念に努め生活を営んできた自己のあり方に根拠が求められる「無礼」の層への運動として、また(2)客観的な尺度によって計られる實在的な状態という層から、自己の主観のもとに現象し担われていく経験という層への運動として「無礼」の意識を捉えると共に、(3)ここでの「無礼」には、それが処罰としての不幸を伴うと観念される相ばかりでなく、有しの観念を経た、宥されたところからみて感じられる相が認められるのではないかという点を仮説的に提出した。

二章では、一章で提出した仮説を、記述内容の継起性因果性よりも同時に注目して捉えることにより、検証することを試みた。即ち、お知らせによる「無礼」の指摘―金光大神の回顧と承服―神の宥しの意志の表明という順序で記された内容が、そうした順序を踏まねばならぬものとしてあるのではなく、お知らせを受ける「この度」に於て同時的に成立するものではないかということ、相互間の時間的關係から考察した。

三章では、お知らせによって示された、時間にして四百数十年という隔たりにある先祖と金光大神との、「無礼」を媒介とする関係について、一章・二章で論じたことをもとにして述べ、「この度」に於て知らされた「無礼」がどのような時間性格をもって経験されるものであるのかを考察した。

以上の論述をもとに、「覚書」の記述が語る「無礼」は、実在的な事実性ではなく、そこからの飛躍を果たすべき象徴的な事実性を備えたものではないかとの推論を加えた。

第二部

病氣・信心・医療

岩 本 徳 雄 (著)

教典を通して、金光大神の生と信仰に触れていくと、金光大神

を含めて、当時の人々における病氣と、病氣に関わる信仰を窺わせるところが多々見受けられ、病氣は、人々を信仰に誘い、信仰の意義を確認せしめていくべき重要な契機であったと考えられる。一方現代では、本教を含めて宗教が病氣の問題に関与し得ている領域は、かつてのそれに比して相当に縮小されているとの観点から、本稿は、金光大神のもとに病氣の問題を持ち込んだ人々における病氣と信仰・医療の關係実態と、それに向けられた金光大神の教え・教義を、金光大神理解や医学史・民俗關係資料の分析・検討を通じて明らかにすることの課題性を提示したものである。

一章では、病氣が信仰上の問題とされた当時の状況を、主に金光大神理解によって示し、二章では、金光大神における医薬・医療に対する見方と関わらせながら、その信仰における医薬・医療の位置づけを考察した。三章では、病因をめぐる金光大神理解の分析を通して、金光大神が言うところの「信心」の意味と、病氣がその「信心」の中でどのように位置づけられているかについて述べた。

まとめとして、金光大神においては、信仰の領域内に病氣の問題や医療は包摂されていること、そして、当時の情況とその中で金光大神の教え・教義は、人類史的にも極めて貴重なものとなる可能性が認められることを示した。

教祖広前直参としての教制審議

——審議おける歴史認識を中心に——

西川 太(所員)

戦後教団が一定の方向性をもって出発したのは、敗戦直後の和泉内局・堀尾内局の後を受けて成立した佐藤一夫内局からであった。教務教政を担当するにあたって、佐藤内局がその基本方針に据えたのは、「教祖広前直参」という姿勢であった。内局は、「教祖広前」における信心、「教祖広前」の在り方を、戦後の歴史的社會の中に実現することを基本課題としたのである。従って、内局が捉えた「教祖広前」の内容、性格、そして、それが何によって規定されたかということの究明が、戦後本教史研究のひとつの課題となつてこよう。なぜならば、当時捉えられた「教祖広前」の内容こそ、一定の方向性の内容、すなわち、戦後教団の出発の枠組みを形づくるものであったと考えることができるからである。

本稿は、この課題を明らかにすべく、「教祖広前」の在り方を教制の在り方の上に実現しようとした教制審議に焦点をあて、そこに見られる審議内容のうち、とりわけ、歴史認識を中心に論じたものである。

そこで明らかにし得た点は、「教祖広前」の在り方を求める当

時の視点が、戦後の混乱した教団状況・信仰状況を克服しようとする意志に深く規定されたものであったということである。すなわち、教団の結合原理を明らかにすべく求められた「教祖広前の実体」や、結合原理を根本的に支える信仰理念であるところの「取次」の内容は、「教祖広前」の在り方が実証的に研究されて導き出されたものではなく、戦後の混乱した教団状況・信仰状況に対する問題意識、そしてさらには、それを規定する歴史認識が生み出したものであったのである。

慶応三年十一月二十四日の神伝と

「お知らせ事覚帳」との関わりについて

藤井 潔(所員)

本稿では、慶応三年十一月二十四日の神伝拝受の体験と、「覚帳」執筆開始との金光大神における内的関わりについて究明すべく、一章では、該神伝として示される言表の解釈を試み、二章においては、金光大神の「覚帳」執筆という書記行為に注目し、その行為に内在する、先の神伝との意味的関連性を考察した。

具体的には、先ず一章において、神伝冒頭に提示される「日天四」、そして「月天四」ではじまる二つの一打ち書きの言表に注目し、この言表が単に「日天四」「月天四」との神性を開示する

にとどまらず、神と金光大神において想起された独自の新しい信仰世界としての「天地」を構成する聖なる時空世界を、「日天四」「月天四」との神性のもとに象徴的に開示するものと捉えた。そして、こうした聖なる時空の創出が、金光大神のそれまでに展開されてきた現実世界における神開示の営み（「教養」の歩みを、神伝中の言表「神の頼みはじめから十一か年」の歴史として相対化しうる視座を与えることとなったのではないかと解した。そしてさらに二章においては、「覚帳」執筆という、自らの生を言葉のうちに書きとどめていくという行為が、単に客観的な事実記録、対象描写のみを意味するものではなく、金光大神自ら、その生を言葉のうちに決定していく、というすぐれて創造的な行為的契機を有していたと捉え、そうした行為を可能にする主体のうちには、一章で述べた独自の視座が内在していたのではないかとこの結論に至った。

金神信仰に関する一考察

——方角日柄説との関わりで——

岡 成 敏 正(勲手)

『金光教教典』に散見する「金神」なる神名は、天地金乃神と言ひ換え得る内容をもって使用されている場合と、当時の人々に

恐れられていた祟り障りの神としての金神と言ひ得る内容をもつて使用されている場合とに分けることができる。このうち、祟り障りの神としての金神について、金光大神は、その内容を一方で否定的・消極的に捉えながらも、反面、肯定的・積極的な意味合いをもつても示している。それは、金光大神によって、天地金乃神と当時の民間信仰における金神とが、何等かの関連性を有した神名として把握されていたことを物語るものと考えられる。

そこで本稿は、金光大神が「金神」の神性をどのように把握し、位置付けていたのかという観点から、その予備的作業として、当時の民間信仰における金神像を、主として方角日柄説との関わりにおいて究明することを試みた。

一章では、幕末期に流布されていた方角日柄説の内容を把握するために、方角日柄説の歴史を概観し、それが『簞蓋内伝』に代表される伝統的な学説と、江戸中期に中国から来舶した新しい曆占書を典拠にして数多くの著作を發行した松浦東籬・琴鶴の新説とに大別されることを示した。

二章では、そうした方角日柄説に関わる諸文献をもとに、幕末期に民間で使用されていた金神名（たとえば八将金神、七殺金神、鬼門金神等）と方角日柄説における具体的な方忌（たとえば八将神方、金神七殺方、鬼門等）と対照し、その金神名が、平安期以降、わが国で最も留意されてきた代表的な方忌として共通するものであり、いずれも凶方という意味合いを持って使用されていたことを示した。

三章では、さらに方角日柄説における方忌と対照できない金神

名（たとえば八百八金神、天地金神等）について、当時の歳徳神祭祀や金神祭祀といった信仰形態にも眼を向けることによって、それが、いわば天地に充滿する凶方とでも言うべき普遍性を有した金神名であったということを描した。

以上の考察から、当時の民間信仰における金神像は、方角日柄説における方忌として具体化されていると共に、方角日柄説では具体化できない不可知的な凶方としても祭祀されていたとの見解を提示した。

金光大神と遊行宗教者の救済形態について

鈴木 雄（動手）

本教教規によれば、教祖金光大神が常時神前に奉仕したことを規範に、本部広前では教主が常時神前に奉仕して取次に従い、更に各教会においては、取次者が常時神前に奉仕すべきことが明記されている。しかし、本教の教会の現状は、常時神前に奉仕する、結果に格動するということになっていない場合が多い。本稿は、こういった現状は、常時神前に奉仕することの意味の曖昧さが、今日、露になってきていることが一因ではないか、という問題意識に立って論を進めた。

まずはじめに、「お知らせ事覚帳」、「金光大神事蹟集」を手

掛りにして金光大神の救済形態の変遷を追い、遅くとも、慶応三年以後、金光大神は専ら居室において戸外不出の救済形態をとっていたことを示した。そして次に、このことに目を置きながら、遊行形態をもって救済活動に当たった伊勢御師・念仏聖・修験者に焦点を当て、近世後期までの救済形態の変遷を、民俗学の成果をもとにして以下のように述べた。

伊勢御師・念仏聖・修験者の救済形態の基本と考えられる遊行形態は、いずれも中世期に確立したと考えられる。しかし、これらの救済形態は、近世期、江戸幕府の宗教政策によって大きな影響を受けることになる。江戸幕府の宗教政策は寺請制度・本末制度・諸法度を柱としたものであったが、これらの政策は、遊行宗教者の定着化や遊行形態の形骸化を招くことになった。そしてさらに、近世中後期になると、江戸幕府の宗教政策の弊害が生じ、その間接的な影響を受けて、遊行宗教者の定着化は一層進行していった。

以上のように、近世中期から後期にかけては、遊行形態による救済活動が成立し難く、遊行宗教者の定着化が進行した時期であり、金光大神がとったと考えられる戸外不出の救済形態は、このような近世後期の信仰状況と何らかの関係があると考えられる。

第三部

管長退任要求の思潮と高橋内局

——本部出張所報告にみられる

文部省との交渉を中心として——

佐藤 光 俊(署名)

本稿では、所謂「昭和九・十年事件」以降、昭和十六年にかけての高橋内局の時代においても、教内には依然管長金光家邦の退任を要求する思潮が胎動し続け、この間の教政動向を性格づけてきたとの仮説に立ち、管長退任要求をめぐる本教と国家(文部省)との具体的交渉過程から、該事件が本教史上にもたらした歴史的影響を捉えようとした。即ち、管長退任要求を焦点とした本教と国家との関わりには、いかなる対抗関係が見られるのかという観点から、それは国家の支配をいかに導くものであったか、逆にまたそれはどのように支配を批判し、抵抗を示すものであったかを論点として、この間における本部出張所と教監との間に交わされた書簡四十五点を採り上げ、そこに示される交渉経過とその内容解明に努め、国家と本教との対抗的様相を捉えた。

一章では、本部出張所の沿革と当時の役割、出張所長筧教監宛書簡の概要を示し、二章では、「大教会所復興造管部事務引継ぎ」に示される教監の基調方針と文部省側の対応、三、四章では、

所謂「金光家血脈裁判」の訴訟事件と大審院判決をめぐる本部当局の対応と文部省の動向及びこの間に処した本部出張所長の活動に論及した。

これらのことから、当初から文部省は管長の身边に刑事事件の発生する事を予測し、それを口実に管長認可取消しをはかるべく、事態の推移を注視していたことを明らかに、管長の処遇をめぐる教内外の諸対抗を捉えつつ、その集約として大審院判決に対する宗教局長と教監との会談に示された両者の関係相から、以下の結論を導いた。もとより、それは国家の監督権に対しては信仰的主体の限界を物語るものではあるが、同時に、そこでは管長制度に現われる国家の政治的權威に対して、あくまで神前奉仕の信仰的權威をもつての対抗が示され、政治的權威をはるかに凌駕する信仰的權威の発揚が見られ、その限りにおいては明らかに国家への独自の対抗と批判が示されている。けれども、その対抗は、管長個人の退任に終始固執するものに過ぎなかった点で、対抗関係を一過的で限定的なものとし、国家への同調を内包するものでもあった。

「昭和九・十年事件」と教団肅正期成会

—教師論、信徒論の模索—

創造を目指して—

上坂隆雄(前掲)

本稿では、今日の教団における教師論・信徒論を模索・創造するための一作業となることを願いとして、「昭和九・十年事件」における、教団肅正期成会と有志盟約との具体的対応関係に考察の焦点を絞り、そこに見られる教師の在り方、及び信徒層の具体的思念の内実、主張の性格等の究明を図ることを目指した。

論究の結果、(一)、教団肅正期成会は、管長金光家邦個人の進退問題に固執した結果、加えて、その退任が得られぬことへの挫折感の原因として、教団運営体制への参画等信徒固有の課題が第二次的な問題とならざるを得ず、また、全教的連合組織にまで発展した自らの組織の再編、存続をなし得なかったという、運動の限界性があった。(二)、「昭和九・十年事件」の渦中において、信徒達は、教内教師の墮落した情況や、彼らを盟約運動に糾合しつつも、再び管長金光家邦を首長とする教団体制に迎合して行った盟約教師の在り方を問題とし、信徒独自の立場から、教団を自らが主体的に担おうとする教団意識を醸成・発揚し得た。(三)、肅正期成会の動向には、文部省当局との折衝からも窺われるように、結

果的に一定限度ではあるが、国家権力を相対化する信仰的可能性が示されている。(四)、有志盟約は、「昭和九・十年事件」において発揚された、信徒の信仰的エネルギーを有効に導き得なかった。(五)、「昭和九・十年事件」において、信徒達が教団変革の主体として、非妥協的運動を展開し得たことは、該事件の歴史の意義の一つとして認め得る。以上、概ね、五点を確認し得た。

今後は更に、「昭和九・十年事件」における盟約教師と信徒団との立場・主張の具体的な相違点を明確化することにより、何よりも信徒団の歴史的境界性を確認した上で、その信仰的可能性とは何であったのかを究明して行くことが求められる。

「北支事変」勃発以後の金光教団の

戦時時局対応の概観

原田道守(助手)

本稿では、金光教団の戦時時局対応とその諸活動とは何であるのか、を問う前段階的考察として、「北支事変」勃発以後、アジア太平洋戦争終結に至るまでの、金光教団の戦時時局対応を、教政施策と一宗教団体としての時局活動との関わりを通じて概観することを目指した。

一章では、「北支事変」勃発当初の教団内にみられた時局活動

状況、事変対処事務局設置・国民精神総動員金光教委員会体制下の教団の時局対応について、二章では、日本軍占領地域での民間レベルによる文化工作宣撫事業の一翼を担った教団の宣撫工作事業について、三章では、金光教報国会結成前後から敗戦に至るまでの教団の時局対応（勸告奉戴必勝生活確立運動から全教一家挺身奉公運動への展開等）及び教政方針と時局対応活動とが如何に関わりつつ展開していったかについて、各々に考察を試みた。

これらのことから、教団の戦時時局対応とその活動は、高橋内局、松山内局、白神内局と、一貫して大教会所神前奉仕者（本部教会主筆者）御取次を中心に、全教の信仰的意志と総力を一つにしての時局対応を目指すものであったが、教団内にみられた実情は、各教会所・各地域に於て、個々の信念に基づく個別的な時局対応とその活動が推進されていく、という様相を呈するものであったことが概観された。

ここからは、教団の戦時時局活動個々の内容とそれらの推移変遷の様相を把握することと、その有効的確な把握を可能とする観点とを、模索していきたい。

○岡 千 秋（第一部所員）

「教内紙誌掲載教団史資料目録」（明治期迄）を作成した。
その他、資料の整理・保管に関わる資料室業務に従事した。

○福 嶋 義 次（第二部所員）

「金光教教典」用語解説作成のための基礎資料のカード化を進めた。

「金光教教典」英訳作業畧史」を作成した。

○藤 井 喜代秀（第二部所員）

「岡本駒之助手記」（巻物八巻、六一五項目の教語類を収録）の解説を進めた。

○堤 光 昭（第二部所員）

「本所収集資料に関する関係者一覧表・資料収集年表」作成のためのカード化を進めた。

その他、資料の整理・保管に関わる資料室業務に従事した。

○眞 田 幹 夫（第三部助手）

資料・図書 of 整理・保管に関わる資料室業務に従事した。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法および成果などについて、所外からの批判・検討を受けるため、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今年、昭和六十一年十二月一日に、第十八回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、紀要第二十六号掲載の論文三編及び資料概説一編、すなわち、坂本忠次「戊申詔書下の金光教団―地方改良運動との関連を中心に―」、岩本徳雄「『不浄・汚れ』に関する金光大神理解―その背景と意味について―」、松沢光明「明治二年三月十五日の神伝に関する一考察」、堤光昭「本所における資料収集の経緯とその概要」である。以下に検討の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外からは米本光世(春日井)、沢田重信(六甲)、安部満輝(小野・金光学院教授)、姫野教善(厚狭・北九州大学教授、森山秀吉(坪井・熊本大学助教授)の各氏、所内からは各論文執筆者と福嶋義次、早川公明、佐藤光俊、上坂隆雄(司会)、橋本美智子(記録)であった。

坂本論文

○ 「戊申詔書下の金光教団」として、佐藤範雄個人の社会活動への論及が、ストレートに、また全面的に「教団」の動向として位置づけられている点に疑問が残る。確かに、教団の草創期には、

教政者と教団の動向とは不分明であり、教政者個人の在り方が教団の動向を規定する面が非常に強かったことは否めない。しかし、教団の動向と教政者との関連性に論及するについては、両方の區別をも明確に押さえていくことが不可欠の作業ではないか。そのためには、当時における教団の意志決定機構がどのようなものであったかが解明され、踏まえられ、また、佐藤範雄その人の信仰内実が、本教信仰の本質とどのように対応し、両者はどのような位置関係にあるのかという点の検討もなされなければならないであろう。

○ この論究で扱われた戊申詔書と本教との関係の問題は、この時以来の教団の動向を決定づける重要な出来事であったと理解できる。その意味で、本教史を通史として構想する時、本教教団の在り方と金光大神の信仰内実の照応関係の再検討を要請するものとして、評価できる。けれども、そうした関心に立つ時、本稿においてこの歴史的出来事に対する意義づけが充分ななされているとは言いがたい。たとえば、筆者は国家と本教との関わりを、天皇制国家の国民統合政策の中に位置づけ、その国家目的と民衆救済の使命との間に「『調和』と『ゆ着』の局面」を指摘しつつ、「『矛盾』の局面」をも指摘しているが、一方で前者の局面を「布教上のメリット」として位置づけながらも、他方の「『矛盾』の局面」については分析が不十分である点などである。従って、国家の宗教政策に規定され、順応してきた面と共に、人間救済という筋合いにおいてはそれと矛盾し、ぶつからざるを得なかったとい

う動きは、常に重層的に存在したのであるから、その点について、ここからさらに詳細な分析がなされる必要がある。

○ 佐藤範雄の立場として、「臣民」、宗教者、社会事業家、教育者など、様々な側面が見うけられ、宗教的救済者としての在り方と、対外的活動をする時の立場では葛藤や矛盾もあつたろうが、それにしても当時の社会活動には目を見張らされるものがある。その意味において、今日及び今後の教団における社会活動の在り方を相対化し、模索する上でも、戊申詔書下の教団にあって、当時の教団中枢が第一義的には何を志向していたと言ひ得るのか。この点で本教が示した判断なり、教団としての行動が、不可避的な選択であつたのか、戦略的選択であつたのか、あるいは主体的で積極的な選択であつたのかということを明らかにする必要があるのではないか。そのことよつて、遊廓改善、同和問題、赤十字運動など多岐にわたつた社会活動が、教団活動として後世に引き継がれ得ず、個人的活動の範囲に留まつたことの理由も解明されよう。

岩本論文

○ 筆者は、金光大神が、無礼などの神に対する人間の不敬行為や忌み・汚れなどの不浄観念に対して、「お断り」「お願い」するといった信仰姿勢を示したことを特徴づけ、同時に他方では、当時の民間信仰にみられる「不浄・汚れ」の観念や諸禁忌に対峙し、それらに随順する信仰姿勢を否定していたとして、結論的に

そこには「矛盾」が存在することを肯定する立場をとっている。

けれども、この論文全体で示される金光大神の信仰の基調が、従来の金神信仰にみられる「不浄・汚れ」観念とその禁忌の否定にあるとすれば、前者の信仰姿勢が是認される時、そこでは人間の金神への無礼や不浄行為の不可避性が前提とされるのであるから、この点後者の論点との間で論理の一貫性を失うことにならないか。

○ また、その「矛盾」の存在を肯定すると言う時、筆者としては、金光大神と金神との関係に、神の神体としての「天地」、わけても大地に対する人間としての慎みの相が認められることや、金光大神晩年に至る信仰内実に「金神」の存在が確認されるという点に根拠を置き、これまでの研究史の中で金神の「神性転化」と位置づけられてきた祟り神から救済神へという神性の画期的転回という捉え方にも疑問を投げかけようとしている。けれども、そうであるとするならば、福神化、教祖における神そのものの転態、天地金乃神の神性開示等、様々な解釈が示されてきている今日、どのような神性展開を示すものであつたのかについて、その実態に即した構造説明が理論的になされる必要がある。このことは、先の「矛盾」をどう説明し得るのかという点とも関わる重要課題であり、金光大神の信仰における金神と天地金乃神との関係を改めて明らかにするという、教学の今日的課題でもあろう。

○ 教義学的な問題を論究していく場合、金光大神の示した新たな信仰と従来人々を捉えてきた金神とが、神と人間の営みという観点からどのような構造的連関を持つのかという点について、

「本来的」とか、「一段と積極的」という表現に留らず、その内容に具体的に今一歩踏み込んで、人々の心の中に分けて入った考察がなされる必要があるだろう。

松沢論文

○ 「明治二年三月十五日の神伝」を問うことにより、教祖の信仰における先祖の位置づけを明らかにするについては、「先祖祭り」の側面からこの神伝の意味を考察することも必要ではあるが、むしろ、金光大神の信仰における「金光大神祭り」の意義を明確化する事が、先ず求められるべきではないか。筆者としても、「先祖祭り」が九月九日十日に合わせ行われたことの信仰的意味について「金光大神祭り」との関連にふれ、基本的に押さえるべき内容は示していると言える。しかし、事蹟全体から見ると「金光大神祭り」に「先祖祭り」を合わせて行うようになったのであり、決してその逆ではないのであって、「金光大神祭り」の意義を究明してこそ初めて、金光大神の信仰全体にとっての先祖の位置づけや、金光大神の信仰の深化の過程と共に見えてくる先祖の意味が明らかとなるのではなからうか。

○ この神伝を、「神縁的な同族集団」形成の起点と押さえたところからの、金光大神による新たな共同体構想についての論及は、金光大神における集団構想の一端を明らかにし、今日の教団論にひとつの示唆を与えるものとして評価し得よう。しかし、ここで親族関係に繋がる新たな同族集団結合が、単に従来の地縁的・

血縁的結合ではなく、神縁的集団結合への志向を示し、信仰的共同体形成への広がりをもつものと言うについては、それが既存の共同体とどのように違い、そこでの結合原理はどのようなものであるのか、という点がさらに追求して表現されるべきであり、その意味からも、「先祖祭り」が合わせられた「金光大神祭り」の意義を明らかにすることは不可欠であろう。

○ また、ここで言う共同体の概念を明らかにするについては、この神伝に見られた信仰的共同体形成への萌芽としての内容と共に、その起点としての位置づけが内容的に明示される必要がある。そのためには、この神伝以降、新たに提示された共同体がどのように展開されていくのかという展望を描くこと、例えば教祖晩年における布教構想との関連など長期的な視野をもって把握することが要請される。

堤資料概説

○ 資料収集と、研究体制の確立・研究テーマの設定・研究動向とは密接な関係があり、その変遷理由は研究史の重要部分である。その意味で、執筆意図を、単なる資料収集史、あるいは、資料の保管状況史とするのではなく、研究動向史としての明確な視点をもって研究史として、もっと豊かな内容にとりまとめることが要請される。

○ 資料の収集は、研究体制の確立・動向などによって決定されてきたというが、ここからはそれと同時に研究テーマ、研究動向

に先立って、どのようなテーマに対しても資料を提供し得るよう、あらゆる分野にわたる資料収集及び整理がなされることが教団自体にとって何より大事なことである。そうした意味において、研究所資料室は、独自性をもった役割を果たされたい。

全体に関わって

○ 紀要には、掲載論文の他に年間の研究報告を要約した研究論文概要も載せてあるが、そのタイトル、要旨を読むと、関心を引くものが少なくない。また、既に掲載された成果と関連する論点を追求したのも見受けられる。どこまでも論文としての完成度が追求されることは重要であり、取捨選択の基準は厳密でなければならぬが、学会誌等でも編集上様々なケースがあるので、発表の仕方についても考慮されてよいのではないか。

○ 論文を読む側としては事実として不明であり様々に推測してきていたことが、資料に基づいて明らかにされるという点で、教えられる面が少なくない。しかし、それと同時に、今日の教団における信仰状況や、教団の状況が大きくゆさぶられる何かが求められる。その点で、各論文の提起している様々な問いが、自分や教団を根本的に問うてくる程のものになることを期待したい。

教学研究會記録要旨

昭和六十一年十二月十六・十七日の両日、本部教庁大会議室を会場として、「陰陽道と金光大神」というテーマのもとに、第二十六回教学研究會を開催した。

本所は昭和二十九年に本教研究機関として開設以来、時々の教の課題を担うべく各面での幅広い調査・研究を進めてきておりわけ近時は、金光大神の信仰を、当時の情況との関わりにおいて究明していくについて、我が国の宗教・文化の伝統の中に多大な影響をもたらしてきたとされる陰陽道——ことに民間に深く浸透したいわば「民間陰陽道」とでも呼ぶべきもの——及び金神信仰等の実態を把握することが求められるところから、昭和五十九年十二月以来今日まで、九回に亘って「民間陰陽道・金神信仰に関する調査」を実施してきた。

今回の教学研究會では、この調査を開始してから二年を経過した今日、この調査に関わる課題・問題点について、本所開設以来の調査・研究の成果との関係を見据えながら確認し、今後の方向を見定めていくことを願って右のテーマを設定した。

以下に記す要旨は、「民間陰陽道・金神信仰に関する調査」の中間報告、「陰陽道と金光大神」というテーマのもとに行われた課題発表、及び、討議内容を要約したものである。

なお、出席者は次のとおりであった。

所外——牧田茂（民俗学界関係者）、佐藤米司（同上）
所内——本所職員、囑託、研究員

〈調査報告 I〉

金神祭祀の形態と民間信仰

岩本 徳雄

本調査では、新見市をはじめとして、真庭郡落合町・総社市・岡山市・御津郡加茂川町・小田郡矢掛町など、岡山県下各地に向いて、その地に在住の民俗研究家・古老達から民間陰陽道・金神信仰に関わる聴取を行ってきた。この報告では、その聴取内容のうち、金神にまつわる伝承や祭祀習俗等を中心にとりまとめた。

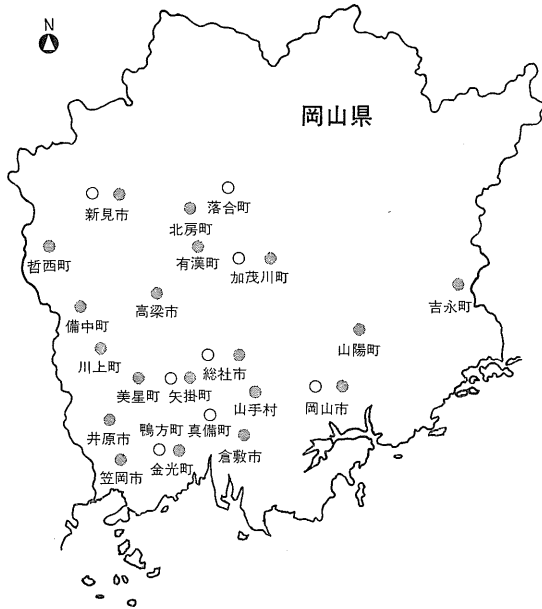
一、金神祭祀の所在と神性

長谷川明氏（民俗研究家）・鶴藤鹿忠氏（同上）は、岡山県下各地の民俗調査の実績を踏まえて、金神信仰は備中地方を中心に県西部・南部一帯に分布していると言う。

本調査において足を踏み入れたのは、図（次頁）に○印で示した通りであり、また、この調査によって、形態は様々ではあるが、●印で示した地域に、金神信仰・祭祀が認められることが明らかとなった。

金神の神性については、次のような点が主要なものである。

(1) 方位の吉凶と結びついた祟り神であり、ことに丑寅金神・未申金神が広く知られている。方位家によれば、金神はすなわ



○調査地 ●金神信仰・祭祀が認められる地域

ち方位であるとまで言われる。

(2) 金神は汚水・火・植木・土木などを嫌うとされ、屋敷の丑寅方・未申方を空地にしたり、風呂・便所の設置を避け、塀の角を落とすなどする。

(3) 不幸や不運の原因として金神の祟りが想定されることが多く、場合によっては難を逃れるために特に七殺金神を祀ることもある。

二、総社市新本における金神祭祀

総社市新本は、総社市西部の五百戸程の農村である。ここには、赤米の祭りである国司神社がある。この国司神社前の民家を訪ねて、金神について尋ねたところ、「この辺で金神様を祀っていない家はない」という思わぬ答えが返ってきた。確かに、訪問した民家のほとんどが、祀る位置・形態は一定でないが、金神を祀っていた。その他、天照皇大神・石鏡・歳神・出雲大社・恵比須・稲荷・土公神・水神などを屋内外各所に祭祀している家が多い。八幡神社等、新本周辺の大小の神社の宮司である小野家は、現在の小野忠紀氏が二十一代目に当たり、代々、その地の神社・民家の神事に携わってきている。新本の民家における金神祭祀は、現在も小野氏による家祈禱によって受け継がれている。小野氏によれば、「どこの家でもお祀りしている一切金神は、方位の金神あるいは天の神地の神で、あらゆるものを守護する神であり、一番大事な神様として、床の間、あるいは床のない家では、一番上座に祀る」ということである。

同地の石鎚先達の神崎鉄男氏宅では、床の間に「一切金神」、上の間に丑寅金神と未申金神が各々祀られており、現在も毎年正月に行われる家祈禱の際、他の神々と共に宮司に拝んで貰っている。神崎氏の父親の代までは、家祈禱とは別に、「金神祭り」という金神だけの祭りをしていたと言ふ。

また、村内には、屋敷の丑寅の方へ瓦製の社を設けて丑寅金神を祀っている家、丑寅方・未申方の塀の角を落としている家などが見られる。

三、方位と金神信仰

児玉正治氏こたけまさち（新見市千屋在住、七十五歳）・池上満氏いけのみつる（総社市井手在住、七十三歳）・角田栄氏つのぼね（総社市井野野在住、八十四歳）などの方位家においては、豊富な経験に基づいた方位への信念が形成されており、金神即方位と言う程、凶方の実在性と金神の実在性が一体のものとして把握されている。諸氏においては、金神や凶方は実在するものであり、人は方位の法則に従う以外になく、金神祭祀や金神除けの祈禱はほとんど意味のないこととされている。他方、総社市新本の小野氏の先代宮司は、方位家としても知られ、方位の鑑定をも行っていたと伝えられるが、ここでは、方位家として方位の理論・知識を広めると共に、金神祭祀を掌るという営みが、車の両輪のごとく継承されていた。

こうした実際から、かつては専ら陰陽師のものであった方位の営みが、神官・僧侶・修験者などによって継承されていき、津々浦々に至るまで方位の知識と共に凶神金神の存在が伝播され、人

々は、その金神への対応を色々と試みる中で、屋内外における金神祭祀を行うようになったのではないかと考えられる。

四、本調査の意義と課題について

「民間陰陽道・金神信仰に関する調査」とは言うものの、私にとって当初、それは具体的には一体何を調査すればよいのか見当も立たないほどにイメージしにくいものであった。ただ、常に「民間陰陽道」とは何か、という問いを携えながら、ほとんど手探りで調査を進めるうちにも、民間信仰の中に、それらしきものを垣間見る思いを抱くことが少なからずあった。そして、この「民間陰陽道」と「金神信仰」は極めて緊密な関係にあって、「金神信仰」に関わる事象を拾い集め、その実態に迫ることが、すなわち「民間陰陽道」なるものの解明に繋がっていくものとも思われるようになった。また、本調査の意図・視点に関わるころの、民間陰陽道と金光大神の信仰の接点を探る上でも、金神信仰は、方位信仰と共に重要な位置にあるものと考えられる。

民間信仰の中には、金神とか、方位といった、人間の営為に制限を加える意味を持つものと、土公神信仰にみられるような、人間の営みを支える意味を持つものが共存しており、全体的には、人間と神・天地との生き生きとした具体的な関係が保持されるような基盤があったと思われる。

かつて、人間の営みに制限を加えるものとしては、金神とか方位の外に「不浄・汚れ」などの宗教的禁忌があり、方位・金神等の存在と共に張り巡らされた網の目のような堅固な価値体系をな

していた。そうした禁忌の多くは、はるか古代に大陸からもたらされた道教・陰陽道の思想・教義に端を発するものと解される要素を多分に持っている。

一方、土公神信仰のように、人間の生活に密着してその営みを支える働きを担うもの、あるいは、祭祀することによって、守護性を帯び始める金神信仰など、諸禁忌の網の目にかからない民間信仰が存在しており、それらは、金光大神における信仰展開・荒木氏の言うレリジヤス・リフォーム（宗教改革）に関わる意味作用を与えたのではないか。

そうした視点とも関わって、本調査は、金光大神における信仰展開について、民間信仰と金光大神の接点を、より実態的に捉え直していくという意味を持つものと言えよう。

△調査報告 Ⅱ△

「方角日柄」説とその受容形態

岡 成 敏 正

「金光大神御覚書」には、教祖四十二才の大患に至るまでの方角日柄説に関わる体験が記されている。この記述内容は、それが明治七年時点から振り返って記されたものであるという点を考慮すれば、金光大神によって書き残された体験談であったと考えられる。もとより体験談は、自身の許に生じた個別的な事柄・事実を、吟味し、再把握することによって成立するものであるが、そ

こには、そうした事実を体験談に昇華させる人間的思考が介在しており、その人間的思考は、それを根本的に枠付ける何等かの文化的側面を背景にしていると言える。もちろん、ここでの背景とは、独自の信仰展開によって形成された金光大神の信仰世界そのものであるが、その信仰世界は、方角日柄説を實踐していた当時の人々の背景となった日本の伝統的な文化と無縁なものではなく、そうした文化的側面との関わりで再構成されたものであったと思われる。その再構成された内容をよりの確に究明していくためには、方角日柄説の知識を受容し、それを実践していた人々の實際を踏まえながら、その背後にある文化的側面を多面的に把握していく必要があると考えられる。

そこで本報告は、ここまで進めてきた「民間陰陽道・金神信仰に関する調査」での聴取内容を基に、幕末当時の民間の人々がどのようにして方角日柄説を信じ、それを受容していたのか、換言すれば方角日柄説を積極的に受容する人々の背景には、その信念を形成するための思考法、あるいは文化的側面がどのような内容をもって介在していたのか、という問題について考えてみたい。

方角日柄を改め、遵守する人々にとって、それに関わる体験談は、その信念を支える核心的なものと思われる。本調査では、現在もなお人々の願いに応じて方角日柄を改め、自らもその実践者である、児玉正治氏及び池上満氏から、数多くの体験談を聴取した。その両氏の体験談とは、端的には、自身の許に起きた体験、不幸の原因を、方角日柄説における具体的な凶方に抵触する行

為に結びつけて究明するものであると言える。そこには、自然界に吉凶が実在し、その吉凶が方角日柄説によって具体化されているという両氏の基本的な思考法を認めることができる。このことから、自然界に吉凶が実在するという両氏の観念が、どのような内容に基礎付けられているのかという点が問題となる。

この問題を考えるために、池上氏による次のような言に注目した。すなわち、年・月・日・時という時間は、日月の運行によって生じるものであり、それが常に変化するからこそ、自然界に吉凶が生じるのは当然の理だというものである。この言から、池上氏には、変化する時間という観念があり、その変化そのものが吉凶を意味すると把握されている点を窺い得る。

人間が日常生活を営む際に前提とする時間観念を根本的に枠付けているのは曆である。この曆は、曆法と言われる計算方法、種々の規則によって作成されるものであるが、今日までわが国で使用されてきた曆は、その曆法から大きく太陽曆と太陰太陽曆との二つに大別できる。その両曆における曆法を比較してみると、太陽曆は、太陽と地球との相対的運行及び簡単な約束事によって時間を規定するものであり、誰にでも、また何年先のものでも作成できるといふ性格を持っている。一方、太陰太陽曆は、太陽・月と地球との相対的運行及び複雑な規則によって時間を規定するものであり、天文曆術に関わる専門的知識を必要とし、一般の人々には容易に作成できないという。

児玉・池上両氏が方角日柄を改める場合、その基本的なテキス

トにしているのは、右の両曆のうち、太陰太陽曆である。したがって、吉凶が実在するという信念の前提になっている池上氏の變化する時間という観念は、そうした曆法に由来するものであると想像され、さらにそうした太陰太陽曆が、どのような思想・文化によって成立した曆法であったのかということが問題となってくる。

太陰太陽曆は、古代中国において成立したものである。そこでは、本来混沌無差別の一气が、軽くて澄んだ天と、重くて濁った地との二氣に分かれたという宇宙生成に関わる思想が骨格をなしているときれる。この思想から天体の運行と自然界の諸現象が相即不離の関係にあるという論理が導き出され、その論理を背景に天体の運行をそのまま反映した曆法が求められた結果、成立したのが太陰太陽曆であった。この曆法は、古代、大陸より伝来して以来明治六年まで、わが国で一貫して使用されたものであり、明治六年以降も今日まで運勢曆、雑曆等という形で普及し続けたものであるが、児玉・池上氏の言のなかには、そうした曆法の成立に関わる思想と関連したものが認められる。このことから、先の自然界に吉凶が存在するという観念は、両氏における時間観念と関わって古代中国における宇宙生成を説明する論理を背景にしているという位置付け得ると考えられる。

方角日柄説は、右に示した時間観念と共に、方角という空間観念をもその前提にしたものである。児玉・池上両氏からの聴取によれば、方角という空間は、人間の基本的な生活の場である母屋

を中心点とし、その周囲を八方もしくは二十四方に分割したものとされる。そして、その捉え方は、一方でそれぞれの母屋とその周囲という個別的生活空間として具体化されていると共に、他方では誰もが居住を営む母屋を中心点にしているため、大部分の人に中心が存在し、したがって方角が存在するという意味で普遍性を持つという性格のものであるが、そうした空間も時間と同様に古代中国における天文曆術と密接な関係を有したものである。

以上述べてきたことから、自然界に吉凶が存在するという両氏の信念、あるいは方角日柄説との関わりで自身の体験を吟味する両氏の思考法の背景には、古代中国で成立し、わが国で古代から継承されてきた時間、空間に関わる觀念が横たわっているのではないかと考えられる。

幕末期に深く浸透した陰陽道の實際を考えたとき、当時の陰陽師の布教形態を通して、それが方角日柄の鑑定をはじめ、地鎮祭、五穀祭、荒神祭等の諸祈禱や呪符の配布にまで及んでいることが分かるが、その意味では、方角日柄説の受容は、そうした陰陽道受容の一形態というべきものであり、今後は、さらに陰陽道の諸々の信仰形態の實際を押さえ、それぞれの背後にある文化的諸側面を究明していく必要がある。

〈課題発表 I〉

金光大神と社会的文化的構造

山崎 達彦

教学とは何かという教学観については、教学とは信心の自己吟味であるという大淵師の所説を原点として、その後の教学者によって、考え方が深められ展開されてきている。そのような流れを踏まえた上で、改めて教学について考えてみた時、次のように言えるであろう。

教学とは、神願をかけられての学問であり、このことが、教学の前提・背景になる。とはいえ、教学が学問である限り、世界に対する知的秩序の営みであることに変わりはない。このような教学の契機は、第一に、教祖自身において、信仰世界の知的秩序が絶えず行われていたという所に求めることができる。そして第二には、教祖における理解の営みを挙げる事ができる。教学的契機としては、この点が重要なポイントとなる。

金光教が拜んで助かる道ではないということはもちろんであるが、単に話を聞いて助かる道であると言うだけでも不十分である。話を聞いて合点・得心がいけば助かる道であると言うべきである。金光教における教学と信心との最大の接点はこの点にある。その意味で、教学の基本的役割とは、合点・得心を得るための、すなわち助かるための知的な手立てを用意するところにあると思われ

る。しかも、金光教における教学が教学であるためには、農民的民衆としての生活者の眼を視座として持つことが大切である。この視座は、「道を開く」というでも、匹夫の俗人から開くのじゃから……」というような表現に窺い得るものであるが、こうした視点を獲得していくためには、所謂学者にならないこと、逆に言えば「肥かたぎの学者」になることが求められる。

このような教学の主題は、天地金乃神と氏子との間柄のことである。これは、理解の主題でもあるが、教学の主題でもある。所謂「金神信仰」は、この神と人との本来の間柄を覆い隠すものである。この所謂「金神信仰」からの回復が教祖の取り組んだ問題であり、したがって、その所謂「金神信仰」を明らかにすることが、教学の課題となる。

「民間陰陽道・金神信仰」に関する調査・研究の必要性を説いた荒木提言の意義は、右のようなこととして確認できるが、この調査を進めるに際して、踏まえられなければならない理論的諸問題について、以下、述べてみたい。

まず押さえられねばならない点は、金光大神は日本の「近代化」過程の中で生きたということである。金光大神の「近代化」への対応は、「民間陰陽道」「金神信仰」への対応の中に窺うことができる。ひとつは、「疑えは、ひとつ、鬼門へ普請をやってみよ。金神が叱らんと言うたら、叱りはせんぞ」という理解に見られるように、所謂「金神信仰」で難儀をしている人への温かい眼差しであって、これは、従来、合理性・開明性をもった近代宗

教たる所以として評価されてきたものである。しかし、この眼差しの背後には、所謂「金神信仰」をまきちらし、商売にしている職業的宗教家への批判、憤りといったものがあつたことを看過してはならない。もう一つは逆に、「世が開けるといいうけれど開けるのではない。めげるのぞ」という世の見方に窺える、一見合理的・開明的な動きに対する批判的な眼差しである。

このような複眼的な眼差しの中には、いわば「伝統」と「近代」を超克する視座が潜在していたと考えられる。この視座は、本教が「近代化」をどのように確認し、超克するかという問題に深く関わっていると思われる。

「近代化」の一般的問題については、マックス・ウェーバーが言う形式的な合理化、すなわち産業化・民主化・官僚制化等から派生した人間の画一視・計量可能視、さらには神を含めた世界の凹凸の隠蔽という問題として括ることができる。しかし、日本の百年以上の「近代化」のなかにも、天皇制を可能にしたり、諸々の民俗・習俗の継承等に代表される特殊性がある。「民間陰陽道・金神信仰」は、断片的にはあるが、そうした特殊性のなかで残ってきており、しかもそれは、日本の文化的基層を形づくっていると考えられる。このような「近代化」の問題、あるいは文化的基層の問題と関わって、非近代的なもの、民俗宗教の復権が叫ばれる今日の動向のなかで、また『金光教教典』の公刊後ということで、この調査・研究の意義は大きいと思われる。

次に、「近代化」の問題とも関わるのだが、社会的存在として

の金光大神という問題について考えておきたい。この問題は、三つの角度から考えてみることができる。

第一は、金光大神における個人性と社会性の問題である。金光大神における個人性とは、神的なものとの出合い・交流の場であると確認すべきであろう。なぜなら、今日、「近代化」過程における個人は、個人分解のプロセスにさしかかっていると考えられるからである。したがって、この確認は重要な意味を持つ。社会性の問題とは、大状況のもとでは、個人の意図的行為が意図せざる結果を招くことが多いが、その時に、この意図をどのように可能にするかという問題である。金光大神の社会性の問題を考える時、この問題を避けて通ることができない。金光大神の家族観・村落共同体観・国家観が、ここから問われてくることになる。

第二は、金光大神における主観的なるものと客観的なるものジレンマという問題である。具体的には、理解とは、世界に対する主観的な再構成・意義づけを、氏子に伝えたものであるが、それが伝えられた時に、いわば客観的なものとして独り歩きすることが少なくない、という問題である。

第三は、金光大神における具体的なるものと抽象的なるものという問題である。金光大神の信心は、神・自然・人間等に対して直接的な関わりをもって進められた。その意味で極めて具体的な営みであったと言えるが、今日の状況が、神・自然・人間等に対して間接的・抽象的な関わりしか生み出していないことを顧みる時、この点は重大な意味を含んでいる。金光大神の信心の具体

性は、何よりも金光大神が肥かたき農民として天地を仰ぎ続けたという視座に由来しているということを看過してはならない。それは、この農民の生活の立場を、金光教学がどのようにして方法的に取り込み、絶えず再生産することができるかという問題に関わるものである。

最後に、金光教学における社会認識の射程の問題に触れておきたい。従来の教学研究においては、社会に論及がなされるとき、社会を所与の条件・環境として、あるいは、対応の客体・対象としてステイックに扱う傾向が見られた。しかし、重要なことは、社会を金光大神のなかに取り込むところの、社会の担い手として金光大神を把握すること、すなわち客観的な社会の把握のみならず、具体的・主体的な把握をした上で神・金光大神の視座からの社会観の確立である。それは、社会科学の近代主義的限界を乗り越えていくことにも繋がるものである。

今日の金光教学にとって重要なことは、先にも述べたように、農民的民衆の視座を方法的に特定化することであって、「民間陰陽道・金神信仰」の調査・研究は、その意味において、極めて重要な意味を有したものでないかと思われる。

〈課題発表 II〉

民間信仰・陰陽道と宗教改革者金光大神

荒木美智雄

金光大神の信仰世界と金神信仰をはじめとした民間陰陽道との

間には、様々な相違を見ることができると。

民間陰陽道には、非常に多くの厳格な儀式・呪術・祓の体系や禁忌があるが、金光大神の信仰世界には、内面の信仰・道理ということがある。山崎癸表にあっては、話を聞くだけでなく、そういう道理を得心・納得するということがなければならぬ。したがって、儀式・呪術・祓といったことよりも、言葉が非常に大切なものとなってくる。また、金神信仰において、金神はタイムパウンドであって、日・月という暦のリズムに繋がって回るということになっているが、天地金乃神はオール・タイム、オール・スペースである。このような神性の違いから、次のような違いが生まれてくる。金神信仰においては、方角を改めるといふ行為に見られるように、無礼をしなければよいという態度が生まれるが、金光大神のところでは、無礼をしないでおこうと思っても、無礼をしてしまうのが人間であるという捉え方があり、そこから救済の道を開かれた金光大神の信仰世界は、かえって、時間・空間に関わる禁忌からは自由である。

さらに、金光大神の信仰世界と民間陰陽道との間には、人間観ことに女性観や、社会集団を構成する際の考え方について、大きな違いを見いだすことができる。

このような違いは、金光大神における信仰の歴史化、歴史の神話化の同時進行から生まれてきたものと捉え得るのであって、そのようにさせるものが金光大神の宗教体験にあったわけである。したがって、教祖が民間の信仰をどう見ていたのか、どう関わっ

たのかということが問題となる。

日本の民間信仰全体は、「民間陰陽道」あるいは「民間道教」と捉えることができるほどに、陰陽道は日本の民間信仰に深く広く浸透し、展開している。道教の日本での最大の特徴は、教団道教になったことがないということにある。ということは、断片的なものであったということであるが、しかし、それゆえに、道教は制度化した宗教のはるかに及ばないところ、日本文化の基層にまで行き届いていると言える。

仏教、儒教とともに入ってきた陰陽道を、権力者たちは、権力を増す道具として使用した。学問的であろうとなかろうと、役に立てば取り入れるという態度であった。陰陽道をはじめとした中国文明は、大化の改新のときの国家構造を用意したが、陰陽道はその時、首都を造るときの技術、曆、医薬、その他種々の技術として取り入れられていった。また、その過程で、陰陽道は天皇家皇室に根を下ろしていった。

しかし、陰陽道は民間にも入っていった。大生部多おほなぶらのたかの宗教運動がそれである。この運動は権力から弾圧され、以降、日本には教団道教がなくなるが、このことは、民間への道教の浸透を物語っている。また、仏教、神道の中にも陰陽道は浸透して、行基の土木工事の中に、陰陽道を見ることができると。

平安時代の貴族の生活の中心は、方違かたがなであり、貴族の生活は陰陽道なしには考えられない。院政期、律令制度の解体期に入ると金神信仰が流行した。六条天皇のときには、大内裏の修理と中和院

新造に関わって、金神七殺方を避けて方違をしたという事例がある。

鎌倉時代、武士階級を支えたものは鎌倉仏教であると言われてきたが、当時の記録を見ると、慎重に日柄方位を見て、平安貴族に劣らないぐらい方違をしている。このあたりから、陰陽道は民間にも急速に浸透していった、複雑な様相を呈していくが、その先に、金光大神の宗教体験があったと見ることが出来る。

幕末期以降、黒住・天理・金光・大本というように、いろんな宗教が生まれているが、これらには道教的なものがたくさん入っている。黒住は身をやり陽気を問題にし、天理は「陽気暮し」を言い、大本の系統の神は金神である。しかし、金光大神の金神の受け止め方には、道教的なものではない、日本文化からしか考えられないものがある。

金光大神の生涯において、強い影響を与え、中心的に問題にされたのは、仏教でも神道でもなく、金神であり、日柄方位の問題である。しかし、民間道教の問題は、金神とか日柄方位の問題だけでなく、その背後にある諸々のことであり、日本の文化全体である。

教祖と言われる人はいつも、人類の中で最大の宗教的オーストリティであるが、同時に、それまでの伝統をなんらかの意味で改革（リフォーム）している、宗教改革者（レリジヤス・リフォーム）である。日本で最大のリフォームと言われるきたのは法然であるが、法然は、仏教の伝統の中でのリフォームである。そ

れと比較すると、金光大神は、そういう伝統の中ではなく、民俗宗教といってもよいような伝統の中から出てきて、新しい伝統を創出した、そういうリフォームである。金光大神のリフォームの大切なところは、民衆の宗教的問題と真正面から取り組みながら、その民衆の宗教を昇華・純化するということが、その宗教体験を通してなされていったということである。

このように金光大神の宗教体験の問題にしていったとき、教学は、金光教のコスモゴニー（宇宙創生論・世界創造論）の問題と出会うことになる。金光大神の宗教体験によって、信仰世界が確立する時、それは言葉によってなされたわけであるが、その言葉というものは、当時の実情にのみ必要な一回切りの世界創造であり、そのなかで我々は今日も生き続けているのか、そのようには言えないのではないかという問題である。今日我々が立たしめられているところは、日本の近代化、高度経済成長という段階を経て、金光大神が立つておられたところは、違ふところがたくさんある。金光大神による世界創造が一回切りのものではなく、したがってそれが、世界の難儀が救われるまで完結しないという構造をもっているとするれば、教学は、その違いを乗り越えていかなければならないという問題に直面することになる。民間陰陽道と金光大神との関係を問うということは、このように、日本文化全体の問題を教学に問わせることになるのである。

〈討議〉

以下は、コメント発表、パネル討議、総括発表で出された意見の要旨を、内容別に整理して取りまとめたものである。

本教の教義史との関わりをめぐって

○ この調査・研究を進めるについては、金神について、今日まで様々な側面から説かれてきている諸説を整理し、それぞれの問題性を明確にしておく必要がある。

○ 陰陽道・金神信仰は、教祖四十二歳までの事蹟解釈上意味があるにしても、基本的には、それが迷信・俗信という過去の遺物にすぎないとする評価が一般的である。また、本教においては、金光大神はそれを乗り越えて本教を創唱したという通念が定着している。そうしたなかで、今、なぜ改めて陰陽道・金神信仰を教の祖上に載せるのか、その必然性を明らかにする必要がある。

○ 「覚書」「覚帳」には、「世間」と「此方」との対比によって、金光大神の信仰世界を強く打ち出していると思われる表現が散見する。そして、その「世間」の中には、当時の民俗レベルで陰陽道という独特の記号体系と近代合理主義における科学という記号体系とによる概念装置で、現象・事物を理解する世界があったと考えられる。本教が陰陽道乗り越えたという場合、科学という記号体系によって陰陽道を否定した以上のもではなく、右の「此方」という宗教世界によって陰陽道の問題化ではなく、むしろ陰陽道と同時に科学という記号体系をも問題化するまでには

至っていないのではないか。

○ 今までの教学の中で、教義的に問題になってきたのは、難儀とおかげということであったが、「覚書」を読む限り、難儀、無礼おかげという形で問題にしないと、金光大神の信心の中味に迫り得ないと思われる。この無礼の内容を明確にするためには、金神信仰の実態や意味を究明することを抜きにできない。

金光大神による宗教改革（荒木翁考）の内容をめぐって

○ 金光大神が陰陽道の何を、どのように改革したのかが具体的に示されなければ、民間陰陽道・金神信仰研究の必然性が伝わり難い。例えば、金光大神の宗教体験に、その宗教改革の核心があるとして、その宗教体験の内容・意味を、具体的に明示する必要がある。

○ 日本近代化過程を通して文化状況が急激に変容し、日本人が日本人であることを見失ってしまっているのではないかと言われる今日、金光大神による宗教改革の内容を日本文化との関わりで捉えようとする試みは、我々が見失ってはならないものを見出し、取り戻していくことに繋がるのではないか。また、それは、近代化に関わる問題を超克することも関わっているのではないか。

○ 本教はかつて、迷信打破の宗教であるとか、信忠孝一本の道であるとか、あるいは無欲を標榜する宗教であるとかいうような形で、本教の社会的存在意義を訴えてきたが、今日、そのような大きなテーゼというものを見出し難い状況にあると思われる。そ

うした中で、金光大神が陰陽道を中心とした当時の民間信仰にどのように取り組み、そこから何を生み出し、さらに未来に向かつて何を投げかけたのかという、いわば金光大神による宗教改革という視座からその内実を問うことによつて、今日から将来に亘つて本教信仰が歴史社会にどのように存在するのかを浮上させ得るのではないかという期待がある。

○ 「覚書」「覚帳」には、最後まで金神という神名をもつて天地の神性を表明した箇所が散見するが、これは、金光大神の信仰世界と民間の金神信仰との間に連続面があったことを示唆するものである。しかし反面、金光大神は、陰陽道の呪術体系や日柄方位等を真正面から問題にすることによつて、新しい世界を打ち出してもいる。したがって、連続面といつても、それは、単に系譜的に繋がっているというのではなく、陰陽道を再構成し、そこに新しい意味をも込めていたと考えられる。金光大神による宗教改革という場合、この再構成、あるいは新しい意味の明確化として提言されたものであれば、我々が金光大神の信仰世界をより的確に理解するために、有意義であると思われる。

○ 金光大神による宗教改革を強調し、その内容を学術的に充実させるためには、陰陽道を探り上げて研究するよりも、「覚書」「覚帳」を熟読し、そこに表現されている金光大神の信仰内実、信仰展開をもっと明確にしていくことの方が教養の本道ではないか。

民俗学的調査の意義及び問題をめぐって

○ 金光大神の生きた時代、金光大神の残したものを理解するについては、既に本教の先達の人々によつて多くのものが伝えられているが、その理解をリアリティのあるものにするためには、金光大神が生きた時代における時間、空間の感覚を掘り起こし、取り戻す必要があると思われる。この調査は、そうしたリアリティを我々が獲得するための一つの方法として有意義である。

○ 金神信仰は、今日の民俗調査でもしばしば出会うことのできるものであるが、金光大神が生きていた時代から比較すれば、民間信仰のなかで占める地位が大きく低下していると言わざるを得ない。調査を通して金神信仰の実態に迫るといふ場合、そうした限界を常に確認しておく必要があると共に、その限界を乗り越える方法・視点が求められなければならない。

○ 新教典刊行後、教内ではその基礎資料の編纂が求められている。この調査は、そうした基礎資料の収集作業の一環に位置づけることもできる。

○ 以上、発表・討議内容についての要旨を記した。最後に今回の研究会の意味を明確にするために、本会の成果と今後に残された課題の整理をし、まとめとしたい。

先にも記したように、本会は、昭和五十九年以來今日まで実施してきた民間陰陽道・金神信仰に関わる調査研究の課題、問題点を確認し、今後の方向を見定めるために、「陰陽道と金光大神」

というテーマをめぐる発表、討議を主な内容として開催した。

調査報告Ⅰは、調査で聴取・収集した内容のうち、岡山県下の金神祭祀習俗、及び各地在住の民俗研究家・古老たちから聴取した金神にまつわる伝承をとりまとめたもので、民間信仰のなかに金神の守護性を認め得るといふ、いわば民間信仰と金光大神の信仰世界との連続性を問題にしたものである。

調査報告Ⅱは、方位家から聴取した方角日柄説に関わる内容、及びそれに関わって収集した諸文献をもとに、人々が方角日柄を改め、それを遵守する根拠として語られた体験談を紹介したもので、その後にある時間、空間に関わる観念を考察することによって、今日まで陰陽道・方角日柄説を単なる迷信・俗信として片付けてきた本教通念に対する問題提起を試みたものである。

課題発表Ⅰは、調査研究が本来実証的側面と理論的側面とを兼ね備えて進められるべきものであるという観点から、二年間に亘って実施されてきた民間陰陽道・金神信仰に関する調査研究に欠落していた理論的側面、換言すればこの調査研究のもつ意義・課題性を提示したものである。

課題発表Ⅱは、金光大神を、日本の文化・伝統のなかに深く浸透していた陰陽道、とりわけ民間の基層にまで届いていた、いわば民間陰陽道とも呼ぶべき問題に真正面から取り組んだ唯一の宗教改革者と捉えることによって、「陰陽道と金光大神」というテーマが持つ意義・課題性を明確にしようとしたものである。

討議では、これらの発表をめぐる、活発な論議が交わされる

中で、先にとりまとめたような意見が出された。民間陰陽道・金神信仰については、今日では科学的根拠を持たない無意味な迷信・俗信であるという通念が一般的であり、本教においては、金光大神はそのような迷信・俗信を乗り越えたという位置付けがなされてきている。このような状況のなかで、その問題を改めて教学研究の俎上に載せるためには、研究の出発点として、そうした一般的、本教的通念が持つ本教信仰にのっての問題性を明確にしたうえで、その研究の具体的・積極的な意義を提示する必要がある。しかしながら、反面、『金光教教典』に盛り込まれた内容のなかに潜在していたであろう現実性、とりわけ金神信仰に対峙する金光大神における社会との緊張関係、あるいはその対峙によって指し示された金光大神の信仰世界を容易に理解し難いという今日の信仰状況がある。その意味では、この調査研究を通していわば現代社会と金光大神在世当時との間にある距離を乗り越えられるのではないかという期待があるとも言える。討議内容は、このよう

な二側面、すなわち問題性と可能性に関わってのものに代表されると考えられ、ここでは、金光教学として、民間陰陽道・金神信仰研究に取り組むことの今日的意義・必然性をどのように確認できるのかという研究の出発点に関わる問題が主要な論点になった。

右の論点は、この調査・研究を進めていくうえで避けて通れない問題である。この調査・研究は、日本の信仰的・文化的土壌を掘り返していく作業であり、そのことと我々の信仰、つまり金光大神の信心とがどう関わるかということを問う作業である。それ

だけに、調査・研究の視座、すなわち、日本の伝統的な信仰の場に金光大神の信仰が現れ、同時に金光大神によって、逆にその場の問題性が意識化され、その場と対決することになった、その意義を問う視座が明確になっていかねばならないのである。

研究の意義・必然性に関わっての論点は、根本的にはこのような問題をめぐってのものであったと考えられる。今後の調査・研究を通して、さらに視座の明確化が図られていくことが望まれる。

彙報

— 昭和六一・四・一と昭和六二・三・三一 —

昭和六十一年度の業務概要	二六二頁
研究題目の認定	二六三頁
研究講座	二六三頁
研究発表会	二六五頁
資料の収集・整理	二六六頁
教典に関する基礎資料の編纂	二六七頁
教学研究会	二六八頁
教学に関する懇談会	二六八頁
教団史に関する懇談会	二六八頁
各種会合への出席	二六九頁
研究生	二六九頁
評議員	二七〇頁
囑託・研究員	二七〇頁
人事異動	二七一頁
学院生の研修・その他	二七一頁

昭和六十一年度の業務概要

本所は、本教における教学研究機関として、諸般の業務が円滑に進められていくことを願って、昭和五十七年度から、研究講座体制を敷き、併せて所員の研究題目認定を実施し、以来共同研究の態勢を整え、研究活動の拡充を図ってきた。また、『金光教典』については、五十九年度から、その内容理解に資するための基礎資料の編纂を進めてきている。

一方、そうした研究活動をとり進める中で、(1)研究者相互の研究的交流の促進、(2)研究上の指導関係の充実、(3)部長職責の明確化、といった運営上の諸点について、さらに配慮すべきことが願われることとなった。

そこで、六十一年度は、これらの諸点に取り組むべく、五十七年度以来とり進めてきた研究講座体制に検討を加え、部制と研究講座制との関係を具体的に求めていくこととして、研究分野をベースとした研究室の構成を行い、研究者相互の研究的交流を深め、部長を中心として指導関係をより充実させると共に、部長の職責の明確化を図り、研究講座をはじめ、その他全般にわたっての研究活動の充実を求めてきた。

また、この他、六十一年度を実施した主な研究業務は、次の二点である。

(1)五十九年度以来進めてきた民間陰陽道・金神信仰に関する調査については、今年度は三回実施し、引続き、関係囑託の参

画・協力を得るなどして、その内実を培ってきた。また、そのことを通して、今後の研究の基礎となるべき、調査・研究のプロジェクト化による共同研究体制のあり方について模索した。

(2)第二十六回教学研究会は、五十九年度以来進めてきた民間陰陽道・金神信仰に関する調査の中間報告を兼ねて、「陰陽道と金光大神」というテーマのもとに、シンポジウム形式で開催した。

その他、資料の保管・整理については、昨年に引き続き、教団史関係資料を中心に資料の複数化(複製)及び資料目録の作成を行った。また、新たに、本所所蔵図書目録(原簿)をコンピュータへ入力した。

研究題目の認定

四月二十二日、二名の所員による研究題目が認定された。

〈第一部〉

- 金光大神事跡の資料化
 - 小野家資料をもとに——
 - 金光 和道
- 「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」とレトリック
 - 「覚書」「覚帳」のテキスト分析ノート3——
 - 早川 公明
- 金光教の祖霊観
 - 松沢 光明

〈第二部〉

- 金光大神理解研究
 - 病気に関する教義——
 - 岩本 徳雄
- 戦後教団の動向について
 - 昭和二十九年教規に見られる教団体制——
 - 西川 太
- 「お知らせ事覚帳」執筆の動機とその意味について
 - 慶応三年十一月二十四日の神伝解釈——
 - 藤井 潔

〈第三部〉

- 「昭和九・十年事件」をめぐる教政動向について
 - 佐藤 光俊
- 「昭和九・十年事件」における教内各層の動向について
 - 金光教教団肅正期成会の動向に焦点をあてて——
 - 上坂 隆雄
 - 渡辺 順一
- 佐藤範雄と感化救済運動について
 - 岡 千秋
- 資料室
 - 資料編集(一) 本所所蔵資料に関する関係者一覽表・資料収集年表の作成
 - 堤 光昭
 - 歴代内局別資料集の作成

研究講座

- 五月一日、本年度(六十二年)の研究講座を発足せしめ、以下の通り実施した。
- 一、第I講座

(1) 教学論総論——担当者、所長・部長・幹事・所員・資料室主任・囑託

研究生を対象に、本所の活動内容に関する講義、教学の基本理念・歴史・方法論、金光大神研究、教義研究、教団史・布教史研究、及び本所資料についての講義を七回実施した。また囑託による次の講義を実施した。

- 「布教史研究について」藤尾節昭(61・6・24)
- 「最近の近代史研究の動向について」坂本忠次(61・6・26)
- 「宗教学の現状と課題」荒木美智雄(61・7・9)
- 「『教学とは何か』について」瀬戸美喜雄(61・8・22)
- 「教団史研究への基礎視点」坂本忠次(61・9・4)

(2) 教学論各論

(イ) 原典講読1——担当者、竹部

「お知らせ事覚帳」の原文をテキストとして、通読を主とした講読会を八回実施した。

(ロ) 原典講読2——担当者、岡成

「金光大神御理解集」をテキストとして、通読を主とした講読会を八回実施した。

(ハ) 原典講読3——担当者、渡辺

「信仰回顧六十五年」上巻をテキストとして、通読を主とした講読会を一〇回実施した。

(ニ) 資料解読1——担当者、金光

毛筆によるくずし字の解読や資料調査方法の基本的作法を

習得するため、「お知らせ事覚帳」(写真版)・小野家資料等の解読の実習を五回実施した。

(ホ) 資料解読2——担当者、小関

教祖直筆の原文資料にふれることを目的として、「教祖御祈念帳」(仮称)の解読と資料説明を主に五回実施した。

(ヘ) 紀要論文講読——担当者、松沢

研究生を対象に、真鍋司郎「民衆救済の論理」、宮田真喜男「教団統理者選出の変遷」・「教団統理者選出の変遷

(二)」、福嶋義次「維新时期における金光大神の視座」の各論文をテキストとして、講読会を三回実施した。

(ト) 金光大神関係資料講読——担当者、小関

「奉修所資料」の講読会を中心に、二八回実施した。

(チ) 哲学文献講読——担当者、橋本

『聖クラーン』(世界イスラーム連盟刊)をテキストとして、講読会を六回実施した。

二、第II講座

(1) 原典ゼミ1——担当者、金光

『金光大神覚』に関する従来の研究成果を整理し、関係資料の確認作業を行うとともに、討議を通して新たな問題点の発掘究明を行うことを目的として四回実施し、テキストの最終頁まで検討をし終えた。その後一回反省会をもった。討議内容は漸次文字化をとりすすめている。なお、囑託高橋一邦・竹部教雄が本講座に出席し、討議に加わった。

(2) 原典ゼミ2——担当者、早川

新教典注釈書編纂事業の一環として、「お知らせ事覚帳」の現代語訳の検討、及び注釈箇所抽出を行っている。本年度は二二回実施し、第二章三八節から第五章三〇節まで進めた。なお、囑託高橋一邦・竹部教雄が本講座に出席し、討議に加わった。

(3) 教義ゼミ——担当者、岩本

『概説金光教』第二章をテキストとして、講読・討議を通して教義研究の課題・視座を定めるべく、七回実施した。

(4) 教団史資料ゼミ——担当者、佐藤

「第七回教団史に関する懇談会」の事前準備のための資料講読、討議を中心に八回行った。また、教団史資料の戦前・戦後期分の種類、整理作業を一回行った。

三、第三講座

(1) 金光講座

研究題目に基づき、小野家資料をもとにした金光大神の事跡の資料化をすすめると共に、小野家資料目録を作成するため、五回開設した。

(2) 早川講座

研究題目を追うと共に、テキスト研究の方法論的検討をなすべく、四回開設した。

(3) 松沢講座

研究題目を追うべく、二回開設した。

(2) 岩本講座

研究題目を追うべく、五回開設した。

(2) 西川講座

研究題目を追うべく、二回開設した。

(3) 藤井潔講座

研究題目を追うべく、関係文献の講読を進めた。

(3) 佐藤講座

研究題目を追うと共に、方法論、研究史の整理・検討をなすべく、五回開設した。

(2) 上坂講座

研究題目を追うべく、二回開設した。

(3) 渡辺講座

研究題目を追うべく、二回開設した。

(4) 堤講座

研究題目を追うべく、五回開設した。

(2) 岡講座

研究題目を追うべく、四回開設した。

なお、六十二年三月中旬から下旬にかけて、本年度実施された研究講座について、各講座ごとに反省会をもった。

研究発表会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆、批判をうけて、研究

の関連を相互に確かめあい、各自の研究が充実し促進することを願って、以下の通りに実施した。

○文献解題 赤澤史朗著『近代日本の思想動員と宗教統制』

原田 道守 (61・10・16)

○金光大神と直信布教者の布教意識と神の容認

鈴木 義雄 (61・10・25)

○「無礼」の時間的性格について

——「覚書」安政二年・安政五年の記述から——

竹部 弘 (61・10・27)

○金神信仰と教祖との関わり・展開について

——「お断り申しあげ」の内容に関わって——

岡成 敏正 (61・10・30)

○戦後和泉内局の教政課題

——国家からの宗教分離政策を背景として——

橋本美智子 (61・11・5)

資料の収集・整理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

(1)民間陰陽道・金神信仰に関する、今井龍仙、小野忠紀両氏か

らの聴取調査(61・6・4)四名 加茂町、総社市

(2)戦後教団史資料(二三点)の収集(61・6・19)四名 本部教庁

(祭場東倉庫)

(3)コンピュータ新ソフトの調査(61・6・20)四名 岡山玉姫殿

(4)民間陰陽道・金神信仰に関する、今井龍仙、小野忠紀、橋本

基、森分改一、平松寛峰、中山薫各氏からの聴取調査並びに

吉備津神社・福頼神社の調査(61・7・4~6)七名 総社市、

加茂町、岡山市、矢掛町

(5)民間陰陽道・金神信仰に関する、角田栄氏からの聴取調査

(61・7・9)二名 総社市

(6)近畿布教史編集室からの嵯峨教会会資料(七点)の寄贈(61・8・

25)

(7)天理図書館への調査収集(七〇点)(61・9・15~17)三名 天理

市

(8)天理図書館への調査収集(三四点)(61・11・13~15)二名 天理

市

(9)大教会所関係資料(点数未確認)の収集(62・1・24)三名 会

堂(南倉庫)

二、資料管理

(1)資料の管理・運用

新収図書(五四八点)をコンピュータへ入力した。

(2)資料の複写

(イ)小野家資料 四三二点

(ロ)教内図書・新聞類(『教報』、『金光教徒』) 三〇点

(ハ)教団史資料(新聞スクラップ、戦時活動、戦後資料) 二二九九点

(二)高橋正雄師関係資料(書類) 一四三〇点

(外)陰陽道関係資料 四五点

(内)大阪教会資料 一五八九点

(ト)その他

(3)資料の整理

(イ)金光大神関係資料

○新たに追加された資料二〇点をカード化し、撮影した写真を整りし、資料目録を作成した。

(ロ)小野家資料

○文書の補修は、雑帳類約一〇〇点を専門家に依頼し、裏打ちを行った。

なお、今回をもって、文書の補修(裏打ち)は、完了した。

○文書の複写本作成は、昨年に引き続き、村政・私文書関係

(小割帳・当座帳、地図等四三二点について、各一部ずつ

複写・製本した。

(ハ)教団史関係資料

○昭和期戦前分資料の整理・分類を行った。

○昭和期戦後分資料の整理・カード化を行った。

○高橋正雄師関係資料の整理・分類を行った。

○大阪教会資料の整理・分類・目録作成を行った。

(ニ)教義資料

○教語関係資料の整理・目録作成を行った。

(4)図書の整理・保管

破損図書の複写・補修、所在不明図書の確認・補充及び新収分の整理・保管を行った。

(5)雑誌の整理

新たに設けた「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、昭和六十、六十一年のものについて処分した。

三、資料編集

(1)「ハ資料」金光大神事蹟集(三)を紀要第二六号に掲載した。

(2)「ハ教団史資料目録 9」教団史資料七(大正元年、同十五年)―(2)を紀要第二六号に掲載した。

教典に関する基礎資料の編纂

本年度は、以下の企画・作業をとり進めた。

(1)原典ゼミ2において、「お知らせ事覚帳」の現代語訳、及び注釈箇所を検討を二五章三〇節まで進めた。

(2)「金光大神事蹟集(三)」の原稿を作成し、紀要第二六号に掲載した。

(3)「教典用語解説」に収録すべき用語の検討及びカード化、並びに「教典便覧(二)」の作成作業を進めた。

教学研究會

第二十六回教学研究會(61・12・16～17)

日程

第一日

- (1)調査報告Ⅰ 岩本徳雄
- (2)調査報告Ⅱ 岡成敏正
- (3)コメント 佐藤米司、斎藤東洋男

第二日

- (1)課題発表Ⅰ 山崎達彦
- (2)課題発表Ⅱ 荒木美智雄
- (3)パネル討議
パネリスト 牧田茂、荒木美智雄、山崎達彦、早川公明、岩本徳雄
- (4)総括発表 瀬戸美喜雄

教学に関する懇談会

本所では、機関としての基本的性格の確認をはじめとして、今日の教団状況との関わりで教学研究が抱え持つ諸問題を検討すべく、教学に関する懇談会を時々開催してきている。

第九回教学に関する懇談会は、「今日及び将来にわたる教団動向を見通す中で浮上する教学研究上の諸問題について」とのテー

マのもとに、戦後から今日に至る教団の動向、とりわけ教務教政が担ってきた諸課題の性格、取り組みの変遷についての認識を深めるとともに、研究上の課題意識を培うことを願って、講演とそれに対する質疑を内容として、七月十二日、開催した。

講演では、講師の長年にわたる教務教政上の経験に基づき、戦後教政史に関する総括的な発表があり、引続き、教祖研究、教義研究、本教史研究の各立場から、今日の教団状況との関わりで問い返される教祖性の問題、また戦後教政史上の諸問題とその背景などについて、質疑を中心とする懇談がなされた。

なお、出席者は、安田好三(講師)、本所職員であった。

教団史に関する懇談会

本所では、教団史・布教史資料収集の一環として、教団史に関する懇談会を時々開催し、テーマごとにその当事者の体験や見解を聴取し、資料化してきている。

第七回教団史に関する懇談会は、研究領域の拡大を目指すという願いのもとに昭和五十八年度から着手してきた本教戦後史の資料収集の一環として、一昨年度・昨年度に引き続き、「戦後教団の動向について(昭和三十八年から四十八年までを中心に)」というテーマのもとに、以下のごとく開催した。

(1)期 日 昭和六十一年六月十日～十一日

(2)会場 本所会議室

(3) 出席者 佐藤博敏、岩崎猛、市川彰、杉本光夫、浅野寛、八坂憲三、田淵德行、本所職員八名

各種会合への出席

(1) 学会

歴史学研究会 (61・5・17) 2名
 日本宗教学会 (61・9・13) 3名
 日本民俗学会 (61・10・4) 2名
 日本人類学会・日本民族学会連合大会 (61・11・2) 2名
 日本史研究会 (61・11・15) 2名
 日本社会学会 (61・11・23) 2名
 民衆思想研究会 (61・12・13) 2名
 岡山民俗学会 (62・2・15) 2名

(2) 教内会合

金光教信徒大会 (61・7・27) 1名
 金光教平和祈願広島集会 (61・7・27) 1名
 布教史研究連絡協議会準備会 (61・8・25) 2名

(3) その他

山口昌男講演会 (61・5・23) 5名
 NCC 夏期研修ゼミナール (61・9・2) 2名
 南山宗教学文化研究所シンポジウム (62・3・16) 2名

研究生

本年度は、左記の二名が五月一日から六月間研究生を委嘱され、実習を行った。

橋本美智雄 (伏見教会)、藤田省三 (柳谷教会)

なお、藤田省三は、八月十五日をもって委嘱を解かれた。

実習の概要

(1) レポート

(イ) 文献解題

研究生の問題関心に応じて文献を選択し、文献解題レポートを三回提出した。

(ロ) 実習報告

実習期間を総括して左記のような内容の実習報告レポートを十月に提出した。

○ 橋本美智雄

三回の文献解題レポート執筆とその検討会を振り返りつつ、自らの価値観に基づく科学的・合理的な教祖認識の在り方に、改めて反省を加えた。

(2) 講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、第1講座「教学論総論」「教学論各論」の各講座に参加した。

(3) 資料実習

資料の意味を把握し、本所における資料の収集・整理・保管

の技術及び取り扱い方法について理解を深めるべく、作業実習を行った。

(4)その他

所内各種機会に傍聴出席した。また、図書整理、儀式事務御用奉仕に従事した。

評 議 員

本年度は、評議員会を二回、以下の如く開催した。

(1)第四十二回 (61・9・12~13)

議題 (1)昭和六十二年の方針並びに計画案及び経費予定について

(2)その他

(2)第四十三回 (62・3・12)

議題 (1)昭和六十一年度研究報告について

(2)その他

○

第四十二回の審議の主な点は、(1)現代において求められる教義的課題とその教義概念について (2)「教典」の基礎的解明の方向及び「教典」収録理解の資料批判について (3)教祖晩年の信仰の教義的探究について (4)本所所蔵資料の公開性をめぐって (5)本所施設の充実について、等であった。これらの諸点に併せ、経費についても質疑が交わされ、昭和六十二年の方針並びに計画案

及び経費予定案について了承を得た。

なお、出席者は、森定齋、田淵德行、内田守昌、高阪松太郎、宮田真喜男(欠席、岡開彦)の各評議員と、所長以下六名の職員であった。

○

第四十三回では、昭和六十一年度の研究報告並びに業務報告の概要について報告ののち、以下の諸点について審議を行った。(1)教祖御祈念帳と広前歳書帳の關係の問題 (2)教義論文が減少化傾向にあるという問題 (3)研究視点の明確化とサブタイトルの付け方の問題 (4)紀要論文の基本的性格について (5)人材の確保と教へへの関心の喚起をめぐって。その他、本所施設の拡充とそこを具体的に実現していく方法・施策についても審議がなされた。なお、出席者は、森定齋、田淵德行、内田守昌、宮田真喜男(欠席、岡開彦、高阪松太郎)の各評議員と、所長以下六名の職員であった。

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、各研究講座及び第二十六回教学研究会、嘱託小集会、第十二回研究員集会、民間陰陽道・金神信仰に関する調査への出席・参加を通じて、本所の業務に参画した。

なお、嘱託カルロス・ホベルト・コードニャットは、金光教典金光大神御覚書のポルトガル語訳を終了し、引続き、同教典金光

大神御理解集(第二類)のポルトガル語訳に従事している。

本年度は、囑託小集会及び第十二回研究員集會を各々次の通り開催した。

囑託小集会は、九月二日、本所所蔵資料(宋教史關係を中心に)に関する教内外からの要望に対し、本所としてどのような対応の在り方が望ましいかという点について意見を聴取することを目的として開催した。

出席者は、坂本忠次、宮田真喜男、藤尾節昭、山田実雄の各囑託と本所職員四名であった。

一方、第十二回研究員集會は、十二月十七日、教学研究会に引続いて開催し、「研究員による紀要へのコラム執筆方について」とのテーマのもとに、懇談を行った。研究員からは、自発的な執筆の申し出を条件とすることとして合意が得られ、また、本所行事への参加及び研究員集會の開催等についての要望が出された。出席者は、金光寿一、鈴木甫、斎藤東洋男、松村真治の各研究員及び本所職員五名であった。

人事異動

職員

任部長 早川 公明(61・4・1)―再任―
 “ 同 岩本 徳雄(61・4・1)

“ 幹事 堀 光昭(61・4・1)
 “ 所員 渡辺 順一(61・4・1)
 “ 書記 金光志津子(61・5・1)
 “ 同 畑中 浩一(62・1・26)
 “ 主事 宮崎美代子(61・4・30)
 “ 書記 高橋美智雄(62・1・30)

研究生

委 橋本美智雄(61・5・1)
 “ 藤田 省三(61・5・1)
 解 藤田 省三(61・8・15)
 “ 橋本美智雄(61・10・31)―委嘱期間満了―
 評議員
 任 宮田真喜男(61・6・20)

本所関係者(62・3・31現在)

職員二四名(所長1部長3幹事1所員7助手7事務長1主事2書記2)
 囑託一三名 研究員五名 評議員六名

学院生の研修・その他

本年度は、学院からの要請により、学院後期研修・実習課程のうち、教祖研究・布教者研究・先師のみ教え研究コースにおける研修レポート検討会(62・3・3)へ以下の職員が出席した。

早川公明、藤井喜代秀、堤光昭、西川太、藤井潔、上坂隆雄、松沢光明、渡辺順一、岡成敏正、橋本美智子、竹部弘

○

海外特別研修生、新田・セーリオ・宏、新田・クリスティーナ・晴子（リグイ教会在籍教徒）は、十月十四日から、本所において、日本語の習得及び本教に関する理解を深めるべく、以下の通り研修を進めている。

(1) 『金光大神覚』の通読

(2) 教祖・教義・教団史の各講義の聴講

(3) 『教祖さま』上下巻の講読及び懇談

○

本年度中に本所を訪れた学界関係者は、以下の通りである。

○ 牧田茂（白梅学園短期大学教授）（61・5・10）

○ 池田昭（中京大学教授）（61・10・15）

金光教学第二十六号正誤表

165	123	107	97	75	6	1	頁
5段	上段	下段	下段				
8	1~2	2	△11	△2	△1	4	行
朝鮮総督在	二七四（事五〇二）言七 ○一 当時、勅願社となるを得たりしも、其人なかりし故出来ず。安	(4)村関係	この頃期	「九日・九日十日」	「義・醇厚俗	大谷村出生	誤
朝鮮総督府	122頁上段 移行 1行目の前へ	(4)村政。関係	この時期	「九月・九日十日」	「醇厚俗	大谷村	正

昭和36年 9月20日印刷

昭和36年 9月25日発行

金光教学第27号

編集・金光教教学研究社

印刷・凸版印刷株式会社

発行・金光教教学研究社
岡山県浅口市金光町

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究社
までお送り下さい。

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいえないが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりをもち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰の実践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互いに他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分の神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直ちに本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかつた。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究部長 大淵千仞)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
1987
No. 27

CONTENTS

KIMIYAKI HAYAKAWA

An Analysis on the Rhetoric of "Konko Daijin's
Memoirs" and the "Notebook of Divine
Revelations"..... 1

JUNICHI WATANABE

Norio Sato's Reformatory Works on the Political
Offenders Arrested on the Charge of Dangerous
Ideas from World War I to World War II..... 42

MICHIKO HASHIMOTO

Japan's Post War Democratic Reformation's
influence on the Reorganization of Konkokyo 77

TERUO OZEKI

An Analysis on "Konko Daijin's Filed Notebook
of Hiromae Attendants and Seekers"117

Collected Materials :

Facts of Konko Daijin's Life and Events (4)159

Categorical Subject Listings of the History of
Konkokyo (10)201

A Brief Outline of Research Papers Submitted by the
Staff of Konkokyo Research Institute for the
Year 1986235

The Summary of the Records of the Meeting for the
Critique of Papers Contributed to the Previous
Edition244

The Summarized Record of the 26th Research Seminar.....248

A*List of Activities of Konkokyo Research Institute
in the Year 1986262